宿泊旅行統計調査の実査・集計・分析業務に 関する民間競争入札実施要項

(案)

令和2年 月

国土交通省観光庁

履 歴

	時 期	内	容
1	令和2年9月	作成	

目次

I.	趣旨	. 2
II.	宿泊旅行統計調査の概要	. 2
III.	対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項	. 3
IV.	一般的事項	16
٧.	実施期間に関する事項	18
VI.	入札参加資格に関する事項	18
VII.	入札に参加する者の募集に関する事項	19
VIII	I. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービス 実施する者の決定に関する事項	
IX.	入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	21
Х.	受託事業者が観光庁に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他本業の適正かつ確実な実施の確保のために受託事業者が講ずべき事項	-
XI. 者が	本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合における損害賠償に関して受託事 「負うべき責任等	
XII.	対象公共サービスの評価に関する事項	26
XIII	I. その他本業務の実施に際し必要な事項	27

I. 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。)に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で受託事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。上記を踏まえ、観光庁は、公共サービス改革基本方針(令和 2 年 7 月 7 日閣議決定)別表において民間競争入札の対象として選定された宿泊旅行統計調査の実査・集計・分析業務について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項(以下「実施要項」という。)を定めるものとする。

II. 宿泊旅行統計調査の概要

宿泊旅行統計調査は、我が国の宿泊旅行の実態を全国規模で把握することを目的として実施している (平成 19 年より従業者数 10 人以上の施設を対象として調査を開始し、平成 22 年 4 月からは従業者数 10 人未満の施設をサンプル調査として調査対象に加えて実施している)。

1. 調査の対象

全国の旅館、ホテル、簡易宿所、会社団体の宿泊所を営む事業所(同伴施設を除く。)のうち、 従業者数 10 人未満の事業所(第1号様式)、従業者数 10 人以上 100 人未満の事業所(第2号様 式)及び従業者数 100 人以上の事業所(第3号様式)

2. 調査の規模

都道府県、従業者数規模別層化抽出により、従業者数 10 人以上の宿泊施設については全施設、 従業者数 5 人以上 10 人未満の宿泊施設については 3 分の 1 の施設、 5 人未満の施設については 9 分の 1 の施設を抽出して調査を実施する。

3. 調査の時期

(1) 調査の期日 : 毎月末日現在

(2) 調査対象期間:1月から12月までの毎月

調査票の回収期日:調査月の翌月10日前後(一次速報)、翌々月10日前後(二次速報 (月次報告))

4. 調査事項

従業者数規模別に第1号様式~第3号様式とし、第1号様式は従業者数10人未満の宿泊施設、第2号様式は従業者数10人以上100人未満の宿泊施設、第3号様式は従業者数100人以上の宿泊施設に対する調査とする。詳細は以下のとおり。

宿泊施設のタイプ、1月1日現在の客室数及び収容人数、1月1日現在の従業者数、宿泊目的別の割合、各月の延べ・実宿泊者数、外国人延べ・実宿泊者数、各月の利用客室数、各月の延べ宿泊者数の居住地別(第1号様式及び第2号様式:県内、県外の別 第3号様式:都道府県別)の内訳、各月の外国人延べ宿泊者数の国籍(出身地)別内訳(第2号様式及び第3号様式)、変動要因(自由記入)

5. 調査の方法等

(1) 調査の方法

調査票を郵送により送付し、調査客体が記入した調査票を郵送により回収、又は観光庁ホームページよりダウンロードした様式に入力された電子ファイルをメールにより回収する。

(2) 報告の方法

報告は、事業所の事業主又はそれに代わる者が、配布された調査票に事業所の状況を記入する方法により行う。ここで、事業主に代わる者とは、調査事業所の経理担当者など、代表者に代わって調査票を記入できる者をいう。

III. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

1. 宿泊旅行統計調査の詳細な内容

(1) 業務期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日(令和3年2月調査から令和4年3月度調査)までとする。

(2) 貸与物件

①	調本亜宝本・	生計英領	则沃 1

- ② マスター名簿
- ③ 母集団名簿
- ④ 調査対象名簿

⑤	名簿整理マニュアル	別添 2
6	母集団名簿整理要領	別添3
7	宿泊旅行統計調査FAQ	別添 4
8	問い合わせ対応マニュアル	別添 5
9	督促マニュアル	別添 6

① 前年調査票データ

⑩ 疑義照会マニュアル

(3) 業務の引継ぎ

① 現行の事業者からの引継ぎ

観光庁は、業務の引継ぎが円滑に実施されるよう、現行の事業者に対して必要な措置を 講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

別添7

この実施要項に基づく業務(以下「本業務」という。)を新たに実施することとなった受託事業者は、本業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、現行の事業者から業務の引継ぎを受けるものとする。

なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、現行の事業者の負担となる。

② 請負期間満了の際の引継ぎ

観光庁は、業務の引継ぎが円滑に実施されるよう、受託事業者及び次回の事業者に対し

て必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務の終了に伴い受託事業者が変更となる場合には、本業務を受注した受託事業者は、 次回の事業者が実施する業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、次 回の事業者に対し、引継ぎを行うものとする。

なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、本業務を受注した受託事業者の負担と なる。

(4) 業務の内容

本業務の内容は以下のとおりであるが、受託事業者は定期的に観光庁と連携を図り、創 意工夫を図りながら、円滑かつ確実な業務実施に努めること。

2. 業務概要

- (1) 令和3年2月~令和4年3月調査(毎月)の実施及び集計等→詳細は以下の①~⑨
- (2) マスター名簿の更新→詳細は以下の⑩
- (3) 令和2年遡及推計の実施及び統計表等の作成→詳細は以下の⑪
- (4) 令和4年1~3月調査用母集団名簿の作成及び調査対象施設の選定→詳細は以下の⑰
- (5) 事業所母集団データベース登録用の調査対象名簿等の作成→詳細は以下の⑬
- (6) 令和4年1~3月調査の調査対象施設等への連絡→詳細は以下の④
- (7) 宿泊旅行統計調査の改善に係る検討資料の作成→詳細は以下の⑤
 - 詳細は以下の通り
 - ① 令和3年2月~令和4年3月調査(毎月)の実施及び集計等

令和3年2月~令和4年3月調査(毎月)の調査票等の調査物品等について、作成、印刷、 発送、回収・集計を行う。

- 注)年度の変わり目における業務の分担
 - 令和3年2月分:

令和4年3月分:

令和2年度の3月末に速報を公表済みであるため、4月末の二次速報(月次報告)の公 表に向け、調査票の回収以降の作業を行うこと。

- ・令和3年3月分:調査票は令和2年度の受託事業者が送付済みであるため、調査票の回収以降の作業を行うこと。
- ・令和3年4月分から令和4年1月分: 調査物品等の作成以降、月次報告の公表まで行うこと。
- 令和 4 年 2 月分:
- 調査票の作成以降、速報の公表まで行うこと。
- 調査票等の作成、印刷、発送まで行うこと。

② 調査票等の調査物品等の作成・印刷

観光庁観光戦略課と協議の上、調査実施に必要な調査票等の調査物品等の作成・印刷 を行うこと。なお、印刷に使用する原稿は、事前に観光庁観光戦略課に確認を取るこ と。調査物品等の仕様・数量等は【資料 21】を参照。

また、調査票の調査項目(例:国籍・地域)が追加になる場合等があり得る。その場合は観光庁観光戦略課と協議の上、対応すること。

- A) 調査票の「宿泊施設コード」、「調査票送付先」、「宿泊施設名」、「所在地」、「宿泊施設のタイプ」、「客室数」、「収容人数」、「従業者数」、「宿泊目的」欄には、母集団名簿を用いて予め印字(プレプリント)すること(発送枚数約 22,000 枚/月のすべてに、それぞれ異なる情報がプレプリントされることに注意すること)。また、調査票、記入要領等の印刷に当たっては、調査月毎に「調査年月」や「提出期限」等が異なることに注意すること。
- B) ニュースレターは、A 4 一枚の両面構成とし、地域ブロック別に作成すること。また、 報告者へは所在地が該当する地域ブロック分を送付すること。
- C) 毎調査月の20日までに、当該調査月の調査票(第1号様式、第2号様式、第3号様式)の電子版(エクセル形式等)及び、同調査票、同記入要領のPDF版を作成し、観光庁観光戦略課へ提出すること。なお、電子調査票には、ファイルを開く際のパスワードを設定し、パスワードは、2.②で作成する「電子メールによる回答のご案内」【資料16】に記載すること。電子調査票については、作成するファイル形式は問わないが、従来のファイルを使用したい場合は、観光庁観光戦略課が受託事業者へ提供する。

③ 調査票等の発送

A) 2.②で作成した「調査票」、「調査票記入要領」、「依頼状」、「ニュースレター」、「電子メールによる回答のご案内」、「返信用封筒」を同封して定形外郵便により調査対象施設へ発送すること。

なお、調査票は、従業者数 0~9人の施設には第 1 号様式、従業者数 10~99 人の施設には第 2 号様式、従業者数 100 人以上の施設には第 3 号様式を送付することとし、記入要領は、それぞれに対応したものを送付すること。また、発送は、四半期分をまとめて送付すること(令和 3 年 4~6 月分、令和 3 年 7~9 月分、令和 3 年 10~12 月分、令和 4 年 1~3 月分の計 4 回の発送を行う)。

【調査票発送郵送数】 約22,000 施設×12 調査分(令和3年4~12月の各月、 令和4年1~3月の各月調査分)

> 第 1 号様式: 48g 程度 約 9,000 通/回 第 2 号様式: 48g 程度 約 12,000 通/回

第3号様式:53g程度 約1,100通/回

- B) 調査票等の発送は、同封されている調査票の最初の調査月の月末までに報告者の手元に届くよう発送すること。(例:令和3年4~6月分の調査票は4月末までに報告者の手元に届くように発送する。)
- C) 調査票は四半期分を一緒に同封することから、各月ごとに調査票の色を変えるなど、

報告者が作成すべき調査票を誤認識することがないよう措置を講ずること。

- D) 報告者が毎月の調査票の記入・返信を失念することがないよう、提出期限直前に、はがきによるお知らせ(調査協力依頼)を行うこと。また、はがきを送付する際には、報告者がどの月の調査票を作成・返信すればよいのか一目で判別できるよう、調査票と同色にする等の措置を講ずること。
- E) 報告者が調査票を提出するための返信用封筒は、「料金受取人払郵便」とし、郵便代金は本業務の範囲として受託事業者が負担すること。
- F) 郵便物が届かなかった施設については、電話やインターネット等により可能な限り状況確認を行い、廃業や休業が判明した場合はマスター名簿に反映すること。

④ 調査票の回収・集計

A) 調査事務局の設置

報告者との連絡窓口として「宿泊旅行統計調査事務局」を設置し、一元管理すること。 調査事務局には専用のフリーダイヤルを2チャンネル(2回線)以上設置し、土日・ 祝日及び令和3年12月29日から令和4年1月3日までを除く9:00~18:00 の受付時間に対応すること。なお、問い合わせ等少なくなる時期においては、観光庁 観光戦略課と協議の上、フリーダイヤル回線を1チャンネル(1回線)とすることを 妨げない。

【想定フリーダイヤル着信件数】 約400件/月

B) 報告者からの問い合わせの対応

報告者からの問い合わせについては、観光庁観光戦略課と協議の上、「問い合わせ対応マニュアル」を作成して対応すること。なお、「問い合わせ対応マニュアル」の原 案は、観光庁観光戦略課から受託事業者へ提供する。

C) 電話による督促

観光庁観光戦略課と協議の上、「督促マニュアル」を作成し、提出期限以降に、未回答の施設に対し、調査事務局より電話により督促を行うこと(督促電話は発送施設の約7~8割程度に実施することを想定すること)。なお、「督促マニュアル」の原案は、観光庁観光戦略課から受託事業者へ提供する。

- D) オンライン調査 (メール方式) の実施
 - イ) 調査票の回収は、郵送のほか、電子メールによる回答も可能とすること。
 - **ロ**) 受信用メールアドレスは、受託事業者が用意すること。
 - **ハ)** 受信したメールの開封及び電子版 (エクセル形式等) の調査票の管理は、受託事業者が行うこと。

⑤ 調査票の審査・集計・分析

※本業務の範囲

- ・速報・・・・・令和3年3月~令和4年2月調査分
- ・月次報告・・・令和3年2月~令和4年1月調査分

A) 調査票の内容審査に当たっては、観光庁観光戦略課と協議の上、「調査票審査・集計要領」を作成し、同要領に基づき行うこと。

審査過程において、調査票の内容に疑義が生じた場合は、調査事務局から報告者に電話等により疑義照会を行うこと(疑義照会は回収施設の約6~7割程度に実施することを想定すること)。なお、「調査票審査・集計要領」の原案は、観光庁観光戦略課から受託事業者へ提供する。

B) 調査票の内容をデータ化し、エラーチェック・集計を行うこと。電算入力した調査票情報について、論理的に矛盾が生じていないか等審査を行い、疑義が生じた場合は調査票の報告者に電話による照会を行うこと。また、集計作業で作成したデータについては、項目の属性に応じたレンジチェック、クロスチェック等を行い、疑義が検出された場合は確認の上、必要に応じて修正すること。(公表までの作業スケジュールについては【資料 20】を参照。)

なお、エラーチェックロジック及び集計方法については、観光庁観光戦略課に確認を 取ること。

また、観光庁観光戦略課が別途提供する前年の調査データを用いて、公表値が再現できるとともに、同様の統計表が作成できることを事前に確認すること。

- C) 集計に用いる母集団名簿は、随時、施設情報の追加・削除・修正が行えるようにすること。
- D) 結果表推定値の標準誤差率を算出して精度の検証を行うこと。また、推計結果に与える影響が極めて大きい宿泊施設がある場合は、至急、観光庁観光戦略課に報告すること。

⑥ 統計表、調査結果報告書等の作成

集計結果に基づき、速報においては統計表【資料 01-1】を、月次報告においては統計表【資料 01-2】を作成するとともに、各統計表を用いて、都道府県照会用の増減理由表【資料 02】及びプレス発表資料案【資料 03-1】を作成すること。12 月分【月次報告】の公表時には、12 ヶ月分を足し上げた年間値の速報として、月次報告と同様に、統計表及びプレス発表資料案【資料 03-2】等を作成すること。

なお、調査票の調査項目の変更等により、統計表が変更になる場合があり得る。その 場合は観光庁観光戦略課と協議の上、対応すること。

また、月次報告については、調査概要、用語の解説、結果の概要、統計表、調査票等で構成される報告書(電子データ)及び英語版の統計表を作成すること。なお、プレス発表資料案及び英語版の統計表の詳細については観光庁観光戦略課と協議の上、決定すること。

⑦ 調査票情報等の二次利用に係る提供用データ等の作成

A) 調査票情報の個票データ及び提供用データ等の作成

集計に用いた調査票情報の個票データ【資料 04、05】及び秘匿処理を施した提供用データ【資料 06】を月次集計、遡及推計ごとに作成する。なお、提供用データについては、都道府県単位(47 区分)及び市区町村単位(約 1,700 区分)でファイルを作成すること。

- B) 都道府県観光入込客統計の作成のために都道府県へ提供するデータ (都道府県別の観光レクリエーション、出張・業務別集計 (速報値版、確定値版)) を四半期毎に作成すること。【資料 08】
- C) 部内用資料として、公表値を市区町村別(速報値版、確定値版)に分割した表を作成すること。

⑧ 調査票情報の管理

調査票(原票)及び調査票情報(電子媒体)については、適正な管理のため、【資料 23】 「調査票情報等の適正な管理のために講じる措置」に示す措置を講ずること。

⑨ 調査票の送付及び回収の状況の管理

毎調査月ごとに調査票の送付及び回収の状況について、調査対象施設ごとに状況が分かる一覧表を随時作成し管理するとともに、毎月2回(月初旬及び月次報告集計時点)、 観光庁観光戦略課へ提出すること。

また、調査票の回収数及び回収率について、調査月別、調査票様式別、郵送・オンライン別に集計した回収率表を作成し、毎月1回、観光庁観光戦略課へ提出すること。

① マスター名簿の更新

マスター名簿【資料 09-1】(約8万施設)の収録情報は、観光庁観光戦略課と協議の上、報告者からの回答及び都道府県から提供される施設情報等に基づき更新を行うこと。なお、調査対象選定に用いる母集団、調査票送付先(調査対象)の施設、月次及び速報集計に用いる母集団、遡及推計に用いる母集団を区分できるよう施設情報を管理するとともに、その組み合わせを容易に変更できるものとすること。

また、保有する施設情報のうち従業者数区分が不明なものは、ホームページや電話により随時確認を行い、次回の遡及推計用母集団名簿の作成までにマスター名簿に反映すること。

① 令和2年遡及推計の実施及び統計表等の作成

A) 令和2年遡及推計用の母集団名簿の作成

マスター名簿から令和2年遡及推計用の母集団名簿【資料09-2】を作成すること。

B) 遡及推計の実施及び統計表等の作成

令和2年1月調査~12月調査の月次集計以降に提出のあった調査票情報を電子化し、 月次集計に使用した調査票情報に追加し、令和2年遡及推計用の母集団名簿を用いて遡 及推計を行い、統計表【資料01-3】、プレス発表資料案【資料03-3】を作成する。

また、用語の解説、結果の概要、統計表、調査票等から構成される報告書(冊子、電子データ)及び英語版の統計表を作成すること。

なお、冊子の仕様については【資料 22】を参照すること。また、プレス発表資料案及 び英語版の統計表の詳細については観光庁観光戦略課と協議の上、決定すること。

C) 報告書 (冊子) の発送

報告書(冊子)については、【資料 07】に示す送付先(82 箇所)に受託事業者から直接発送し、残りは3.(3)に示す納入場所に納品すること。

① 令和4年1~3月調査用母集団名簿の作成及び調査対象施設の選定

A) 都道府県等照会用名簿の作成

観光庁観光戦略課と協議の上、令和3年10月時点のマスター名簿を用いて、都道府県照会用の母集団名簿【資料09-3】を作成すること。

また、都道府県照会用名簿は都道府県単位でファイルを作成し、各ファイル内のデータは、市区町村ごとにソートすること。

なお、都道府県への照会は観光庁観光戦略課において行う。

B) 令和4年1~3月調査用母集団名簿の作成

都道府県から提供された名簿情報に基づき、マスター名簿を更新するとともに、マスター名簿を用いて、令和4年1~3月調査用の母集団名簿を作成すること。

なお、新設日、従業者数、客室数等が不明の施設については、電話及びインターネット等により可能な限り確認を行い、マスター名簿へ反映すること。また、市区町村合併があった場合は、母集団名簿及びマスター名簿に反映すること。

C) 調査対象施設の選定

観光庁観光戦略課と協議の上、令和4年1~3月調査における調査対象施設の選定を 行い、事前に観光庁観光戦略課に報告すること。

設計上の抽出率は、従業者数 10 人以上の施設は悉皆調査であり、従業者数 0 人~ 4 人の施設では 9 分の 1、従業者数 5 人~ 9 人の施設では 3 分の 1 の無作為抽出である。

調査対象施設に選定する施設数は、都道府県別に回収率を考慮し、有効回答数が設計上の抽出率を満たす数とすること。ただし、令和3年12月調査まで調査対象であった施設は、今回の選定の対象からは除くこと。

また、従業者数0人~9人の調査対象施設は、2年間継続して調査対象施設とし、毎年1月に2分の1が交替するよう抽出すること。(選定履歴については母集団名簿及びマスター名簿双方で管理すること。)

【令和2年1月調査施設数(参考)】

第 1 号様式(従業者数 O 人~ 9 人) 約 9,000 施設/約 44,500 施設 第 2 号様式(従業者数 10 人~99 人) 約 12,000 施設/約 12,000 施設 第 3 号様式(従業者数 100 人以上) 約 1,100 施設/約 1,100 施設

③ 事業所母集団データベース登録用の調査対象名簿等の作成

観光庁観光戦略課と協議の上、「統計調査の調査客体の重複是正に係る事務処理要領」に基づき、総務省統計局が管理する「事業所母集団データベース」に登録するための調査対象名簿及び調査結果名簿を作成すること。

(4) 令和4年1~3月調査の調査対象施設等への連絡

令和4年1~3月調査の調査対象施設及び調査対象期間が終了した施設に対して、令和4年1月調査の実施前(1月中旬目途)に、新たに調査対象となった施設には「挨拶状」を、引き続き調査対象となった施設には「協力依頼状」を、調査対象期間が令和3年までだった施設には「お礼状」を送付すること。挨拶状、協力依頼状及びお礼状には、調査施設毎の「宿泊施設コード」、「宿泊施設名」、「所在地」等を印字すること。

また、はがきの送付により廃業等が判明した場合には、情報をマスター名簿に反映させること。

【想定発送数及び仕様】 はがき、両面印刷、白黒印刷 約22,000枚

⑤ 宿泊旅行統計調査の改善に係る検討資料の作成

A) 宿泊旅行統計調査の課題及び改善方策の整理

宿泊旅行統計調査の精度向上や報告者の負担軽減等に向けて、本業務の実施を通じて 把握した実査・集計上の課題及びその改善方策を整理し、観光庁観光戦略課に報告する こと。

B) 観光統計の整備に関する検討会等の資料作成

観光庁観光戦略課と協議の上、観光統計の整備に関する検討会等で使用するための宿 泊旅行統計調査の改善に係る検討資料を作成すること。

イ)想定される課題

- ・調査対象者の負担軽減策
- 基幹統計化の必要性
- ・統計精度の向上(層化基準、サンプルサイズの見直し、回収率の向上策)等

口)作成回数

約2回/年

3. 納品物及び納入方法

(1) 成果物

① 業務計画書

契約締結後7日以内に観光庁観光戦略課に提出すること。

② 進捗報告会議事要旨

進捗報告会実施翌営業日までに観光庁観光戦略課に提出すること。

- ③ 令和2年遡及推計分
 - A) 統計表 (日本語版及び英語版) (エクセル)
 - B) プレス発表資料案(グラフ等のローデータ含む)(パワーポイント、エクセル)
 - C) 宿泊施設ごとの回収状況表 (エクセル)
 - D) 調査対象施設名簿
 - E) 集計に用いた調査票情報 (個票データ、提供データ及び母集団名簿) (エクセル又は C S V)
 - F) 報告書 (グラフ等のローデータ含む) (冊子、ワード、PDF、エクセル) 上記のうち、A) ~ D) は令和3年5月28日(金)まで、E) は令和3年7月2日 (金)まで、F) は令和3年7月30日(金)までに観光庁観光戦略課に提出すること。

④ 令和3年2月調查分【月次報告分】

- A) 統計表(日本語版及び英語版) (エクセル)
- B) 都道府県照会用の増減理由表 (エクセル)
- C) プレス発表資料案(グラフ等のローデータ含む)(パワーポイント、エクセル)
- D) 宿泊施設ごとの回収状況表 (エクセル)
- E) 調査対象施設名簿 (エクセル)
- F) 集計に用いた調査票情報 (個票データ、提供データ及び母集団名簿) (エクセル又は C S V)
- (f) 報告書 (グラフ等のローデータ含む) (ワード、PDF、エクセル) 上記のうち、A) ~ E) は令和3年4月20日(火)まで、F) は令和3年5月10日 (月)まで、G) は令和3年5月28日(金)までに観光庁観光戦略課に提出すること。

⑤ 令和3年3月~令和4年1月調査分

- A) 統計表【速報】(エクセル)
- B) 統計表【月次報告】(日本語版及び英語版)(エクセル)
- C) プレス発表資料案 【速報・月次報告】(グラフ等のローデータ含む)(パワーポイント、エクセル)
- D) 都道府県照会用の増減理由表 【月次報告】 (エクセル)
- E) 宿泊施設ごとの回収状況表 (エクセル)
- F) 調査対象施設名簿 (エクセル)
- G) 集計に用いた調査票情報【月次報告】(個票データ、提供データ及び母集団名簿)(エク

セル又はCSV)

H) 報告書 (グラフ等のローデータ含む) (ワード、PDF、エクセル)

上記のうち、A)~F)は調査月の翌月最終営業日の前週火曜日、G)は公表後7営業日以内、H)は調査月の3ヶ月後以内(令和4年1月分は履行期間終了日)までに観光庁観光戦略課に提出すること。

⑥ 令和3年・年間速報値分

- A) 統計表 【速報】 (エクセル)
- B) プレス発表資料案 【速報】(グラフ等のローデータ含む)(パワーポイント、エクセル)
- C) 集計に用いた調査票情報 【速報】 (個票データ、提供データ及び母集団名簿) (エクセル 又はCSV)

A) ~ C) は 12 月【月次報告】の納入日と同日までに観光庁観光戦略課に提出すること。

⑦ 令和4年2月調査分

- A) 統計表 【速報】 (エクセル)
- B) プレス発表資料案 【速報】(グラフ等のローデータ含む)(パワーポイント、エクセル)
- C) 宿泊施設ごとの回収状況表 (エクセル)
- D) 調査対象施設名簿 (エクセル)
- E) 集計に用いた調査票情報 【速報】 (個票データ、提供データ及び母集団名簿) (エクセル 又はCSV)

上記のうち、A) ~ D) は令和4年3月22日(火)まで、E) は令和4年3月31日(木)までに観光庁観光戦略課に提出すること。

8 調査票原票

令和4年3月31日(木)までに納品すること。

なお、調査票は、月次集計、遅れ票別に調査月別、有効票・無効票別に分類すること。

⑨ 問い合わせ対応マニュアル、督促マニュアル、調査票審査・集計要領

問い合わせ対応マニュアル等を作成し、本業務開始までに観光庁観光戦略課の了承を 得た上で、これにより対応すること。

① マスター名簿 (エクセル)

令和4年3月31日(木)までに納品すること。

(2) 納入方法

成果物について、納入方法を以下に示す。

- A) 言語は、原則日本語を用いること。ただし、英語版の統計表のほか、宿泊施設名等そのままの表記がふさわしいものは除く。
- B) 成果物を収めた電子媒体2部を納入すること。ただし、(1)⑧を除く。
- C) 電子媒体は、CD-R 又は DVD-R とし、ウイルスチェックを行った上で納入すること。
- D) (1)③F)については、電子媒体に加えて、【資料 22】を参照し冊子を作成し、指 定する送付先に送付したもの以外を令和3年9月 30 日(木)までに納入すること。納

入に際して、庁舎管理部署への許可申請等が必要となるため、予定日の2週間前を目 処に観光庁観光戦略課と調整すること。

E) (1) ⑧については、段ボール箱に梱包及び密封し、箱側面に「宿泊旅行調査〇年〇月期調査票」及び観光庁観光戦略課が別途指定する廃棄期限を明記の上、令和4年3月31日(木)までに納入すること。納入の際は、庁舎管理部署への許可申請等が必要となる場合があるため、納入予定日の2週間前を目処に観光庁観光戦略課と調整すること。

(3) 納入場所

国土交通省観光庁観光戦略課観光統計調査室 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館15階

4. 業務受託に関する留意事項

(1) 業務実施に伴う条件

- ① 受託事業者及び本業務に従事する者には、本業務の実施に当たり、統計法(平成19年 法律第53号)第41条に定める守秘義務が課せられることになるので、十分留意する こと。
- ② 受託事業者は、記入済み調査票を日本国外に持ち出してはならない。
- ③ 受託事業者は、記入済み調査票のイメージ画像作成、複写及び複製を行ってはならない。
- ④ 受託事業者は、調査票情報等について、適正な管理のため、【資料 23】「調査票情報等の適正な管理のため講じる措置」に示す措置を講ずること。
- ⑤ 受託事業者は、本業務の実施に当たって、「国土交通省観光庁観光戦略課観光統計調査 室」及びその一部並びに「宿泊旅行統計調査」を調査対象者に対する名称として使用す ることとし、他の名称を使用してはならない。ただし、事前に観光庁観光戦略課の了解 があった場合は、この限りではない。
- ⑥ 受託事業者は、本業務以外のいかなる事項についても、宿泊旅行統計調査の一部である かのように誤認させるおそれのある行為をしてはならない。
- ⑦ 受託事業者は、本業務の実施に当たって、受託事業者が実施する本業務以外の業務、受 託事業者の事業及びその他いかなる事項についても、宣伝及び宣伝であるかのように 誤認させるおそれのある行為をしてはならない。
- ⑧ 受託事業者のうち、業務管理責任者等及び本業務に基づき配置する者は、本業務の実施に当たって、受託事業者が実施する本業務以外の業務及び受託事業者の事業を同時に実施してはならない。ただし、事前に観光庁観光戦略課の了解があった場合は、この限りではない。
- ③ 本業務の実施上必要な機器(パソコン、プリンター等)、什器(机、椅子等)及び消耗品(プリンター用紙、筆記用具等)等(以下「什器等」という。)は、全て受託事業者が用意すること。また、特段の理由がない限り「国等の環境物品等の調達の推進に関す

る法律」に適応した製品を用いること。

- 本業務の実施に伴い、諸設備の破損等が生じた場合は、観光庁観光戦略課と協議の上、 受託事業者の責任において修復を行うこと。
- ① 本業務の実施に伴い、受託事業者は、作業場所を整理整頓し、清潔及び安全に留意して 事故の防止に努めるとともに、安全の徹底を図り作業すること。また、適切な作業環境 の維持に努めること。

(2) 検収

本業務における成果物が受託事業者から提出され、3.(3)に示す場所における、成果物の内容確認をもって検収とする。

(3) 打ち合わせ議事等

- ① 受託事業者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき及 び本仕様書に記載のない事項については、観光庁観光戦略課と速やかに協議すること。
- ② 受託事業者は、観光庁観光戦略課との協議の結果を、協議の都度作成し、文書又は電子メール等にて協議を行った翌業務日までに提出すること。

(4) 情報セキュリティ管理

- ① 受託事業者は、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群(平成 30 年度版)」(平成 30 年7月 25 日サイバーセキュリティ戦略本部決定)に基づき、情報管理に必要な措置を講ずること。また、受託事業者は、国土交通省情報セキュリティポリシーを遵守すること。国土交通省情報セキュリティポリシーについては、契約後、受託事業者に開示する。
- ② 受託事業者は、業務管理責任者等の下、適正に情報管理を行うための体制を確保し、管理状況を把握すること。
- ③ 受託事業者は、本業務に基づき配置する全ての者に対し、研修又は指導を通じて秘密保持義務があることについて、周知徹底させること。
- ④ 受託事業者は、本業務に基づき配置する全ての者と個別に退職後も有効な守秘義務契 約を締結すること。
- ⑤ 受託事業者は、本業務に基づき配置する全ての者から個別にX. 2. に示す内容を含む 誓約書を徴すること。
- ⑥ 受託事業者は、本業務を履行する上で知り得た観光庁に係る情報について、本業務の履行上必要最小限の範囲でのみ利用することとし、本業務に基づき配置する全ての者が、 それぞれの作業に必要な範囲でのみアクセスを可能とするよう管理すること。
- ⑦ 受託事業者は、本業務に基づき配置する者が使用するパソコン等のシステムについて、適切なセキュリティ対策(パスワード設定、ウイルス対策ソフトウェアの導入、操作ログ管理ソフトウェアの導入、セキュリティパッチの適用、ファイル共有ソフトウェアのインストール禁止及びファイルの暗号化及び外部との接続の制限等)を講ずるとともに、その状況を随時確認すること。
- ⑧ 受託事業者は、本業務を実施する場合、作業場所について、関係者以外の者が許可なく

出入りできないように、専用カード等による入退室管理を実施すること。

- ⑨ 受託事業者は、観光庁が情報セキュリティ対策の実施状況等の報告を求めた場合、受託事業者は速やかに対応すること。
- ⑩ 観光庁が、本業務に係る情報セキュリティが侵害され又は侵害のおそれがあると認めた場合、受託事業者に対し、パソコン等の操作ログ、建物入退室記録、電話使用記録等の提出を求めることがあるので、受託事業者は速やかに対応すること。
- ① 受託事業者は、観光庁が必要に応じて行う情報セキュリティ対策に関する監査を受入れること。

5. 宿泊旅行統計調査の実施に当たり確保されるべきサービスの質

本業務を実施するに当たって、確保されるべき質として求められるものは、以下のとおりである。

(1) スケジュールの順守

本業務の実施に当たり、観光庁観光戦略課と調整の上、スケジュールに沿って確実に業務を遂行すること。

(2) マニュアルによる対応

照会対応業務においては、調査票の記入等に関する電話等による照会があった場合は、観光 庁が原案を提供し、受託事業者が作成した問い合わせ対応マニュアル等に沿って対応する こと。

(3) 基準日における目標有効回答率

一連の業務(督促業務等)を通じ、各月の基準日(第二次速報値集計の提出期日)における調査票の有効回答率が、令和元年実施の調査の実績値を基に定めた有効回答率(従業者数10人以上の施設では59.7%、10人未満の施設では38.7%)、年間平均有効回答率が平成29年から令和元年に実施の調査までの実績値の3年平均である年間有効回答率(従業者数10人以上の施設では61.0%、10人未満の施設では41.2%)と同等以上となるよう努めること。

なお、月別目標有効回答率及び年間平均有効回答率を下回った月があった場合は、各年の 事業報告書において、実績有効回答率が月別目標有効回答率及び年間平均有効回答率を下回 った要因について分析し、観光庁観光戦略課に報告するとともに、目標有効回答率の達成を 確保する上で必要な改善策を講ずること。この改善策を講ずることをもって、8.(2)に記 載のある業務の質が確保されたとみなすこととする。

6. 業務の改善策の作成・提出等

受託事業者は、次の(1)又は(2)の場合、速やかに業務の改善策(観光庁への提案を含む)を作成及び提出し、観光庁の承認を得た上で改善策を実施するものとする。

なお、受託事業者は、改善策の作成、提出及び実施に当たり、観光庁に対して必要な助言 及び協力を求めることができる。

(1) 受託事業者が業務の実施結果を踏まえ、業務の質の確保・向上を図るため、業務の改善が必

要と判断した場合

(2) 観光庁が、X. 1. (2) に示す報告やⅢ. 3. (1) に示す納品物の確認又は業務の実施状況を観察することにより、業務の質が満たされないことが明らかになり、業務の改善が必要と判断し、受託事業者に対して業務の改善を求めた場合

7. 業務の改善提案

受託事業者は、業務の質の確保・向上を図るため、業務の実施結果を踏まえた改善提案(照会対応・督促業務に必要な照会対応事例集等)を観光庁に対して行う。

8. 契約の形態及び支払

(1) 契約の形態

契約の形態は請負契約とする。

(2) 請負費の支払い方法

- ① 観光庁は、業務期間中の検査・監督を行い、業務の質の確保状況を確認した上で、請負費を支払うものとする。検査・監督の結果、業務の質が確保されていない場合、観光庁は業務を行うように指示し、受託事業者に対し速やかに業務改善書を観光庁に提出させるものとする。観光庁は、業務改善の確認ができない限り請負費の支払いは行わないものとする。
- ② 請負費の支払いに当たっては、受託事業者は当該年度分の業務完了後、観光庁との間で 定める書面により当該年度分の支払い請求を行い、観光庁は、これを受領した日から30 日以内に所定の金額を受託事業者に支払うものとする。

9. 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により事業者に生じた合理的な増加費用及び損害は、(1)から(3)に該当する場合には観光庁が負担し、それ以外の法令変更については受託事業者が負担する。

- (1) 本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設
- (2) 消費税その他類似の税制度の新設・変更(税率の変更含む)
- (3) 上記(1)及び(2)のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更(税率の変更含む)

IV. 一般的事項

1. 体制の整備

(1) 受託事業者は、本業務で知り得た保護すべき情報(契約を履行する一環として契約相手方が 収集、整理、作成等した情報であって、観光庁観光戦略課が保護を要さないことを同意して いない一切の情報をいう。以下同様。)を適切に管理するため、次の履行体制を確保すると ともに、観光庁に対し、様式1(「情報取扱者名簿」及び「情報管理体制図」)を提出し、観 光庁観光戦略課の同意を得ること。また、これらに記載した情報に変更がある場合は、予め 観光庁観光戦略課の同意を得ること。

- (2) 本業務の実施に当たって、受託事業者は、本業務を統括する責任者である業務管理責任者及び必要に応じて業務管理責任者の事務の一部を補助する管理責任者(以下「業務管理責任者等」という。)を選任すること。業務管理責任者等は、本実施要項に基づく受託事業者の業務全般を指揮監督し、観光庁観光戦略課との窓口を行う能力及び知識のある者を選任すること。
- (3) 受託事業者から観光庁観光戦略課に対する報告事項、協議等は、全て(2)で選任された業務管理責任者等を通じて行うこと。
- (4) 業務管理責任者等は、本業務に基づき配置する者の指揮、監督及び進捗状況を把握し、観光 庁観光戦略課からの本業務に関する問い合わせに対し、速やかに対応すること。
- (5) 業務管理責任者が交代する場合、交代の2週間前までに観光庁観光戦略課に報告すること。 また、交代に際しては、2週間以上かけて業務の引継ぎを十分に行うこと。
- (6) 受託事業者は、①~⑥に示す項目を含む、業務計画書を作成し、契約締結後7日以内に観光 庁観光戦略課に提出すること。なお、業務計画書提出後、記載内容に変更が生じる場合には、 事象発生日から5日以内に変更内容を明示した業務計画書について、観光庁観光戦略課に提 出すること。

① 業務体制

本業務を実施する作業体制を示す組織計画並びに業務管理責任者等の担当業務を含むこと。

② 連絡先・窓口

受託事業者及び観光庁について、通常時の連絡先・窓口のほか、緊急時の連絡体制を含むこと。

- ③ 業務実施場所
- ④ 本業務の実施スケジュール(全体及び調査毎)
- ⑤ 本業務における情報セキュリティ対策の実施方針及び対応状況 本業務に基づき配置する者が実施する具体的な情報セキュリティ対策の内容並びに 追跡調査や立入検査等、観光庁と受託事業者が連携して情報セキュリティインシデン ト等の原因を調査及び排除できる体制を含むこと。
- ⑥ 受託事業者は、観光庁が、受託事業者の資本関係及び役員等の情報並びに本業務に基づき配置する者の所属、専門性、実績及び国籍に関する情報の提供を求めた場合、これに対応すること。

2. 進捗管理

- (1) 受託事業者は、1.(6)で作成した業務計画書に基づき、業務の進捗管理を実施し、その 進捗状況については、定期的に観光庁観光戦略課に報告すること。
- (2) 受託事業者は、毎月上旬に調査の実施状況を含む業務の進捗について、観光庁観光戦略課に 報告すること。報告内容にはⅢ. 2. ⑨で作成した回収率表及びⅢ. 2. ⑤A)で整理した課

題を含めることとし、A4用紙1枚程度にまとめること。

- (3) 受託事業者は、(2) の報告のため観光庁観光戦略課が指定した場所(原則として観光庁を 想定)において、進捗報告会を開催すること。また、進捗報告会議事要旨を取りまとめ、進捗 報告会実施翌業務日までに観光庁観光戦略課に提出すること。
- (4) 受託事業者は、作業が遅延すると予想される場合又は遅延が発生しそうな場合は、速やかに 観光庁観光戦略課へ遅延の実態と原因を報告し、解決に向けた協議を行うこと。また、必要に 応じて、スケジュール調整・作業調整を行い、1.(6)④の実施スケジュールを修正の上、 観光庁観光戦略課に提出すること。

3. 連携

- (1) 本業務の実施に当たって、受託事業者は観光庁と密接な連携の下、作業を実施すること。
- (2) 観光庁は、本業務に疑義が生じた場合、必要に応じて受託事業者に対し、作業状況について 報告を求めるとともに、監査(報告者に対する確認を含む。)を行い、作業内容の改善要請を 行うことができる。

V. 実施期間に関する事項

請負契約の契約期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

VI. 入札参加資格に関する事項

- 法第 15 条において準用する法第 10 条各号(第 11 号を除く)に抵触しない者であること。
- 2. 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。 なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、 同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 3. 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 4. 国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」の「A」又は「B」の 等級に格付され、関東・甲信越地域の競争参加資格を有している者であること。
- 5. 国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- 6. 本実施要項に記載する事項のとおり役務を実施・完了することができることを証明した者であること。なお、この場合の証明とは、落札者として決定された民間事業者との間で締結される 法第 20条第1項の契約(以下「本契約」という。)を締結することとなった場合、確実に完了 期限までに業務を実施・完了することができるとの意思表示を書面により証明することをいう。
- 7. 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交 通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 8. 労働者派遣法(昭和六十年法律第八十八号)(第3章第4節の規定を除く。)の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分(指導を含む)を受けた日から5年を経過しない者でないこと(これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までに是正を完了している者を除く。)。
- 9. XII. 4. の評価委員会の構成員である外部有識者本人又はこれらの者と資本若しくは人事

面において関連のある事業者でないこと。

- 10. 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- 11. 労働保険、厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料等の未納がないこと(入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと)。
- 12. 単独で本業務が担えない場合は、適正に業務を遂行できる共同事業体(当該業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成された組織をいう。以下同じ。)として参加することができる。その場合、入札書類提出時までに共同事業体を結成し、代表者を定め、他の者は構成員として参加するものとする。また、共同事業体の構成員は、(1. から 11. までの全ての資格を満たす必要があり、)他の共同事業体の構成員となること、又は、単独で入札に参加することはできない。なお、共同事業体で入札に参加する場合は、共同事業体結成に関する協定書又はこれに類する書類を作成すること。
- 13. 応札希望者は、本業務を実施するに当たり、入札公告に記載している事前提出書類の提出期限までに、個人情報の適切な取り扱いの体制について、プライバシーマーク使用許諾(JISQ15001)の認証を取得していることを証明する書類等を観光庁総務課調整室経理係あてに提出すること。

VII. 入札に参加する者の募集に関する事項

1. 入札に係るスケジュール

(1) 入札公告 令和3年1月上旬頃

(2) **入札説明書の交付** (1) と同日

(3) 入札説明会 令和3年1月中旬頃

(4) 質問受付期限 令和3年2月中旬頃

(5) 入札書類提出期限 令和3年2月中旬頃

(6) 資格審查 令和3年2月中旬頃

(7) **開札、落札予定者の決定** 令和3年2月中旬頃

(8) 契約締結 令和3年4月上旬頃

2. 入札の実施手続

(1) 入札説明書の交付後の質問受付

入札公告以降、観光庁において入札説明書の交付を受けた者は、本実施要項の内容や入札に係る事項について、入札説明書交付後に、観光庁に対して質問を行うことができる。質問は原則として電子メールにより行い、質問内容及び観光庁からの回答は原則として入札説明書の交付を受けた全ての者に公開することとする。

ただし、受託事業者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

(2)提出書類

民間競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)は、次に掲げる書類を別に定める入札公告及び入札説明書に記載された期日と方法により、観光庁まで提出すること。

① 入札書

入札金額(入札参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約期間内全ての本業務に対する報酬総額の 110 分の 100 に相当する金額)を記した書類

② 申請書類

- A) 資格審査結果通知書の写し
- B) 入札参加グループで参加する場合の協定書の写し(任意様式)

③ 暴力団排除に関する書類

法第 15 条において準用する法第 10 条に規定する欠格事由のうち、暴力団排除に関する 規定について評価するために必要な書類

VIII. 対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項

1. 決定方法

本業務を実施する者(以下「落札者」という。)の決定は、最低価格落札方式により行う。

2. 落札者の決定

- (1) プライバシー使用許諾 (JISQ15001) の認証を取得している者のみが入札に 参加できる。
- (2) 入札公告及び入札説明書に従い入札書を提出した入札者であって、入札公告及び入札説 明書に示す競争参加資格及び仕様書の要求要件を全て満たし、当該入札者に入札価格が 予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札 者とする。ただし、落札者により、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれが あると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれが あって、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とすることがある。
- (3) 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者 を決定するものとする。又、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないと きは、入札事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものと する。
- (4) 再度の入札を行っても落札者がいない場合には、最低価格の入札者と優先的に交渉を行い不落随意契約又は入札不調とする。

IX. 入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

1. 開示情報

宿泊旅行統計調査における従来の実施状況に関する情報の開示については、「従来の実施 状況に関する情報の開示」【別紙1】のとおりとする。

- (1) 従来の実施に要した経費
- (2) 従来の実施に要した人員
- (3) 従来の実施に要した施設及び設備
- (4) 従来の実施における目的の達成の程度
- (5) 従来の実施方法等

2. 追加資料の開示等

前項(5)「従来の実施方法等」の詳細な情報は、民間競争入札に参加する予定の者から要望があった場合、従来の当該業務の仕様書、報告書等について、所定の手続を踏まえた上で 閲覧可能とする。

また、民間競争入札に参加する予定の者から追加の資料の開示について要望があった場合は、観光庁は法令及び機密性等に問題のない範囲で適切に対応するよう努めるものとする。

- X. 受託事業者が観光庁に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他本 業務の適正かつ確実な実施の確保のために受託事業者が講ずべき事項
- 1. 受託事業者が報告すべき事項
 - (1) 業務計画書

受託事業者は、契約締結後、以下の事項を記載した業務計画書を作成し、観光庁観 光戦略課に提出しなければならない。

- ① 業務概要
- ② 業務工程表
- ③ 業務体制表
- ④ 打合せ計画
- ⑤ 関係機関との調整事項
- ⑥ 実施方針
- ⑦ その他観光庁へ協議・報告等を行う必要がある事項

(2) 報告等

Ⅲ. 2. で設定した「質の確保」がなされること、または、なされていることを確認する ため、受託事業者は、次の①~⑥について観光庁と協議・報告を行うこと。

また、観光庁は、報告を受け、業務の適正かつ確実な実施を確保するため、必要に応じ受

託事業者との情報交換の場を設けるものとする。

- ① 調査拒否等報告(随時)
- ② 問い合わせ・苦情対応 (随時)
- ③ 調査票回収·督促状況(翌月初旬頃)
- 4 疑義照会状況 (随時)
- ⑤ 勤務体制 (随時)
 - A) 業務担当者の配置実績及び勤務体制表
 - B) 調査票等を扱うことができる人員の管理体制、保管責任者、管理責任者等の体制及び 保管・管理状況を報告
 - C) 勤務体制については、各工程に作業責任者を置き、氏名、所属、連絡先を報告
 - D) 督促·審査及び苦情対応業務の業務担当者の氏名、所属を報告
- ⑥ 事業報告書

令和3年調査:令和4年3月31日

(3) 調査

観光庁は、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために、必要があると認めるときは法第 26 条第 1 項に基づき、受託事業者に対して、必要な報告を求め、又は事務所等に立ち入り、実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立入検査をする観光庁の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第 26 条第 1 項に基づくものであることを受託事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携行し、関係者に提示することとする。

- ① 観光庁から受託事業者へ電話し、業務担当者に対し、照会状況、調査票の回収状況等の様々な質問を投げかけることにより、適切に業務の運営がなされているかを詳細に調べる。
- ② 受託事業者又はその職員その他の本契約の履行に従事する者による調査票の不正記入 等の不正行為を防止するため、回収調査票を適宜選択し、調査客体に観光庁から不正行 為の有無を確認する。

(4) 指示

観光庁は、本業務を適正かつ確実に実施させるために、必要があると認めるときは、受託 事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。なお、上記に加え、業 務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、指示を行うことができるものとする。

2. 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

受託事業者は、本業務に関して観光庁が開示した情報等(公知の事実等を除く。)及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必

要な措置を講ずること。受託事業者(その者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員、その他の本業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

なお、当該情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示してはならない。

3. 契約に基づき受託事業者が講ずべき措置

(1) 請負業務の開始及び中止

① 請負業務の開始

受託事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

② 本業務の中止

受託事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ、 観光庁の承認を受けなければならない。

(2) 公正な取扱い

- ① 受託事業者は、本業務の実施に当たって、調査客体を具体的な理由なく区別してはならない。
- ② 受託事業者は、調査客体の取扱いについて、自らが行う他の事業の利用の有無により区別してはならない。

(3) 金品等の授受の禁止

受託事業者は、本業務において金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

(4) 宣伝行為の禁止

① 本業務の宣伝

受託事業者及び本業務に従事する者は、観光庁や「宿泊旅行統計調査」の名称やその一部を用い、本業務以外の自ら行う事業の宣伝に利用すること(一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の一つとして事実のみ簡潔に記載する場合等を除く。)及び当該自ら行う事業が宿泊旅行統計調査の業務の一部であるかのように誤認させるおそれのある行為をしてはならない。

② 自らが行う事業の宣伝

受託事業者は、本業務の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

(5) 法令の遵守

受託事業者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

(6) 安全衛生

受託事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者 を定め、関係法令に従って行わなければならない。

(7) 記録及び帳簿書類等

受託事業者は、実施年度ごとに本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、翌年度より5

年間保管しなければならない。

(8) 権利の譲渡

受託事業者は、原則として、本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(9) 権利義務の帰属等

- ① 印刷物の制作上で発生した著作権及び電子データ等の所有権は観光庁に帰属する。
- ② 受託事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、観光庁の承認を受けなければならない。

(10) 契約によらない自らの事業の禁止

受託事業者は、本業務を実施するに当たり、観光庁の許可を得ることなく自ら行う事業又は観光庁以外の者との契約(観光庁との契約に基づく事業を除く。)に基づき実施する事業を行ってはならない。

(11) 取得した個人情報の利用の禁止

受託事業者は、本業務によって取得した個人情報を、自ら行う事業又は観光庁以外の者との 契約(本業務を実施するために締結した他の者との契約を除く。)に基づき実施する事業に 用いてはならない。

(12) 再委託の取扱い

① 全部委託の禁止

受託事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

② 再委託の合理性等

受託事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ再委託に関する事項(再委託先の住所・名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法)について記載した書面を観光庁に提出し、承諾を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

③ 請負等の制限

- A) ②は、受託事業者が、コピー、文書作成、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、 模型制作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託 しようとする場合は、適用しない。ただし、保有個人情報、個人番号、特定個人情報、 行政機関非識別加工情報及び調査票情報等を扱う業務はこの限りではない。
- B) ②のなお書き部分は、軽微な変更に該当するときは、適用しない。
- C) ②の業務及び③A)の業務のうちコピー、文書作成、印刷・製本、資料整理、計算処理、 翻訳について、再委託する場合は、受託事業者は、これに伴う第三者の行為等について、 その責任を負うこと。

④ 契約後の再委託

受託事業者は、契約後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する 事項を明らかにした上で観光庁の承認を受けなければならない。

⑤ 再委託先からの報告

受託事業者は、上記②又は④により再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を徴収することとする。

⑥ 再委託先の義務

再委託先は、上記X. 2X. 3. (2) ~ (11) までに掲げる事項について、受託事業者と同様の義務を負うものとする。

⑦ 受託事業者の責任

受託事業者が再委託先に業務を実施させる場合は、全て受託事業者の責任において行う ものとし、再委託先の責めに帰すべき事由は、受託事業者の責めに帰すべき事由とみなし て、受託事業者が責任を負うものとする。

(13) 契約内容の変更

受託事業者及び観光庁は、本業務の更なる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに、法第 21 条の規定に基づく手続きを適切に行わなければならない。

(14) 契約の解除

観光庁は、受託事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- ① 法第22条第1項第1号イからチ又は同項第2号に該当するとき。
- ②暴力団員を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。
- ③ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

(15) 契約解除時の取扱い

① 契約解除時の請負報酬の支払

上記(14)に該当し、契約を解除した場合には、観光庁は受託事業者に対し、当該契約の解除の日までに本業務を契約に基づき実施した期間に係る請負報酬を支払う。

② 契約解除時の違約金と本業務の完了

上記(14)に該当し、契約を解除した場合、受託事業者は、契約金額から消費税及び地方消費税に相当する金額並びに上記①の請負報酬を控除した金額の100分の10に相当する金額を違約金として観光庁が指定する期日までに納付するとともに、観光庁との協議に基づき、本業務の処理が完了するまでの間、責任を持って当該処理を行わなければならない。

(3) 延滞金

観光庁は、受託事業者が前項の規定による金額を国の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年 100 分の3の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。

4) 損害賠償

観光庁は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。なお、観光庁から受託事業者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済みの違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済

額とみなす。

(16) 不可抗力免責

受託事業者は、上記事項にかかわらず、不可抗力により請負事業の全部若しくは一部の履行が遅延又は不能となった場合は当該責任を負わないものとする。

(17) 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、受託事業者と観光庁が協議するものとする。

XI. 本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合における損害賠償に関して受 託事業者が負うべき責任等

本契約を履行するに当たり、受託事業者が、故意又は過失により第三者に損害を加えた場合 における、当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

1. 受託事業者に対する求償

観光庁が国家賠償法(昭和22年法律第125号)第1条第1項等に基づき当該第三者に対する 賠償を行ったときは、観光庁は受託事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額(当該損害の発生について観光庁の責めに帰すべき理由が存する場合は、観光庁が自ら賠償の責めに 任ずべき金額を超える部分に限る。)について求償することができる。

2. 観光庁に対する求償

受託事業者が民法(明治 29 年法律第 89 号) 第 709 条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について観光庁の責めに帰すべき理由が存するときは、当該受託事業者は観光庁に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

3. その他

- (1) 受託事業者が本契約に違反したことによって、又は受託事業者(その者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員その他の本契約の履行に従事する者が故意若しくは過失によって観光庁に損害を与えたときは、受託事業者は、観光庁に対する当該損害の賠償の責めに任じなければならない。
- (2) 受託事業者は、受託事業者の責めに帰すべき事由により、Ⅲ. 3. (1) 成果物に定める納品期限を遅延したときには、遅延金として、納品期限の翌日から履行完了までの遅延日数 1日につき契約金額の年3パーセントの割合で計算した額を観光庁の指定する期間内に納付しなければならない。

XII. 対象公共サービスの評価に関する事項

1. 実施状況に関する調査の時期

観光庁は、総務大臣が行う評価の時期(令和4年6月を予定)を踏まえ、当該業務の実施 状況については、令和4年3月31日時点における状況を調査するものとする。

2. 調査の実施方法

観光庁は、X. 1. の報告等を基に、下記3. の調査項目について必要な調査を行い、従

来の実績と比較考量すること等により、質の維持向上が達成されたかを評価する(数値的な 比較が可能な項目については定量的に評価する。)。あわせて経費削減が達成されたかを確認 する。

3. 調査項目

- (1) X. 1. (2)①~⑥に掲げる項目
- (2) Ⅲ. 3. (1)による業務の履行状況及び報告内容
- (3) 実際に本業務の実施に要した経費

4. 意見聴取等

観光庁は、本業務の実施状況等の調査を行うに当たり、必要に応じ、受託事業者及び調査客体から直接意見の聴取等を行うことができるものとする。

5. 実施状況等の提出

観光庁は、本業務の実施状況等について、1.の評価を行うため、令和4年5月を目途に総務大臣及び監理委員会へ提出するものとする。なお、観光庁は、本業務の実施状況等を提出するに当たり、外部有識者の意見を聴くものとする。

XIII. その他本業務の実施に際し必要な事項

1. 対象公共サービスの監督上の措置等の監理委員会への報告

観光庁は、法第 26 条及び第 27 条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、 その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

2. 観光庁の監督体制

本契約に係る監督は、契約担当官等が自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。本業務の実施状況に係る監督は、上記Xにより行うこととする。

3. 主な受託事業者の責務等

- ① 法第25条第2項の規定により、本業務に従事する者は、刑法(明治40年法律第45号) その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- ② 法第54条の規定により、本業務の実施に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される。
- ③ 法第55条の規定により、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者、あるいは指示に違反した者は、30万円以下の罰金に処される。
- ② 法第56条の規定により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の 従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第55条の違反行為をしたときは、行為者 が罰せられるほか、その法人又は人に対して同条の刑が科される。
- ⑤ 会計検査について受託事業者は、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第23条第1 項第7号に規定する者に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及 び第26条により、同院の実地の検査を受け、又は同院から資料・報告等の提出を求め

られ、若しくは質問を受ける場合がある。

⑥ 本業務の実施に関し、受託事業者は、統計法、個人情報の保護に関する法律(平成 15年法律第 57号) その他関係法令を遵守するものとする。特に統計法は第 41条において、同条に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならないと定めており、受託事業者はそのための措置を講ずること。

4. 評価委員会の開催

観光庁は、本業務の実施状況の評価等を行うに当たり、専門的・技術的知見を得るために、 観光庁及び外部有識者(3名)を構成員とする評価委員会を開催することとする。

【様式例】

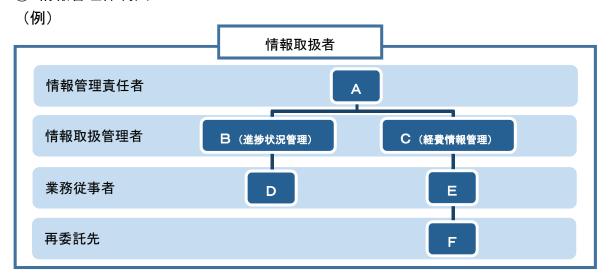
情報取扱者名簿及び情報管理体制図

① 情報取扱者名簿 ※情報取扱者は本業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とすること。

		氏名	住所	生年月日	所属部署	役職
情報管理責任	Α					
者 (※1)						
情報取扱管理	В					
者 (※2)	С					
業務従事者	D					
(%3)	Ε					
再委託先	F					

- (※1) 本業務における情報取扱のすべてに責任を有する者。
- (※2) 本業務の進捗状況などの管理を行う者で、本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
- (※3) 本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
- ※このほか、日本国籍以外の国籍を有する者については、国籍やパスポート番号等を別途報告するものとする。

② 情報管理体制図



※本業務の遂行にあたって、保護すべき情報を取り扱うすべての者を記載すること(再委託先も含む)。

③ その他

- ・別途提出している資料により必要な情報を確認できることを観光庁が認める場合には、当該資料で代用することができる。
- ・情報管理規則等の内規を別途添付すること。
- ・必要に応じ、本紙記載の内容を確認するため追加で提出を求める場合がある。

別紙1 従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費

(単位:千円)

			平成29年度	平成30年度	令和1年度
	委託費	人件費	60,000	60,000	60,000
	安託貝	それ以外の経費	96,000	100,000	110,000
計(a)			156,000	160,000	170,000

(注記事項)

平成29年度~令和1年度(民間委託)

- 1. 業務の実施期間は、4月から3月までの約12ヶ月。
- 2. 本業務は、平成19年度から調査の実施及び集計に係る一連業務を一括して民間事業者に委託している。
- 3. 委託費の変動は、入札額の差によるものである。
- 4. 各年度とも調査内容は同じであり、調査客体数は令和1年度は、約19,000施設である。 ※調査対象施設数(平成29年度調査:約18,000施設、平成30年度・令和1年度:約19,000施設)
- 5. 委託費の積算には、調査に係る人件費、それ以外の経費(旅費、印刷費、通信運搬費等)が含まれる。
- 6. 令和1年度の落札金額:170,000,000円(税抜)

2 従来の実施に要した人員

(単位:人)

(業務従事者に求められる知識・経験等)

1. 統計調査に関する知識、情報処理(パソコン操作)に関する知識、調査対象施設、業界に関する予備知識が必要。 2. 宿泊旅行統計調査に関する業務を熟知し、照会対応業務及び督促業務ができること。

(業務の繁閑の状況とその対応)

(照会業務)月初から中旬まで調査票回収から疑義照会が集中する。中旬以降、督促架電開始から調査対象施設よ り入電が集中。随時、調査事務局からの疑義照会、調査対象施設からの入電対応を実施。

(統計表作成)中旬に集計作業を実施し、統計表を作成。

(名簿整備)督促架電で得た施設場を名簿情報の反映を実施。(月末)

(注記事項)

平成29年度~令和1年度(民間委託)

民間事業者の実施体制(令和1年度)は、以下の通り。

	業務の種類	実施体制		
	未伤の性規	天心体的	受託事業者分	再委託分
1	調査対象施設名簿の整備	310.0 人日	310.0 人日	0.0 人日
2	業者との調整(調査関係用品の印刷)	68.0 人日	68.0 人日	0.0 人日
3	業者との調整(調査関係用品の発送)	00.0 人口	08.0 人日	0.0 XI
4	回収件数の確認			
5	開封	108.0 人日	108.0 人日	0.0 人日
6	回収日登録	100.0 人口	100.0 入日	0.0 XII
7	調査票のチェック			
	架電業者との業務調整(督促関係)	24.0 人日	24.0 人日	0.0 人日
9	照会対応	240.0 人日	240.0 人日	0.0 人日
10	再委託先へのデータ化発注業務	46.0 人日	46.0 人日	0.0 人日
11	審査、疑義照会	658.0 人日	658.0 人日	0.0 人日
12	調査対象施設名簿修正	030.0 人口	038.0 人口	0.0 人口
	各種業務システム開発(改修)業務	353.0 人日	353.0 人日	0.0 人日
14	サーバ運用管理業務	24.0 人日	24.0 人日	0.0 人日
15	その他(事業報告書、納品業務等)	72.0 人日	72.0 人日	0.0 人日
	合 計	1,903.0 人日	1,903.0 人日	0.0 人日

[※]再委託分の従業者は把握していません(物品の発注、督促架電業務、データ化業務においては再委託契約としています)

3 従来の実施に要した施設及び設備
 1. 平成29年度~令和1年度【民間事業者】 ○民間事業者において準備した。 電話7回線、専用FAX1台、コピー、プリンタ複合機1台、パソコン14台(都道府県照会時は17台)、書庫(調査関係書類)、机・いす、オンラインシステム機材、上記パソコンに宿泊旅行統計調査支援システム・審査システムをインストール ○施設 民間事業者の事務室(約50㎡)
(注記事項)○ 事業を実施するために必要となる施設及び設備は、受託事業者において準備する必要がある。

4 従来の実施における目的の達成の程度

		平成28年				平成29年			平成30年			令和1年		
		調査対象数	有効回答 数	有効 回答率	調査対象 数	有効回答 数	有効 回答率	調査対象 数	有効回答 数	有効 回答率	調査対象数	有効回答 数	有効 回答率	
全	≧体	214,195	124,148	58.0%	216,562	121,593	56.1%	220,552	118,178	53.6%	231,333	120,864	52.2%	
	従業者規模別													
	従業者数10人未満	83,816	37,887	45.2%	76,406	33,812	44.3%	78,793	32,150	40.8%	82,370	31,914	38.7%	
	従業者数10人以上	130,379	86,261	66.2%	140,156	87,781	62.6%	141,759	86,028	60.7%	148,963	88,950	59.7%	

(注記事項)

○ 有効回答率とは、有効回答(=個票審査要領の基準を満たした調査票)数を調査客体数で除した値をいう。

平成28年の調査客体数 214,195、有効回答数 124,148 平成29年の調査客体数 216,562、有効回答数 121,593 平成30年の調査客体数 220,552、有効回答数 118,178 令和 1年の調査客体数 231,333、有効回答数 120,864

5 従来の実施方法等

従来の実施方法(業務フロー図等)

○ 業務フロー図については次頁のとおり。

観光庁が民間事業者に委託して事業を実施していた際、事業の目的を達成するために重視していた事項。 〇回収率を左右する要因となる督促・苦情対応時については、当調査の必要性・重要性を丁寧に説明した 〇精度向上を図るため、調査客体からの質問に対しては丁寧・的確・迅速に回答し、協力を求めた

(注記事項)

(令和1年度)

1. 督促等の状況

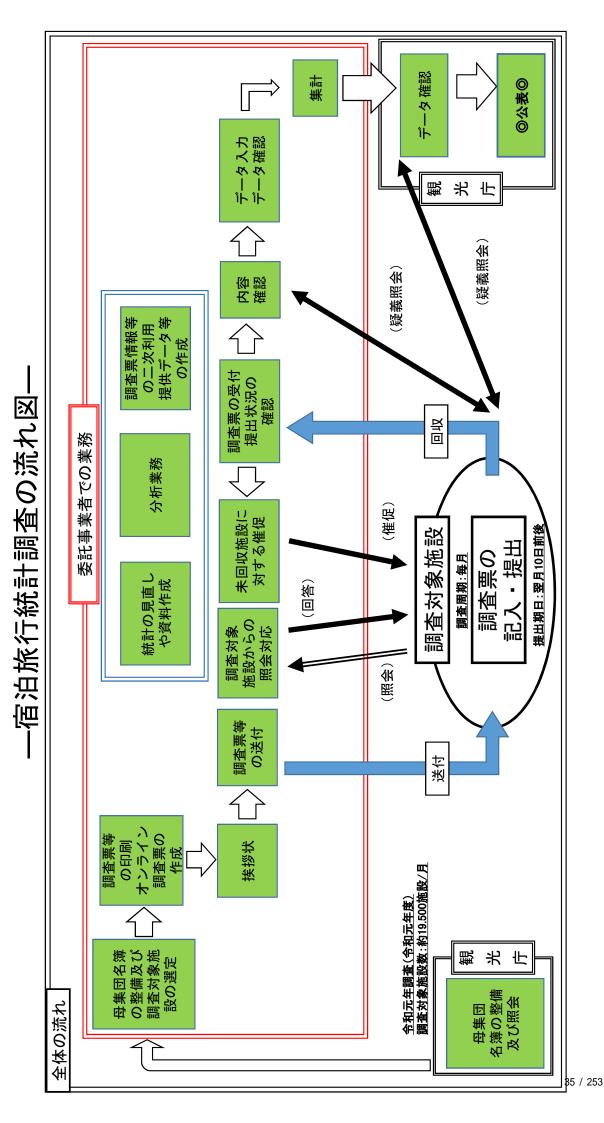
①督促電話

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
督促件数	5,125	6,832	5,952	6,046	5,655	5,928	5,844	5,712	6,196	5,844	5,822	6,103

②協力依頼はがき

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
発送数	*	20,729	20,339	*	18,808	18,658	*	18,605	18,422	*	18,228	17,999	151,788

* ・・・ 調査票発送月のため、協力依頼はがき発送なし



- 2. 業務の状況(令和1年度)
- (1)調査関係用品の印刷・配付
- ア 調査対象施設名簿の整備 平成31年4月1日~令和2年3月31日
- (ア) 調査対象施設名簿に記されている企業(以下、「調査対象企業」という。)について、観光庁より調査対象企業 名簿を受領した。予め、調査客体としての条件を満たさないことを予測し、調査対象施設を多く抽出して、調査 対象施設名簿とした。
- (イ) 調査対象施設の状況(実在、移転、欠番等)については、随時専用システムを用いて、調査対象施設へ架電 および封書送付による確認を実施し、名簿を修正するとともに、以後の督促業務、照会業務に使用した。
- イ 調査関係用品の印刷
- (ア) 挨拶状、礼状および協力依頼状 通常のはがきに各文面を印刷した。
- (イ) 調査票

調査客体の企業名、住所等の情報を調査票にプレプリントした。また、配付する調査票の余白に一連番号を示すバーコードを付与した。

(ウ) 調査協力依頼状(ご協力のお願い)

調査協力依頼状を印刷した。

(工) 発送用封筒

調査票にプレプリントした調査客体の施設名、住所等が活用できる窓空き形式を採用した。また、表面に 「平成31年1月~3月調査票在中」等と表記した。

(オ) 返信用封筒

返信先を受託事業者宛てと表記した。

(カ) 調査結果の概要

調査結果の概要を地域別に「ニュースレター」を作成し、印刷した。

- ウ 調査関係用品の発送
- (ア) 挨拶状、礼状および協力依頼状

<令和1年度>

事前の挨拶状等の発送 令和1年1月16日(25,520件)

規模	平成30年度の 調査票の提出等	実施内容	件数
お礼状	提出	礼状	3,069
挨拶状	新規	挨拶状	6,055
継続対象	提出	協力依頼	3,842
悉皆対象	提出	協力依頼	12,554
	<u></u> 合 計	•	25,520

- ※「お礼状」・・・調査対象期間が前年までで終了した施設に送付するもの。
- ※「挨拶状」・・・新たに調査対象となった施設に送付するもの。
- ※「継続対象」・・・サンプル層で、引き続き調査対象となった施設に送付するもの。
- ※「悉皆対象」・・・悉皆層の施設に送付するもの。

(イ)調査関係用品の発送 第一回 平成31年4月26日発送(19,687件)

第二回 令和1年7月26日発送(19,513件)

第三回 令和1年10月25日発送(19,226件)

第四回 令和2年1月24日発送(21,223件)

(ウ) 調査票の再発送 2,611件

問い合わせ窓口や督促を実施する再委託先業者からの依頼があった翌々日中には再発送した。

- (2)調査票の回収、受付 平成31年4月1日~令和2年3月26日
- ア 回収件数確認

受託事業者に届いた回収件数(注)を返送日ごとに「受付表」に記入した。

- (注) 調査票の返信先は受託事業者の郵便局私書箱としており、郵便局に届いた調査票を、受託事業者が 原則毎日取りに来るという形態で事業を実施した。
- イ 開封
- ウ 回収日登録

スキャナで調査票のバーコードを読み取り、回収日を登録した。

- エ 調査票のチェック
 - ページ枚数、記入の有無等をチェックした。
- (3)照会対応 平成31年4月1日~令和2年3月26日 受託事業者内に「問い合わせ窓口」を設置し、受託事業者が作成した問い合わせ対応マニュアルに基づき 照会対応を実施した。

対応内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間計
①調査趣旨、概要	0	1	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	5
②調査票記入関係	4	6	1	2	1	1	2	3	1	15	17	2	55
③協力不可連絡	0	4	27	5	122	46	60	90	35	38	110	44	581
④ご意見・クレーム	3	0	1	0	0	1	1	1	1	1	2	1	12
⑤拒否連絡	32	98	15	27	14	0	8	5	4	34	11	5	253
⑥廃業連絡	21	55	16	18	21	17	29	316	657	76	61	31	1,318
⑦対象外連絡	0	1	1	0	0	0	3	1	5	2	2	3	18
⑧休業連絡	6	9	0	0	8	4	0	7	3	13	10	9	69
⑨提出期限関連	1	1	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	5
⑩電子調査票関連	40	31	39	17	21	34	35	34	27	26	57	68	429
⑪再送付依頼	130	143	187	55	77	35	90	51	45	121	139	44	1,117
⑫名簿変更連絡	93	15	28	36	25	53	55	11	100	179	87	79	761
③架電	2	1	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	7
⑭観光庁より	9	16	12	10	9	9	7	7	2	51	13	11	156
⑤折返し電話	30	15	8	7	8	20	3	16	10	9	42	19	187
16重複連絡	1	9	24	2	4	5	4	6	7	4	17	2	85
合計件数	372	405	360	180	313	226	297	549	899	571	568	318	5,058

(4)調査票のデータ化 平成31年4月1日~令和2年3月26日

受託事業者は、仕様書の「個票データレイアウト」(資料04)に基づき、データ入力要領を作成し、データ入力にあたってはベリファイ方式で回答結果を入力した。

(5)審査・疑義照会 平成31年4月1日~令和2年3月26日

目視での審査では、確認漏れの発生の可能性が高いことや非効率となることを懸念し、回収した調査票を電子データ化して審査を行うことができるシステムを開発・活用した。

月別件数は以下の表の通り。

※調査対象件数(箇所数)=調査票記入値を修正

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間計
審査対象件数	7,958	4,783	4,574	4,685	4,142	4,800	4,399	1,663	6,778	5,872	5,642	6,231	61,527

(6)調査対象施設名簿修正 平成31年4月1日~令和2年3月26日

調査票の送付前に調査客体としての条件を満たさないことが判明した施設等について調査対象施設名簿の整備を行ったほか、回収した調査票等に基づき調査対象施設名簿を修正した。

添付資料等目次一覧

資料 00	宿泊旅行統計調査の概要
資料 01-1	速報・集計事項一覧表
資料 01-2	月次報告・集計事項一覧表
資料 01-3	年間報告・集計事項一覧表
資料 02	增減理由表
資料 03-1	プレス資料例(月次)
資料 03-2	プレス資料例(年間速報値)
資料 03-3	プレス資料例(年間遡及集計)
資料 04	個票データレイアウト
資料 05	特記事項データレイアウト
資料 06	提供データレイアウト
資料 07	報告書配布先
資料 08	観光入込客統計用提供データ作成方法
資料 09-1	マスター名簿レイアウト
資料 09-2	遡及名簿レイアウト
資料 09-3	母集団名簿レイアウト(都道府県照会用)
資料 10	調査票(第1号様式)
資料 11	調査票(第2号様式)
資料 12	調査票(第3号様式)
資料 13	記入要領(第1号様式)
資料 14	記入要領(第2号様式)
資料 15	記入要領(第3号様式)
資料 16	2020 年 宿泊旅行統計調査 電子メールによる回答のご案内
資料 17	宿泊旅行統計調査 (2020年7月・8月・9月分) の実施について
	(ご協力のお願い)
資料 18	宿泊旅行統計調査ニュースレター
資料 19	返信用封筒
資料 20	年間スケジュール
資料 21	調査物品等の仕様・数量等
資料 22	報告書の仕様・数量等
資料 23	調査票情報等の適正な管理のため講じる措置
別添 1	調査票審査・集計要領
別添 2	名簿整理マニュアル
別添 3	母集団名簿整理要領
別添 4	宿泊旅行統計調査FAQ
別添 5	問い合わせ対応マニュアル
別添 6	督促マニュアル
別添 7	疑義照会マニュアル

宿泊旅行統計調査の概要

1 調査の名称

宿泊旅行統計調查

2 調査の目的

我が国の宿泊施設を利用した宿泊者数や宿泊施設の定員稼働率等の動向を把握することにより、宿 泊旅行の実態を明らかにし、観光行政の基礎資料作成等に資することを目的とする。

3 調査対象の範囲

- (1) 地域的範囲 全国
- (2) 属性的範囲 旅館、ホテル、簡易宿所、会社団体の宿泊所を営む事業所(同伴施設を除く。)の うち、従業者数10人未満の事業所(第1号様式)、従業者数10人以上100 人未満の事業所(第2号様式)及び従業者数100人以上の事業所(第3号様 式)

4 報告を求める者

(1) 母集団施設数 : 約59,000事業所

(2) 調査施設数 : 第1号様式 約 9,000事業所

第2号様式 約12,000事業所

第3号様式 約 1,100事業所

(3) 選 定 の 方 法 : 第1号様式 無作為抽出

第2号様式及び第3号様式 全数

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

宿泊施設のタイプ、1月1日現在の客室数及び収容人数、1月1日現在の従業者数、宿泊目的別の割合、各月の延べ・実宿泊者数、外国人延べ・実宿泊者数、各月の利用客室数、各月の延べ宿泊者数の居住地別(第1号様式及び第2号様式:県内、県外の別 第3号様式:都道府県別)の内訳、各月の外国人延べ宿泊者数の国籍(出身地)別内訳(第2号様式及び第3号様式)、変

動要因(自由記入)

(2) 基準となる期日又は期間 毎月

6 報告を求めるために用いる方法

(1)調 査 組 織 : 国土交通省 観光庁 - 民間事業者 - 報告者

(2)調査方法:郵送調査、オンライン調査

(3) 民間委託の範囲 : 調査票の印刷・配布・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、データ入

力、集計、統計表の作成

7 報告を求める期間

(1)調査の周期 : 月

(2)調査の実施期間又は調査票の提出期限 : 調査対象月の翌月の11日まで

8 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法 報告書 (冊子) 及びインターネット (観光庁ホームページ及びe-stat)

(2) 公表の期日 速 報・・・調査対象月の翌月末まで

月次報告・・・調査対象月の翌々月末まで

年間報告・・・対象期間(対象年)の翌年の6月末まで

9 調査票情報の保存期間及び保存責任者

(1)調査票情報の保存期間

ア 記入済み調査票:保存期間2年

イ 調査票の内容を記録した電磁的記録媒体:永年

(2)調査票情報の保存責任者

観光庁 観光戦略課長

宿泊旅行統計調査 表章計画(速報)

統計表

П	延べ宿泊者数及び外国人延べ宿泊者数
$\mathcal{C}_{\mathcal{I}}$	国籍(出身地)(21区分)別外国人延べ宿泊者数(従業者数10人以上の施設)
第3表	施設タイプ (6区分)
4	図9)
5	(長図9) よ

統計表 (都道府県別参考値)

シュロータ トロアイコン インファン	19 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1
第1 寿	妈妈
1	
第2表	施設所在地(47区分)、国籍(出身地)(21区分)別外国人延べ宿泊者数(従業者数10人以上の施設)
第3表	施設タイプ (6]
第4表	 h 施設タイプ (6区分)
第5表	泊施設タイプ (6区分)

「統計表」と「統計表(都道府県別参考値)」はファイルを別にする。

第1表 延べ宿泊者数及び外国人延べ宿泊者数 (A油)

	_
うち 外国人遊べ 宿泊者数	
原 宿泊者数	
施設所在地(47区分)	п
施設所在	五年 任

第2表 国籍(出身地) (21区分)別外国人延べ宿泊者数(従業者数10人以上の施設)

	4										日) 暴国	4身地) (21区分									
施設所在地(47区分)	宿泊者数 1)	王朝	H	香港	加	アメリカ	カナダ	イギリス	ドイツ	フランス	ロシア	シンガポー	44	マレージア	7	オーストラリ インド・ア	kシア ベド	14 74VEY	ソ イタリア	メペイン	その他
平成 年 月																					

1)国籍(出身地)不詳を含む。

第3表 宿泊施設タイプ (6区分) 別利用客室数

及び運輸局等)	利用答函数 1)	旅館	リゾート ホテル	ビジネス ホテル	シティ ホテル	簡易宿所	会社・団体の 宿泊所
成年 月 宿泊施設タイプ不詳を含む。	000						
第4表 宿泊施設タイプ (6区分) 別延べ宿泊者数	417	(6区分)	別延べ宿	泊者数			(火油)
				宿泊施設タイ	イプ(6区分)		
施設所在地(47区分) 宿	延べ 宿泊者数 1)	旅館	イーンパル	ビジネスホホテル	シティ ホテル	與多名	会社・団体の 宿泊所
成年月							
伝泊協談タイプ不詳を会お							

第5表 宿泊施設タイプ(6区分)別客室稼働率

Nyート ピジネス シティ 簡易宿所 会社・団体の 本テル ホテル ホテル 南部宿所 宿泊所 宿泊所	\$ 		ノブ不祥を会す。
	施設所在地(47区分)	平成 年 月	1)仮治権野なイルド群かる

人延べ宿泊者数	
(47区分)別延べ宿泊者数及び外国、	1961
施設所在地(47区分	
第1表	

高く うち 治治者数 外国人語く 指治者数			
施設所在地(47区分)	T	運輸局等 1) 北海道運輸局 沖縄総合事務局	

第2表 施設所在地(47区分)、国籍(出身地)(21区分)別外国人延べ宿泊者数(従業者数10人以上の施設)

	外国人延べ) 泰国	国籍(出身地)(21区分)	(安)									
施設所在地(47区分)) 宿泊者数 1)	王韓	H	粉卷	粒和	ア刈み	444	イギリス	KAW	フランス	ロシア シンガポー	シンガポー ル	44	タイ マレーシア インド オーストラリ インドネシア ペトナム フィリピン イタリア スペイン その他	7	オーストラリ	インドネシア	ベトナム	フィリピン	1417	メペイン	49
平成 年 月北海岸																						
青茶県																						
世間出																						
(3)																						
沖縄総合事務局																						
1)国籍(出身地)不祥を包む。 2.馬那県江小路市設議権の、独井県江山鉄道権局に全まれる	合む。 毎日 近井県子	- 7日 韓田(30)に	今キャス																			

第3表 植設所在地(47区分)、宿泊施設タイプ (6区分) 別利用客室数 (窓)

				宿泊施設夕	イブ(6区分)		
施設所在地(47区分 及び運輸局等)	利用客室数 1)	旅館	リゾート ホテル	ビジネスホホテル	シティ ホテル	簡易宿所	会社・団体 の宿泊所
平成 年 月北海道							

11 元							
運輸用等 2) 北海道運輸局							

神福德令事務時 1)宿泊階級247不序を含む。 2)疫所以北陸疫苗運輸局、第井県12中海運輸局に含まれる。

第4表 施設所在地(47区分)、宿泊施設タイプ (6区分) 別延べ宿泊者数

				宿泊施設タイプ(6区分)	イブ(6区分)			
施設所在地(47区分)	高 治 (1) (1)	旅館	リゾート ホテル	ピジネス ホテル	ゲディオポアア	簡易宿所	会社・団体 の宿泊所	
平成 年 月北海道 青泰県								
1 元 元								
運輸局等 2) 北海道運輸局								
The state of the s								

再編8247年78年6日: 22年時に北陸信道業権の、毎年県は中部業権局に含まれる。 第5表 施設所在地(47区分)、宿泊施設タイプ(6区分)別客室稼働率

							(%)
				保护	宿泊施設タイプ(6区分)	区分)	
	火安粉雕 並	脚淵	リンート ホテル	ルシネ マネシン	ルテン ホテル	簡易宿所	会社・団体 の宿泊所
施設所在地(47区分)	1)						
平成 年 月北海道							
※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※							
1. 展表							
組織回線 2) 计新设备数							
在雜誌合書務局							

1)宿泊施設タイプ不詳を含む。 2)長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。

資料01-22

宿泊旅行統計調查 表章計画(月次報告)

統計表

1120		
第1表	施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別施設数	
	並びに施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別施設数	
第2表	施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別延べ宿泊者数	
	並びに施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊目的割合(2区分)別外国人延べ宿泊者数	
第3表	施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別実宿泊者数	
	並びに施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊目的割合(2区分)別外国人実宿泊者数	
第4表	施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別延べ宿泊者数	
	並びに施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別外国人延べ宿泊者数	
第5表	施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別実宿泊者数	
	並びに施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別外国人実宿泊者数	
第6表	施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別定員稼働率	
	並びに施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別定員稼働率	
第7表	施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別利用客室数	
	並びに施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別利用客室数	
第8表	施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別客室稼働率	
	並びに施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別客室稼働率	
第9表	施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊目的割合(2区分)、居住地(2区分) 別延べ宿泊者数	
第10表	施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)、居住地(2区分)別延べ宿泊者数	
<国籍別集計		
参考第1表	施設所在地(47区分及び運輸局等)、国籍(出身地) (21区分) 別外国人延べ宿泊者数	
9 7N 1 X	(従業者数10人以上の施設)	

<居住地別集計>

参考第2表	施設所在地(47区分及び運輸局等)、居住地(47区分及び運輸局等)別延べ宿泊者数
	(従業者数100人以上の施設)
参考第3表	施設所在地(47区分及び運輸局等)、居住地(47区分及び運輸局等)別延べ宿泊者数
	<観光目的の宿泊者が50%以上の施設>(従業者数100人以上の施設)
参考第4表	施設所在地(47区分及び運輸局等)、居住地(47区分及び運輸局等)別延べ宿泊者数
	<観光目的の宿泊者が50%未満の施設>(従業者数100人以上の施設)

<市区町村別集計>

> □ 區門 们 別朱	epl /
参考第5表	施設所在地(主な市区町村)、従業者数(3区分)別母集団施設数及び回収施設数
参考第6表	施設所在地(主な市区町村)、従業者数(3区分)別延べ宿泊者数
参考第7表	施設所在地(主な市区町村)、従業者数(3区分)別実宿泊者数
参考第8表	施設所在地(主な市区町村)、従業者数(3区分)別外国人延べ宿泊者数
参考第9表	施設所在地(主な市区町村)、従業者数(3区分)別外国人実宿泊者数
参考第10表	施設所在地(主な市区町村)、従業者数(3区分)別定員稼働率
参考第11表	施設所在地(主な市区町村)、従業者数(3区分)別利用客室数
参考第12表	施設所在地(主な市区町村)、従業者数(3区分)別客室稼働率

<従業者数10人以上施設集計>

\ \(\mathbb{R} \)\(\mathbb{R} \)\(\mathbb{R} \)	次工
	施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業者数(3区分)、宿泊目的割合(2区分)別施設数
	並びに施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別施設数
参考第14表	施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業者数(3区分)、宿泊目的割合(2区分)別延べ宿泊者数
	並びに施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊目的割合(2区分)別外国人延べ宿泊者数
参考第15表	施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業者数(3区分)、宿泊目的割合(2区分)別実宿泊者数
	並びに施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊目的割合(2区分)別外国人実宿泊者数
参考第16表	施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別延べ宿泊者数
	並びに施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別外国人延べ宿泊者数
参考第17表	施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別実宿泊者数
	並びに施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別外国人実宿泊者数
参考第18表	施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業者数(3区分)、宿泊目的割合(2区分)別定員稼働率
	並びに施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別定員稼働率
参考第19表	施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業者数(3区分)、宿泊目的割合(2区分)別利用客室数
	並びに施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別利用客室数
参考第20表	施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業者数(3区分)、宿泊目的割合(2区分)別客室稼働率
	並びに施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別客室稼働率
参考第21表	施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊目的割合(2区分)、居住地(2区分) 別延べ宿泊者数
参考第22表	施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)、居住地(2区分)別延べ宿泊者数
会去1	調本声の同位化温

参考1	調査票の回収状況
参考2	主要項目別標準誤差率

統計表<道府県庁所在地及び政令指定都市別集計>

10 10	
参考第23表	施設所在地(52区分)、従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別施設数 並びに施設所在地(52区分)、宿泊施設タイプ(6区分)別施設数
参考第24表	施設所在地(52区分)、従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別延べ宿泊者数 並びに施設所在地(52区分)、宿泊目的割合(2区分)別外国人延べ宿泊者数
参考第25表	施設所在地(52区分)、従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別実宿泊者数 並びに施設所在地(52区分)、宿泊目的割合(2区分)別外国人実宿泊者数
参考第26表	施設所在地(52区分)、宿泊施設タイプ(6区分)別延べ宿泊者数 並びに施設所在地(52区分)、宿泊施設タイプ(6区分)別外国人延べ宿泊者数
参考第27表	施設所在地(52区分)、宿泊施設タイプ(6区分)別実宿泊者数 並びに施設所在地(52区分)、宿泊施設タイプ(6区分)別外国人実宿泊者数
参考第28表	施設所在地(52区分)、従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別定員稼働率 並びに施設所在地(52区分)、宿泊施設タイプ(6区分)別定員稼働率
参考第29表	施設所在地(52区分)、従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別利用客室数 並びに施設所在地(52区分)、宿泊施設タイプ(6区分)別利用客室数
参考第30表	施設所在地(52区分)、従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別客室稼働率 並びに施設所在地(52区分)、宿泊施設タイプ(6区分)別客室稼働率
参考第31表	施設所在地(52区分)、宿泊目的割合(2区分)、居住地(2区分)別延べ宿泊者数
参考第32表	施設所在地(52区分)、宿泊施設タイプ(6区分)、居住地(2区分) 別延べ宿泊者数
参考第33表	施設所在地(52区分)、国籍(出身地)(21区分)別外国人延べ宿泊者数(従業者数10人以上の施設)
参考3	調査票の回収状況
参考4	主要項目別標準誤差率

推移表 (報告書用)

-1	2 X (TK II II / II /	
	推移表1-1	都道府県別 延べ宿泊者数 推移表
	推移表 1-2	都道府県別 延べ宿泊者数 対前年(同月)比 推移表
	推移表 2-1	都都道府県別 外国人別延べ宿泊者数 推移表
	推移表2-2	都道府県別 外国人別延べ宿泊者数 対前年(同月)比 推移表
	推移表3	都道府県別・宿泊施設タイプ別客室稼働率 推移表

推移表 (Web掲載用)

(110034	1年以711.	,		
表 1 -				
	- 2	都道府県別	延べ宿泊者数 推移表(月別)	
表 2 -				
表 3 -	· 1	都道府県別		
表 4 -				
表 4 -			延べ宿泊者数(従業者数10人以上の施設) 推移表(月別)	
表 5 -	- 1	都道府県別	外国人延べ宿泊者数(従業者数10人以上の施設) 推移表(年計)	
表 5 -				
	- 1	都道府県別		
表 6 -	- 2	都道府県別	・宿泊施設タイプ別客室稼働率(従業者数10人以上の施設) 推移表(月別)	
	表 1	表 1-1 表 1-2 表 2-1 表 2-2 表 3-1 表 3-2 表 4-1 表 4-2 表 5-1 表 5-2 表 6-1		表 1 - 2 都道府県別 延べ宿泊者数 推移表 (月別) 表 2 - 1 都道府県別 外国人延べ宿泊者数 推移表 (年計) 表 2 - 2 都道府県別 外国人延べ宿泊者数 推移表 (月別) 表 3 - 1 都道府県別・宿泊施設タイプ別客室稼働率 推移表 (年別) 表 3 - 2 都道府県別・宿泊施設タイプ別客室稼働率 推移表 (月別) 表 4 - 1 都道府県別 延べ宿泊者数 (従業者数10人以上の施設) 推移表 (年計) 表 4 - 2 都道府県別 延べ宿泊者数 (従業者数10人以上の施設) 推移表 (月別) 表 5 - 1 都道府県別 外国人延べ宿泊者数 (従業者数10人以上の施設) 推移表 (月別) 表 5 - 2 都道府県別 外国人延べ宿泊者数 (従業者数10人以上の施設) 推移表 (月別) 表 6 - 1 都道府県別・宿泊施設タイプ別客室稼働率 (従業者数10人以上の施設) 推移表 (年別)

「統計表」、「統計表(道府県所在地及び政令指定都市)」、「推移表(報告書用)」及び「推移表(Web掲載用)」は、それぞれファイルを別にする。

会社・団体の 宿消所

施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別施設数並びに施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別施設数 第1表

		6			
(1/5)		ツゲイ 新 手 デ ア			
日 1月75日 スノ・1 ノ マレニンソノ		ビジネス・ホテル・ホテル・			
(H)		リゾート ボデル キ			
		が旅館			
		観光目的の 宿泊者が 50%未満			
	100人以上	観光目的の 宿泊者が 50%以上			
		(1			
		観光目的の 宿泊者が 50%未満			
	Y66~08	観光目的の 宿泊者が 50%以上			
17/		1			
人木も外 はビカハ ほけけいりじょくレン		観光目的の 宿泊者が 50%未満			
3 外でにカルト	$10 \sim 29$ 人	観光目的の 宿泊者が 50%以上			
M-M-		1			
		観光目的の 宿泊者が 50%未満			
	Y6~0	観光目的の 宿泊者が 50%以上			
		<u>(1</u>			
		観光目的の 宿泊者が 50%未満			
		観光目的の 宿泊者が 50%以上			
		彩 (1) (1)			24°.
		施設所在地(47区分及で運輸局等)	施設所在地 計 01北海道 01北海道 02青森県 47沖縄県	運輸局等(再掲)2) 北海道運輸局 沖縄総合事務局	1)宿泊目的割合不詳を含む。

DIGITHの割守小辞で占む。 ②長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。

施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別延べ宿泊者数並びに施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊目的割合(2区分)別外国人延べ宿泊者数 第2表

(三)

							に来る	自然 年内ガス 14	に来有数は何ガハ自行自即記古に召ガノ	(KV)							作品に	日が他へついてい
	₹ 12				丫6~0			10~29人			Ƴ66∼08			100人以上		2,2	18 (1	10 (212.77)
施設所在地(47区分及で運輸局等)	信治者数 1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	外国人延べ 宿泊者数 1 1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満
平成 年 月 01北海道 02青森県												-						
47沖縄県																		
運輸局等(再揭) 2) 北海道運輸局																		
沖縄総合事務局																		
割合不	群を含む。 お海参回 お井田	おりませる。	() () ()															

2)長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。

施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別実宿泊者数並びに施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊目的割合(2区分)別外国人実宿泊者数 第3表

3

	一种促治水粉				Υ6~0			10~29人						100人以上	100人以上	10	\leq	
公正書の記録)の注書の書の書の書の書の書の書の書の書の書の書の書の書の書の書の書の書の書の書	K = (1	観光目的の 宿泊者が 50%パル	観光目的の 宿泊者が 500/十半	Û	観光目的の 宿泊者が	観光目的の 宿泊者が 590/ 士祥	1)	観光目的の 宿泊者が 59% パー	観光目的の 宿泊者が 500/七浦	1)	観光目的の 宿泊者が	観光目的の 宿泊者が 500/十計	<u>1</u>	観光目的の宿泊者が	観光目的の 宿泊者が 500/ 士渉			観光目的の 宿泊者が
		50%以上			50%以上	50%米河		50%以上	50%米河			50%米順			50%末滴			50%以上
平成 年 月 01北海道																		
02青森県																		
:::																		
47沖縄県																		
運輸局等(再揭)2) 北海道運輸局																		

従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)

- 沖縄総合事務局 1)宿泊目的割合不詳を含む。 2)長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。

.2	、延べ宿泊者数
E<宿泊者数	
() 別延	(6区分)
(6区分	タイプ(
及び運輸局等)、宿泊施設タイプ (6区分) 別延~	司等)、宿泊施設
施設所在地(47区分及び運輸局等)、	ف設所在地(4
第4表 施設所	並びにあ

(大部)

													宿泊施設タイプ	ままリゾート ビジネス	水 水 水 水 水 水 水 水 水 水				
Ī	会社・団体の 宿泊所					3		会社・団体の宿泊所						100人以上 縄米目的の 縄米目的の		-			
	簡易宿所	-						簡易宿所							(1)				
イプ (6区分)	シティ ホテル						(プ(6区分)	シティホテル					•	観光目的の	宿泊者が 50%未満				
宿泊施設タイプ(6区分)	ビジネス ホテル						宿泊施設タイプ(6区分	ドジネスホテル					•						
	リゾート ホテル	_						リゾート ホテル					2区分)		1)				
	旅館	-				五 数 数		旅館				、稼働率 率	従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)	観光目的の	宿泊者が 50%未満				
	うち 外国人 ^派 〈 宿泊者数 1)					数国人実宿这	ì	うち外国人 実宿治者数 1)				分)別定員 定員稼働 ³	数(4区分)、宿	10~29人 観光目的の	宿泊者が 50%以上				
	会社・団体の 宿泊所) 別実宿泊者数 (6区分) 別外国人実宿泊者数		会社・団体の 宿泊所				的割合(2区分)別定員稼働率 (6区分)別定員稼働率	従業者		(1)				
	簡易宿所	-				文プ		簡易宿所				宿泊目的 タイプ (6		観光目的の	宿泊者が 50%未満				
イプ(6区分)	シティホテル	-				ダイプ(伊治・海路等)を	(子(6区分)	シティホホテル				(4区分)、 宿泊施設、	•	0~9人					
宿泊施設タイプ(6区分)	ドジネス ホテ <i>ル</i>	-				宿泊施設 司等) 宿	(有) (6区分) (6区分) (7 (6区分) (7 (7 (7 (7 (7 (7 (7 (7 (7 (7 (7 (7 (7	アジネスホテル				従業者数 局等) 、			1)				
	リゾート ホテル				- 含まれる。	輸局等)、 及び運輸局		リゾート ホテル			-含まれる。	輸局等)、 7及び運輸		観光目的の	宿泊者が 50%未満				-含まれる。
	旅館				中部運輸局は	分及び運動(47区分		旅館			中部運輸局は	分及び運 1 (47区分		御光目的の	宿泊者が 50%以上				中部運輸局は
	庭べ 宿泊者数 1)				宮む。 銅局、福井県は	施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6 並び2に施勢所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイ		実宿泊者数 1)			含む。 9局、福井県は	施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業者数(4区分)、宿泊目 並びに施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ		定員稼働率	ſΊ				うむ。
	施設所在地(47区分 及び運輸局等)	平成 年 月 01北海道 02青秦県	47沖縄県 運輸局等(再掲) 2) 北海道運輸局	沖縄総合事務局	D佰刊施政タイノ 小拝を含む。 2)長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。	第5表 施設所4 並びに4		施設所在地 (47区分 及び運輸局等)	平成 年 月 01北海道 02青泰県	47沖縄県 運輸局等(再掲) 2) 北海道運輸局	沖縄総合事務局	第6表 施設所 並びに加		施設所在地(47区分元字)		平成 年 月 01北海道 02青泰県	47沖縄県	连靶/司争(持物) 7) 北海道運輸局 社組終合重終局	(丁暦86日 井野の子 1) (平暦7月日的別舎不祥を含む。 2) 長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。

シティ ホテル 簡易宿所 の宿泊所

施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別利用客室数並びに施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別利用客室数 第7表

							従業者	従業者数(4区分)、循	'沿目的割合(2区分)	(水)								宿泊施設タイプ(6区分)	イブ(6区分)		
					Y6~0			$10\sim 29$ 人			Y66~08			100人以上							
施設所在地(47区分及で運輸局等)	利用客室数 1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	旅館	リゾート ホテル	ビジネス ホテル	シティホテル	簡易宿所	会社・団体の 宿泊所
平成 年 月 01北海道] -				-			1						•			
02青森県																					
連輸局等(再掲) 2) 北海道運輸局																					
计编综合事務局																					
1)宿泊目的割合不詳を含む。 2)長野県は北陸信越運輸局、	を含む。 軍輸局、福井県4	福井県は中部運輸局に含まれる。	に含まれる。																		

施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別客室稼働率並びに施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別客室稼働率 第8表

従業者数(4区分)、宿泊目的割		施設所在地(47区分	平成 年 月 ①北衛道 ppasement	7沖縄県	運輸局等(再揭) 2)		沖縄総合事務局
音(2 を分)	¥66~08	(観光目的の 1) 宿泊者が 50%以上	-				
	$^{\vee}$	5の 観光目的の が 宿泊者が 上 50%未満	-				
	ļ	1)	-				
100	100人以上	観光目的の 宿泊者が 50%以上					
		観光目的の 宿泊者が 50%未満					

会社・団体の 宿泊所

簡易宿所

ジテイ ホテル

ビジネス ホテル

リゾート ホテル

旅館

(%)

1)宿泊目的割合不詳を含む。 2)長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。

第9表 施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊目的割合(2区分)、居住地(2区分)別延べ宿泊者数

				宿泊	宿泊目的割合(2区分))、居住州	1(2区分)		
	** 127			観光目	的の宿泊者が	320%以上	観光目的	りの宿泊者が5(90%末端
施設所在地 (47区分及び運輸局等)	高さ 信泊者数 1)、2)	県内 1)	県外 1)	2)	14月	妆 省	2)		県外
平成 年 月 01北海道									
02青茶県									
47沖縄県									
運輸局等(再揭)3) 北海道運輸局									
:									
沖縄総合事務局									

イ理能の事事的の 1)信利目的割や不辞を含む。 2)居住地不詳を含む。 3)長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。

()無

										佰沿施売	価泊施設タイプ(6区分)、居住地(2区分)	7、居任期(22	(27)								
					旅館		-1	リゾートホテル		اندًا	ビジネスホテル		<i>"</i>	ノティホテル			簡易宿所		分社	会社・団体の宿泊所	Ţ
施設所在地(47区分及び運輸局等)	宿泊者数 1)、2)	県内 1)	県外 1)	2)	県内	県外	2)	県内	県 外	3)	県内	県 外	2)	是 夕	具外	2)	是內	4	3)	是	是外
平成 年 月01北海道										ļ	I										
02青茶県																					
47沖縄県																					
運輸局等(再掲)3) 北海道運輸局																					
沖縄総合事務局																					
1)宿泊施設タイプ不詳を含む。 2)居住地不詳を含む。	を含む。																				
3)長野県は北陸信越シ	眶輪局、福井県(は中部運輸局	に含まれる。																		

参考第1表 施設所在地(47区分及び運輸局等)、国籍(出身地)(21区分)別外国人延べ宿泊者数(従業者数10人以上の施設)

(従業者数10人以上の施設)	(従業者)	数10人以」	上の施設)	Ī	ļ		<u> </u>	<u>!</u>	1													(大治)
											1) 駿国	国籍(出身地)(21区分	分)									
施設所在地(47区分 及び運輸局等)	外国人延べ 宿泊者数 1)	車韓	⊞ ⊕	香港	中湾	アメリカ	カナダ	イギリス	ドイツ	アデンス	T\S I	シンガポー	41	マンーソマ	'	オーストラリア	タイ マレーシア インド オーストラリ インドネシア ベトナム フィリピン イガリア	ベトナム	イッピン	イタリア	スペイン その他	その他
平成 年 月 01北海道 02青森県																						
47沖縄県																						
運輸局等(再掲)2) 北海道運輸局																						
沖縄総合事務局																						
1)国籍(川身州)不詳を会す。	-9th																					

1)国籍(出考地)小評を含む。 2)長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。 ※標準誤差率が30%以上の推定値に**印を付している。

参考第2表

施設所在地(47区分及び運輸局等)、居住地(47区分及び運輸局等)別延べ宿泊者数 (従業者数100人以上の施設)

		居住地(4	居住地(47区分)3)			運輸局	運輸局等(10区分)2)、3)	2), 3)
施設所在地(47区分 及び運輸局等)	1)、3)	北海道	青森県	 沖縄県	水国	北海道運輸局		沖縄総合 事務局
平成 年 月 01北海道 02青森県								
47沖縄県								
運輸局等(再掲) 2) 北海道運輸局								
沖縄総合事務局								
- 一十二十二十二十								

1)居住地不詳を含む。 2)長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。 3)宿泊目的割合不詳を含む。

施設所在地(47区分及び運輸局等)、居住地(47区分及び運輸局等)別延べ宿泊者数く観光目的の宿泊者が50%以上の施設> (従業者数100人以上の施設) 参考第3表

沖縄総合 事務局 運輸局等(10区分)2) 北海道 運輸局 国外 沖縄県 青森県 北海道 1) 数 1) 施設所在地(47区分 及び運輸局等) 47沖縄県 運輸局等(再掲) 2) 北海道運輸局 平成 年 J 01北海道 02青森県

施設所在地(47区分及び運輸局等)、居住地(47区分及び運輸局等)別延べ宿泊者数く観光目的の宿泊者が20%未満の施設> (従業者数100人以上の施設) 参考第4表

		居住地(47区分	47区分)				運輸	運輸局等(10区分)	ð) 2)
施設所在地(47区分及び運輸局等)	%数 1)	北海道	青 泰県	:	沖縄県	国外	北海道運輸局	:	沖縄総合 事務局
2)									
沖縄総合事務局									
さむ。 言越運輸馬	引、福井県に	1中部運輸原	1)居住地不詳を含む。 2)長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。						

施設所在地(主な市区町村)、従業者数 (3区分) 別母集団施設数及び回収施設数 参考第5表

			従業者数	枚(3区分)		
	~ 0	$\sim 4\lambda$ 1)	2	$5\sim 9\lambda$ 1)	10人.	以上
施設所在地 (主な市区町村)	母集団施設数	回収 施設数	母集団 施設数	回収 施設数	母無西施設数	回収 施設数
化幌市 函館市						
沖縄県石垣市						
沖縄県国頭郡 恩納村						

参考第6表 施設所在地(主な市区町村)、従業者数 (3区分) 別延べ宿泊者数

(人治)

, ,	ı		1		
		干%Y0 1			
従業者数(3区分)		0~4人 1) 5~9人 1)			
従業者数		0~4人 1)			を実施している。 数値ではない。
		延べ 宿泊者数			では、標本調査 収分を推定した
		施設所在地 (主な市区町村)	北海道札幌市 北海道函館市	沖縄県石垣市 沖縄県国頭郡 恩納村	2 3

参考第7表 施設所在地(主な市区町村)、従業者数(3区分)別実宿泊者数(人)

 施設所在地
 実宿泊者数
 0~4人 1)
 5~9人 1)
 10人以上

 北海道 風館市
 10人以上
 10人以上

沖縄県石垣市 沖縄県国頭郡 恩納村 1)従業者数10人未満の施設については、標本調査を実施している。 ※本表は、実数を表彰しており、未回収分を推定した数値ではない。

51 / 253

施設所在地(主な市区町村)、従業者数(3区分)別外国人延べ宿泊者数 参考第8表

10人以上 $5\sim 9 \lambda \ 1)$ 従業者数(3区分) 1)従業者数10人未満の施設については、標本調査を実施している。 ※本表は、実数を表彰しており、未回収分を推定した数値ではない。 $0 \sim 4 \lambda 1$ 外国人延ぐ 宿泊者数 施設所在地 (主な市区町村) 因納林 沖縄県石垣市 沖縄県国頭郡 北海道札幌市 北海道函館市

施設所在地(主な市区町村)、従業者数 (3区分) 別外国人実宿泊者数

参考第9表

10人以上 $5 \sim 9 \lambda 1$ 従業者数(3区分) $0 \sim 4 \lambda 1$ 外国人 実宿泊者数 施設所在地 (主な市区町村) 北海道札幌市 北海道函館市

沖縄県石垣市 沖縄県国頭郡 恩納村 1)従業者数10人未満の施設については、標本調査を実施している。 ※本表は、実数を表彰しており、末回収分を推定した数値ではない。

別定員稼働率 施設所在地(主な市区町村)、従業者数 (3区分) 参考第10表

従業者数(3区分)

10人以上 $5\sim 9 \lambda 1$ $0 \sim 4 \lambda \ 1)$ 定員稼働率 施設所在地 (主な市区町村) 北海道札幌市 北海道函館市

沖縄県国頭郡 恩納村 1)従業者数10人未満の施設については、標本調査を実施している。 ※本表は、実数から計算した稼働率を表彰しており、未回収分を推定した数値ではない。

52 / 253

沖縄県石垣市

参考第11表 施設所在地(主な市区町村)、従業者数(3区分)別利用客室数

(選)

Ī		l 1
	10人以上	
(3医分)	0~4人 1) 5~9人 1) 10人以上	°C °
従業者数(3区分)	0~4人 1)	を実施している数値ではない。
	利用客室数	には、標本調査 収分を推定した
	施設所在地 (主な市区町村)	北海道札幌市 北海道函館市 沖縄県石垣市 沖縄県国頭郡 恩納村 1)従業者数10人未満の施設については、標本調査を実施している。 ※本表は、実数を表彰しており、未回収分を推定した数値ではない。

参考第12表 施設所在地(主な市区町村)、従業者数 (3区分) 別客室稼働率

施設所在地 (主な市区町村) 客室稼働率 0~4人 1) 5~9人 1) 10人以上 北海道札幌市 北海道 函館市 沖縄県石垣市 沖縄県国頭郡 恩納村 1)従業者数10人未満の施設については、標本調査を実施している。 ※本表は、実数から計算した稼働率を表彰しており、末回収分を推定した数値ではない。

宿泊目的割合(2区分)別施設数 (6区分)別施設数 (従業者数10人以上の施設) 参考第13表 施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業者数(3区分)、 並びに施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ

						従業者数(3区分)	、宿泊目	的割合(2区分)							宿泊施設タイプ	イプ(6区分)		
					$10 \sim 29$ 人			Ƴ66∼08			100人以上							
施設所在地(47区分及)及び運輸局等)	%数 1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	(1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	旅館	リゾートホテアル	ビジネス ホテル	ト ナ ナ ナ ナ ナ	簡易宿所	会社・団体の 宿泊所
施設所在地 計 01北海道 02青森県																		
47沖縄県																		
運輸局等 (再掲) 2) 北海道運輸局																		
计编绘 全重效 巨																		

| | 7番前間的音事務の | |2)長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。

参考第14表 施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業者数(3区分)、宿泊目的割合(2区分)別延べ宿泊者数 並イルン゙施設所在地(47区分及イン運輸局等) - 宿泊目的割合(9区分)別外国人がベ宿泊者数(従業者数10人以上の権設)

(大治)	伝光日的割(9万分)	1818 미미막 (스스기)
		5, 2
(従業者数10人以上の施設)		100人以上
(2区分) 別外国人延べ宿泊者数(分)、宿泊目的割合(2区分)	Y66∼08
等)、宿泊目的割合	従業者数(3区)	10~29人
並びに施設所在地(47区分及び運輸局		**

								CACCOLLEGE						1	
	, 71Z				$10 \sim 29$ 人			Ƴ66∼08			100人以上		ゔち	TE (TE TE TE TE	18(H F F F) T (F C)
施設所在地(47区分 及び運輸局等)	所 所 (1 数 数	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	外国人延ぐ 宿泊者数 1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満
平成 年 月 01北海道		-				-			-						
02青森県															
47沖縄県															
運輸局等 (再掲) 2) 北海道運輸局															
沖縄総合事務局															
1)宿泊目的割合不詳を含む。	含む。														

2)長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。

参考第15表 施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業者数(3区分)、宿泊目的割合(2区分)別実宿泊者数 並びに施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊目的割合(2区分)別外国人実宿泊者数(従業者数10人以上の施設)

3

宿泊目的割合(2区分)

ンナル国	500 実信的者数 機光目的の 観光目的の が 1) 宿泊者が 宿泊者が 満 50%以上 50%未満		
IOO人以上	観光目的の 観光目的の 宿泊者が 電泊者が 50%以上 50%未満		
	1)		
	観光目的の 宿泊者が 50%未満		
く66~06	観光目的の 宿泊者が 50%以上		
	1)		
	観光目的の 宿泊者が 50%未満		
く62~01	観光目的の 宿泊者が 50%以上		
	1)		
	観光目的の 宿泊者が 50%未満		
	観光目的の 宿泊者が 50%以上		
	実宿泊者数 1)		
	施設所在地(47区分及で運輸局等)	平成 年 月 01北海道 02青森県 	北海道運輸局

- (打術的音事務の 17年7日的音争を発表した。 12月野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。

54 / 253

(従業者数10人以上の施設) 別延べ宿泊者数 別外国人延べ宿泊者数 (6区分) (6区分) 宿泊施設タイプ 宿泊施設タイプ 参考第16表 施設所在地(47区分及び運輸局等)、並びに施設所在地(47区分及び運輸局等)、 (無人)

会社・団体の 宿泊所 簡易宿所 シディ ホデア アジネスホアア リゾート ホデア 旅館 うち 外国人延ぐ 宿泊者数 1) 会社・団体の 宿泊所 簡易宿所 シディオオブティ ビジネス ホテ*ル* リゾート ホテア ・ 1)宿泊施設タイプ不詳を含む。 2)長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。 旅館 庭べ 宿泊者数 1) 施設所在地(47区分 及び運輸局等) 47沖縄県 運輸局等(再掲) 2 北海道運輸局 平成 年 月 01北海道 02青森県

別実宿泊者数 別外国人実宿泊者数(従業者数10人以上の施設) (6区分) (6区分) 参考第17表 施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ 並びに施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ

3

会社・団体の 宿泊所 簡易宿所 シティ アジネスホアア リゾート ホデル 旅館 うち外国人 実宿泊者数 1) 会社・団体の 宿泊所 簡易宿所 シディオボディ アジネスホアア リゾート ホデル 旅館 実宿泊者数 1) 施設所在地(47区分 及び運輸局等) 47沖縄県 運輸局等(再掲)2 北海道運輸局 平成 年 月 01北海道 02青森県

・沖縄総合事務局 1)宿泊施設タイプ不詳を含む。 2)長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。

宿泊目的割合(2区分)別定員稼働率 (6区分) 別定員稼働率(従業者数10人以上の施設) 従業者数(3区分)、 、宿泊施設タイプ 18表 施設所在地(47区分及び運輸局等)、並びに施設所在地(47区分及び運輸局等)、 参考第

%

:] :	会社・団体 の宿泊所	
	簡易宿所	
!	ゲイイボテアル	
	ドジネメポテア	
	オテルボテル	
	旅館	•
	観光目的の 宿泊者が 50%未満	
	観光目的の 宿泊者が 50%以上	
100人以上	1)	
	観光目的の 宿泊者が 50%未満	
	観光目的の 宿泊者が 50%以上	
Y66∼08	1)	
	観光目的の 宿泊者が 50%未満	
	観光目的の 宿泊者が 50%以上	
762~01	1)	
	・観光目的の 宿泊者が 50%未満	
	観光目的の 宿泊者が 50%以上	
守昌筱倕崧	<u> </u>	
施設所在地(47区分	及び運輸局等)	平成 年 月 01北海道 02青森県

・沖縄総合事務局 1)宿泊目的割合不詳を含む。 2)長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。

47沖縄県 運輸局等(再掲) 2) 北海道運輸局 55 / 253 宿泊目的割合(2区分)別利用客室数 (6区分)別利用客室数(従業者数10人以上の施設) 従業者数(3区分)、 、宿泊施設タイプ 参考第19表 施設所在地(47区分及び運輸局等)、 並びに施設所在地(47区分及び運輸局等)

 $\widehat{\mathbb{H}}$

						従業者数(3区分)、宿	分)、宿泊目	泊目的割合(2区分)							(6区分)	(ブ(6区分)		
					$10 \sim 29$ 人			Y66∼08			100人以上							
施設所在地(47区分 及び運輸局等)	利用客室数 (観光目 宿泊者 50%以	約の 行款 (上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	î î	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	<u> </u>	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	旅館	リゾートホテル	アジネスホテル	シティ	簡易宿所	会社・団体の 宿泊所
平成 年 月014%治																		
02青茶県																		
田 田の刊の北。																		
- 1																		
運輸局等(再掲) 2) 北海道運輸局																		
:::																		
沖縄総合事務局																		
1)宿泊目的割合不詳を																		
2)長野県は北陸信越運輸局、	質輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。	運輸局に含シ	まれる。															

宿泊目的割合(2区分)別客室稼働率 (6区分) 別客室稼働率(従業者数10人以上の施設) 参考第20表 施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業者数(3区分)、 並びに施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ

%)

						従業者数(3区)	分)、宿泊目	的割合(2区分)							宿泊施設タイプ(6区分)	イプ(6区分)		
					$10\sim 29$ 人			Ƴ66∼08			100人以上							
施設所在地(47区分 及び運輸局等)	客室稼働率 1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	旅館	リゾート ホテル	アジネスホテル	シディ ホテル	簡易宿所	会社・団体の 宿泊所
平成 年 月 01北海道			-		-													
02青条県																		
47沖縄県																		
運輸局等(再掲)2) 北海道運輸局																		
沖縄総合事務局																		
1)宿泊目的割合不詳を含む。	含む。																	

施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊目的割合(2区分)、居住地(2区分)別延べ宿泊者数(従業者数10人以上の施設)(続き) 参考第21表

施設所在地(47区分	庭べ宿泊者数			観光目	光目的の宿泊者が509	250%以上	観光目	りの宿泊者が50 	0%未満
運輸局等)	1), 2)	<u>₹</u> (1	票 (1)	2)	具内	県外	2)	県内	県外
平成 年 月 01北海道 02青森県									
47沖繩県									
運輸局等(再揭)3) 北海道運輸局									
沖縄総合事務局									

1)指知目的割合不祥を含む。 2)居住地不祥を含む。 3)長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。 参考第22表 施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)、居住地(2区分)別延べ宿泊者数(従業者数10人以上の施設)

										宿泊施設タイプ(6]	"(6区分)、居住地(地(2区分)									
	* 72				旅館			リゾートホテル		بر	ビジネスホテル		3	ノティホテル		靊	簡易宿所		会社	会社・団体の宿泊所	師
施設所在地(47区分 及び運輸局等)	宿治者数 1)、2)	県内 1)	県外 1)	2)	具	県外	(3)	県内	県外	2)	具内	県外	2)	果内	県外	2)	県 内	県外	2)	県内	県外
平成 年 月 01北海道 02青森県																					
運輸局等(再揭)3) 北海道運輸局																					
沖縄総合事務局																					

1)福和窓の子が出 1)宿泊施設タイプ不祥を含む。 2)居住地不祥を含む。 3)長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。

参考1 調査票の回収状況

|--|--|

参考2 主要項目別標準誤差率

(%)

				従業者数			宿泊目的割合	的割合	居住地	解 目	4 19
施設所在地(47区分及び運輸局等)	節ぐ 宿泊者数	0~4 <i>\</i>	5~9人		30~99人 100人以上	100人以上	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	県内	県外	カス 外国人延く 宿泊者数
施設所在地 計 01北海道 02書森県											
	_										
47沖縄県	_										

参考第23表 施設所在地(52区分)、従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別施設数並びに施設所在地(52区分)、宿泊施設タイプ(6区分)別施設数

(2) (2) (2) (2) (2) (2) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	5目的割合(2区分)	1 24 1 4 4 5	(有: 1) (4) (4) (4) (4) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5
(5分) 「	30∼99人	100人以上	
表施設所在地(52区分)、従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別延べ宿泊者数 で心症設所在地(52区分)、従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別延べ宿泊者数 (2区分) (2区分)、宿泊目的割合(2区分)別(2区分)別(2区分) (2区分) (2E分分) (2E分分分) (2		観光目的の 観光目的の 宿泊者が 宿泊者が 50%以上 50%未満	リゾート ビジネス シディ 簡易循所 会社・団体の ホテル ホテル 宿泊所 宿泊所
表施設所在地(52区分)、従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別延べ宿泊者数 びに施設所在地(52区分)、従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別延べ宿泊者数 (2) 信泊者数 福光目的の 福光目的の 信泊者数 電泊者数 (4区分)、宿泊目的割合(2区分)別(2区分)、宿泊目的割合(2区分) (2) 信泊者数 福泊者が 宿泊者が 宿泊者が 宿泊者が 宿泊者が 宿泊者が 宿泊者が 宿泊者が 宿			
大学及び信泊施設タイプ不詳を含む。 大学及び信泊施設を行う性(52区分)、(往業者数(4区分)、信泊目的割合(2区分)別(年) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1			
表 施設所在地 (52区分)、従業者数 (4区分)、宿泊目的割合 (2区分) 別処で宿泊者数			
(公分) (本) (本) <th< td=""><td></td><td></td><td>(大治)</td></th<>			(大治)
(公分) (公元) (公元) <t< td=""><td>M割合(2区分)</td><td></td><td></td></t<>	M割合(2区分)		
(2) 信 ^{20年}	→ 30~99	100人以上 5ち	宿泊目的割合(2区分)
表施設所在地(52区分)、従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別実宿泊者数 次に施設所在地(52区分)、従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別外国人実宿泊者数 (2区分)別外国人実宿泊者数 (2区分)別外国人実宿泊者数 (2区分)別外国人実宿泊者数 (2区分)別外国人支宿泊目的割合(2区分) (2区分)別外国人主宿泊者数 (2区分)別外国人主宿泊者数 (2区分)別外国人主宿泊者数 (2区分)別外国人主宿泊者数 (2区分)別外国人主宿泊者数 (2区分)別外国人主宿泊者数 (2区分)別外国人主宿泊者数 (2区分)別外国人主宿泊者数 (2区分)別は高力者数 (2区分)別を満着 (2区分)別の表する (2区分)別は高力者数 (2区分)別の表する (2区分)別は高力者数 (2区分別は高力者数 (2区分別は高力者数 (2区分別は高力者数 (2区分別は高力者を表する (2区分別は高力者を表する (2区分別は高力者を表する (2区分別は高力者を表する (2	Т	観光目的の 観光目的の 存国人延べ 信泊者が 信泊者が 信泊者数 10 50%以上 50%未満 1)	**
 a			
2.5表 施設所在地 (52区分)、従業者数 (4区分)、宿泊目的割合 (2区分)別実宿泊者数 並びに施設所在地 (52区分)、宿泊目的割合 (2区分)別外国人実宿泊者数 (2区分) 実信治者数 (4区分) 別外国人実宿泊者数 (4度計算数 (4区分) 別外国人実宿泊者数 (4度計算数 (4区分) 別外国人実宿泊者数 (4度計算数 (4区分) 別外国人実宿泊者数 (4度計算数 (4区分) 別外国人実宿泊者数 (4度計算数 (4区分) (4度) (4度) (4度) (4度) (4度) (4度) (4度) (4度			
2.5表 施設所在地(52区分)、従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別実宿泊者数 並びに施設所在地(52区分)、宿泊目的割合(2区分)別外国人実宿泊者数 (2区分) 実宿泊者数 action (2区分) (2区分)別果宿泊者数 (2区分)別果宿泊者数 action (2区分)別果宿泊者数 action (2区分)別別外国人実宿泊者数 action (2区分)別別外国人実宿泊者数 action (2区分)別別外国人実宿泊者数 action (2区分)別別外国人実宿泊者数 action (2区分)別別外国人実宿泊者数 action (2区分)別別外国人実宿泊者数 action (2区分)別別別報告報 action (2区分)別別外国人実宿泊者数 action (2区分)別別とおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおお			
E地(52区分) 実信泊者数 観光目的の 個光目的の 個別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別			3
E地 (52区分) 実宿泊者数 観光目的の 信泊者が 観光目的の 信泊者が 観光目的の 信泊者が 開光目的の 信泊者が 開光目的の 信泊者が 開光目的の 信泊者が 開光目的の 信泊者が 開光目的の 信泊者が 開光目的の 信泊者が 開光目的の 信泊者が 開光目的の 信泊者が 10 信泊者が 6日的者が 10 信泊者が 6日的者が 6日的本が 6日の本が 6日的本が 6日的本が 6日的本が 6日的本が 6日的本が 6日的本が 6日的本が 6日の本が 6日の本が 6日の本が 6日の本	均割合(2区分)		位治日纪也(今区公)
Etb (52区分) 実信泊者数 (1) 観光目的の (信泊者が) 観光目的の (信泊者が) 観光目的の (信泊者が) 観光目的の (信泊者が) 観光目的の (信泊者が) 観光目的の (信泊者が) 観光目的の (信泊者が) 観光目的の (信泊者が) 50%以上 50%未満 50%未満 50%未満 50%未満 50%未満	30∼99	100人以上 うち外間 か	
	ı	観光目的の 観光目的の 実信的書か 信泊者が 信泊者が 10%以上 50%未満	数 観光目的の 観光目的の 宿泊者が 宿泊者が 50%未満
+20 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 +			
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			

参考第26表 施設所在地(22区分)、宿泊施設タイプ(6区分)別延べ宿泊者数並びに施設所在地(22区分)、宿泊施設タイプ(6区分)別外国人延べ宿泊者数

(三人)

								(%)	宿泊施設タイプ(6区分)		M	- - -	
	会社・団体の 宿泊所		<u> </u>	3	会社・団体の 宿泊所					100人以上	観光目的の 宿泊者が 宿泊者が 50%以上 50%未満	-	
	簡易宿所				簡易宿所					1	(1)		
(プ (6区分)	ゲディボボデ			(プ(6区分)	シティ ホテル						観光目的の 宿泊者が 50%未満		
宿泊施設タイプ(6区分)	ビジネス ホテル			宿泊施設タイプ(6区分	ビジネス ホテル					¥66~08	観光目的の 宿泊者が 50%以上	-	
	リゾート ホテル				リゾートホテル				2区分)		1)		
	旅館				旅館			IXL	冒泊目的割合(2区分		観光目的の 宿泊者が 50%未満		
	うち 外国人延ぐ 宿泊者数 1)		燅		うち外国人 実宿泊者数 1)			主員稼働 率	従業者数(4区分)、宿泊	$10 \sim 29 \text{\AA}$	観光目的の 宿泊者が 50%以上		
	会社・団体の 宿泊所		別実宿泊者数 別外国人実宿泊者数		会社・団体の 宿泊所			2区分)別須 資稼働率	従業者		1)		
	簡易宿所				簡易宿所			宿泊目的割合(2区分)別定員稼働率 (6区分) 別定員稼働率			観光目的の 宿泊者が 50%未満		
宿泊施設タイプ(6区分)	トデン オデボ		" (6医分) " (6医分)	宿泊施設タイプ(6区分)	シティホテバ			y)、宿治 (6区/		Υ6~0	観光目的の 宿泊者が 50%以上		
宿泊施設夕	ビジネス ホテ <i>ル</i>		宿泊施設タイプ 宿泊施設タイプ	宿泊施設夕	ビジネス ホテル			従業者数(4区分)、 、宿泊施設タイプ			1)		
	リゾート ホテバ				リゾートホテバ						観光目的の 宿泊者が 50%未満		
	旅館		7表 施設所在地(52区分)、 並びに施設所在地(52区分)、		旅館			8表 施設所在地(52区分)、 並びに施設所在地(52区分)			観光目的の 宿泊者が 50%以上		イア不祥を全計
	庭べ 宿泊者数 1)	الله ش ث	施設所在 :施設所在		実宿泊者数 1)		₹ Ç Ĉ	施設所在:施設所在		1 1 1 1	元 三 黎 憲 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		7.8宏治 権勢夕
	施設所在地(62区分)	平成 年 月 北海道札幌市 青森県青森市 沖縄県那覇市 山宿泊施設タイプ不詳を含む。	参考第27表 並びに		施設所在地(52区分)	平成 年 月 北海道札幌市 青森県青森市 沖繩県那覇市	1)宿泊施設タイプ不詳を含む。	参考第28表 並びに			施設所在地(52区分)	平成 年 月 北海道札幌市 青森県青森市	

、宿泊目的割合(2区分)別利用客室数	プ(6区分)別利用客室数
従業者数(4区分)、1	宿泊施設タイプ
従業	金
表 施設所在地(52区分)、	並びに施設所在地(52区分)
参考第29%)洪

		所 会社・団体の 宿泊所		(%)			所 会社・団体の 宿泊所		
		簡易宿所					簡易宿所		
(プ(6区分)		シテイ ホテル			(プ(6区分)		シテイ ホテル		
宿泊施設タイプ(6区分		ビジネス ホテル			宿泊施設タイプ(6区分		ビジネス ホテル		
		リゾート ホテル					リゾート ホテル		
		旅館					旅館		
		観光目的の 宿泊者が 50%未満					観光目的の 宿泊者が 50%未満		
	100人以上	観光目的の 宿泊者が 50%以上				100人以上	観光目的の 宿泊者が 50%以上		
		1)					1)		
		観光目的の 宿泊者が 50%未満					観光目的の 宿泊者が 50%未満		
	Ƴ66∼08	観光目的の 宿泊者が 50%以上				Ƴ66∼08	観光目的の 宿泊者が 50%以上		
区分)		1)			区分)		1)		
宿泊目的割合(2区分)		観光目的の 宿泊者が 50%未満		1/1	官泊目的割合(2区分		観光目的の 宿泊者が 50%未満		
従業者数(4区分)、宿	$10 \sim 29 Y$	観光目的の 宿泊者が 50%以上		宿泊目的割合(2区分)別客室稼働率 (6区分) 別客室稼働率	従業者数(4区分)、宿	10~29人	観光目的の 宿泊者が 50%以上		
従業者		1)		割合(2区分)別須別客室稼働率	従業者		1)		
		観光目的の 宿泊者が 50%未満		目的割合(5 3)別客室			観光目的の 宿泊者が 50%未満		
	Y6~0	観光目的の 宿泊者が 50%以上		シ)、宿泊目 ſプ (6区分)		Y6~0	観光目的の 宿泊者が 50%以上		
		1)		数 (4区5 施設タ/			1)		
		観光目的の 宿泊者が 50%未満		。)、従業者 う)、宿泊			観光目的の 宿泊者が 50%未満		٥
		観光目的の 宿泊者が 50%以上	万木業を会む	0表 施設所在地(52区分)、従業者数(4区分)、並の7c施設所在地(52区分)、宿泊施設タイプ			観光目的の 宿泊者が 50%以上		イプ不詳を含む
		利用客室数 1)	/ 经活油额分/	施設所在: 施設所在:			客室稼働率 1)		7宿泊施設夕.
		施設所在地(52区分)	平成 年 月 北海道和曉古 青森県青森市 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	参考第30表 並びに かに			施設所在地(52区分)	平成 年 月北海道札幌市青森県青森市	1)宿泊目的割合不詳及び宿泊施設タイプ不詳を含む。

(大) 参考第31表 施設所在地(52区分)、宿泊目的割合(2区分)、居住地(2区分)別延べ宿泊者数

	Zif ~			観 九 日 日	ロジャン7日1日日 かも	- N 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	国ププロロ	うりんしにもんする	国人の
施設所在地(52区分) 権	億六 備治者数 1)、2)	県内 1)	県外 1)	2)	県内	県外	5)	人具	県外
平成 年 月 北海道札幌市									
青森県青森市									
冶貓県 男 題 市									

参考第32表 施設所在地(52区分)、宿泊施設タイプ(6区分)、居住地(2区分)別延べ宿泊者数

(大部)

									宿泊施	施設タイプ (6₺	玄分)、居住地	1(2区分)									Ī
	ジ 担				旅館			リゾートホテル		ŢЛ !??!	ビジネスホテル		シブ	ゲィホテル		簡多	簡易宿所		会社・団]体の宿泊所	F
施設所在地(52区分)	信治者数 1)、2)	県内 1)	県外 1)	2)	県内	県外	2)	界内	県外	2)	県内	県外	2)	県内	県外	2) 順	県内 帰	県外	2)	県内	県外
平成 年 月 北海道札幌市 青森県青森市																					
沖縄県那覇市																					
i_` 4n∏	不詳を含む。 む。																				

施設所在地(52区分)、国籍(出身地) (31区分)別外国人延べ宿泊者数(従業者数10人以上の施設) 参考第33表

/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	(従業者)	数10人以	上の掲製)	i I		Ì	į	í I													(大治)
										1) 幾国	晉(出身地)(3	1区分)									
施設所在地 (47区分 及び運輸局等)	外国人延 宿泊者数 1)	国韓	田	奉	小河	ア刈カ	カナゲ	イギリス	۲۶	アランス	ンンガー・アンガー・ボール・ボール・アード	シンガ ポート	74	- 75 75	Ž ¥	タイ マレーシア インド オーストラ インドネシ ベトナム フィリピン イダリア スペイン その他	×,	4 719E	1997	xefi	みの含
平成 年 月 01北海道																					
02青森県																					
47沖縄県																					
運輸局等(再揭) 2) 北海道運輸局																					
沖縄総合事務局																					

1 開稿(出身地) 不祥を含む。 2)長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。 ※標準誤差率が30%以上の推定値に米印を付している。

62 / 253

調査票の回収状況 参表3

11111	ШШ	母集団 回収 施設数 施設数	
	\sim γ_0	回収 施設数	
	100	母 施設教	
	766∼08	回収施設数	
	$\sim 00^{\circ}$	母 施設数	
((5区分)	76~20~	回収 施設数	
従業者数(5区分)	10	母集団 施設数	
	2~6~	回収 施設数	
	\sim 9	母集団 施設数	
	4Y	回収施設数	
	$0\sim4$	母集団 施設数	
		施設所在地(52区分)	施設所在地 計北海道札幌市北海道札幌市青泰県青泰市 沖縄県那覇市

(施設)

主要項目別標準誤差率 参考4

うち 外国人延ぐ 宿泊者数 県外 居住地 県内 観光目的の電泊者が宿泊者が50%以上50%未満 宿泊目的割合 100人以上 30~89人 $10 \sim 29$ 人 従業者数 $2\sim9$ 0~4人 庭べ 宿泊者数 施設所在地(52区分) 施設所在地 計北海道札幌市青森県青森市…… 沖縄県那覇市

(%)

[推移表(報告書用)] 1-1. 都道府県別 延べ宿泊者数 推移表

1		7	I I	¥	((単位: 人泊)	中
L	2041	100年 本 中25	少7.0						平成28年												平成29年	39年						Г
	ĕ	+ 17777 +	抽		1月 2月	3月	4.B	5月	16月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	抽	1.月	2月	3.A	4月	5月 6月	月 7月	H 8.H	6月	10月	11月	12月	
手	国 33,495,	,495,730 44,824,600	65,61	4,600 3,96	3,961,550 4,861	,861,860 5,015,270	.270 6,355,900	,900 5,579,560	5,347,670	6,411,430	6,039,140	4,992,140	6,083,640	5,332,270	5,634,170	3	5,744,710	6,103,840 5,	.852,870	6,997,390 5,	5,716,740 5,82	5,828,750 6,98	6,984,880 5,819,720	720 5,179,230	,230 5,936,540	540		
017	01北海道																											
02₽	青森県																											
:																												
47%	77年第三																											

1-2. 都道府県別 延べ宿泊者数 対前年(同月)比 推移表

	11月 12月		
	10月 11	-3.70	
	9月 1	-6.02	
	8月	-2.29	
	7月	-0.45	
平成29年	19	-1.22	
	163	-5.91	
	4.月	1.71	
	3月	9 -1.67	
	2月	1.14 2.19	
	1.月	1.1	
	뷴	.3	
	12月	5.13	
	11.月	1.98	
	10月	8.79	
	16		
	8月	7.26 4.05	
111-	1月	6.58 7.3	
平成28年	日9	7.62 6.	
	± 2 €	6.00	
	3月 4月	4.61	
	2月 3	96'6	
	1.月	5.85	
	抽	6.46	
本697年	+1771	1.63	
平品品	+02X//+	6.01	
-	_	H	01北海道 02青森県 日本 47沖縄県

2-1. 都道府県別 外国人別延べ宿泊者数 推移表

(五) (古)	9月 10月 11月	230 5,936,540				
		5,936				
	9月	230				
	H	5,179,230				
	8月	5,819,720				
	7月	6,984,880				
平成29年	6月	5,828,750				
	5月	5,716,740				
	4月	6,997,390				
	3月	5,852,870				
	2月	6,103,840				
	1月	5,744,710				
	抽					
	12月	5,634,170				
	11.月	5,332,270				
	10月	6,083,640				
	6月	4,992,140				
	8月	6,039,140				
	7月	0 6,411,430				
平成28年	6月	5,347,670				
	5月	0 5,579,560				
	4月	0 6,355,900				
	3月	5,015,270				
	2月	50 4,861,860				
	1.月	3,961,550				
	nta.	65,614,600				
五年97年	+1277+	44,824,600				_
1100年	4.0770	33,495,730	den,			
		全国	01北海道	02青森県	:	47沖縄県

2-2. 都道府県別 外国人別延べ宿泊者数 対前年(同月)比 推移表

																											(単位:%)
The state of the s	11. 中。12年	亚 耐96年						本	平成27年												平成28年	28年					
_	10220	+077/	世	1月 2.	2月 3,	3月 4	4月	5月	€A	1.H	8 H 8	9月 10	10月 11	11月 1	12月	卡	1.月) HZ	3月 4	4.A 5	5月 6月	月 7月	₩ 8 E	6月	10月	11月	12月
全国	27.29	33.82	46.38	38.77	57.88	54.29	40.69	50.44	52.05	48.92	59.64	46.95	39.12	36.19	36.68		45.01	25.55	16.70	10.09	2.46	00'6	8.94	-3.63	3.75	-2.42	
11排練運																											
02青森県																											
47沖縄県																											

2月 3月 4月 5月 6月 7月 7月 7月 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	平成26年 3月 4月 5月 6月 7月 8月	3月 4月 5月 6月 7月	4月 5月 6月 7月 8月 9月 9月 1日	平成26年 平成27年	二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	51.8 54.8	旅館 34.7 35.5	46.8	62.3	67.1	•	会社・団体の宿泊所 31.6 32.3	旅館			会社・団体の宿泊所			アジャスホテル	
年7283	平成28年 6月 7月 8月	平成28年 8月 9月 8月 9月	平成28年 6月 7月 8月 9月 10月 11		3月															
7 成 7 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	7月8月8月	7月 8月 9月	7月 8月 9月 10月 11																	
		III. (7)	日 10	平成28年																
11月 12月 12月 12月 1	E 27				3 2月															
10月 11月 12月 1月	12 H				3月															
11月 12月 1月 2月 2月 1月 2月 1月 2月 1月 2月 1月 2月 1月 1月 2月 1月	12 H 1	1月 2月	20 EE		4月 5.															
10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 5	月 1月 2月 3月 4月 5	日 2月 2月 4月 4月 5月 5月 7月	2月 2月 4月 4月 4月 5月	#FT	В 6 В															
10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月	月 1月 2月 3月 4月 5月 6月	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	2月 3月 4月 5月 6月	[≖] 成29年	7.B														_	
10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 11日 10月 11日 11日 11日 11日 11日 11日 11日 11日 11日 11	平成29 12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月	平成29 1月 2月 3月 4月 5月 6月	平成29 4月 5月 6月		8月															
10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 7月 10月 11月 12月 11月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 11日 11日 11日 11日 11日 11日 11日 11日 11日 11	平成26年 月 12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月	平成29年 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月	平成29年 2月 3月 4月 5月 6月 7月		9月 10															
10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 1日 11日 11日 11日 11日 11日 11日 11日 11日 11日	平成25年 月 12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月	平成28年 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月	字月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 9月 1日		11月															
TR 11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 11月 11月 11月 11月 11月 11月 11月 11	平成26年 月 12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 11月 11月 11月 11月 11月 11月 11月 11月 11月 11月	平成25年 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月	平成29年		12月															

(9)		抽	.0	0.		00
	平成27年	ゼ	504,078,370	32,591,070		20,063,73
推移表(年計)	平成26年	+=	473,501,950	30,979,070		14,145,070 15,579,340 20,789,590 20,142,060 20,063,730
	平成25年	杣	465,893,370	30,970,470		20,789,590
延べ宿泊者数	平成24年	+=	439,495,120	28,591,870		15,579,340
【推移表(Web档載用)】 1 — 1. 都道府県別	平成23年	+=	417,234,450	27,293,760		
[羅移表() 1-1.			全国	01北海道	::::	47沖縄県

1-2. 都道府県別 延べ宿泊者数 推移表(月別)

		全国	東無北10	 47:中线照
	1月			
	2月			
	3月			
	4月			
	5月			
出	6月			
成23年	7.B			
	8月			
	9月			
	10月			
	11月			
	12月			
	1月			
	2月			
	3月			
	4月			
	5月			
平成:	6.A			
成29年	7月			

2-1. 都道府県別 外国人延べ宿泊者数 推移表(年計)

	创造析系列	と聞く	外国人姓へ伯泊白数	へ 前を放	(##)	
					((単位: 人泊)
	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
	杣	早	#	福	#	ŧ
王 王						
01北海道						
:						
47沖縄県						

2-2. 都道府県別 外国人延べ宿泊者数推移表(月別)

全国 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 11月 12月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 3月 4月 6月 7月 8月 9月 11月 11月<																			4	(単位:人治)
1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 11月 11月 12月 11月 12月 11月 12月 11月 11月 11						成	23年								平成29	年				
河東東京 一		1月	3月	4月	5月	E9	7月	8月	9月		12月		2月	4月	6月	7月		10月		
類類 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	全国																			
	腴																			
																			_	

【推移表(Web掲載用)】 3-1.都道府県別、宿泊施設タイプ別 客室稼働率 推移表 (単位:%)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
	+=	桿	丰	+a	+a	†a
ta	51.8	54.8	55.2	57.4	60.3	
旅館						
リゾートホテル				54.0	56.0	
ビジネスホテル	62.3	67.3				
シトィホトル	67.1					
簡易宿所					27.1	
会社・団体の宿泊所	31.6	32.3	30.4	28.8	27.7	
旅館						
リゾートホテル						
ドジネスホテル						
シナイホナル						
簡易宿所						
会社・団体の宿泊所						
- 						
旅館						
リゾートホテル						
ビジネスホテル						
シトィホトル						
簡易宿所						
4年・田体の宿泊所						

3-2. 都道府県別、宿泊施設タイプ別 客室稼働率 推移表(月別)

平成23年	HZ1 HZ1 HZ01 HZ0 HZ0								
平成23年	44 34 64 (
平成233	4 4 5 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	ンノートゲーンにジャスポープ							簡易宿所

【推移表(Web掲載用)】 4 — 1.都道府県別 延へ宿泊者数(従業者数10人以上の施設) 推移表(年計)

4-1	4-1. 都道府県別	延べ宿泊者数	白者数(従き	(従業者数10人以上の施設)	以上の施設)推移表	(年計)			
				i I		į			7	単位:人治)
	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
	本	+=	+=	#=	本	抽	+=	+8	ゼ	抽
国	417,234,450	417,234,450	417,234,450	417,234,450	417,234,450	439,495,120	465,893,370	473,501,950	504,078,370	
東鯸北10	27,293,760	27,293,760	27,293,760	27,293,760	27,293,760	28,591,870	30,970,470	30,979,070	32,591,070	
:										
47沖縄県		14.145.070	14,145,070	14.145.070	14.145.070	14.145.070 14.145.070 14.145.070 14.145.070 14.145.070 15.579.340 20.789.590 20.142.060 20.063.730	20,789,590	20.142.060	20.063.730	

4-2. 都道府県別 延べ宿泊者数(従業者数10人以上の施設) 推移表(月別)

5-1. 都道府県別 外国人延べ宿泊者数(従業者数10人以上の施設)推移表(年計)

									,	/キュ・ハル/
	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
	Ħ	냳	+4	#	#	#	#	+4	#	냳
全国										
01北海道										
47沖縄県										

5-2. 都道府県別 外国人延べ宿泊者数(従業者数10人以上の施設) 推移表(月別)

	11月 12月				
	10月				
	16 月				
	7月 8月				
平成29年	2 任9				
	5月				
	4.FJ				
	3月				
	2月				
 -	1月				
	12月				
	11月				
	10月				
	9月				
	8月				
平成19年	6.H 7.H				
	5月 6,				
	4月 (
	3月				
	2.B				
	1月				
		年	01北海道	:	47沖縄県

【推移表(Web掲載用)】 6一1. 都道所県別、宿泊施設タイプ別 客室稼働率(従業者数10人以上の施設) 推移表

ı																							
(単位:%)	平成28年	+4																					
	平成27年	井	60.3	37.0	56.0	74.2	79.2	27.1	27.7														
1F12/4X	平成26年	##	57.4	35.2	54.0	72.1	77.3		28.8														
/ //E E//	平成25年	計	55.2	33.4	52.3	69.5	75.7		30.4														
- XXX	平成24年	計	54.8	35.5	48.0	67.3	72.5		32.3														
ж. ж.	平成23年	計	51.8	34.7	46.8	62.3	67.1		31.6														
甘丰体副十八亿米自然10人次上 50億以)	平成22年	#4	57.4	35.2	54.0	72.1	77.3		28.8														
# # #	平成21年	丰	55.2	33.4	52.3	69.5	75.7		30.4														
100	平成20年	井	54.8	35.5	48.0	67.3	72.5		32.3														
1/1/16 nX ,	平成19年	計	51.8	34.7	46.8	62.3	67.1		31.6														
			丰	旅館	リゾートホテル	ビジネスホテル	シナイボナブ	簡易宿所	会社・団体の宿泊所	+44	旅館	リゾートホテル	ビジネスホテル	シティホテル	簡易宿所	会社・団体の宿泊所	 	旅館	リゾートホテル	ビジネスホテル	シナイボナブ	簡易宿所	会社・団体の宿泊所
<u>-</u>				Ħ	H	H	H	田	全国	01北海道	01北海道	01北海道	01北海道	01北海道	01北海道	01北海道	 47沖縄県	47沖縄県	47沖縄県	47沖縄県	47沖縄県		47沖縄県

6-2. 都道府県別、宿泊施設タイプ別 客室稼働率(従業者数10人以上の施設) 推移表(月別)

_																1	1				
	12月																				
	11月																				
	10月																				
	9月																				
	8月																				
)年	7月																				
平成29年	6月																				
	5月																				
	4月																				
	3月																				
	2月																				
	1月																				
	12月																				
	11月																				
	10月																				
	9月																				
	8月																				
年	7月																				
平成19年	6月																				
	5月																				
	4月																				
	3月																				
	2月																				
	1月																				
		==	<u>m</u>	ゾートホテル	ジネスホテル	ティホテル	簡易宿所	会社・団体の宿泊所	ψa	99	ゾートホテル	ジネスホテル	ティホテル	簡易宿所	会社・団体の宿泊所	 	旅館	ゾートホテル	ジネスホテル	ティホテル	見宿所
		全国	全 国 旅	全 国 门;	金 囲 一下、	中国ーン・	全 国 簡	全 国 会社		01北海道 旅	01 北海 当 1 7 、	01 北海道 デ、	01 お海道 ツ-	01北海道 簡3	01北海道 会社	 47沖縄県	47沖縄県 旅食	47沖縄県 リ.	47 沖縄県 ビ、	47 沖縄県 シー	47 沖縄県 簡3

シナ ナゴ	. =	
統計	「オ	₹

<u>第1表</u>	月 (12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業者数(4区分)、宿泊目的割合 (2区分) 別施設数 並びに月 (12区分)、施設所在地 (47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ (6区分) 別施設数
<u>第2表</u>	年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別延べ宿泊者数 並びに年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊目的割合(2区分)別外国人延べ宿泊者数
<u>第3表</u>	年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別実宿泊者数 並びに年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊目的割合(2区分)別外国人実宿泊者数
<u>第4表</u>	年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別延べ宿泊者 数並びに年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別外国人延べ宿泊者数
<u>第5表</u>	年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別実宿泊者数 並びに年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別外国人実宿泊者数
<u>第6表</u>	年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別定員稼働率 並びに年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別定員稼働率
<u>第7表</u>	年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別利用客室数 並びに年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別利用客室数
<u>第8表</u>	年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別客室稼働率 並びに年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別客室稼働率
<u>第9表</u>	年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊目的割合(2区分)、居住地(2区分)別延べ宿泊者数
<u>第10表</u>	年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)、居住地(2区分)別延べ宿泊者数

<国籍別推計>

年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、国籍(出身地)(21区分)別外国人延べ宿泊者数(従業者数10人以上の施設) <u> 参考第1表</u>

<u> </u>	(以工ル政采訂)
<u>参考第2表</u>	月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業者数(3区分)、宿泊目的割合(2区分)別施設数 並びに月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別施設数(従業者数10人以 上の施設)
<u>参考第3表</u>	年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業者数(3区分)、宿泊目的割合(2区分)別延べ宿泊者数並びに年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊目的割合(2区分)別外国人延べ宿泊者数(従業者数10人以上の施設)
<u>参考第4表</u>	年、月 (12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業者数(3区分)、宿泊目的割合(2区分)別実宿泊者数並びに年、月 (12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊目的割合(2区分)別外国人実宿泊者数(従業者数10人以上の施設)
<u>参考第5表</u>	年、月 (12区分) 、施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別延べ宿泊者数 並びに年、月 (12区分) 、施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別外国人延べ宿泊者数(従 業者数10人以上の施設)
参考第6表	年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別実宿泊者数 並びに年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別外国人実宿泊者数(従業者数10人以上の施設)
<u>参考第7表</u>	年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業者数(3区分)、宿泊目的割合(2区分)別定員稼働率 並びに年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別定員稼働率(従業者数 10人以上の施設)
<u>参考第8表</u>	年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業者数(3区分)、宿泊目的割合(2区分)別利用客室数 並びに年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別利用客室数(従業者数 10人以上の施設)
<u>参考第9表</u>	年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業者数(3区分)、宿泊目的割合(2区分)別客室稼働率 並びに年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別客室稼働率(従業者数 10人以上の施設)
<u>参考第10表</u>	年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊目的割合(2区分)、居住地(2区分)別延べ宿泊者数(従業者数10人以上の施設)
<u>参考第11表</u>	年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)、居住地(2区分)別延べ宿泊者数 (従業者数10人以上の施設)

参考1 主要項目別標準誤差率

統計表<道府県庁所在地及び政令指定都市別集計>

1. 衣 丶 坦 州 宗 川 川	<u> </u>
参考第12表	月(12区分)、施設所在地(52区分)、従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別施設数
多 つか 1 2 4X	並びに月(12区分)、施設所在地(52区分)、宿泊施設タイプ(6区分)別施設数
参考第13表	年、月(12区分)、施設所在地(52区分)、従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別延べ宿泊者数並びに年、月
参与第13弦	(12区分)、施設所在地(52区分)、宿泊目的割合(2区分)別外国人延べ宿泊者数
参考第14表	年、月(12区分)、施設所在地(52区分)、従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別実宿泊者数並びに年、月(12
多有第14衣	区分)、施設所在地(52区分)、宿泊目的割合(2区分)別外国人実宿泊者数
参考第15表	年、月(12区分)、施設所在地(52区分)、宿泊施設タイプ(6区分)別延べ宿泊者数並びに年、月(12区分)、施設
参与第10衣	所在地(52区分)、宿泊施設タイプ(6区分)別外国人延べ宿泊者数
参考第16表	年、月(12区分)、施設所在地(52区分)、宿泊施設タイプ(6区分)別実宿泊者数並びに年、月(12区分)、施設所
参与第10弦	在地(52区分)、宿泊施設タイプ(6区分)別外国人実宿泊者数
参考第17表	年、月(12区分)、施設所在地(52区分)、従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別定員稼働率並びに年、月(12
参与第17衣	区分)、施設所在地(52区分)、宿泊施設タイプ(6区分)別定員稼働率
参考第18表	年、月(12区分)、施設所在地(52区分)、従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別利用客室数並びに年、月(12
参 有第1 0 衣	区分)、施設所在地(52区分)、宿泊施設タイプ(6区分)別利用客室数
参考第19表	年、月(12区分)、施設所在地(52区分)、従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別客室稼働率並びに年、月(12
	区分)、施設所在地(52区分)、宿泊施設タイプ(6区分)別客室稼働率
参考第20表	年、月(12区分)、施設所在地(52区分)、宿泊目的割合(2区分)、居住地(2区分)別延べ宿泊者数
参考第21表	年、月(12区分)、施設所在地(52区分)、宿泊施設タイプ(6区分)、居住地(2区分)別延べ宿泊者数
参考第22表	年、月(12区分)、施設所在地(52区分)、国籍(出身地)(21区分)別外国人延べ宿泊者数(従業者数10人以上の施
少有 第22衣	設)

参考2 主要項目別標準誤差率

推移表 (報告書用)

1出13		
	推移表1-1	都道府県別 延べ宿泊者数 推移表
	推移表1-2	都道府県別 延べ宿泊者数 対前年(同月)比 推移表
	推移表 2-1	都都道府県別 外国人別延べ宿泊者数 推移表
	推移表2-2	都道府県別 外国人別延べ宿泊者数 対前年(同月)比 推移表
	推移表3	都道府県別・宿泊施設タイプ別客室稼働率 推移表

推移表 (Web掲載用)

沙水、 (川でいが用入/11)	
推移表1-1	都道府県別 延べ宿泊者数 推移表(年計)
推移表1-2	都道府県別 延べ宿泊者数 推移表(月別)
推移表 2-1	都道府県別 外国人延べ宿泊者数 推移表 (年計)
推移表 2-2	都道府県別 外国人延べ宿泊者数 推移表 (月別)
推移表3-1	都道府県別・宿泊施設タイプ別客室稼働率 推移表(年別)
推移表3-2	都道府県別・宿泊施設タイプ別客室稼働率 推移表(月別)
推移表 4-1	都道府県別 延べ宿泊者数(従業者数10人以上の施設) 推移表(年計)
推移表 4-2	都道府県別 延べ宿泊者数(従業者数10人以上の施設) 推移表(月別)
推移表 5-1	都道府県別 外国人延べ宿泊者数(従業者数10人以上の施設) 推移表(年計)
推移表 5-2	都道府県別 外国人延べ宿泊者数(従業者数10人以上の施設) 推移表(月別)
推移表6-1	都道府県別・宿泊施設タイプ別客室稼働率(従業者数10人以上の施設) 推移表(年別)
推移表 6-2	都道府県別・宿泊施設タイプ別客室稼働率(従業者数10人以上の施設) 推移表(月別)

「統計表」、「統計表(道府県所在地及び政令指定都市)」、「推移表(報告書用)」及び「推移表(Web掲載用)」は、それぞれファイルを別にする。

(施設)

月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別施設教並びに月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別施設数 第1表

	会社・団体 の宿泊所			Ī
	簡易宿所			
イプ(6区分)	ケイン			
宿泊施設タイプ(6区分) -	ビジネス ホテル			
_	リゾート ホテル			
	旅館			
	観光目的の 宿泊者が 50%未満			
1 100	100人以上 観光目的の (宿泊者が 50%以上			
	(1)			
Ш	観光目的の 宿泊者が 50%未満			
- 00	30~99人 観光目的の 4 宿泊者が 50%以上			
区分)	(1)			
従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)	観光目的の 宿泊者が 50%未満			
(4区分)、宿沙	10~29人 観光目的の 着 宿泊者が 50%以上			
従業者数	(I			
	観光目的の 宿泊者が 50%未満			
-	0~9人 観光目的の 着 宿泊者が 50%以上	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)		
	(1	~12月分ま7		
_	観光目的の 宿泊者が 50%未満	※以下、2月分~12月分まで11表 制 く。		む。い今キカス
	観光目的の 編 宿泊者が 50%以上	^		イプ不詳を含まれる当時で
	※数 (1) (#)/宿泊施設夕
	施設所在地 (47区分及び運輸局等)	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	演奏局锋(再选) 2) 內理有資產聯節 內共產產聯節 內共產產聯節 內共產產聯節 內共產產 內共產黨 內共產 內共產 內共產 內共產 內共產 內共產 內共產 內共產	1)宿泊目的割合不詳及この 関 取 回 は 回 は は は は は は は は は は は は は は は は

72 / 253

第2表 年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別延べ宿泊者数並びに年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊目的割合(2区分)別外国人延べ宿泊者数

	<u> </u>			Υ6~0		従業	従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分) 10~29人	治目的割合(2区	(会)	30~99人			100人以上		;	宿泊目的割合(2区分)	合(2区分)
施設所在地(47区分 在55運輸局等) (1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	(1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	(1	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	(1	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	うち 外国人が 宿泊者数 1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満
○年1~12月 計 ○14年 (12月 計 ○24 (14) (14) (14) (14) (14) (14) (14) (14	· 你只是一个人,我们就是我们就是一个人,我们就是我们就是我们就是我们就是我们就是	※ 「 「 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	※以下、1月分~12月分まで12表謝く。 *カス	2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.													

年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別実宿泊者数並びに年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊目的割合(2区分)別外国人実宿泊者数 第3表

							従業	従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)	"泊目的割合(2区	(分)							宿泊日的事	宿泊目的割合(2区分)
		-		L	Υ6~0			10~29人			Ƴ66~08			100人以上			TETT FILE	1 (CA)
48(事	実宿泊者数 編出目的の 1) 宿泊者が 宿泊者が 50%以上		観光目的の 宿泊者が 50%未満	(1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	(1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	(1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	î	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	うち外国人 実宿泊者数 1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満
〇年1~12月 計 01北海道 00ま末周	_	_			1				1									
0.2月 茶环 0.3岩 子県 0.4台 本画		<i>☆</i>	※以下、1月分~12月分まで12表練く。	2月分まで123	数额人。													
0.5 女田県0.6 二																		
07福島県																		
08次数票095后大県																		
10群馬県11格工画																		
1156 吊系127 華県																		
13東京都																		
14神奈川県 15新潟県																		
16富山県																		
17石川県15石井田																		
18福井県19二梨県																		
20長野県																		
21岐阜県 22静岡県																		
23数 名県																		
24二重県25滋賀県																		
26京都府																		
2.7人败巧 28兵庫県																		
29奈良県																		
30和政田系31庫股票																		
32島根県																		
33周三宗34広島園																		
35山口県																		
36徳島県																		
37杏川県38泰姆県																		
39高知県																		
40福岡県																		
41佐賀県																		
42灰層來 43熊本県																		
44大分県																		
45宮 崎県 46鹿児島県																		
47沖縄県																		
亜輸局等(再掲)2) またで生物目																		
北海道連動局東北海艦局																		
以																		
北陸信越運輸局																		
中部運輸局																		
11 ary 1115 and 101																		

第4表 年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別延べ宿泊者数 並7k7年 - 月(19区分) - 梅勢市在地(47区分及水電輪局等) - 宿泊権設タイプ(6区分)別外用人がべ宿泊者数

宿泊施設タイプ(6区分) 				宿泊施設タイプ(6区分) -	イブ(6区分)						宿泊施設夕	宿泊施設タイプ(6区分) -		
施設所在地(47区分及び運輸局等)	原 (((((((((((((((((((旅館	リゾート ホテル	ビジネス ホテル	シティ ホテル	簡易宿所	会社・団体の 宿泊所	うち 外国人延ぐ 宿泊者数 1)	旅館	リゾート ホテル	アジネスポット	シティホテル	簡易宿所	会社・団体の 宿泊所
○ 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			※ 以下, <i>1</i> 月分·	※以下、1月分~12月分まで12表 続 く。	*************************************									
電) 2) 同														

第5表 年、月 (12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別実宿泊者数が7½年、月 (12区分)、施設所在地(47区分及が運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別外国人実宿泊者数

				宿泊施設タイプ(6区分)	イプ(6区分)						宿泊施設タイプ(6区分)	イプ(6区分)		-
施設所在地 (47区分 及び運輸局等)	実宿泊者数 1)	旅館	イーンパー	アジギス オツア	シティ ホテル	簡易宿所	会社・団体の 宿泊所	うち外国人 実宿泊者数 1)	旅館	リゾート ホデル	アジネス ホザア	イディング	簡易宿所	会社・団体の 宿泊所
○年1~12月 計 01北海道 02青森県 03岩手県			**以下、1月分		被									
04宮城県 05秋田県 06山形県														
08 法城県 08 法城県 09 栃木県 10 群馬県														
11埼玉県 12千葉県 13東京都														
14神奈川県 15新潟県 16富山県														
17石川県 18福井県 19山黎県														
20長野県 21岐阜県 23齢岡県														
227胂岡県 23愛知県 24三重県														
25滋賀県 26京都府 57七門庁														
27大阪府 28兵庫県 294本自員														
29%以次 30和歌山県 31鳥取県														
32島根県 33岡山県 24庁阜■														
35山口県 36徳島県														
37香川県 38愛媛県														
39高知県 40海岡県														
41佐賀県														
43旗本県:														
44大分県 45宮崎県														
46鹿児島県 47沖縄県														
運輸局等(再掲) 2) - 光准治温電局														
台译 通知 建二十二二十二二十二二十二二十二二十二二十二二十二二十二二十二二十二二十二二十二														
因果 中間 同 中 時 右 計 計 輪 配														

出發定職局 上級運輸局 正務運輸局 上級運輸局 四国運輸局 內国運輸局 內国運輸局 內国運輸局 內有階級少イフ不詳を含む。 2)長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。

第6表 年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別定員稼働率並びに年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別定員稼働率

第二十四十四 職先目的の 電子 100%以上 500%を対 500%以上 500%が対 500%が			0	(10~29 人 10~20 人 1	7	従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分) 10~29人	宿泊目的割合(2]	区分)	30~99人	_		100人以上				宿泊施設タイプ (6区分) 	ブ(6医分)		
### 1.18 ###	2年	8.4.15			<u> </u>	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満			観光目的の 宿泊者が 50%未満	î.		観光目的の 宿泊者が 50%未満	旅館	リゾート ホテル	ドジネスホケア	シティ ホテル	簡易宿所	会社·団体の 宿泊所
		%以下、1月分~12月 .	(2) (2) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	, o															
	İ																		

第7表 年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別利用客室数並びに年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別利用客室数

施設所在地(47区分 利用客室数 観光目的50 及び運輸局等) 10 宿泊者が 信泊者が 信泊者が 信泊者が 信泊者が 信泊者が 10 12 2月 計 0 13 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	観光目的の 信泊者が 60%未満 50%よ ※以下、1月分~12月分まで12巻続く 。	人 (上 (上	観光目的の 荷泊者が 50%未満	1) 積	10~29人		è									_	ŀ
12.12.13	1月分~12月分まで	- 412数数/2	_		観光目的の 宿泊者が 50%以上 5	観光目的の 宿泊者が 50%未満	1) 観	30~99人 観光目的の 観光 宿泊者が 宿 50%以上 50	観光目的の 宿泊者が 50%未満	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	100人以上 観光目的の 宿泊者が 50%以上 観光目的の 宿泊者が 50%未満	fbfの 旅館 春が 未満	リゾートホテル	-ト ビジネス ポデル	メディオ・ボデル	簡易宿所	会社・団体の 宿泊所
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1月分~12月分享7	で12巻巻人。			-	_			_	_	_	-	-	_			
及類																	
高級																	
体表 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等																	
(4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)																	
1. 無限 表																	
作場 (表現 (表現 (表現 (表現 (表現 (表現 (表現 (表現																	
子操 动脉 山頭 原原 原原 形成 形成 形成																	
3.9.3.3.3.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.																	
17.条 原原 原 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 の																	
〔炔 37件 反件																	
A/YT 新聞																	
文次 次 1. 原																	
た																	
11年																	
1.1.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3																	
- - - - - - - - - - - -																	
an. 到県																	
智具 令県																	
7. () () () () () () () () () (
る県																	
開展 第(再提)の)																	
(4) (4) (7) (7) (4) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7																	
电影局																	
言故運輸局																	
車輪局 車輪局																	
軍輸局 電輸局 (十二元)																	
総合事務局 目的割合不詳及び宿泊施設タイプ不詳を含む。																	

第8表 年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別客室稼働率並びに年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別客室稼働率

的の 観光目的の 観光目的の 観光目的の		
観光目的の 観光目的の 観光目的の 電光目的の 電泊者が 宿泊者が 1) 信泊者が 50%以上 50%以上		
観光目的の 観光目的の 宿泊者が 宿泊者が 50%以上 50%未満	※以下、1月分~12月分末で12素機べ。	
各室検働率 1) 宿泊者が 福光目的の 宿泊者が 宿泊者が 50%以上 50%未満	○年1~12月 計 ○1-北海社 ○1-北海社 ○1-北海社 ○1-北海社 ○1-北海社 ○1-1-海州 ○1-1-2-1- ○1-1-2-1-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2	

第9表 年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊目的割合(2区分)、居住地(2区分)別延べ宿泊者数

施設所在地(47区分				宿泊	1目的割合(2区5	宿泊目的割合(2区分)、居住地(2区分)	_		
				観光目	観光目的の宿泊者が50%以上	%以上	観光目	観光目的の宿泊者が50%未満	%未満
及び運輸局等) 11, 11, 11, 11, 11, 11, 11, 11, 11, 11	6 信息 (4 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元	県内 1)	県外 1)	2)	県内	県外	2)	具	14.
(14) (12) 日本 (14) (15) 日本 (15			* 以下、1月分	※以下、1月分~12月分まで12表謝く。					
)居住地不祥を含む。)長野県は北陸信越運輸局、福	井県は中陸	弥運輸局に含?	\$ <i>t</i> 15°,						

	¢	

第10表 年、]	月 (12区分)	-	施設所在地(47区分及び運輸局等)、	及び運輸		宿泊施設タイプ(6区分)、	"(6区分)、	居住地 (21	(2区分) 別延べ宿泊者数 信泊施設	不宿泊者数電油配	泊者数 宿泊施設4/7(6区分)、居住地(2区分)	、居住地(2区分		1)- 190 100 100		4	Sec. 200 April 100 and	(大消)
	Zr Zr	}		L	旅館		Ų.	リゾートホテル		للآ	ビジネスホテル		L	シティホテル		Ĺ	簡易宿所		松	会社・団体の宿泊所	
施設所在地 (47区分及び運輸局等)	に 信泊者数 1)、2)	県内 1)	県外 1)	2)	是内	県外	2)	中	県外	2)	長 左	県外	2)	是	県外	3)	是	県外	2)	是内	県外
(2) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (5) (5) (4) (4) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5	्री क		※以下、1月分~12月分字で12章鍵C。	2月分本で123															-		
3)長野県は北陸信越運車	輸局、福井県は『	中部運輸局に含ま	れる。																		

参考第1表 年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、国籍(出身地)(21区分)別外国人延べ宿泊者数 (従業者数10人以上の施設)

1	中国 存職 右部 7793 7472 7523 1927 22243 1927 22243 1927 22243 1927 22243 1927 22243 1923		L		}	ļ			ĺ	f			田	国籍(出身地)(21区分									
		外 及所在地(47区分 をび運輸局等)	国人第ペ 記者教 1)	車	田	香港	山海	アメリカ	カナダ	イギリス	R-A-W	フランス		ンンガポール	4	アジーファ	7	オーストラリア	ペトナム	フィリピン	1897	スペイン	みの角
		[~12月 計 比海道 [本元	1	1	1																		
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	19.11 19.1	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		*	以下、1月分~	12月分まで123	散觀人。																
	施施機 施施機 (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	(田県																					
		東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東																					
11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	正統 (2) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	 三 三																					
The state of the s		馬県田県																					
10.10 (1.10		業員																					
A SI	11.1	京都奈川県																					
In this case of the case of th	1.1.機能	陽県																					
The state of the s		当 当																					
FOR THE PARTY OF T		井県																					
9 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5		料県																					
		a a a a a a a a a a a a a a a a a a a																					
		平 祖 正 三 正 三 正 三 正 三 正 三 正 三 三 三 三 三 三 三 三																					
	商馬	知県																					
Manual Control of the	施発素 () () () () () () () () () ()	重 県 四国																					
を記録	能限 (股) (股) (股) (股) (D)	900年																					
	及 (2) (2) (2) (3) (4) (4) (5) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (8	灰府 审良																					
	及	· 油 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·																					
1.14. 1.14.	出版	数山県 数県																					
	山泉 山泉 山泉 山泉 山泉 山泉 山泉 山泉 山泉 山泉 山泉 山泉 山泉 山	世界																					
日 操		1000																					
用機 () () () () () () () () () ()	原 原 原 原 原 原 原 原 原 原	三世																					
の対象 の対象 の対象 を実験 大型 (内の (内の (内の (内の (内の (内の (内の (内の	後漢 知知 知知 本 本 本 本 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中	島県 三直																					
知り (知识 所以 本原 本原 大原 所 所 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	缓県																					
関係 本原 本原 本原 本原 の の の の の の の の の の の の の	南京 南京 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市	知県																					
本原 分果 分果 万島 元島 元島 高連島 高連島 高連島 高連島 高連島 高連島 高連島 高連	本原 分類 形面 形面 形面 海纖 海纖 高纖 高纖 三 三 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	賀東 賀東																					
今年 (か来 分類 ア島山 海 海 海 海 海 高 は 全 は は は は は は は は は は は は は	- 原子																					
成果	応動	4年																					
工程為其 (1年為) 2) (4年) (有) (有) (4年) (4年) (4年) (4年) (4年) (4年) (4年) (4年	工程的表现 (4) (工程的) (2) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	を 単一																					
等(行政) 2) 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	海(所) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	児島県																					
近連衛局 連馬馬 三雄島 三雄島 三雄島	は連絡の 運動の 運動の では放送機関 では放送機関 ではなが 運動の 運動の 運動の 運動の 運動の 運動の 運動の 運動の	縄県 等(再掲)2)																					
		回衛期回																					
	(1) 在 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1																					
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	連番店 海番店 通番店 高番店	()																					
		日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本																					
	は できた は できな できな できな できな できな できな できな できない できない で	三																					
- 一つ		1 編制																					
		回響則																					

1)国籍(出身地)不許を含む。 2)長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。 ※標準報差率が30%以上の推定値に** 印を付している。

82 / 253

参考第2表 月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業者数(3区分)、宿泊目的割合(2区分)別施設数 並びに月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別施設数(従業者数10人以上の施設)

100 元年	19						14	従業者数(3区分)、宿泊目的割合(2区分)	分)、宿泊目6	的割合(2区分	(宿泊施設タイプ(6区分)	(プ(6区分)		
1	1						10~29人			Ƴ66∼08			100人以上						
		施設所在地(47区分及び運輸局等)	業□ 数□	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	(1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	(1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	(1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	リゾート ホテル	ビジネス ホテ <i>ト</i>	シティホャア・	簡易宿所	会社・団体 の宿泊所
	20	〇年1月 01北海道 55まま:																	
(19)	の成状 田	0.2 m 未示 0.3 岩手県 0.4 宮城県				※以下、2月	分~12月分	まで11表統く。											
(1)	10 所義政務 10 所義政務 11 所義政務 12 東京	05枚田県06日米県																	
1. 1	1. 解析	07福局県 08茨城県 09栃木県																	
20.	15	10群馬県																	
14 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	12	11埼玉県 12千葉県																	
15 指	16 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	13東京都																	
1 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	下面	15新潟県																	
1911 新版 集 1914	1956編集集 2026年等集 2026年	16富山県 17石川県																	
2.2 經過期 2.2 經過期 2.2 經過期 2.2 經過期 2.2 經過期 2.2 經過期 2.2 經過期 2.3 經過期 2.3 經過期 3.5 經過 3.5 經 3.5 經 3.	2.	18福井県																	
22時間與 22時間與 22時間 20次的所 20次的所 20次的所 20次的所 31.0年以 31.0年以 31.0年以 31.0年以 32.0年以 32.0年以 32.0年以 32.0年以 33.0年以 33.0年以 33.0年以 33.0年以 33.0年以 33.0年的 33.0年	22	19山梨県 20長野県																	
20	20 全国	21岐阜県																	
20% 管順 20% 管順 20.	20	22																	
2.5次都所 2.5次都所 2.5次都所 2.5次和原则 3.60和则 3.60和则 3.60和则 3.60和则 3.60和则 3.60和则 4.60	20.外衛所 20.外衛所 30.外優別 30.所屬別 30.所屬別 30.所屬別 30.所屬別 30.所屬別 30.所屬別 40.附屬別 40.所屬別 40.於例 40.於	24三重県																	
29东横横 29东横横 29东横横 31 南坡山県 31 局坡山県 33 局山口県 33 局山口県 36 山口県 36 山口県 36 市田県 36 市田県 36 市田県 36 市田県 36 市田県 36 市田県 36 市田県 36 市田県 36 市田県 37 市田県 37 市田県 38 市田 38 市 38 市田 38 市田 38 市田 38 市 38	20次元原则 20次元原则 20次元则则 31.则及规则 33.则以则 33.则以则 36.则则则 36.则则则 36.则则则 36.则则则 36.则则则 36.则则则 36.则则则 36.则则则 36.则则则 36.则则则 36.则则则 36.则则则则 36.则则则则 36.则则则则 36.则则则则 36.则则则则则则则则则则	25成為不26京都府																	
29条良果 30·60聚山県 30·60聚山県 31/60山県 31/60山県 31/60山県 36·60山県 36·60山県 36·60山県 36·60町県 41/在貿県 41/大の県 41/大の県 41/大の県 41/大の県 41/大の県 46/600県 46/600米 46/600 46/600 46/6	29条技术 3.18 原以 3.28 的行歌儿県 3.28 日本 3.28 日本 3.45 日本 3.45 日本 3.45 日本 4.45	27大阪府38斤庫庫																	
3.0和歌山県 3.1島乾県 3.2島市県 3.3岡山県 3.5山口県 3.5山口県 3.6階島県 3.8愛媛県 3.8愛媛県 4.0株岡県 4.1株岡県 4.1大崎県 4.1大	3.00可能山県 3.00可能山県 5.20島根県 5.20島根県 5.20島根県 5.20島根県 5.30日の県 5.20日の県 5.20日の県 5.20日の県 5.20日の県 5.20首の県 4.4大分県 4.4大分県 4.6位産県 4.6位産県 4.6位産県 4.6位産県 4.6位産県 4.6位産県 4.6位産県 4.6位産の県 4.6位産の 4.4大の 4.6位産の 4.6位配の 4	29奈良県																	
3.5.	3.1.	30和歌山県																	
33的山県 364広島県 364広島県 364広島県 364広島県 377番川県 378市川県 378市川県 378市川県 378市川県 378市川県 378市川県 42時の県 4256の県 4256の県 44大分県 44大分県 46210島県 46210島県 46210島県 46310円島県 46310円島県 46310円島県 477年間県	33岡山県 36 34 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	31馬牧県32島根県																	
34/5島県 36億島県 37春川県 37春川県 38登媛県 40治岡県 42た崎県 43廃本県 44大分県 45宮崎県 45宮崎県 46宮崎県 46宮崎県	34/広島県 36億島県 37-香川県 38-愛媛県 40-福岡県 40-福岡県 41-佐賀県 41-佐賀県 43-南藤県 45-宮崎県 45-宮崎県 45-宮崎県 47-大県 45-宮崎県 45-宮崎県 45-宮崎県 47-大県 47-沖縄県 46-西島県	33岡山県																	
3.6 德島県 3.8 空機県 4.0 5 6 6 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	3.6 6 8 月	34/A 耐果 35山口県																	
38 愛嬌県 38 童節期 40 福岡県 40 指佐賀県 41 佐賀県 41 佐賀県 41 大分県 45 佐原児島県 46 世別島県	38 查檢俱 38 查 施 40 結	36徳島県																	
39高均県 40福岡県 41佐崎県 42長崎県 43熊本県 476-6月 46-76-6月 46-17-6月 46-17-6月 46-17-8月 46-17-8月 47-17-8月 8-17-81 8-	39高知県 40福岡県 41佐郊県 42長崎県 43旅本県 45店地島県 45店地島県 47沖縄県 47沖縄県 47沖縄県 47沖縄県 47沖縄県	37香川県38愛媛県																	
40%	40篇	39高知県																	
42.46.66.74.42.46.66.74.43.66.74.45.69.74.45.69.69.69.69.69.69.69.69.69.69.69.69.69.	42.Rdc	40福岡県																	
4.3/熊本県 4.4/古公県 4.6/座児島県 4.6/座児島県 4.7/中間県	4.3/熊本県 4.4/広分県 4.6/歴史島県 4.7/沖縄県 4.7/沖縄県 1.7/沖縄県	42長崎県																	
45 / 5/0 / k 46 / 2 / 2 / 3 / 3 / 3 / 3 / 3 / 3 / 3 / 3	45 方分形 45 直肠 46 距 厄島県 47 沖縄県 17 沖縄 17 十二	43熊本県																	
4.6 En m m m m m m m m m m m m m m m m m m	46起口高兵 46起口高兵 47沖總員 加強商等 (再找) 2)	44大分県46666周																	
4 Trially and a second a second and a second a second and	4.7 沖縄	46鹿児島県																	
		47沖縄県																	
进步 配		四十二十二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二																	

参考第3表 年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業者数(3区分)、宿泊目的割合(2区分)別延べ宿泊者数 並びに年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊目的割合(2区分)別外国人延べ宿泊者数(従業者数10人以上の施設)

1							従業者数(3区/	分)、宿泊目的	的割合(2区分)						4.90日光中	(A 70) Q II
1						$10 \sim 29$ 人			∀66~08		٠	100人以上		٠	佰泊日的青	비즘 (212.分)
	施設所在地 (47区分及び運輸局等)	原べ 宿泊者数 1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上		7	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	った 外国人施く 毎治者数 1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満
Order State of the control of the co	○年1~12月 計 01北海道 02青森県 03岩手県			※以下、1月分~	~12月分まで1	2表無人。										
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	04宮城県05秋田県06日形県															
15 至 2	07福島県08茨城県															
15年	09700 小米 10群馬県 11 格玉県															
	12千葉県13亩古紫															
176所 出版 176所 出版 176所 出版 176所 出版 176所 出版 176所 176	13年元章 14神奈川県															
18/4/ 11 以 18/4/ 18/4 以 18/4	15新潟県16富山県															
10.14 編集	17石川県1955年1															
20股格與 202章知與 203章知與 203章知與 2055年	19二条県															
2.22等個限 2.21 重複	20長野県211岐阜県															
24/2 重 如果 25/2 重 25/2	22静岡県															
5.5 然 發 果	23変対条															
2.0次版研 2.8次成研 3.1条成果 3.1条成果 3.3面优果 3.3面优果 3.3面优果 3.5位.1 以 3.6面优果 4.0面阅果 4.0面阅果 4.0面阅果 4.0面阅果 4.0面阅果 4.0面阅果 4.0面阅果 4.0面阅果 4.0面阅果 4.0面阅果	25滋賀県															
28.55床庫與 28.55床庫與 3.86市蒙山與 3.30面山與 3.30面山則 4.4大為則 4.4大公與 4.4大公與 4.4大公與 4.4大公與 4.4大公與 4.4大公與 4.4大公與 4.4大公與 4.4大公與 4.4大公與 4.4大公與 4.4大公與 4.4大公與 4.4大公與 4.4大公與 4.4大公與	20次制/// 27大阪府															
30名版 以 31 馬取頂 32 島 也 果 32 島 也 果 32 島 也 果 32 島 也 果 44 在 上 44 在 上 44 在 是 極 果 46 題 馬 果	28兵庫県	_														
3.1島取県 3.2島市根県 3.4広島県 3.4広島県 3.6部山県 3.7番川県 3.7番川県 4.1佐賀県 4.1佐賀県 4.4大分県 4.4大分県 4.4大分県	29%以示30和歌山県															
33届	31鳥取県															
34広島県 354広島県 354広島県 354広島県 354広島県 3764川県 3764川県 3764川県 3764川県 3866県県 3640県 41佐賀県 41佐賀県 41佐賀県 44大分県 44大分県 44大分県 47年間県 47年の場 47年の場 47年の場 47年が譲収	32局根県33岡山県															
38億島県 38金媛県 38金媛県 38金媛県 386知県 41佐賀県 41佐賀県 41佐賀県 41佐賀県 41佐賀県 41佐賀県 41大会県 41大会県 41大会県 41大会県	34広島県	_														
38愛媛県 38愛媛県 41佐賀県 41佐賀県 41佐賀県 44大分県 44大分県	35山口県36年自用															
38g/媛県 38南加県 41任賀県 41任賀県 42度崎県 43族-藤県 43族-森県 44次-森県 44次-森県 44次-森県	30応周示 37香川県															
3%南知県 41佐賀県 42長崎県 44大分県 47位高県	38愛媛県	_														
14在資源 42長廳與 44大分享 45百廳果 47种顧思島県	39局 知県402年 岡里	_														
12.是 蘇県 4.3 株 本 県 4.5 古 藤 県 4.6 古 藤 県 4.6 市 県	41佐賀県	_														
44大分與 45百餘果 47种關尼島県	42長崎県	_														
45宮崎県 47部間県	43席 全	_														
是一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个	450百万里															
	46鹿児島県 47沖縄県															
	北海道運輸局															
北海道聯局	東北連輸局	_														

参考第4表 年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業者数(3区分)、宿泊目的割合(2区分)別実宿泊者数 並びに年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊目的割合(2区分)別外国人実宿泊者数(従業者数10人以上の施設)

			L		00	従業者数(3区	分)、宿泊	目的割合(2区分)	-		000			宿泊目的	宿泊目的割合(2区分)
施設所在地(47区分 及び運輸局等)	実宿泊者数 1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	(1)	10~29人 観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	1)	30~99人 観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	1)	100人以上 観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	うち外国人 実信泊者数 1)	第450	観光目的の 宿泊者が 50%未満
〇年1~12月 計 01北海道 02青森県 03岩手県 04宮城県			※以下、1月分~12月分まで12表離く。	~12月分まで12	· · · ·										
06 山形県 07福島県 08 茨城県															
09%不崇 10群馬県 11埼玉県															
12十葉県 13東京都 14袖各三県															
15新潟県 16第二県															
17石川県18福井県															
19山梨県20長野県															
21岐阜県 22静岡県															
23愛知県 24三重県															
25滋賀県 26京都府															
27大阪府 28兵庫県															
29奈良県 30和歌山県															
31鳥取県 32島根県															
33岡山県34広島県															
35山口県36衛阜周															
37香川県300年1111年															
38% 矮果39高知県															
40福岡県 41佐智県															
42長 高県 43 43 43 43 43 43 43 44 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15															
43熙 4 5 44 大分県															
45宮崎県 46鹿児島県															
47沖縄県															
連輯同等(中格) 2) 北海道運動局 卡比伯勢同															
東北連輜局 関東運輸局															
北陸信越運輸局															

北陸信越運輸局 中部運輸局 中國運輸局 中国運輸局 四国運輸局 加利維給合事務局 1/福河目的割合不祥を含む。 2)長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。

参考第5表 年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別延べ宿泊者数 並びに年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別外国人延べ宿泊者数(従業者数10人以上の施設)

				施設タイプ(6区分)	(6区分)			L			施設タイ	施設タイプ(6区分)		
施設所在地(47区分及び運輸局等)	庭 宿 1) 数 1)	旅館	リゾート ホテル	ビジネス ホテル	シティ ホテル	簡易宿所	会社・団体の 宿泊所	うち 外国人延く 宿泊者数 1)	旅館	リゾート ホテル	ビジネス ホテル	シティ ホテル	簡易宿所	会社・団体の 宿泊所
○年1~12月 計 ○1.北帝前 ○2.北帝前 ○2.岩赤県 ○2.岩赤県県 ○3.岩・赤県 ○6. 及 田県 県 ○6. 及 田県 県 ○8. 本 場 県 ○9. 市 本 県 ○9. 本 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上			**以下、1.14.44.44.44.44.44.44.44.44.44.44.44.44	※以下、1月分~12月分まで12表謝く。	~ ** **									
運輸局等(再換) 2) 七海道運輸局 東北運輸局 関東運輸局 関東運輸局 工陸管鐵鐵局 中部運輸局 中国運輸局 中国運輸局 內国運輸局														
大型 大														

参考第6表 年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別実宿泊者数 並びに年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別外国人実宿泊者数(従業者数10人以上の施設)

3

	会社・団体の 宿泊所		
	簡易宿所		
(6区分)	ナイン インドホ ブ		
施設タイプ(6区分)	ビジネス ホテル		
	リゾート ホテル		
	旅館		
	うち外国人 実宿泊者数 1)		
	会社・団体の 宿泊所		
	簡易宿所		
*(6区分)	シティ ホテル		
施設タイプ(6区分)	ビジネス ホテ <i>ル</i>	※以下、1月分~12月分まで12季離ら	
	リゾート ホテル	※ ※ 以 が が が が が が が が が が が が が	
	旅館		
	実信泊者数 1)		
	施設所在地(47区分及び運輸局等)	(1) 4 (1) 2 (1) 3 (1) 4	(
l		0	图 87

参考第7表 年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業者数(3区分)、宿泊目的割合(2区分)別定員稼働率並びに年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別定員稼働率(従業者数10人以上の施設)

(1) 職労目的の 職労目的の 職労目的の 職労目的の 職労目的の 職労目的の 職労目的の 職労目的の 電泊者が 窓の必以上 50%未満 50%以上 50%未満 50%以上 50%未満 50%以上 50%未満 50%以上 50%未満 50%の以上 50%を対 50%の以上 50%を対 50%の以上 50%を対 50%の以上 50%を対 50%の以上 50%を対 50%のの以上 50%のの以上 50%を対 50%のの以上	従業者数(3区分)、宿泊目的割合(2区分)	合(2区分)		佰沿施政ク	個沿地段タイプ (6区分)	-
	観光目的の 宿泊者が 1) 50%未準	観光目的の 宿泊者が 500条藩	 	リゾート ビジネス ホテル ホテル	シティ 簡易宿所 ホテル	会社・団体の 宿泊所
大作演员 大作演员 大作演员 大作演员 大作演员 大作演员 大作演员 医大作业 医大作业 医大作业 医大作业 医大作业 医大作业 医大作业 医大作业	- - - - -					
九州運輸局 沖縄総合事務局						

宿泊目的割合(2区分)別利用客室数	プ (6区分) 別利用客室数 (従業者数10人以上の施設)
t業者数(3区分)、宿泊	、宿泊施設タイ
施設所在地(47区分及び運輸局等)、 3	、施設所在地 (47区分及び運輸局等)
参考第8表 年、月(12区分)、	並びに年、月 (12区分)

			-		100~01	従業者数(3区	分)、宿泊目6				1001				宿泊施設タイプ(6区分)	プ(6区分)		
施設所在地(47区分 及び運輸局等)	利用客室数 1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	î î	10~29人 観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	. (1	30~99人 観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	<u> </u>	100人以上 観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	旅館	リゾート ホテル	ビジネス ホテル	シティ ホテル	簡易宿所	会社・団体の 宿泊所
〇年17-22月 計 01-22月 計 01-22月 計 01-22月 計 01-22月 計 01-22月 計 01-22月 計 01-22			※以下、1月分~12月分生で12 2時時 公		が 機構 位表 1													
型輪局等 详撰》 2) 北存道運輸局 現才運輸局 関東運輸局 印報運輸局 中部運輸局 近畿運輸局 四国運輸局 四国運輸局																		
沖縄総合事務局 1)宿泊目的割合不詳及	v Wich With Mile Blu Dr. A.	でするとかった。																

参考第9表 年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業者数(3区分)、宿泊目的割合(2区分)別客室稼働率並びに年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別客室稼働率(従業者数10人以上の施設)

施設所在地(47区分 客室線 編本 日 4 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50	9 by a by	- 30~99人 - 60%未満 - 50%と上 - 50%以上 - 50%以上	450	(1) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	10人人人の10人人の10人人の10人人の10人人の10人人の10人人の10人	観光目的の 信泊者が 50%未満	旅館	イーとびれる方を	アンネススタイプング	トモン ハモオ	情易信用 可由 可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可	会社・団体の 3) 所 3) 所 3) 所 3) 所 3) 所 3) 所 3) 所 3) 所
1分~12月分まで12												
701指衛道	≟											
※以下、1月分~12月分字で12章 66秒出場 66秒出場 66秒出場 66秒出場 17番島県 19番本場 11番工場 12千葉県 12年業別 12年業別 12年業別 12年業別 12年業別 12年業別 12年業別 12年業別 12年業別 12年業別 12年業別 12年業別 12年業別 12年業別 12年業別 13年業別 13年業別 13年業別 13年業別 13年業別 13年業別 13年第 13年第 23年第 23年第 23年第 23年第 23年第 23年第 23年第 23年 23年 23年 23年 23年 23年 23年 23年	¥											
66於田県 66於田県 70諸島県 10韓島県 11韓末県 11韓末海 11韓末海 11韓末海 11韓末海 116 11時												
07福島県、11権工場。 11権工場 11権工場 11権工場 11権工場 11年工場 11年工場 11年工場 11年工場 116権公 11年工場 116権公 11年工場 116権公 11年工場 116権工場 116権工場 11年工場 11年工具 11年工工具 11年工具 11年工具 11年工工具 11年工具 11年工工具 11年工工具 11年工工具 11年工工工工工具 11年工工												
10群馬果 11雄出源 12年歲 12年歲 13年前前 16衛出與 16衛出與 18衛出與 17万11県 18衛出與 22億草與 22億草與 22億草與 22億草與 22億草與 23億首果 236首與 236首與 336世上與 336世上與 336世上與 336世上與 336世上與 336世,與 336年, 336年, 346年, 346年 346年, 346年, 346年, 346年, 346年, 346年 346年 346年 346年 346年 346 346 3												
10群馬県 11-1衛工場 12-1東京都 15-14中分川県 15-16衛山県 15-16衛山県 15-16衛山県 15-17-11県 18-17-11県 18-11-12県 18-18-11県 18-18-18-18-18-18-18-18-18-18-18-18-18-1												
12.												
13項東京都 14种参川県 15衛出場 17万川県 17万川県 17万十川県 17万十川県 120世事県 220歳南県 220歳南県 220歳南県 220歳南県 220歳南県 33高山山県 33高山山県 336島県 336島県												
15 44 44 44 44 44 44 44 44 44 44 44 44 44												
16節山果 18節山果 18節山果 20長野果 20長野果 22度初県 24三重県 24三重県 256茂酸県 285成職県 356世県 356世県 356世県 356世県 356世県 356世県 356世県 356世県 356世県												
19在11県 1866年県 19山東県 220春町県 220春町県 221番岡県 231三龍県 22大阪府 27大阪府 27大阪府 27大阪府 330市県 330市県 330市県 330市県 330市県 330市県 330市県 330市県 330市県 330市県 330市県 330市県												
20長野県 20長野県 22億万県 22億万県 22億万県 22億万県 22万人阪府 22万人阪府 22万人阪府 23万人阪府 23万人阪府 23万人 11,000 23611111県 2361111県 2361111県 2361111県 236111県												
20 世界等 22 學知與 22 學知與 22 學知與 23 公司三庫與 25 於舊母 26 於舊母 26 於舊母 26 於舊母 26 於是與 26 於是是 26 於是是 27 使用 26 於是是 26 於是是 26 於是是 26 於是是 26 於是是 26 於是是 26 於是是 27 使用 26 於是是 26 於是是 27 使用 26 於是是 27 使用 26 於是是 27 使用 26 於是是 27 使用 26 於是是 27 使用 27 使用 28 於是是是 28 使用 28 使用 2												
2.1晚阜県、 2.2%市岡県 2.2%市岡県 2.2%市岡県 2.2%市岡県 2.2%市関係 3.2%対象保 3.3%回山県 3.3%回山県 3.3%日山県 3.3%日山県 3.3%市山県 3.3%市山県 4.3%の場際 4.3%の場際 4.3%の場際 4.3%の場際 4.3%の場別 3.3%の場別 3.3%の場別 3.3%の場別 4.3%の場別												
22整两限 22重加限 24三氯酸镍 24三氯酸镍 27大酸药 27大酸药 32两基镍 33.脂基镍 33.脂基镍 33.脂基镍 33.脂基镍 35.红口煤 35.红口煤 35.红口煤 36.红口煤 36.红口煤 36.红口煤 36.红口煤 36.数量酸												
24/三重県 24/三重県 25/旅貨庫 25/旅貨庫 27/成成存 27/成成存 27/成成存 30/南坡山県 31/原以東 33/成出県 33/成出県 33/成出県 33/成島県 33/成島県												
28公司董県 28公司董県 28公司董県 28公司 28公司 28公司 28司司 28司司 28司司 28司司 28司司												
20年度收收 28年期 28年期 28年期 28年期 23届期 33届担 33届股 33届股 33届股 33届股 33届股 33届股 33届股												
27大阪時 22大阪時 39本康県 39本藤川県 30市際山県 31.6数県 35山口県 35山口県 35山口県 35山口県 35山口県 35山口県 35山の県 40種島県												
28兵庫県 31島郡県 31島郡県 31島郡県 31島郡県 32島市県 34広島県 37香川県 37香川県 37香川県 37香川県												
30和歌山県 30和歌山県 31.鳥原県 33個山県 33個山県 33届山県 36艦島県 37番川県 37番川県												
3.1鳥即以 3.2鳥相果 3.2島相果 3.6面山県 3.6面山県 3.6種島県 3.7番山川県 3.8種島県												
3.3.mets.ex 3.3.mets.ex 3.3.mets.ex 3.6.d.n.l.mets.ex 3.5.d.n.l.mets.ex 3.6.d.n.l.mets.ex 3.6.d.n.l.mets.ex 3.6.d.n.l.mets.ex 3.6.d.n.l.mets.ex 3.6.d.n.l.mets.ex 3.6.d.n.l.mets.ex 3.6.d.n.l.mets.ex 3.6.d.n.l.mets.ex 3.6.d.n.l.mets.ex 4.0.d.n.l.mets.ex 3.6.d.n.l.mets.ex 4.0.d.n.l.mets.ex 4.0.d.n.l.mets.ex 5.0.d.n.l.m												
33岡山県 34広島県 35山口県 37番川県 37番川県 40福岡県												
35.4.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.												
33日1日录 37香川県 37香川県 38南海県												
37香川県 38衛後県 38衛所県 40諸国県												
38mm 18mm 18mm 18mm 18mm 18mm 18mm 18mm												
39高知県40福岡県												
40個回米												
/ / 化邻国												
42是極県												
43旅本県												
44大分県・150分割												
43 当 阿 示 46 声 月 46 唐 月 島 県												
47沖縄県												
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)												
4.C. 存间消费 (c) 由于强整点由于强整点												
朱七年期周 関東運輸局												
北陸信越運輸局												
中部運輸局 冷線域勢日												
D. 戴思爾/丙 中国領艦/房												
中国工作的												
九州運輸局												
在部務合事務局 (4) おおしません アポロングルトポンプトポンタン												
/佰泊目的對台个群及O/佰泊施設タイプ 个群谷国记。 /馬爾里洋小陸信封油艦 - 短井直江由灣浦艦局に会主2名												
技對界は七曜日醫理制 周・倫井州は十中 連制同に古まれる。												

参考第10表 年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊目的割合(2区分)、居住地(2区分)別延べ宿泊者数(従業者数10人以上の施設) (人泊)

1	, ,		
	%未満	県外	
	観光目的の宿泊者が50%未満	票内	
	観光目	2)	
》)、居住地(2区	%以上	県外	
宿泊目的割合(2区分)、居住地(2区分)	観光目的の宿泊者が50%以上	具	
宿泊	観光目	2)	-12月分まで128
		県外 1)	※以下、1月分~12月分まで12表離ら
		県内 1)	
	,	信に (有治者数 1)、2)	
		施設所在地(47区分及び運輸局等)	91 / G20 S2
ı			1∼ P ^r 91 /

参考第11表 年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)、居住地(2区分)別延べ宿泊者数(従業者数10人以上の施設)

						 				宿泊施	宿泊施設タイプ(6区分)、居住地(2区分))、居住地(2区分						-			
				•	旅館		· <u>L</u>	リゾートホテル		ת _	ジネスホテル		L	シティホテル		L	簡易宿所		₫ ₩ ¯	会社・団体の宿泊所	所
施設所在地 (47区分及び運輸局等)	原 へ 宿泊者数 1)、2)	県 1)	県 1)	2)	型	県外	3)	是	県外	3)	平内	194	3)	果内	是外	3)	馬內	原外	2)	県内	県外
○年1~12月 計 01-2 2月 計 01-2 2月 計 01-2 2			※以下、1月分	 	2表糖<。					-		1	-	1							
06山形県 07福島県 08茨城県 09栃木県																					
10群馬県 11-埼玉県 12千葉県 13東京都																					
1.27年六計 1.24年奈川県 1.5新潟県 1.6富山県																					
17石川県 18福井県 19山梨県 20長野県																					
21岐阜県22静岡県23駿知県																					
25法/三厘米 25弦賀県 26京都府 27大阪府																					
28兵庫県 29奈良県 30和歌山県 31鳥取県																					
32島根県 33岡山県 34広島県																					
35日工采 36商島県 37香川県 38豪遼県																					
39高知 40福岡県 41佐賀県																					
42長崎県43熊本県44大分県45宮崎県45宮崎県																					
47沖縄県 47沖縄県 運輸局等(再掲) 3) 北海道運輸局																					
東北運輸局関東運輸局中陸停祉運輸局																					
4. 在 1. 在																					
中国運動和四國運動和力工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工																					
1)宿泊施設タイプ不詳 2)居住地不詳を含む。	を含む。																				
3)長野県は北陸信越運 26	理輸局、福井県は9	中部運輸局に含	きまれる。																		

主要項目別標準誤差率
参考1

施設所在地(47区分) 宿泊者数 0~9人 10~29人 100人以上 670 100 100 100 100 100 100 100 100 100 1			***	北米		11/2	7 P	I	- 114	ĵ
6泊者数 0~9人 10~29人 30~99人 100人以上 10~20人 100人以上 10~20人 100人以上 10~20人 10~20人 100人以上 100人		3/	従業	者数		宿泊目的割合:::	7割合	居任地	異	1 2 1 2
			10~29人	30~99人	100人以上	観光目的の 観光目的の 宿泊者が 宿泊者が 50%以上 50%未満	観光目的の 宿泊者が 50%未満	県内	県外	外国人能へ 宿泊者数
	_									

参考1 主要項目別標準誤差率 (続き)

(東位:%)

粗。,	施設所在地 計				•			
	01北海道00-青本圓							
,	02.目禁死 03.岩手県 04.宮城県							
	05秋田県06山形県							
	07福島県 08茨城県							
F	09栃木県10紫町							
	10群馬県11							
	12千葉三 13十二 13十二 13十二 13十二 13十二 13十二 13十二 13十二							
. —	13米水部 14神奈川県							
	15新潟県							
	166日川県1777川県							
. ~	18福井県							
	19山梨県							
-4 6	20長野県 21岐阜県							
V	22静岡県							
-4 (23愛知県							
. 4 6	24二里界 95談智圓							
u	26京都府							
-71	27大阪府							
-46	28兵庫県865ヶヶ温							
. 4 6.	29余艮県30和縣山県							
. cr3	31鳥取県							
, (32島根県							
	33週三県34万年画							
J (1)	35山口県							
, (1)	36徳島県							
C J	37香川県							
C-3	38愛媛県							
	39高知県							
4.	40福尚県41佐始旧							
1. 1	41.在貝尔 42.長崎県							
	43熊本県							
/ 2	44大分県							
	45呂峏朱 46鹿児島県							
7	47沖縄県							

							従業者参	従業者数(4区分)、宿	、宿泊目的割合(2区分)	区分)								宿泊施設タイプ(6区分)	イブ(6区分)		
					丫6~0			10~29人			Ƴ66∼08			100人以上							
施設所在地(52区分)	※ (1)	観光目的の 4 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	(1)	観光目的の 4 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	3	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	3	観光目的の 4 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	1)	観光目的の (宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	旅館	リゾート ホテル	ビジネス ホテル	シティ ホテル	簡易宿所	会社・団体 の宿泊所
平成 年 1月 北海道札幌市 青森県青森市 沖縄県那覇市			*	%以下, 2月 5	※以下、2月分~12月分まで11表糖く。	で11表籍く。															
1)宿泊目的割合不詳及び宿泊施設タイプ不詳を含む。	えび宿泊施設	翌タイプ不詳を1	争む。																		Ī

参考第13表 年、月(12区分)、施設所在地(52区分)、従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別延べ宿泊者数並びに年、月(12区分)、施設所在地(52区分)、宿泊目的割合(2区分)別外国人延べ宿泊者数

(三人)

							従業者	数(4区分)、	宿泊目的割合(2区分)	(安)							存光日好新	(A(90/A))
					Υ6~0			$10\sim29$ 人			Ƴ66∼0E			100人以上			П	
施設所在地(52区分)	原 信 1) 数	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	Ω	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	(1	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	(1	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	うち 外国人延ぐ 宿泊者数 1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満
平成 年1~12月 計 北海道札幌市 青森県青森市																		
沖縄県那覇市			※以下、1月分	※以下、1月分~12月分まで12表施	12表無く。													
1)宿泊目的割合不詳を含む。	今む。																	

参考第14表 年、月(12区分)、施設所在地(52区分)、従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別実宿泊者数並びに年、月(12区分)、施設所在地(52区分)、宿泊目的割合(2区分)別外国人実宿泊者数

3

			•				従業者数(4区分)、	宿泊目的割合(2区	(2区分)							宏治日的割	(A) P(O) P(O)
	_				∀6~0			$10 \sim 29$ 人			Ƴ66~0E			100人以上			I I	
施設所在地(51区分)	実宿泊者数 1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満		観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	うち外国人 実宿泊者数 1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満
平成 年1~12月 計 北海道札幌市 青森県青森市 沖縄県那覇市			※以下、1月分~12月分まで12表#	~12月分まで1:	2表稿<。													
1)宿泊目的割合不詳を含む。	主む。																	

参考第15表 年、月 (12区分)、施設所在地(52区分)、宿泊施設タイプ (6区分)別延べ宿泊者数並びに年、月 (12区分)、施設所在地(52区分)、宿泊施設タイプ (6区分)別外国人延べ宿泊者数

				施設タイプ	プ(6区分)						施設タイプ	r (6区分)		
施設所在地(52区分)	原 を (1) (1) (1)	旅館	リゾートホテアル	ビジネスホテル	シティ ホテル	簡易宿所	会社・団体の 宿泊所	うち 外国人延ぐ 宿泊者数 1)	旅館	リンペート ホテル	ピジネス ホテル	シティホテル	簡易宿所	会社・団体の 宿泊所
平成 年1~12月 計 北海道札幌市 青森県青森市 沖縄県那覇市			※以下、1月分	※以下、1月分~12月分まで12表謝<	数 完<。									

参考第16表 年、月(12区分)、施設所在地(52区分)、宿泊施設タイプ(6区分)別実宿泊者数並びに年、月(12区分)、施設所在地(52区分)、宿泊施設タイプ(6区分)別外国人実宿泊者数

井 町 五十 町 7.0 日 7.1 実宿泊者数			施設タイプ	(6区分)						施設タイ	プ(6医分)		
施政所任理(521.8.分) 1)	旅館	ナートルテル	ビジネス ホテル	シティ ホテル	簡易宿所	会社・団体の 宿泊所	っち外国人 実宿泊者数 1)	旅館	イーンパートルテオ	ビジネス ホテル	シティ ホテル	簡易宿所	会社・団体の 宿泊所
平成 年1~12月 計 北海道札幌市 北海道札幌市 春縣県青森市 		※以下、1月分~	※以下、1月分~12月分まで12表謝<	克施 公。									

参考第17巻 年、月(12区分)、施設所在地(52区分)、従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別定目稼働率	1 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1
従業者数(4区分)	いた。これにはいていていた。
、据黔庐在苕(52区分)、	(C) (M) (M) (M) (M) (M) (M) (M) (M) (M) (M
(12区分)	
Щ	Π.
参考第17表 年、	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

							従業者	従業者数(4区分)、宿泊	治目的割合(2区分)	分)								宿泊施設タイプ	イプ (6区分)		
			<u> </u>		丫6∼0			10~29人			90∼98			100人以上							
施設所在地(52区分)	に 三 後 画 巻 コ)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	(1	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	(T	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	(1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	旅館	リゾート ホテル	ビジネス ホテル	シティ ホテル	簡易宿所	会社・団体の 信泊所
平成 年 1~12月 計 北海道札幌市 青森県青森市 沖縄県那覇市			※以下、1月分~12月分まで12巻糖く。	~12月分まで1.	2巻概念。	-									-					-	

施設所在地(52区分)、従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別利用客室数	プ (G区分) EI/EII を決対
従業者数(4区分)	佐治権野なイ
、施設所在地(52区分)、	複點序存著 (59区4)
月 (12区分)	(4)区(4)
参考第18表 年、月 (12区分)	

							従業	従業者数(4区分)、宿泊	育治目的割合(2区分)	(米)								宿泊施設タイプ (6区分)	イプ (6区分)		
					丫6∼0			10~29人			90∼98			100人以上							
施設所在地(52区分)	利用客室数 1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	-	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	î	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	î	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	(1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	旅館	ナーゲートホイテル	ビジネス ホテル	シティ ホテル	簡易宿所	会社・団体の 宿泊所
平成 年1~12月 計 北海道札幌市 ま来間ままま			1																		
日 株 宗 日 株 日 株 日 本 日 本 日 本 日 本 日 本 日 本 日 本 日 本			※以下、1月分~12月分まで12表続く。	-12月分まで1.	2表態<。																

施設所在地(52区分)、従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別客室稼働率	(6) (6) 四/多/安/
従業者数(4区分)、	加治神野なノル
-	
、月 (12区分)	(19区公)
Щ	Ш
参考第19表 年、	1471/17/1

							従業	従業者数(4区分)、宿泊	f治目的割合(2区分)	(安)								宿泊施設タイプ(6区分)	イプ (6区分)		
			<u></u>		Y6~0			10~29人			90∼99			100人以上							
施設所在地(52区分)	客室稼働率 1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	(1	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	î	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	(i)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	旅館	リゾート ホテル	ビジネス ホテル	シティ ホテル	簡易宿所	会社・団体の 宿泊所
平成 年 1~12月 計 北海道札幌市 青森県青森市																					
沖縄県那覇市			※以下、1月分~12月分まで12表態く。	~12月分まで1	12表態<。																

参考第20表 年、月(12区分)、施設所在地(52区分)、宿泊目的割合(2区分)、居住地(2区分)別延べ宿泊者数(A相)

			,	宿泊	目的割合(2区3	宿泊目的割合(2区分)、居住地(2区分)	分)		
				観光目	観光目的の宿泊者が50%以上	一 干	観光目	観光目的の宿泊者が50%未満)%未満
施設所在地(52区分)	商 信治者数 1)、2)	県内 1)	県外 1)	2)	県内	県外	2)	県内	人
平成 年1~12月 計 北海道九幌市 青森県青森市 沖縄県孤覇市 沖衛用的劇合不詳を含む。 2)居住地不祥を含む。	\$ to.		※以下、1月分	※以下、1月分~12月分まで12妻糖<	表統〈。				

(大海)

参考第21表 年、月(12区分)、施設所在地(52区分)、宿泊施設タイプ(6区分)、居住地(2区分)別延べ宿泊者数

	会社・団体の宿泊所	県内 県外	
	会社・「	3)	
		県外	
	簡易宿所	県内	
		2)	
		県外	
	シティホテル	県内	
NA)		3)	
価治施設タイノ(6込が)、店住地(2込が)	7	県外	
石脂段タイノ (b)	ビジネスホテル	原内	
但		3)	
	7.	原外	
	リゾートホテル	県内	
		5	
		県外	
	旅館	県内	Fで12巻糖く。
		. 3)	※以下、1月分~12月分まで12菱糖4。
		9	※以下、
		2) 県内 1) 1)	
		を を を を を で で で で で で で で で で で で で	月 計 行 7 7 7 7 7 7 7 7 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8
		施設所在地(52区分)	平成 年1~12月 計 七搭道札幌市 青森県青森市 沖縄県那覇市 1)宿泊施設タイプ不祥 2)居住地不祥を含む。

参考第22表 年、月 (12区分)、施設所在地(52区分)、国籍(出身地) (21区分)別外国人延べ宿泊者数 (従業者数10人以上の施設)

) 選田	出身地)(21区分)										
施設所在地(52区分)	外国人庭 信泊者数 1) 数 1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	国	HII	奉	中海	アメリカ	カナダ	イギリス	ř.	757.3	TVI	ムキボン ていき・オースト インド・オースト インドネンマ	44	マレージア	<u> </u>	オーストラリア	インドネシア	ベトナム	ペポルトム	1417	スペイン	その色
平成 年~12月 計 北海道札幌市 青森県青森市 一 沖縄県那覇市 1)宿泊屬設夕/可市 1)宿泊屬設夕/可市	ي م حاكية		※以下、1月分~12月分まで12表謝<	~12月分まで12:	数据 <。																	

参考2 主要項目別標準誤差率

(東位:%)

	,		従業	従業者数		宿泊目	的割合	居住	居住地	7. 72
施設所在地(52区分)	に を を を を を を を を の の の の の の の の の の の	Y6~0)~9人 10~29人 30~99人 100人以上	Ƴ66∼08	100人以上	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	県内	県外	外国人延ぐ 宿泊者数
施設所在地 計										
北海道札幌市										
青森県青森市										
:::										
沖縄県那覇市										

参考2 主要項目別標準誤差率 (続き)

(東位:%)

平成28年 12月	
平成28年 11月	
平成28年 10月	
平成28年 9月	
平成28年 8月	
平成28年 7月	
平成28年 6月	
平成28年 5月	
平成28年 4月	
平成28年 3月	
平成28年 2月	
平成28年 1月	
延ぐ 宿泊者数	
施設所在地(52区分)	施設所在地 計 北海道札幌市 青森県青森市

(%	
₹ ₩	
_	

	5. 5.			Ī		- - -			=			=	
施設所在地(52区分)	外国人延ぐ 平宿泊者数	平成28年 1月	平成28年 2月	平成28年 3月	平成28年 4月	平成28年 5月	平成28年 6月	平成28年 7月	平成28年 8月	平成28年 9月	平成28年 10月	平成28年 11月	平成28年 12月
施設所在地 計								1					
北海道札幌市													
青森県青森市													
:													
沖縄県那覇市													

資料02

-2.67%

122,884,270

122,884,270

122,884,270 122,884,270

122,884,270

122,884,270

123,087,100 126,249,840

85,895,050

85,160,360

84,948,800

全国

R2年増減率 (前年同月比)

R2.4

H31.4

H30.4

H29.4

H28.4

H27.4

H26.4

H25.4

H24.4

H23.4

H22.4

増減理由表(令和2年4月分) 1. 延べ宿泊者数

変動要因等考えられる事項 (都道府県等からの回答)					
変動要因等考えられる事項 (宿泊施設からの主な回答)	・前年の震災の影響から回復。 ・土木・建築・電気工事関連の宿泊者 0.82% が減少。 ・リーマンショックから景気が悪くなり お客様が減少。	-11.91% v8月のねぶた期間中は平年並だ が、他の対象外月はお客様が減少。			・8~9月に4回の台風が接近、直撃。 ・前半は、ほぼ震災前の水準で推移 ・15% していたが、用高の影響、東日本へ の旅行需要の増加、夏の繁代期に 襲来した台風の影響により、9月は前 年実績を下回った。
R2年增減率 (前年同月比)	0.82%	-11.91%			2.15%
R2.4	7,894,650	1,338,300			
H31.4	7,894,650	1,338,300			
H30.4	7,894,650	1,338,300			
H29.4	7,894,650	1,338,300			4,502,810
H28.4	7,894,650	1,338,300			4,502,810
H27.4	7,894,470	1,338,300			4,502,810
H26.4	9,015,900	1,519,230			4,407,980
H25.4	9,160,820	1,420,400			4,545,930
H24.4	9,236,170 122,884,270	1,146,570			3,407,260
H23.4	9,236,170	893,420			3,626,230
H22.4	7,993,440	1,013,870			3,445,510
都道府県	北海道	事 禁	÷	:	沖縄県
	-	2			47

増減理由表(令和2年4月分) 2. 外国人延べ宿泊者数

35.18%

6,580,260

6,580,260

6,580,260

6,580,260

6,580,260

6,580,260

4,867,760

7,557,390

4,798,220

5,742,440

5,811,570

全国

R2年増減率 (前年同月比)

R2.4

H31.4

H30.4

H29.4

H28.4

H27.4

H26.4

H25.4

H24.4

H23.4

H22.4

変動要因等考えられる事項 (都道府県等からの回答)					
変動要因等考えられる事項 (宿泊施設からの主な回答)	・台湾国内の口コミによる増加。 43.34%・尖閣諸島問題で中国からの訪日旅 行が大幅に減少。	・中国・韓国の予約のキャンセルは 47.01% 竹島、尖閣の問題の影響甚大。			・台風による影響。 ・前半は、航空機の場便、大型ク ・前半は、航空機の場便、大型ク 大幅に上のつていたが、後半は、台 風の影響に加え、尖閣諸島関連の 影響による中国本土から親光客が 減ったことにより伸び悩みの傾向が 見られた。
R2年増減率 (前年同月比)	43.34%				21.22%
R2.4	569,920	11,070			
H31.4	569,920	11,070			
H30.4	569,920	11,070			
H29.4	569,920	11,070			223,780
H28.4	569,920	11,070			223,780
H27.4	569,920	11,070			223,780
H26.4	397,610	7,530			184,600
H25.4	694,590	17,190			173,790
H24.4	535,650	15,410			87,000
H23.4	671,150	18,260			105,270
H22.4	536,700	16,670			61,610
都道府県	北海道	青森県	÷	:	票票
	1	2			47





apan Tourism Agency Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tour

観光統計

宿泊旅行統計調査

令 和 2 年 5 月 2 9 日 観 光 庁

(令和2年3月・第2次速報、令和2年4月・第1次速報)

1. 延べ宿泊者数

- 〇令和2年<u>3月の延べ宿泊者数(全体)</u>は、<u>2,394万人泊</u>で、<u>前年同月比-48.9%</u>であった。 また、<u>4月</u>は、<u>1,079万人泊</u>で、<u>前年同月比-76.8%</u>であった。
- 〇日本人延べ宿泊者数は、<u>3月</u>は、<u>2,281万人泊</u>で、<u>前年同月比-40.7%</u>であった。 また、<u>4月</u>は<u>前年同月比-71.1%</u>であった。
- ○外国人延べ宿泊者数は、3月は、113万人泊で、前年同月比-86.5%であった。 また、4月は前年同月比-97.4%であった。

(万人泊)

	全 体	日本人	外国人
R2.3	2,394	2,281	113
(前年同月比)	-48.9%	-40.7%	-86.5%
R2.4 (※)	1,079	1,053	26
(前年同月比)	-76.8%	-71.1%	-97.4%

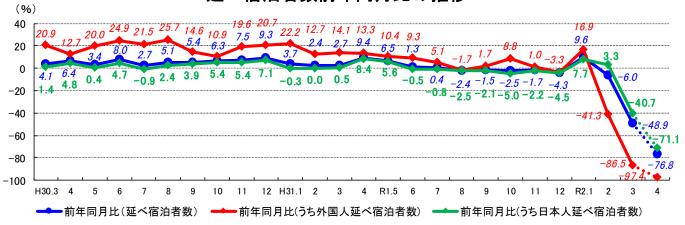
※令和2年4月の数値は第1次速報値であり、令和2年6月30日公表予定の第2次速報値で変更となる点にご留意いただきたい。

-延べ宿泊者数推移-



※上表の青字にした数値は、日本人及び外国人の延べ宿泊者数を合計した全体の数値である。

-延べ宿泊者数前年同月比の推移-



2. 客室稼働率

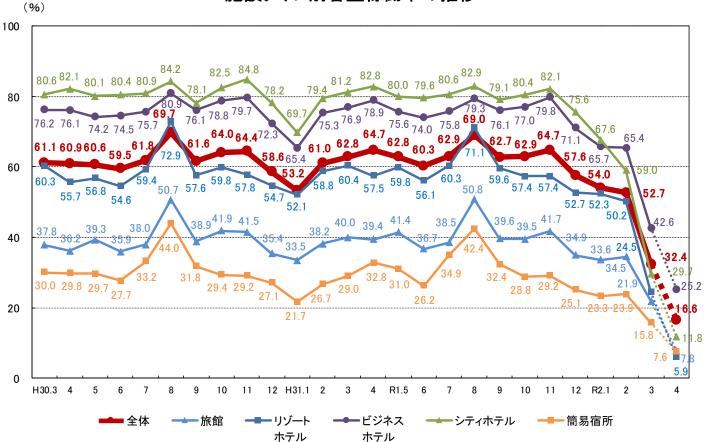
- 〇令和2年3月の客室稼働率は全体で32.4%であった。また、4月は全体で16.6%であった。
- 〇令和2年3月に客室稼働率が80%を超えた都道府県は、リゾートホテル0箇所(令和元年3月:3箇所)、 ビジネスホテル0箇所(前年同月:10箇所)、シティホテル0箇所(前年同月:12箇所)であった。
- ○全体の稼働率では、埼玉県が46.1%と全国で最も高い値であった。

(%)

	全体	旅館	リゾート ホテル	ビジネス ホテル	シティ ホテル	簡易宿所
R2.3	32.4	21.9	24.5	42.6	29.7	15.8
(前年同月差)	-30.4	—18.1	-35.9	-34.3	— 51.5	— 13.2
R2.4(<u>*</u>)	16.6	7.8	5.9	25.2	11.8	7.6
(前年同月差)	-48.1	-31.6	— 51.6	-53.7	— 71.0	-25.2

※令和2年4月の数値は第1次速報値であり、令和2年6月30日公表予定の第2次速報値で変更となる点にご留意いただきたい。

一施設タイプ別客室稼働率の推移一



-都道府県別宿泊施設タイプ別客室稼働率(令和2年3月(第2次速報))-

(左、単位:%、右(「全体」は中央):宿泊施設タイプ別の都道府県順位)

				(左、平)	<u>vi : %</u> c	、右(全	本」は	中天/:16	归加	はアイノカ	リリノ日	1)但的 宋顺	R 111/
		全体	前年同月差	旅館		リゾー ホテル	•	ビジネ. ホテル		シティ ホテル		簡易宿	所
全国	32.4	_	-30.4	21.9	_	24.5	_	42.6	_	29.7	_	15.8	_
北海道	22.8	44	-34.7	18.7	31	13.4	44	30.2	46	19.3	46	10.9	22
青森県	34.4	21	-11.5	18.4	33	17.9	38	44.8	30	29.0	40	12.2	19
岩手県	36.1	14	-18.1	29.4	5	19.3	34	47.7	25	44.5	4	13.5	17
宮城県	38.4	10	-16.2	25.4	15	19.2	36	49.5	18	34.4	30	17.8	8
秋田県	29.9	35	-11.4	14.1	43	25.0	26	44.1	31	41.7	12	5.1	44
山形県	29.7	37	-17.7	20.5	26	23.0	30	45.3	29	40.1	14	2.8	46
福島県	42.7	5	-7.1	28.8	7	19.1	37	60.7	1	34.9	27	5.5	42
茨城県	44.2	3	-16.2	23.5	21	36.2	6	53.7	5	33.3	32	11.7	21
栃木県	33.2	25	-13.9	24.4	18	32.1	13	48.7	21	28.2	42	10.0	27
群馬県	34.6	20	-19.5	27.8	9	23.3	29	52.4	8	39.1	18	10.5	26
埼玉県	46.1	1	-26.1	24.3	19	23.0	30	52.7	7	42.7	7	17.4	9
千葉県	27.2	43	-48.5	21.1	25	12.1	46	41.0	37	37.4	22	12.2	19
東京都	30.6	33	-52.0	15.2	39	20.1	33	34.8	43	22.1	45	33.0	2
神奈川県	42.9	4	-30.4	25.7	14	46.8	2	50.2	15	42.2	8	38.1	1
新潟県	27.4	42	-17.0	15.4	38	16.2	42	46.1	28	31.3	38	8.4	34
富山県	29.9	35	-12.8	14.9	41	11.2	47	38.7	41	34.6	29	14.7	14
石川県	32.5	29	-28.7	28.0	8	33.0	12	39.5	39	32.3	35	8.2	37
福井県	35.7	15	-13.0	19.8	29	34.7	9	55.0	4	32.4	34	5.2	43
山梨県	20.6	46	-28.0	12.4	46	17.2	39	49.9	16	40.3	13	5.6	41
長野県	22.0	45	-10.7	14.4	42	20.2	32	48.7	21	41.8	11	3.8	45
岐阜県	30.9	32	-23.3	23.8	20	26.6	22	51.8	10	14.6	47	9.3	29
静岡県	37.8	11	-24.4	34.9	2	30.5	16	52.2	9	37.5	21	12.7	18
愛知県	30.4	34	-40.3	13.6	44	23.4	28	34.1	44	28.9	41	14.0	15
三重県	35.7	15	-23.2	27.6	10	28.6	18	48.7	21	50.3	2	9.0	31
滋賀県	33.6	22	-21.4	20.1	27	35.0	7	46.7	26	35.5	25	9.1	30
京都府	29.3	40	-40.5	19.9	28	34.9	8	36.2	42	29.4	39	18.1	7
大阪府	29.1	41	-52.6	17.0	36	12.9	45	32.0	45	24.6	44	29.6	3
兵庫県	33.3	23	-26.8	27.3	11	30.6	15	43.8	33	35.3	26	9.8	28
奈良県	19.5	47	-25.2	12.0	47	39.2	5	25.8	47	27.4	43	10.6	25
和歌山県	29.4	39	-24.2	19.3	30	23.5	27	50.6	14	44.0	5	19.1	5
鳥取県	34.8	19	-17.0	31.6	3	26.2	24	43.7	34	50.4	1	8.4	34
島根県	44.3	2	-13.9	35.9	1	50.1	1	55.2	3	48.2	3	10.9	22
岡山県	42.1	6	-21.9	21.3	24	26.3	23	57.2	2	33.3	32	8.0	38
広島県	41.7	8	-30.0	22.4	23	25.7	25	51.4	12	42.0	9	10.9	22
山口県	42.1	6	-10.6	25.9	12	28.2	20	51.5	11	40.0	15	17.4	9
徳島県	29.7	37	-21.2	13.3	45	27.4	21	40.3	38	31.5	37	7.9	39
香川県	35.2	17	-25.6	28.9	6	28.6	18	43.1	35	43.1	6	16.9	12
愛媛県	39.2	9	-21.5	31.2	4	39.8	4	48.6	24	39.7	16	17.1	11
高知県	31.9	30	-19.6	17.0	36	31.8	14	49.2	19	38.4	19	9.0	31
福岡県	34.9	18	-39.4	15.0	40	16.6	41	39.1	40	35.9	24	18.7	6
佐賀県	33.1	26	-29.5	25.3	16	40.1	3	53.3	6	38.4	19	2.8	46
長崎県	31.6	31	-28.4	18.5	32	15.2	43	50.8	13	39.5	17	8.9	33
熊本県	33.3	23	-28.9	25.9	12	17.1	40	46.7	26	33.7	31	15.0	13
大分県	32.9	28	-28.7	23.0	22	34.1	10	43.9	32	34.8	28	8.4	34
宮崎県	36.3	13	-23.9	17.4	35	19.3	34	48.9	20	42.0	9	7.7	40
鹿児島県	36.8	12	-23.0	24.7	17	29.6	17	49.9	16	36.2	23	13.9	16
沖縄県	33.0	27	-32.2	17.7	34	34.1	10	42.7	36	32.0	36	21.4	4

※宿泊施設タイプ別に見たとき、**客室稼働率が最も大きかった都道府県を<u>朱</u>書き**にしている。 また、客室稼働率が80%を超えている都道府県は青色、90%を超えている都道府県は黄色で示している。 ※「全体」の前年同月差は、前年同月の客室稼働率との差分を示している(前年同月比ではない)。

- 注1)令和2年3月(第2次速報)は、令和2年3月分の宿泊旅行統計調査について、令和2年5月15日までに回収された 有効な調査票(有効回収率:52.1%)を基に推計を行ったものである。したがって、当資料の数値は、令和2年4月30 日公表の「宿泊旅行統計調査(令和2年3月・第1次速報)」と異なっている点にご留意いただきたい。
- 注2) 令和2年4月(第1次速報)は、令和2年4月分の宿泊旅行統計調査について令和2年5月15日までに回収された有効な調査票(有効回収率:29.5%)を基に推計を行ったものである。したがって、当資料の数値は、令和2年6月30日公表予定の「宿泊旅行統計調査(令和2年4月・第2次速報)」で変更となる点にご留意いただきたい。
- 注3)前年同月差は、速報値との差分である。
- 注4)本資料においては、平成19年~平成30年の数値は確定値、平成31年3月~令和2年3月の数値は第2次速報値、 令和2年4月の数値は第1次速報値を使用している。
- ※参考: 令和2年3月・第1次速報公表時の有効回収率: 33.9%

問い合わせ先

観光庁観光戦略課観光統計調査室 〇〇、〇〇、〇〇 TEL 03-5253-8111(内線 27-214、27-216、27-217) 03-5253-8325(直通) FAX 03-5253-1691

~調査結果概要~

- 〇令和2年3月の延べ宿泊者数は、2,394万人泊(前年同月比-48.9%)で、うち外国人延 べ宿泊者数は113万人泊(前年同月比-86.5%)。延べ宿泊者全体に占める外国人宿 泊者の割合は4.7%。
- 〇都道府県別延べ宿泊者数上位5都道府県は、1位東京都、2位大阪府、3位神奈川県、 4位沖縄県、5位静岡県となった。

1. 都道府県別延べ宿泊者数

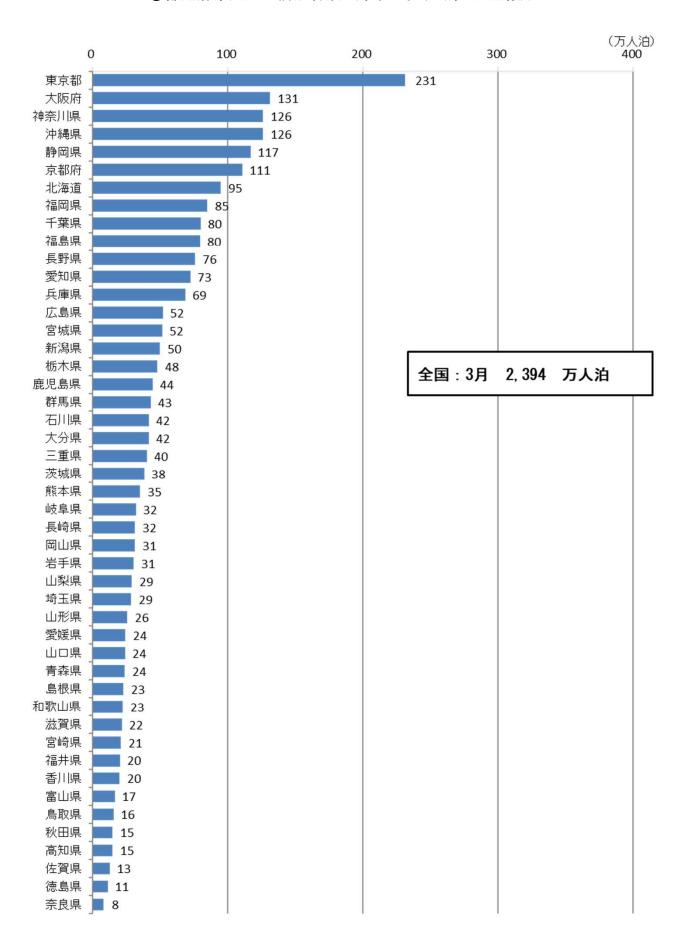
①都道府県別延べ宿泊者数(令和2年3月(第2次速報))と前年同月比

(単位:人泊)

青森県 239,880 -14.6% 岩手県 305,110 -37.9% 宮城県 515,460 -38.9% 秋田県 149,600 -33.7% 福島県 797,880 -17.0% 茨城県 383,330 -32.4% 杨木県 481,290 -33.4% 楊馬県 430,810 -41.6% 埼玉県 286,140 -34.1% 「東京都 2,312,480 -60.2% 神奈川県 1,263,760 -35.7% 新潟県 500,690 -44.1% 富山県 165,540 -29.7% 福井県 204,880 -37.0% 山梨県 291,530 -63.1% 長野県 761,660 -40.0% 岐阜県 321,260 -44.0% 黄岡県 1,170,600 -44.1% 愛知県 725,100 -53.2% 三重県 403,530 -51.9% 遂賀県 219,480 -49.4% 京都府 1,109,070 -34.2% 大阪府 1,313,480 -67.1% 奈良県 84,020 -60.0% 赤良県 84,020 -60.0% 赤良県 84,020 -60.0% 京島県 157,660 -25.5% 高島根県 230,960 -17.5% 高島根県 230,960 -17.5% 高島県 157,660 -25.5% 高島県 157,660 -25.5% 高島県 148,800 -29.7% 広島県 148,800 -29.7% 広島県 148,800 -29.7% 広島県 148,800 -23.9% 徳島県 114,990 -44.9% 香川県 202,510 -51.2% 愛媛県 244,010 -36.6% 高知県 148,800 -42.8% 福岡県 148,800 -42.8% 福岡県 148,800 -42.8% 福岡県 157,720 -48.6% 東原県 157,720 -48.6% 東永県 354,100 -46.3% 東東県 157,720 -48.6%			(単位:人泪)
#海道 951,200 -66.3%	施設所在地	延べ宿泊者数	前年同月比
青森県	全国	23,940,920	-48.9%
岩手県 305,110	北海道	951,200	-66.3%
宫城県 515,460 -38.9% 秋田県 149,600 -33.7% 山形県 258,300 -37.1% 福島県 797,880 -17.0% ボ城県 383,330 -32.4% 栃木県 481,290 -33.4% 栃木県 481,290 -33.4% ボボ県 286,140 -34.1% 千葉県 800,330 -66.7% 東京都 2,312,480 -60.2% 新潟県 500,690 -44.1% 富山県 1,263,760 -35.7% 新潟県 500,690 -44.1% 富山県 165,540 -29.7% 石川県 416,990 -44.7% 福井県 204,880 -37.0% 山梨県 291,530 -63.1% 東野県 761,660 -40.0% 峻阜県 321,260 -44.0% 参知県 725,100 -53.2% 三重県 403,530 -51.9% 次額県 1,170,600 -44.1% 東京都市 1,109,070 -34.2% 大阪府 1,313,480 -67.1% 兵庫県 688,630 -46.5% 奈良県 84,020 -60.0% 和歌山県 225,590 -50.4% 自康県 230,960 -117.5% 島康県 157,660 -25.5% 広島県 157,660 -25.5% 広島県 114,990 -40.9% 高知県 148,800 -22.7% 太島県 148,800 -22.7% 高知県 148,800 -42.8% 福岡県 851,910 -41.3% 佐賀県 127,720 -48.6% 馬本県 354,100 -56.6% 東尾島県 315,600 -54.0%	青森県	239,880	-14.6%
秋田県	岩手県	305,110	-37.9%
秋田県	宮城県	515,460	-38.9%
福島県 797,880 -17.0% 茨城県 383,330 -32.4% 栃木県 481,290 -33.4% 群馬県 430,810 -41.6% 埼玉県 286,140 -34.1% 東京都 2,312,480 -60.2% 神奈川県 1,263,760 -35.7% 新潟県 500,690 -44.1% 富山県 165,540 -29.7% 石川県 416,990 -44.7% 福井県 204,880 -37.0% 山梨県 291,530 -63.1% 慶野県 761,660 -40.0% 岐阜県 321,260 -44.0% 藤山県 725,100 -53.2% 三重県 403,530 -51.9% 汝賀県 219,480 -49.4% 京都府 1,109,070 -34.2% 京都府 1,313,480 -67.1% 兵庫県 688,630 -46.5% 奈良県 84,020 -60.0% 和歌山県 225,590 -50.4% 鳥取県 157,660 -25.5% 島根県 230,960 -17.5% 島田県 314,980 -29.7% 広島県 520,670 -47.6% 山口県 243,200 -23.9% 徳島県 114,990 -40.9% 香川県 202,510 -51.2% 愛媛県 214,010 -36.6% 高知県 148,800 -42.8% 福岡県 157,720 -48.6% 馬本県 354,100 -46.3% 大分県 146,170 -40.3% 座児島県 354,100 -46.3% 大分県 416,170 -40.3% 鹿児島県 354,100 -46.8% 鹿児島県 315,600 -54.0% 鹿県県 354,100 -46.8% 東児島県 315,600 -54.0% 東水県 354,100 -46.3% 大分県 416,170 -40.3% 東児島県 211,990 -40.8%	秋田県	149,600	-33.7%
	山形県	258,300	-37.1%
栃木県	福島県	797,880	-17.0%
栃木県	茨城県	383,330	-32.4%
埼玉県	栃木県		-33.4%
千葉県 800,330 -66.7% 東京都 2,312,480 -60.2% 神奈川県 1,263,760 -35.7% 新潟県 500,690 -44.1% 富山県 165,540 -29.7% 石川県 416,990 -44.7% 福井県 204,880 -37.0% 山梨県 291,530 -63.1% 長野県 761,660 -40.0% 岐阜県 321,260 -44.0% 静岡県 1,170,600 -44.1% 愛知県 725,100 -53.2% 三重県 403,530 -51.9% 滋賀県 219,480 -49.4% 京都府 1,109,070 -34.2% 大阪府 1,313,480 -67.1% 兵庫県 688,630 -46.5% 奈良県 84,020 -60.0% 和歌山県 225,590 -50.4% 鳥取県 157,660 -25.5% 鳥根県 230,960 -17.5% 岡山県 314,980 -29.7% 広島県 520,670 -47.6% 山口県 243,200 -53.2% 養媛県	群馬県	430,810	-41.6%
千葉県 800,330 -66.7% 東京都 2,312,480 -60.2% 神奈川県 1,263,760 -35.7% 新潟県 500,690 -44.1% 富山県 165,540 -29.7% 石川県 416,990 -44.7% 福井県 204,880 -37.0% 山梨県 291,530 -63.1% 長野県 761,660 -40.0% 岐阜県 321,260 -44.0% 静岡県 1,170,600 -44.1% 愛知県 725,100 -53.2% 三重県 403,530 -51.9% 滋賀県 219,480 -49.4% 京都府 1,109,070 -34.2% 大阪府 1,313,480 -67.1% 兵庫県 688,630 -46.5% 奈良県 84,020 -60.0% 和歌山県 225,590 -50.4% 鳥取県 157,660 -25.5% 鳥根県 230,960 -17.5% 岡山県 314,980 -29.7% 広島県 520,670 -47.6% 山口県 243,200 -53.2% 養媛県	埼玉県	286,140	-34.1%
神奈川県	千葉県	800,330	-66.7%
神奈川県		2,312,480	-60.2%
富山県 165,540 -29.7% 石川県 416,990 -44.7% 福井県 204,880 -37.0% 山梨県 291,530 -63.1% 長野県 761,660 -40.0% 岐阜県 321,260 -44.0% 静岡県 1,170,600 -44.1% 愛知県 725,100 -53.2% 三重県 403,530 -51.9% 滋賀県 219,480 -49.4% 京都府 1,109,070 -34.2% 大阪府 1,313,480 -67.1% 兵庫県 688,630 -46.5% 奈良県 84,020 -60.0% 和歌山県 225,590 -50.4% 鳥取県 157,660 -25.5% 島根県 230,960 -17.5% 岡山県 314,980 -29.7% 広島県 520,670 -47.6% 山口県 243,200 -23.9% 徳島県 114,990 -40.9% 香川県 202,510 -51.2% 愛媛県 244,010 -36.6% 高知県 148,800 -42.8% 福岡県 <	神奈川県	1,263,760	-35.7%
石川県 416,990 -44.7% 福井県 204,880 -37.0% 山梨県 291,530 -63.1% 長野県 761,660 -40.0% 岐阜県 321,260 -44.0% 静岡県 1,170,600 -44.1% 愛知県 725,100 -53.2% 三重県 403,530 -51.9% 滋賀県 219,480 -49.4% 京都府 1,109,070 -34.2% 大阪府 1,313,480 -67.1% 兵庫県 688,630 -46.5% 奈良県 84,020 -60.0% 和歌山県 225,590 -50.4% 鳥取県 157,660 -25.5% 島根県 230,960 -17.5% 岡山県 314,980 -29.7% 広島県 520,670 -47.6% 山口県 243,200 -23.9% 徳島県 114,990 -40.9% 香川県 202,510 -51.2% 愛媛県 244,010 -36.6% 高知県 148,800 -42.8% 福岡県 127,720 -48.6% 長崎県	新潟県	500,690	-44.1%
石川県 416,990 -44.7% 福井県 204,880 -37.0% 山梨県 291,530 -63.1% 長野県 761,660 -40.0% 岐阜県 321,260 -44.0% 静岡県 1,170,600 -44.1% 愛知県 725,100 -53.2% 三重県 403,530 -51.9% 滋賀県 219,480 -49.4% 京都府 1,109,070 -34.2% 大阪府 1,313,480 -67.1% 兵庫県 688,630 -46.5% 奈良県 84,020 -60.0% 和歌山県 225,590 -50.4% 鳥取県 157,660 -25.5% 島根県 230,960 -17.5% 岡山県 314,980 -29.7% 広島県 520,670 -47.6% 山口県 243,200 -23.9% 徳島県 114,990 -40.9% 香川県 202,510 -51.2% 愛媛県 244,010 -36.6% 高知県 148,800 -42.8% 福岡県 127,720 -48.6% 長崎県	富山県	165,540	-29.7%
福井県 204,880 -37.0% 山梨県 291,530 -63.1% 長野県 761,660 -40.0% 岐阜県 321,260 -44.0% 静岡県 1,170,600 -44.1% 愛知県 725,100 -53.2% 三重県 403,530 -51.9% 滋賀県 219,480 -49.4% 京都府 1,109,070 -34.2% 大阪府 1,313,480 -67.1% 兵庫県 688,630 -46.5% 奈良県 84,020 -60.0% 和歌山県 225,590 -50.4% 鳥取県 157,660 -25.5% 島根県 230,960 -17.5% 岡山県 314,980 -29.7% 広島県 520,670 -47.6% 山口県 243,200 -23.9% 徳島県 114,990 -40.9% 香川県 202,510 -51.2% 愛媛県 244,010 -36.6% 高知県 148,800 -42.8% 福岡県 127,720 -48.6% 長崎県 315,600 -54.0% 熊本県 354,100 -46.3% 大分県 416,170 -40.3% 宮崎県 211,990 -46.8% 鹿児島県 211,990 -46.8%	石川県		-44.7%
世典県 291,530 -63.1% 長野県 761,660 -40.0% 岐阜県 321,260 -44.0% 静岡県 1,170,600 -44.1% 愛知県 725,100 -53.2% 三重県 403,530 -51.9% 滋賀県 219,480 -49.4% 京都府 1,109,070 -34.2% 大阪府 1,313,480 -67.1% 兵庫県 688,630 -46.5% 奈良県 84,020 -60.0% 和歌山県 225,590 -50.4% 鳥取県 157,660 -25.5% 島根県 230,960 -17.5% 岡山県 314,980 -29.7% 広島県 520,670 -47.6% 山口県 243,200 -23.9% 徳島県 114,990 -40.9% 香川県 202,510 -51.2% 愛媛県 244,010 -36.6% 高知県 148,800 -42.8% 福岡県 127,720 -48.6% 長崎県 315,600 -54.0% 熊本県 354,100 -46.3% 大分県 416,170 -40.3% 宮崎県 211,990 -46.8% 鹿児島県 211,990 -46.8%	福井県		-37.0%
長野県 761,660 -40.0% 岐阜県 321,260 -44.0% 静岡県 1,170,600 -44.1% 愛知県 725,100 -53.2% 三重県 403,530 -51.9% 滋賀県 219,480 -49.4% 京都府 1,109,070 -34.2% 大阪府 1,313,480 -67.1% 兵庫県 688,630 -46.5% 奈良県 84,020 -60.0% 和歌山県 225,590 -50.4% 鳥取県 157,660 -25.5% 島根県 230,960 -17.5% 岡山県 314,980 -29.7% 広島県 520,670 -47.6% 山口県 243,200 -23.9% 徳島県 114,990 -40.9% 香川県 202,510 -51.2% 愛媛県 244,010 -36.6% 高知県 148,800 -42.8% 福岡県 851,910 -41.3% 佐賀県 127,720 -48.6% 長崎県 315,600 -54.0% 熊本県 354,100 -46.3% 大分県 416,170 -40.3% 宮崎県 211,990 -46.8% 鹿児島県 211,990 -46.8%	山梨県	291,530	-63.1%
# 日本	長野県		-40.0%
愛知県 725,100 -53.2% 三重県 403,530 -51.9% 滋賀県 219,480 -49.4% 京都府 1,109,070 -34.2% 大阪府 1,313,480 -67.1% 兵庫県 688,630 -46.5% 奈良県 84,020 -60.0% 和歌山県 225,590 -50.4% 鳥取県 157,660 -25.5% 島根県 230,960 -17.5% 岡山県 314,980 -29.7% 広島県 520,670 -47.6% 山口県 243,200 -23.9% 徳島県 114,990 -40.9% 香川県 202,510 -51.2% 愛媛県 244,010 -36.6% 高知県 148,800 -42.8% 福岡県 851,910 -41.3% 佐賀県 127,720 -48.6% 長崎県 315,600 -54.0% 熊本県 354,100 -46.3% 大分県 416,170 -40.3% 宮崎県 211,990 -46.8% 鹿児島県 444,440 -39.2%	岐阜県	321,260	-44.0%
愛知県 725,100 -53.2% 三重県 403,530 -51.9% 滋賀県 219,480 -49.4% 京都府 1,109,070 -34.2% 大阪府 1,313,480 -67.1% 兵庫県 688,630 -46.5% 奈良県 84,020 -60.0% 和歌山県 225,590 -50.4% 鳥取県 157,660 -25.5% 島根県 230,960 -17.5% 岡山県 314,980 -29.7% 広島県 520,670 -47.6% 山口県 243,200 -23.9% 徳島県 114,990 -40.9% 香川県 202,510 -51.2% 愛媛県 244,010 -36.6% 高知県 148,800 -42.8% 福岡県 851,910 -41.3% 佐賀県 127,720 -48.6% 長崎県 315,600 -54.0% 熊本県 354,100 -46.3% 大分県 416,170 -40.3% 宮崎県 211,990 -46.8% 鹿児島県 444,440 -39.2%	静岡県	1,170,600	-44.1%
滋賀県			-53.2%
京都府 1,109,070 -34.2% 大阪府 1,313,480 -67.1% 兵庫県 688,630 -46.5% 奈良県 84,020 -60.0% 和歌山県 225,590 -50.4% 鳥取県 157,660 -25.5% 島根県 230,960 -17.5% 岡山県 314,980 -29.7% 広島県 520,670 -47.6% 山口県 243,200 -23.9% 徳島県 114,990 -40.9% 香川県 202,510 -51.2% 愛媛県 244,010 -36.6% 高知県 148,800 -42.8% 福岡県 851,910 -41.3% 佐賀県 127,720 -48.6% 長崎県 315,600 -54.0% 熊本県 354,100 -46.3% 大分県 416,170 -40.3% 宮崎県 211,990 -46.8% 鹿児島県 444,440 -39.2%	三重県	403,530	-51.9%
大阪府 1,313,480 -67.1% 兵庫県 688,630 -46.5% 奈良県 84,020 -60.0% 和歌山県 225,590 -50.4% 鳥取県 157,660 -25.5% 島根県 230,960 -17.5% 岡山県 314,980 -29.7% 広島県 520,670 -47.6% 山口県 243,200 -23.9% 徳島県 114,990 -40.9% 香川県 202,510 -51.2% 愛媛県 244,010 -36.6% 高知県 148,800 -42.8% 福岡県 851,910 -41.3% 佐賀県 127,720 -48.6% 長崎県 315,600 -54.0% 熊本県 354,100 -46.3% 大分県 416,170 -40.3% 宮崎県 211,990 -46.8% 鹿児島県 444,440 -39.2%	滋賀県	219,480	-49.4%
大阪府 1,313,480 -67.1% 兵庫県 688,630 -46.5% 奈良県 84,020 -60.0% 和歌山県 225,590 -50.4% 鳥取県 157,660 -25.5% 島根県 230,960 -17.5% 岡山県 314,980 -29.7% 広島県 520,670 -47.6% 山口県 243,200 -23.9% 徳島県 114,990 -40.9% 香川県 202,510 -51.2% 愛媛県 244,010 -36.6% 高知県 148,800 -42.8% 福岡県 851,910 -41.3% 佐賀県 127,720 -48.6% 長崎県 315,600 -54.0% 熊本県 354,100 -46.3% 大分県 416,170 -40.3% 宮崎県 211,990 -46.8% 鹿児島県 444,440 -39.2%	京都府	1,109,070	-34.2%
兵庫県 688,630 -46.5% 奈良県 84,020 -60.0% 和歌山県 225,590 -50.4% 鳥取県 157,660 -25.5% 島根県 230,960 -17.5% 岡山県 314,980 -29.7% 広島県 520,670 -47.6% 山口県 243,200 -23.9% 徳島県 114,990 -40.9% 香川県 202,510 -51.2% 愛媛県 244,010 -36.6% 高知県 148,800 -42.8% 福岡県 851,910 -41.3% 佐賀県 127,720 -48.6% 長崎県 315,600 -54.0% 熊本県 354,100 -46.3% 大分県 416,170 -40.3% 宮崎県 211,990 -46.8% 鹿児島県 444,440 -39.2%	大阪府		-67.1%
和歌山県 225,590 -50.4% 鳥取県 157,660 -25.5% 島根県 230,960 -17.5% 岡山県 314,980 -29.7% 広島県 520,670 -47.6% 山口県 243,200 -23.9% 徳島県 114,990 -40.9% 香川県 202,510 -51.2% 愛媛県 244,010 -36.6% 高知県 148,800 -42.8% 福岡県 851,910 -41.3% 佐賀県 127,720 -48.6% 長崎県 315,600 -54.0% 熊本県 354,100 -46.3% 大分県 416,170 -40.3% 宮崎県 211,990 -46.8% 鹿児島県 444,440 -39.2%	兵庫県		-46.5%
鳥取県 157,660 -25.5% 島根県 230,960 -17.5% 岡山県 314,980 -29.7% 広島県 520,670 -47.6% 山口県 243,200 -23.9% 徳島県 114,990 -40.9% 香川県 202,510 -51.2% 愛媛県 244,010 -36.6% 高知県 148,800 -42.8% 福岡県 851,910 -41.3% 佐賀県 127,720 -48.6% 長崎県 315,600 -54.0% 熊本県 354,100 -46.3% 大分県 416,170 -40.3% 宮崎県 211,990 -46.8% 鹿児島県 444,440 -39.2%	奈良県	84,020	-60.0%
島根県 230,960 -17.5% 岡山県 314,980 -29.7% 広島県 520,670 -47.6% 山口県 243,200 -23.9% 徳島県 114,990 -40.9% 香川県 202,510 -51.2% 愛媛県 244,010 -36.6% 高知県 148,800 -42.8% 福岡県 851,910 -41.3% 佐賀県 127,720 -48.6% 長崎県 315,600 -54.0% 熊本県 354,100 -46.3% 大分県 416,170 -40.3% 宮崎県 211,990 -46.8% 鹿児島県 444,440 -39.2%	和歌山県	225,590	-50.4%
岡山県 314,980 -29.7% 広島県 520,670 -47.6% 山口県 243,200 -23.9% 徳島県 114,990 -40.9% 香川県 202,510 -51.2% 愛媛県 244,010 -36.6% 高知県 148,800 -42.8% 福岡県 851,910 -41.3% 佐賀県 127,720 -48.6% 長崎県 315,600 -54.0% 熊本県 354,100 -46.3% 大分県 416,170 -40.3% 宮崎県 211,990 -46.8% 鹿児島県 444,440 -39.2%	鳥取県	157,660	-25.5%
広島県 520,670 -47.6% 山口県 243,200 -23.9% 徳島県 114,990 -40.9% 香川県 202,510 -51.2% 愛媛県 244,010 -36.6% 高知県 148,800 -42.8% 福岡県 851,910 -41.3% 佐賀県 127,720 -48.6% 長崎県 315,600 -54.0% 熊本県 354,100 -46.3% 大分県 416,170 -40.3% 宮崎県 211,990 -46.8% 鹿児島県 444,440 -39.2%	島根県	230,960	-17.5%
山口県 243,200 -23.9% 徳島県 114,990 -40.9% 香川県 202,510 -51.2% 愛媛県 244,010 -36.6% 高知県 148,800 -42.8% 福岡県 851,910 -41.3% 佐賀県 127,720 -48.6% 長崎県 315,600 -54.0% 熊本県 354,100 -46.3% 大分県 416,170 -40.3% 宮崎県 211,990 -46.8% 鹿児島県 444,440 -39.2%	岡山県	314,980	-29.7%
徳島県 114,990 -40.9% 香川県 202,510 -51.2% 愛媛県 244,010 -36.6% 高知県 148,800 -42.8% 福岡県 851,910 -41.3% 佐賀県 127,720 -48.6% 長崎県 315,600 -54.0% 熊本県 354,100 -46.3% 大分県 416,170 -40.3% 宮崎県 211,990 -46.8% 鹿児島県 444,440 -39.2%	広島県	520,670	-47.6%
香川県 202,510 -51.2% 愛媛県 244,010 -36.6% 高知県 148,800 -42.8% 福岡県 851,910 -41.3% 佐賀県 127,720 -48.6% 長崎県 315,600 -54.0% 熊本県 354,100 -46.3% 大分県 416,170 -40.3% 宮崎県 211,990 -46.8% 鹿児島県 444,440 -39.2%	山口県	243,200	-23.9%
愛媛県 244,010 -36.6% 高知県 148,800 -42.8% 福岡県 851,910 -41.3% 佐賀県 127,720 -48.6% 長崎県 315,600 -54.0% 熊本県 354,100 -46.3% 大分県 416,170 -40.3% 宮崎県 211,990 -46.8% 鹿児島県 444,440 -39.2%	徳島県	114,990	-40.9%
高知県 148,800 -42.8% 福岡県 851,910 -41.3% 佐賀県 127,720 -48.6% 長崎県 315,600 -54.0% 熊本県 354,100 -46.3% 大分県 416,170 -40.3% 宮崎県 211,990 -46.8% 鹿児島県 444,440 -39.2%	香川県	202,510	-51.2%
福岡県 851,910 -41.3% 佐賀県 127,720 -48.6% 長崎県 315,600 -54.0% 熊本県 354,100 -46.3% 大分県 416,170 -40.3% 宮崎県 211,990 -46.8% 鹿児島県 444,440 -39.2%	愛媛県	244,010	-36.6%
佐賀県 127,720 -48.6% 長崎県 315,600 -54.0% 熊本県 354,100 -46.3% 大分県 416,170 -40.3% 宮崎県 211,990 -46.8% 鹿児島県 444,440 -39.2%	高知県	148,800	-42.8%
長崎県 315,600 -54.0% 熊本県 354,100 -46.3% 大分県 416,170 -40.3% 宮崎県 211,990 -46.8% 鹿児島県 444,440 -39.2%	福岡県	851,910	-41.3%
熊本県 354,100 -46.3% 大分県 416,170 -40.3% 宮崎県 211,990 -46.8% 鹿児島県 444,440 -39.2%			-48.6%
大分県 416,170 -40.3% 宮崎県 211,990 -46.8% 鹿児島県 444,440 -39.2%	長崎県	315,600	-54.0%
宮崎県 211,990 -46.8% 鹿児島県 444,440 -39.2%		354,100	-46.3%
宮崎県 211,990 -46.8% 鹿児島県 444,440 -39.2%	大分県	416,170	-40.3%
鹿児島県 444,440 -39.2%			-46.8%
沖縄県 1,263,600 -48.1%	鹿児島県	444,440	-39.2%
	沖縄県	1,263,600	-48.1%

[※] 前年同月比は、速報値との比較である。

②都道府県別延べ宿泊者数 (令和2年3月(第2次速報))



2. 外国人延べ宿泊者数

(1)都道府県別外国人延べ宿泊者数

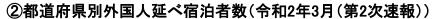
- 〇外国人延べ宿泊者数は、113.0万人泊であった。なお、同月で比較すると、調査開始以降過去最低であった平成23年3月の112.7万人泊(※1)に次ぐ水準となった。
- 〇三大都市圏と地方部(※2)で外国人延べ宿泊者数の対前年同月比を比較すると、三大都市圏で-84.8%、地方部で-89.2%であった。
 - ※1)調査を開始した平成19年から平成22年3月までは従業者数10名以上の施設のみを調査対象としていた。
 - ※2)三大都市圏とは、「東京、神奈川、千葉、埼玉、愛知、大阪、京都、兵庫」の8都府県をいう。地方部とは、三 大都市圏以外の道県をいう。

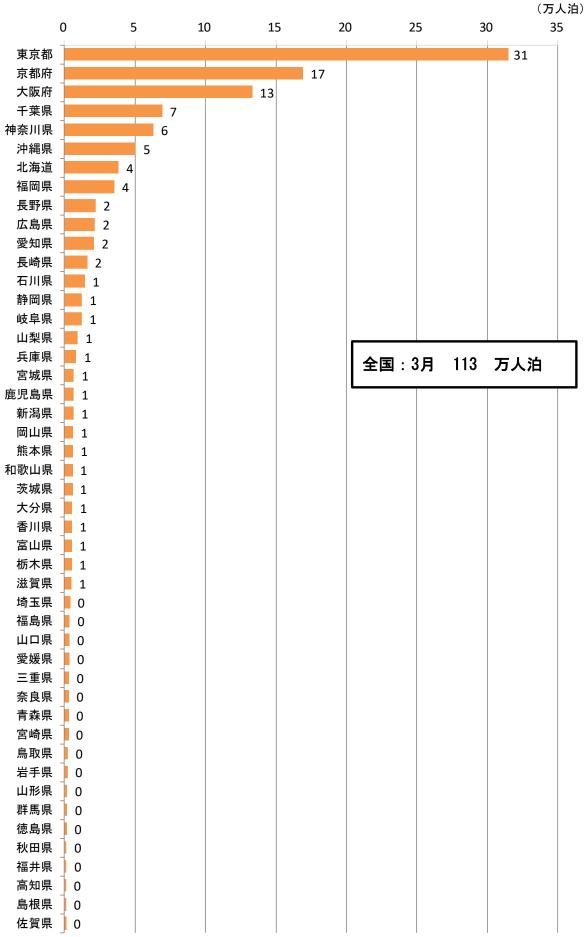
①都道府県別外国人延べ宿泊者数(令和2年3月(第2次速報))と前年同月比

(単位:人泊)

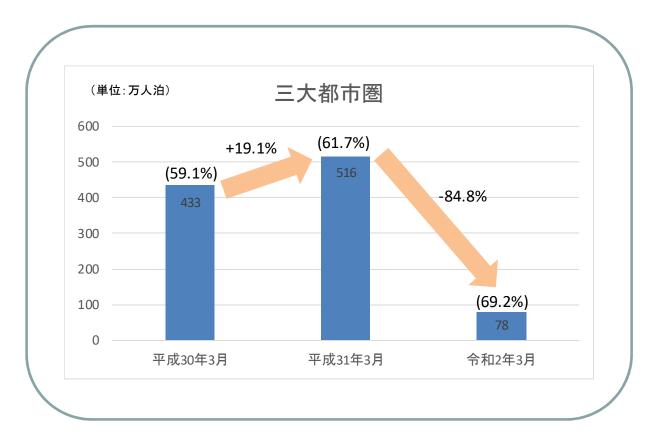
		(単位:人汨)
施設所在地	延べ宿泊者数	前年同月比
全国	1,130,370	-86.5%
北海道	38,520	-94.3%
青森県	3,100	-73.4%
岩手県	2,440	-87.9%
宮城県	6,890	-76.0%
秋田県	1,630	-62.9%
山形県	2,270	-85.2%
福島県	3,970	-77.5%
茨城県	5,790	-66.5%
栃木県	5,240	-72.1%
群馬県	2,270	-90.3%
埼玉県	4,020	-78.0%
千葉県	69,400	-79.9%
東京都	314,700	-85.4%
神奈川県	63,000	-73.7%
新潟県	6,700	-81.2%
富山県	5,450	-54.4%
石川県	14,420	-76.2%
福井県	1,600	-73.4%
山梨県	9,650	-95.5%
長野県	22,240	-78.4%
岐阜県	12,450	-88.5%
静岡県	12,490	-93.0%
愛知県	21,000	-92.5%
三重県	3,390	-87.4%
滋賀県	5,140	-87.7%
京都府	169,030	-70.1%
大阪府	133,000	-90.7%
兵庫県	8,590	-93.5%
奈良県	3,200	-90.2%
和歌山県	5,860	-88.8%
鳥取県	2,680	-80.4%
島根県	1,340	-81.3%
岡山県	6,250	-83.2%
広島県	21,710	-81.7%
山口県	3,670	-64.1%
徳島県	1,810	-84.0%
香川県	5,480	-90.9%
愛媛県	3,650	-83.0%
高知県	1,360	-87.9%
福岡県	35,450	-88.3%
佐賀県	1,230	-96.1%
長崎県	16,210	-77.9%
熊本県	6,170	-93.1%
大分県	5,690	-95.5%
宮崎県	2,920	-92.6%
鹿児島県	6,770	-91.6%
沖縄県	50,580	-89.3%

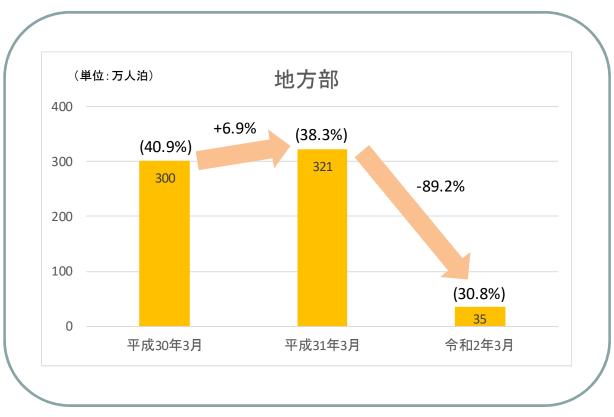
[※] 前年同月比は、速報値との比較である。





③三大都市圏及び地方部における外国人延べ宿泊者数比較



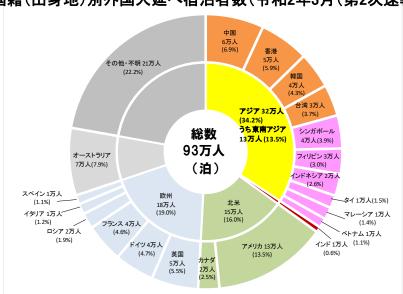


※ ()内は構成比を表している。

(2) 国籍(出身地)別外国人延べ宿泊者数

- 〇令和2年3月の国籍(出身地)別外国人延べ宿泊者数は、第1位がアメリカ、第2 位がオーストラリア、第3位が中国、第4位が香港、第5位が英国で、上位5ヵ国・ 地域で全体の39.7%を占める。
- 〇前年同月比はいずれの国籍(出身地)においても大幅に減少した。

④国籍(出身地)別外国人延べ宿泊者数(令和2年3月(第2次速報))



順位	国籍(出身地)	合	計	前年同月比
川只 1立	四相 (山分地)	(人泊)	シェア	削牛的万比
第1位	アメリカ	125, 050	13.5%	-79.6%
第2位	オーストラリア	73, 620	7. 9%	-61.6%
第3位	中国	64, 030	6.9%	-96.6%
第4位	香港	54, 270	5.9%	-88. 7%
第5位	英国	51, 300	5.5%	-63.6%
第6位	ドイツ	43, 440	4. 7%	-58. 4%
第7位	フランス	42, 520	4.6%	-60. 5%
第8位	韓国	39, 520	4. 3%	-95. 9%
第9位	シンガポール	36, 150	3.9%	-80. 3%
第10位	台湾	34, 330	3.7%	-96. 7%
第11位	フィリピン	27, 710	3.0%	-65. 2%
第12位	インドネシア	23, 820	2.6%	-78. 1%
第13位	カナダ	23, 360	2.5%	-75. 9%
第14位	ロシア	17, 170	1.9%	-51.1%
第15位	タイ	13, 940	1.5%	-96. 4%
第16位	マレーシア	13, 170	1.4%	-88. 4%
第17位	イタリア	11, 470	1. 2%	-80. 4%
第18位	ベトナム	10, 530	1.1%	-85. 2%
第19位	スペイン	10, 030	1.1%	-76. 7%
第20位	インド	5, 910	0.6%	-89. 5%
	その他	187, 260	20. 2%	-71.9%
	合計	927, 100	100.0%	-87. 6%

[※] 従業者数10人以上の施設に対する調査から作成。

[※] 国籍(出身地)別外国人延べ宿泊者数の調査において、以下のとおり調査対象国を追加している。

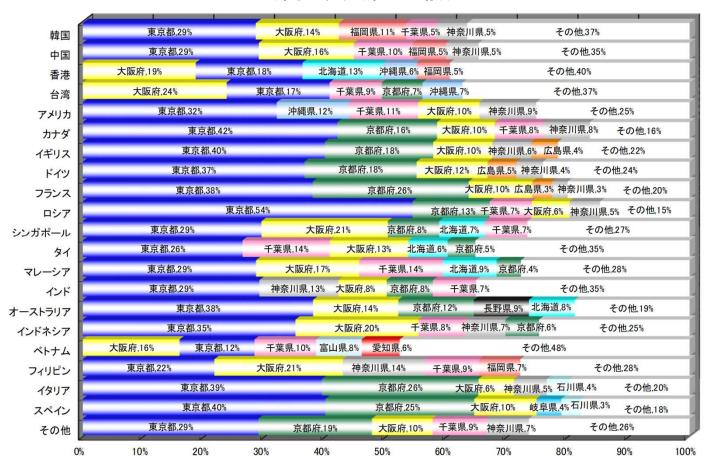
[・]平成25年第1四半期調査よりインドネシア

[・]平成25年第2四半期調査よりベトナム、フィリピン

[・]平成27年4月分調査よりイタリア、スペイン

[※] 前年同月比は、速報値との比較である。

⑤国籍(出身地)別、都道府県別外国人延べ宿泊者数構成比(上位5都道府県) (令和2年3月(第2次速報))



※従業者数10人以上の施設に対する調査から作成

⑥都道府県別、国籍(出身地)別外国人延べ宿泊者数構成比(上位5国籍) (令和2年3月(第2次速報))

	★ 本一ストラリア、16% 欧州、8% シンガポール。	V + 15 70 7 7 7 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10
海道		% 中国.7% その他.40% その他.39%
森県		
手県	香港,18% 台湾,17% 中国,10% オーストラリア,9	Particular and the second seco
城県	欧州,14% 香港,11% 中国,11% アメリカ,9% 台湾,7%	その他,49%
田県	欧州,15% アメリカ,12% 韓国,10% 香港,7% 台湾,6%	その他,50%
形県	香港.23% 台湾.15% 中国.10% ベトナコ	
島県	中国,17% アメリカ,13% 台湾,9% ベトナム,9% タイ,7%	その他,45%
城県	アメリカ,15% 韓国,14% 欧州.8% インド,8% 中国,4%	その他,51%
木県	アメリカ,16% 欧州,15% 中国,13% タイ,5% 台湾,	4% その他,47%
馬県	香港,16% アメリカ,14% 中国,9% 台湾,7% 欧州,6%	その他.48%
玉県	欧州.17% 中国.12% アメリカ.9% 韓国.8% タイ,7%	その他,46%
葉県	アメリカ.21% 中国.9% 欧州.9% ナーストラリア.6% 台湾.4%	その他,51%
京都	欧州,25% アメリカ,14% オーストラリア,10% 中国,6%	6 韓国.4% その他,41%
川県	アメリカ,22% 欧州,15% フィリピン,7% 中国.6% 韓国	1,4% その他,47%
潟県	香港.24% 欧州,11% オーストラリア.9% アメリカ.8%	中国.7% その他.41%
山県	フィリピン,25% ベトナム,17% 台湾,12%	インドネシア,10% 欧州,4% その他,32%
川県	欧州,25% オーストラリア,12% アメリカ,8% 香港,5% 台湾	
井県	欧州,12% 韓国,9% 中国,8% アメリカ,8% 台湾,7%	その他,56%
梨県	欧州.21% 香港.10% オーストラリア.9% アメリカ.7% 中国	
野県	オーストラリア,40% 欧州,15%	
阜県	欧州、31% タイ、8% オーストラリア、7を港、6% ロ	
岡県	中国.25% 欧州.11% 香港.7% アメリカ.7% 韓国	国.7% その他.43%
	欧州.11% 中国.10% 香港.7% インドネシア.6% フィリピン.5%	その他,60%
知県	台湾,39%	香港.8% 欧州.8% 中国.4% その他.23%
重県	台湾,19% 韓国,16% 欧州,10% 香港,6% 1	
賀県	欧州.31% アメリカ.10% オーストラリア.8% はカナダ.3%	
都府	欧州、11% アメリカ、10% カナタ、3% 欧州、14% アメリカ、11% オーストラリア・9% 香港・8% 中国・8%	その他.50%
阪府	欧州.21% 中国.12% アメリカ.9% 香港.5 香港.5	
車県	1 21-	5% その他,48% リア.5% その他,48%
良県		
山県	欧州,28% アメリカ,12% オーストラリア,9% 香港	
仅県	欧州,18% 中国,9% アメリカ,8% 香港,7% 韓国,6% 欧州,20% 中国,9% インドネシア,7% 香港,5%	その他,53%
根県	17 4://	その他,51%
山県	欧州,26% アメリカ,10% 中国,9% 台湾,7%	
島県	欧州.35% アメリカ.11% オーストラリア.	
口県		.7% 欧州.6% その他.37%
島県	香港,25% 欧州,25% フ	アメリカ,13% 中国,7% オーストラリア,4% その他,25%
川県		フィリピン,13% 欧州,12% その他,24%
爰県	韓国,14% 欧州,13% 香港,11% アメリカ,7% 中国,7%	その他,47%
即県	香港,30% 欧州,14% 中国,11%	アメリカ,10% インドネシア,9% その他,27%
岡県 📗	韓国,18% 中国,14% 香港,12% アメリカ,10% つ	7ィリピン,7% その他,39%
買県	香港,17% 欧州,16% 中国,10% アメリカ,9% と	台湾,8% その他,41%
奇県	アメリカ,15% フィリピン,13% 欧州,10% 香港,7% 韓国,6%	その他,49%
本県	香港.18% 欧州.17% 中国.9% アメリカ.7% 韓国.	5% その他,45%
分県	フィリピン,17% 香港,13% 欧州,12% 韓国,7% 中国,6	% その他,45%
奇県	韓国,30% 香港,16% 欧州,11	% 中国.6% アメリカ.4% その他.33%
		中国.6% オーストラリア.4% その他,35%
島県		

[※] 欧州はドイツ・英国・フランス・ロシア・イタリア・スペインの6カ国

[※] 従業者数10人以上の施設に対する調査から作成

<参考>延べ宿泊者数・客室稼働率推移表

〇延べ宿泊者数推移表

(単位:人泊、%)

							(単位:人汨、%)
	_	延べ宿泊者数		うち日本人延べ宿	泊	うち外国人延べ宿	泊
		建 1	前年(同月)比	プラロ本人建一個	前年(同月)比	プラが国人産べ品	前年(同月)比
T # 10 F ~	1	000 001 700	<u> </u>	000 707 440		00.054.040	
平成19年		309, 381, 780	.0 10/	286, 727, 440		22, 654, 340	
平成20年		309, 698, 710	+0.1%	287, 450, 410			
平成21年		301, 303, 940	-2. 7%	283, 006, 170		18, 297, 770	
平成22年		413, 048, 930	+15. 8%			27, 508, 970	
平成23年		417, 234, 450	-2.7%	398, 818, 760		18, 415, 690	
平成24年	- 1)	439, 495, 120	+5.3%			26, 314, 340	
平成25年		465, 893, 370	+6.0%	432, 397, 640			
平成26年		473, 501, 950	+1.6%	428, 677, 350		44, 824, 600	
平成27年		504, 078, 370	+6.5%	438, 463, 770		65, 614, 600	
平成28年		492, 485, 160 509, 596, 860	-2. 3% +3. 5%	423, 096, 220		69, 388, 940	
平成29年							
平成30年_	」 _{令和元年} -2)	538, 001, 500	+5.6%			94, 275, 240	
平成31年・	_	543, 235, 880	+1.0%	441, 801, 170		101, 434, 710	
平成31年	1月	39, 368, 380	+3. 7%			8, 299, 640	
	2月	39, 820, 270	+2.4%				
	3月	46, 872, 690	+2. 7%	38, 497, 160		8, 375, 530	
	4月	46, 502, 140	+9.4%	36, 446, 290		10, 055, 850	
令和元年	5月	47, 319, 360	+6.5%	38, 700, 710		8, 618, 650	
	6月	41, 964, 670	+1.3%				
	2) 7月	47, 321, 550	+0. 4%	37, 742, 090			
	2) 8月	58, 284, 070	-2.4%	49, 968, 200		8, 315, 870	-1. 7%
	9月	43, 754, 670	-1.5%	36, 833, 900		6, 920, 770	
	10月	45, 398, 050	-2.5%	36, 431, 830		8, 966, 220	
	11月	44, 531, 830	-1.7%	36, 847, 000	-2. 2%	7, 684, 830	+1.0%
	12月	42, 098, 200	-4.3%	34, 296, 960	-4. 5%	7, 801, 240	-3.3%
令和2年	1月	43, 156, 910	+9.6%	33, 454, 210	+7. 7%	9, 702, 700	+16.9%
	2月	37, 443, 380	-6.0%	32, 591, 440	+3.3%	4, 851, 940	-41.3%
	L 3月	23, 940, 920	-48.9%	22, 810, 550	-40. 7%	1, 130, 370	-86. 5%
	3) - 4月	10, 794, 950	-76.8%	10, 533, 090	-71.1%	261, 860	-97. 4%
	5月						
	6月						
	7月						
	8月						
	9月						
	10月						
	11月						
	12月						

[※] 平成22年4月~6月期調査より、従業者数9人以下の宿泊施設を調査対象に加える拡充をしている。 この点を踏まえ、平成20年~平成23年における前年比は、従業者数10人以上の宿泊施設の実績をも とに算出している。

^{※ 1)} 平成19年~平成30年の数値は確定値、2) 平成31年3月~令和2年3月の数値は第2次速報値、3) 令和 2年4月の数値は第1次速報値である。

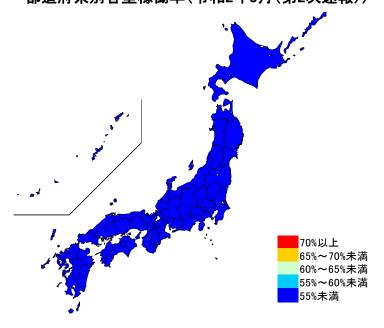
〇宿泊施設タイプ別客室稼働率推移表

(単位:%)

-								(単位:% <i>)</i>
			全体	旅館	リゾート ホテル	ビジネス ホテル	シティホテル	簡易宿所
平成19年								_
平成20年								_
平成21年			59. 7	49. 4	53.3	67. 2	71.1	_
平成22年			64. 0	52. 9	52. 6	68.3	75. 7	_
平成23年			51.8	34. 7	46.8	62. 3	67. 1	_
平成24年	1)		54. 8	35. 5	48. 0	67.3	72.5	_
平成25年	1)		55. 2	33. 4	52. 3	69.5	75. 7	_
平成26年			57. 4	35. 2	54. 0	72. 1	77. 3	_
平成27年			60. 3	37. 0	56.0	74. 2	79. 2	27. 1
平成28年			59. 7	37. 1	56.9	74. 4	78. 7	25. 0
平成29年			60. 5	37. 5	57. 5	75. 3	79. 5	28. 0
平成30年」		_	61. 2	38. 8	58. 3	75. 5	80. 2	30. 2
平成31年・	令和元	年 2)	62. 1	39. 5	58. 6	75. 4	79.4	30. 1
平成31年		_ 1月	53. 2	33. 5	52. 1	65. 4	69. 7	21.7
		2月	61.0	38. 2	58.8	75. 3	79. 4	26.7
		3月	62. 8	40.0	60.4	76. 9	81.2	29. 0
		4月	64. 7	39. 4	57. 5	78. 9	82. 8	32. 8
令和元年		5月	62.8	41.4	59.8	75.6	80.0	31.0
		6月	60.3	36. 7	56. 1	74. 0	79.6	26. 2
		7月	62. 9	38. 5	60.3	75.8	80.6	34. 9
	2) -	8月	69. 0	50.8	71. 1	79.3	82.9	42.4
		9月	62. 7	39. 6	59.6	76. 1	79. 1	32.4
		10月	62. 9	39. 5	57.4	77.0	80.4	28.8
		11月	64. 7	41. 7	57. 4	79. 8	82. 1	29. 2
		12月	57. 6	34. 9	52. 7	71. 1	75. 6	25. 1
令和2年		1月	54. 0	33. 6	52. 3	65. 7	67. 6	23. 3
		2月	52. 7	34. 5	50. 2	65.4	59. 0	23. 9
	Į	_ 3月	32. 4	21. 9	24. 5	42.6	29. 7	15. 8
	3) -{		16. 6	7. 8	5. 9	25. 2	11.8	7. 6
		5月						
		6月						
		7月						
		8月						
		9月						
		10月						
		11月						
		12月						

- ※ 平成22年4月~6月期調査より、従業者数9人以下の宿泊施設を調査対象に加える拡充をしている。 ※ 1)平成19年~平成30年の数値は確定値、2)平成31年3月~令和2年3月の数値は第2次速報値、3)令和 2年4月の数値は第1次速報値である。

一都道府県別客室稼働率(令和2年3月(第2次速報))一



宿泊旅行統計調査の概要

1. 調査対象期間 毎月(1ヶ月間)

2. 調査施設 全国のホテル、旅館、簡易宿所、会社・団体の宿泊所などの

全宿泊施設 : 58,990施設

調査施設数 :

•令和2年3月(第2次速報) 21,568施設

従業者数10名以上 13, 145施設

従業者数10名未満 8,423施設

- 令和2年4月(第1次速報) 21,677施設

従業者数10名以上 13, 290施設

従業者数10名未満 8,387施設

有効回収率:

- 令和2年3月(第2次速報) 52.1%(全体)

従業者数10名以上 59.6%

従業者数10名未満 40.5%

·令和2年4月(第1次速報) 29.5%(全体)

従業者数10名以上 37.5%

従業者数10名未満 16.8%

宿泊旅行統計調査の活用における留意点

- 〇当資料の数値は暫定値であるため、確定値において数値が変更します。
- 〇平成22年第2四半期(4~6月調査)から、従業者数10人未満の施設も調査対象となり、その際 に母集団数に差異が生じております。調査結果をご活用の際は以下の点にご留意下さい。
 - 母集団施設数について
 - ・平成21年(確定値)第1四半期:従業者数10人以上の施設(約1万施設)
 - ・平成22年(確定値)第1四半期以降:従業者数10人以上の施設(約1.2万施設)
 - ※従業者数10人以上の施設でも、平成21年確定値と平成22年確定値の母集団数には差があります。比較する際には、第1表をご確認頂く等、ご注意下さい。

調査対象拡充の概要

- 1. 平成22年第1四半期以前の調査
 - (1)調査対象施設

平成16年度事業所・企業データベース(総務省)を基に、国土交通省観光庁で 補正を加えた名簿から抽出した、全国の従業者数10人以上のホテル、旅館、簡易 宿所の宿泊施設

(2)集計結果

全国の従業者数10人以上の宿泊施設における延べ宿泊者数等の推計値

- 2. 平成22年第2四半期以降の調査 ※下線部は主な追加・変更点
 - (1)調査対象施設

統計法第27条に規定する事業所母集団データベース(総務省)を基に、国土交通省 観光庁で補正を加えた名簿から抽出した、全国のホテル、旅館、簡易宿所、<u>会社・</u> 団体の宿泊所などの宿泊施設

調査施設については、従業者数に応じて以下のとおり

- 従業者数10人以上の事業所 : 全数(悉皆)調査
- 従業者数5人~9人の事業所 : 1/3を無作為に抽出してサンプル調査
- 従業者数0人~4人の事業所 : 1/9を無作為に抽出してサンプル調査
- (2)集計結果

全国のすべての宿泊施設における延べ宿泊者数等の推計値

●宿泊旅行統計調査の詳細データについて

<宿泊旅行統計調査>の詳細データについては、下記ホームページに掲載しています。

国土交通省観光庁ホームページ

http://www.mlit.go.jp/kankocho/



観光庁

統計情報・白書

統計情報

▶ 宿泊旅行統計調査

(宿泊旅行統計ホームページ)

【令和2年】

調査名			対象期間	公表	日程	
	速	報	令和2年 1- 3月分	3		
		報	ル 4-6月分	ル 8月 長官会見日		
	速	報	ル 7- 9月分	ル 11月 長官会見日		
旅行・観光消費動向調査	速報		ル 10-12月分	令和3年 2月 長官会見日		
	年次確報		令和元年分	済		
	年次	確報	令和2年分	令和3年	4月末頃	
	1次	2次	令和元年12月分	済	済	
	1次	2次	令和2年 1月分	済	済	
	1次	2次	ル 2月分	済	済	
	1次	2次	ル 3月分	済	済	
	1次	2次	ル 4月分	済	令和2年 6月30日	
	1次	2次	ル 5月分	令和2年 6月30日	ル 7月31日	
	1次	2次	ル 6月分	ル 7月31日	ル 8月31日	
	1次	2次	ル 7月分	ル 8月31日	ル 9月30日	
宿泊旅行統計調査	1次	2次	ル 8月分	ル 9月30日	ル 10月30日	
	1次	2次	ル 9月分	ル 10月30日	ル 11月30日	
	1次	2次	ル 10月分	ル 11月30日	ル 12月25日	
	1次	2次	ル 11月分	ル 12月25日	令和3年 1月29日	
	1次	2次	ル 12月分	令和3年 1月29日	ル 2月26日	
	年次	速報	令和元年分	済		
	年次	確報	JJ	令和2年	6月30日	
	年次	速報	令和2年分	令和3年	2月26日	
	年次	確報	IJ	n,	6月30日	
	速	報	令和2年 1- 3月分	E	<u> </u>	
	速	報	ル 4-6月分	令和2年 7月	長官会見日	
	速	報	ル 7- 9月分	ル 10月	長官会見日	
訪日外国人消費動向調査	速	報	ル 10-14月分	令和3年 1月	長官会見日	
	年次	確報	令和元年分	済		
	年次	速報	令和2年分	令和3年 1月	長官会見日	
	年次	確報	II	IJ	3月末頃	



Japan Tourism Age

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

観光統計

宿泊旅行統計調査

令 和 2 年 2 月 2 8 日 観 光 庁

(令和元年•年間値(速報値))

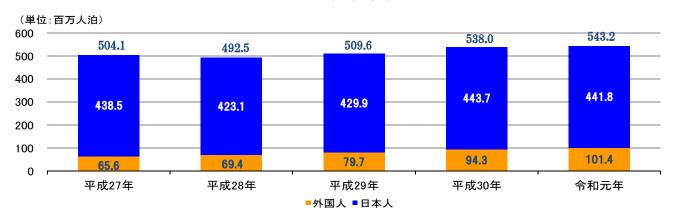
1. 延べ宿泊者数

- ○<u>延べ宿泊者数(全体)</u>は<u>5億4,324万人泊</u>(前年比+1.0%)であった。
- ○日本人延べ宿泊者数は4億4,180万人泊(前年比-0.4%)であった。
- 〇外国人延べ宿泊者数は1億143万人泊(前年比+7.6%)となり、調査開始以来の最高値であった。

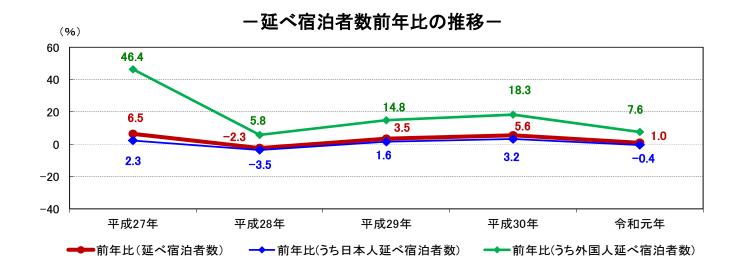
(万人泊)

	全 体	日本人	外国人
平成31年1月~令和元年12月	54, 324	44, 180	10, 143
(前年比)	+1.0%	-0. 4%	+7. 6%

一年別·延べ宿泊者数推移(H27~R1)-



※上表の青字にした数値は、日本人及び外国人の延べ宿泊者数を合計した全体の数値である。



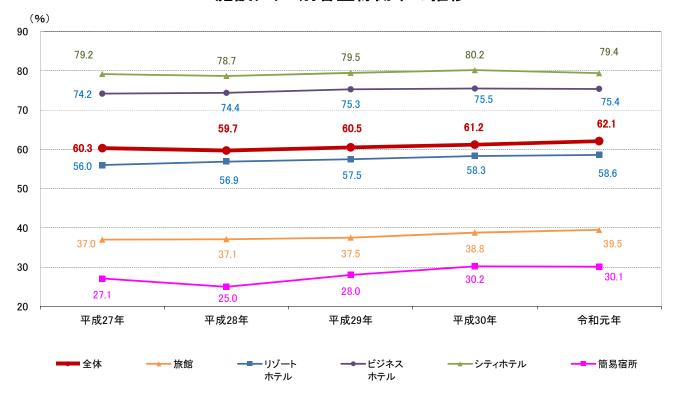
2. 客室稼働率

- ○<u>客室稼働率は全体で62.1%</u>であった。施設タイプ別では、<u>シティホテル(79.4%)</u>、<u>ビジネスホテル(75.4%)</u>であり、<u>リゾートホテル(58.6%)</u>、<u>旅館(39.5%)</u>はともに、平成22年の調査対象拡充(※1)以降の<u>最高値</u>となった。
- ○<u>客室稼働率が80%を超えた都道府県</u>は、<u>シティホテル8箇所</u>(平成30年: 10箇所)、<u>ビジネスホテル4箇所</u> (同:6箇所)、<u>リゾートホテル2箇所</u>(同:2箇所)であった。
- ○東京都では全体の稼働率が79.7%と全国で最も高く、ビジネスホテル84.2%も全国で最も高い値であった。
- ※1 平成19年の調査開始当初は、従業員数10人以上の宿泊施設のみを調査対象としていたが、平成22年第2四半期調査から 調査対象を従業者数9人以下の宿泊施設にも拡充している。

(%)

	全	体	旅館	リゾート ホテル	ビジネス ホテル	シティ ホテル	簡易宿所
平成31年1月~令和元年12月		62. 1	39. 5	58. 6	75. 4	79. 4	30. 1
平成30年1月~12月		61.2	38. 8	58. 3	75. 5	80. 2	30. 2

一施設タイプ別客室稼働率の推移一



-都道府県別宿泊施設タイプ別客室稼働率(平成31年1月~令和元年12月(速報値))-

(左、単位:%、右(「全体」は中央):宿泊施設タイプ別の都道府県順位)

				(左、単位:%、石()			「全体」は中央):宿泊施設タイプ別の都道府県順位)				<u> </u>		
	全体		旅館		リゾート ホテル		ビジネス ホテル	· ·	シティ ホテル		簡易宿所		
			前年差			111772		111775		111775			
全国	62.1	-	+0.9	39.5	-	58.6	-	75.4	1	79.4	1	30.1	-
北海道	65.0	10	+1.8	50.2	2	51.7	22	75.8	12	77.6	10	35.0	8
青森県	56.3	21	-2.9	35.7	36	46.9	34	69.2	31	62.3	45	34.9	9
岩手県	55.4	26	+1.7	39.3	25	52.8	19	72.9	24	73.1	20	23.7	20
宮城県	57.5	19	+0.1	41.5	21	51.1	24	65.3	45	62.1	46	29.6	14
秋田県	52.1	34	+1.9	36.8	31	43.3	38	67.8	37	71.8	25	18.9	29
山形県	51.7	35	+0.3	39.2	26	31.4	47	69.3	30	68.9	31	11.6	46
福島県	51.0	38	+4.3	42.6	19	52.1	20	66.5	42	68.7	32	15.4	32
茨城県	58.3	18	+2.2	33.9	37	36.6	45	72.1	26	65.2	43	30.1	12
栃木県	50.8	40	-2.9	42.7	18	51.9	21	68.2	36	66.0	39	14.4	36
群馬県	53.7	31	+1.9	47.4	4	45.3	35	75.7	13	67.0	36	12.5	44
埼玉県	69.9	6	+4.5	44.7	14	41.5	41	75.3	16	75.7	14	35.7	7
千葉県	71.2	4	+2.6	40.5	22	85.4	2	73.9	21	82.0	6	23.1	22
東京都	79.7	1	-0.3	44.9	13	65.9	7	84.2	1	84.2	4	50.8	3
神奈川県	70.7	5	+5.1	51.4	1	67.1	6	83.4	2	84.6	3	52.7	2
新潟県	45.2	45	+3.5	26.6	45	37.3	44	67.0	39	68.1	34	13.4	39
富山県	51.5	36	+1.1	29.4	42	40.8	43	63.3	46	66.9	37	21.2	27
石川県	59.2	16	-4.1	46.5	7	51.5	23	69.2	31	71.5	26	25.6	17
福井県	51.5	36	+2.6	36.8	31	48.4	31	77.0	11	60.9	47	14.6	34
山梨県	46.7	44	+2.0	42.5	20	59.3	12	73.0	23	65.6	42	21.4	26
長野県	38.5	47	+1.4	28.1	44	41.6	40	71.0	28	75.0	17	13.1	42
岐阜県	55.5	25	+3.2	43.3	17	49.0	27	77.3	10	75.2	16	28.6	15
静岡県	58.5	17	+1.5	47.0	6	54.5	18	74.1	20	75.4	15	22.1	23
愛知県	68.8	8	-1.3	30.3	40	49.6	26	75.6	14	76.9	11	37.9	6
三重県	54.2	30	-1.5	39.5	24	49.8	25	72.1	26	72.0	24	10.6	47
滋賀県	53.2	32	+2.4	38.7	27	57.4	15	66.0	43	75.0	17	16.7	31
京都府	67.2	9	+2.5	43.9	16	56.2	17	80.5	4	82.2	5	41.7	4
大阪府	79.5	2	-0.1	36.2	34	91.0	1	79.9	5	85.2	2	66.1	1
兵庫県	56.5	20	+0.7	37.2	30	57.6	14	75.5	15	75.8	13	13.2	40
奈良県	42.4	46	-6.6	28.3	43	64.4	8	57.8	47	70.5	29	24.7	18
和歌山県	48.7	43	+2.4	36.8	31	56.5	16	72.4	25	73.2	19	21.9	24
鳥取県	50.5	41	-5.7	45.4	10	45.1	37	69.0	33	76.6	12	13.9	38
島根県	56.3	21	+3.1	46.5	7	41.0	42	73.5	22	72.2	23	12.3	45
岡山県	59.9	13	+0.4	30.4	39	36.1	46	83.0	3	65.7	40	18.2	30
広島県	69.3	7	+3.1	45.0	12	61.7	10	79.3	6	85.9	1	34.0	10
山口県	52.7	33	-6.1	33.4	38	49.0	27	66.9	40	67.4	35	13.2	40
徳島県	50.4	42	-1.0	25.2	46	47.3	33	69.4	29	63.7	44	21.6	25
香川県	59.3	14	-1.2	47.2	5	68.0	4	68.4	34	65.7	40	30.2	11
愛媛県	55.9	24	-2.2	49.4	3	61.3	11	65.8	44	72.8	21	14.9	33
高知県	50.9	39	+3.2	37.9	29	48.5	30	68.4	34	71.0	28	12.9	43
福岡県	71.3	3	-0.9	29.5	41	41.8	39	79.0	8	80.5	7	41.5	5
佐賀県	59.3	14	-2.7	45.3	11	68.0	4	78.1	9	66.7	38	24.6	19
長崎県	55.3	27	-2.6	39.9	23	57.7	13	74.4	17	72.3	22	14.6	34
熊本県	60.9	12	-1.2	44.2	15	48.7	29	79.3	6	78.2	9	28.5	16
大分県	54.9	28	-2.3	46.5	7	62.6	9	67.6	38	68.6	33	21.2	27
宮崎県	54.8	29	+0.4	35.8	35	45.2	36	66.7	41	70.2	30	14.2	37
鹿児島県	56.1	23	-2.3	38.1	28	48.0	32	74.3	19	71.5	26	23.4	21
沖縄県	63.4	11	-0.3	22.3	47	69.6	3	74.4	17	80.0	8	30.0	13

※宿泊施設タイプ別に見たとき、**客室稼働率が最も大きかった都道府県を<u>朱書き</u>にしている**。

また、客室稼働率が80%を超えている都道府県は<u>青色</u>、90%を超えている都道府県は<u>黄色</u>で示している。

※「全体」の前年同月差は、前年同月の客室稼働率との差分を示している(前年同月比ではない)。

注1)令和元年年間値(速報値)は、平成31年1月~令和元年12月分の宿泊旅行統計調査について、各月毎に回収された有効な調査票を基に算出したものである。したがって、当資料の数値は、6月30日公表予定の「宿泊旅行統計調査(今年間値(確報値)」で変更となる点にご留意いただきたい。

注2)前年差は、確定値との差分である。

問い合わせ先

観光庁観光戦略課観光統計調査室 〇〇、〇〇、〇〇 TEL 03-5253-8111(内線 27-214、27-216、27-217) 03-5253-8325(直通)

FAX 03-5253-1691

~調査結果概要~

- 〇延べ宿泊者数は、5億4,324万人泊(前年比+1.0%)で、うち外国人延べ宿 泊者数は1億143万人泊(前年比+7.6%)。延べ宿泊者全体に占める外国 人宿泊者の割合は18.7%であった。
- 〇都道府県別延べ宿泊者数の上位5位までは、前年と同一であった。

1. 都道府県別延べ宿泊者数

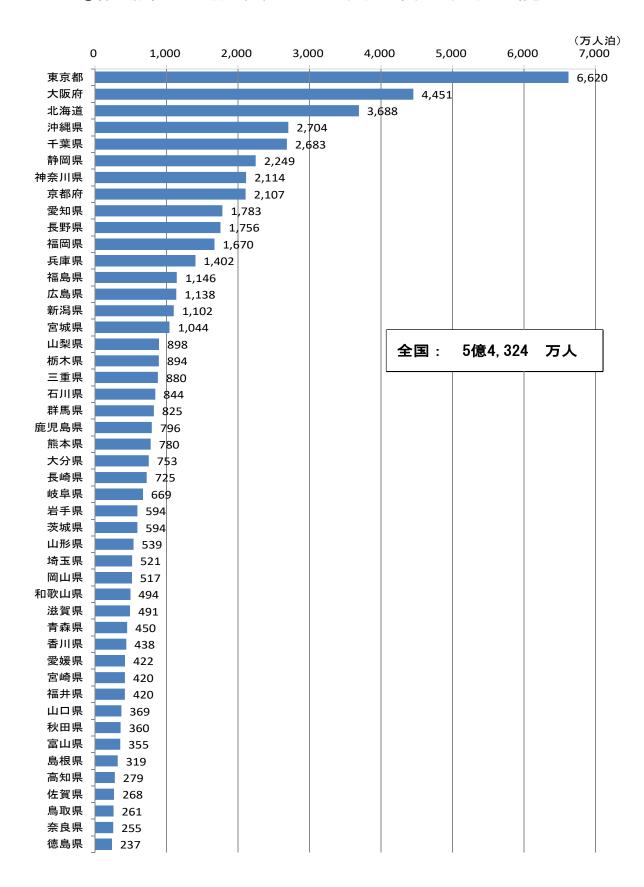
①都道府県別延べ宿泊者数(平成31年1月~令和元年12月(速報値))と前年比

(単位:人泊)

		(単位:人泊)
施設所在地	延べ宿泊者数	前年比
全国	543,235,880	+1.0%
北海道	36,884,660	+4.5%
青森県	4,499,360	-11.1%
岩手県	5,939,510	-2.6%
宮城県	10,438,290	+0.3%
秋田県	3,600,020	+2.7%
山形県	5,394,320	-0.7%
福島県	11,463,840	+0.6%
茨城県	5,938,100	+0.8%
栃木県	8,939,240	-5.6%
群馬県	8,248,700	-0.7%
埼玉県	5,205,670	+6.0%
千葉県	26,827,180	+4.9%
東京都	66,200,430	+0.1%
神奈川県	21,138,280	-8.2%
新潟県	11,023,750	+12.8%
富山県	3,545,130	-6.2%
石川県	8,437,570	-7.6%
福井県	4,197,010	+3.5%
山梨県	8,979,070	+4.3%
長野県	17,559,830	-4.2%
岐阜県	6,691,000	-2.3%
静岡県	22,490,310	+2.9%
愛知県	17,826,560	+4.8%
三重県	8,796,100	-1.2%
滋賀県	4,909,790	+1.6%
京都府	21,071,730	+3.0%
大阪府	44,505,740	+11.5%
兵庫県	14,020,090	+4.7%
奈良県	2,549,370	-0.9%
和歌山県	4,935,990	-3.8%
鳥取県	2,611,420	-26.7%
島根県	3,191,300	+7.2%
岡山県	5,171,790	-7.9%
広島県	11,382,980	+15.0%
山口県	3,694,280	-15.1%
徳島県	2,373,970	+6.7%
香川県	4,381,410	+8.2%
愛媛県	4,217,320	-0.8%
高知県	2,785,720	-7.6%
福岡県	16,696,270	-0.2%
佐賀県	2,684,930	-2.5%
長崎県	7,250,990	-7.7%
熊本県	7,801,520	-3.1%
大分県	7,533,180	-3.1%
宮崎県	4,201,610	+1.0%
鹿児島県	7,961,810	-10.2%
沖縄県	27,038,790	+0.9%

[※] 前年比は、確定値との比較である。

②都道府県別延べ宿泊者数 (平成31年1月~令和元年12月(速報値))



2. 外国人延べ宿泊者数

(1)都道府県別外国人延べ宿泊者数

- 〇外国人延べ宿泊者数は、1億143万人泊で調査開始以来の最高値であった。
- 〇三大都市圏と地方部(※)で外国人延べ宿泊者数の対前年比を比較する と、三大都市圏で+11.5%、地方部で+1.9%であった。
- 〇都道府県別外国人延べ宿泊者数の上位5位までは、前年と同一であった。
 - ※三大都市圏とは、「東京、神奈川、千葉、埼玉、愛知、大阪、京都、兵庫」の8都府県をいう。地方部とは、三大 都市圏以外の道県をいう。

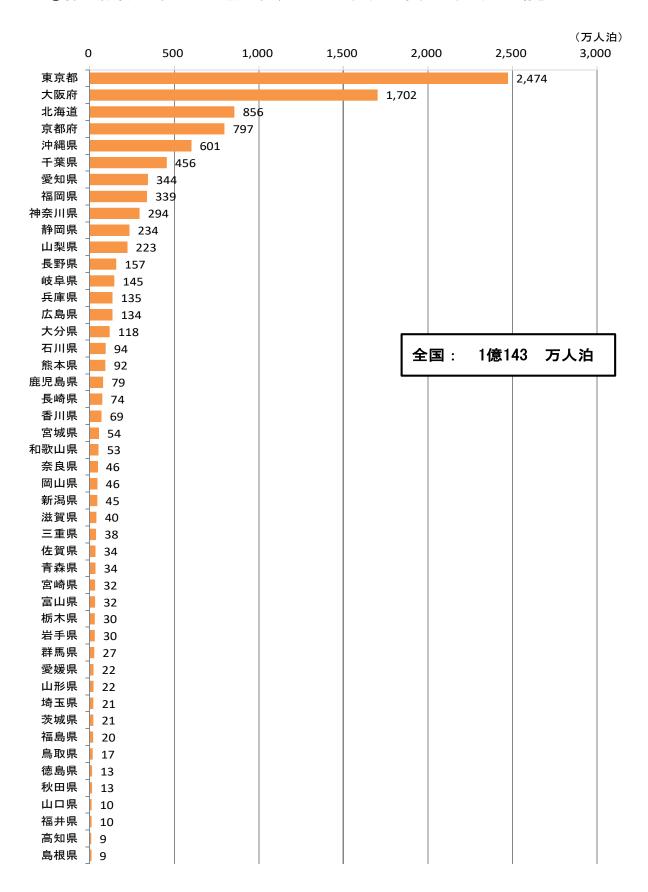
①都道府県別外国人延べ宿泊者数(平成31年1月~令和元年12月(速報値))と前年比

(単位・人泊)

		(単位:人泪)
施設所在地	延べ宿泊者数	前年比
全国	101,434,710	+7.6%
北海道	8,556,690	+2.7%
青森県	337,870	-3.2%
岩手県	297,770	+15.0%
宮城県	541,980	+34.8%
秋田県	130,780	+6.0%
山形県	217,580	+33.1%
福島県	202,660	+14.9%
茨城県	205,580	-19.1%
栃木県	301,670	-6.7%
群馬県	266,690	-7.8%
埼玉県	214,540	-6.9%
千葉県	4,556,610	+10.7%
東京都	24,735,660	+6.6%
神奈川県	2,944,880	+6.9%
新潟県	448,150	+10.7%
富山県	319,180	+4.2%
石川県	942,300	-3.2%
福井県	97,830	+29.0%
山梨県	2,225,540	+13.5%
長野県	1,572,440	+3.0%
岐阜県	1,453,800	-2.1%
静岡県	2,338,600	+30.4%
愛知県	3,440,020	+20.7%
三重県	380,870	+11.8%
滋賀県	398,020	-3.5%
京都府	7,966,640	+27.1%
大阪府	17,023,350	+12.6%
兵庫県	1,345,270	+6.8%
奈良県	460,830	+5.1%
和歌山県	526,020	-10.0%
鳥取県	166,300	-14.6%
島根県	89,040	+22.4%
岡山県	458,550	-2.3%
広島県	1,342,510	+8.5%
山口県	98,900	-19.4%
徳島県	133,130	+14.5%
香川県	690,820	+26.5%
愛媛県	220,300	-4.0%
高知県	92,430	+16.8%
福岡県	3,386,310	+0.6%
佐賀県	338,110	-13.7%
長崎県	742,600	-13.7%
熊本県	924,580	-8.7%
大分県	1,181,140	-18.1%
宮崎県	320,550	-1.8%
鹿児島県	790,720	-4.8%
沖縄県	6,008,880	-3.1%

※前年比は、確定値との比較である。

②都道府県別外国人延べ宿泊者数(平成31年1月~令和元年12月(速報値))



③三大都市圏及び地方部における外国人延べ宿泊者数比較



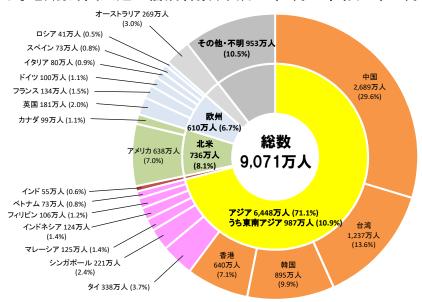


※()内は構成比を表している。

(2) 国籍(出身地)別外国人延べ宿泊者数

- 〇国籍(出身地)別外国人延べ宿泊者数は、第1位が中国、第2位が台湾、第3位 が韓国、第4位が香港、第5位がアメリカで、上位5ヵ国・地域で全体の67.2%を 占める。
- ○伸び率でみると、イギリス(前年比+48.9%)、ベトナム(同+29.7%)、オーストラリア(同+26.5%)等が、大幅に拡大した。

④国籍(出身地)別外国人延べ宿泊者数(平成31年1月~令和元年12月(速報値))

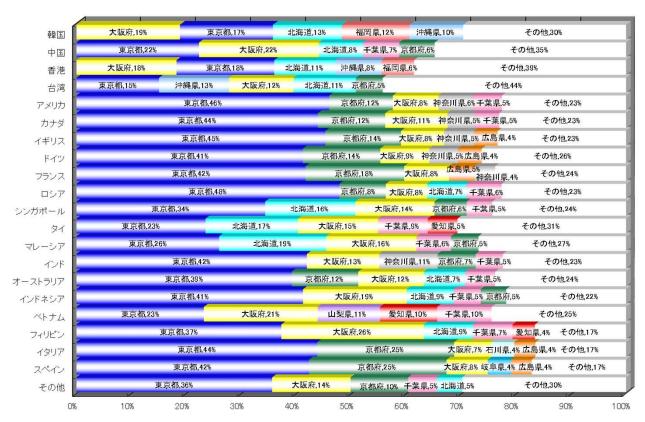


順位	国符 (山自地)	合	前年比	
順加	国籍(出身地)	(万人泊)	シェア	削牛比
第1位	中国	26, 887, 910	29. 6%	+21.3%
第2位	台湾	12, 371, 210	13. 6%	+2. 2%
第3位	韓国	8, 950, 750	9. 9%	-25. 1%
第4位	香港	6, 399, 890	7. 1%	+3. 0%
第5位	アメリカ	6, 376, 070	7. 0%	+14. 3%
第6位	タイ	3, 380, 490	3. 7%	+13. 9%
第7位	オーストラリア	2, 694, 840	3. 0%	+26. 5%
第8位	シンガポール	2, 205, 380	2. 4%	+12. 5%
第9位	英国	1, 807, 920	2. 0%	+48. 9%
第10位	フランス	1, 341, 020	1. 5%	+16. 2%
第11位	マレーシア	1, 252, 760	1. 4%	+15. 1%
第12位	インドネシア	1, 240, 000	1. 4%	+4. 8%
第13位	フィリピン	1, 055, 910	1. 2%	+26. 5%
第14位	ドイツ	1, 002, 860	1. 1%	+11. 9%
第15位	カナダ	988, 500	1. 1%	+25. 0%
第16位	イタリア	796, 460	0. 9%	+8. 6%
第17位	スペイン	734, 280	0. 8%	+14. 7%
第18位	ベトナム	732, 190	0. 8%	+29. 7%
第19位	インド	547, 070	0. 6%	+15. 4%
第20位	ロシア	413, 750	0. 5%	+24. 9%
	その他	8, 259, 550	9. 1%	+20.0%
	合計	90, 707, 660	100. 0%	+8.5%

- ※ 従業者数10人以上の施設に対する調査から作成。
- ※ 国籍(出身地)別外国人延べ宿泊者数の調査において、以下のとおり調査対象国を追加している。
 - ・平成25年第1四半期調査よりインドネシア
 - ・平成25年第2四半期調査よりベトナム、フィリピン
 - ・平成27年4月分調査よりイタリア、スペイン
- ※ 前年比は、確定値との比較である。

⑤国籍(出身地)別、都道府県別外国人延べ宿泊者数構成比(上位5都道府県) (平成31年1月~令和元年12月(速報値))

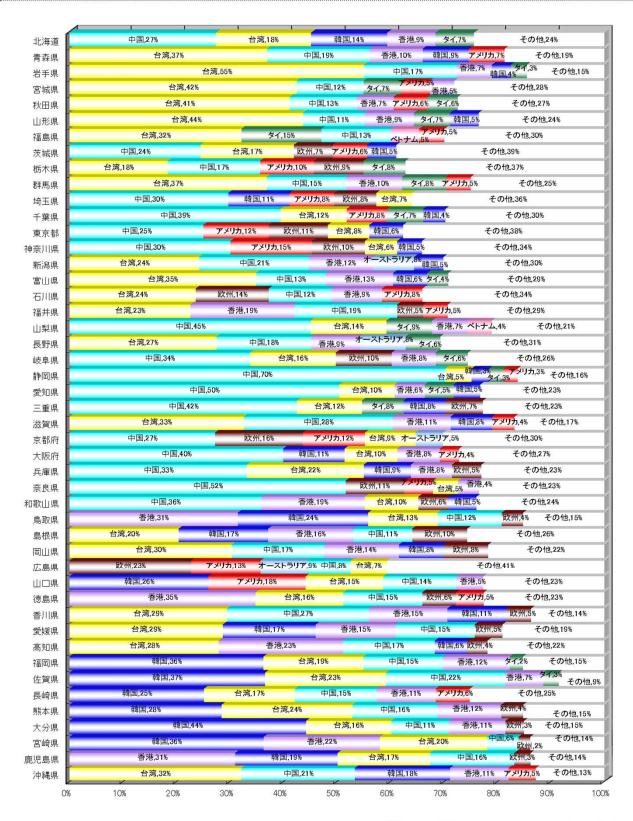
- 〇ほとんどの国籍(出身地)において、東京に宿泊する割合が最も高いが、韓国 と香港では大阪に宿泊する割合が最も高かった。
- ○東京・大阪以外では、アジア圏では、北海道に宿泊するケースが多くみられ、 欧米圏では、東京に次いで京都に宿泊するケースが多くみられた。



※従業者数10人以上の施設に対する調査から作成

⑥都道府県別、国籍(出身地)別外国人延べ宿泊者数構成比(上位5国籍) (平成31年1月~令和元年12月(速報値))

〇各都道府県のトップの国・地域をみると、台湾が地方部を中心に20県、中国が三大都市圏 を中心に16都道府県、韓国が九州地方を中心に7県でトップとなっている。



[※] 欧州はドイツ・英国・フランス・ロシア・イタリア・スペインの6カ国

[※] 従業者数10人以上の施設に対する調査から作成

<参考>延べ宿泊者数・客室稼働率推移表

〇延べ宿泊者数推移表

(単位:人泊、%)

							(単位:人沿、%)
	_	延べ宿泊者数		うち日本人延べ宿泊	1 去 数	うち外国人延べ宿泊	2.
		E 16/16/19	前年(同月)比	7504八座 162	前年(同月)比		前年(同月)比
平成19年	1	309, 381, 780		286, 727, 440		22, 654, 340	
平成19年 平成20年		309, 381, 780	+0. 1%	287, 450, 410	+0. 3%	22, 834, 340	-1. 8%
		· · ·		· · · · ·			
平成21年		301, 303, 940	-2. 7%	283, 006, 170		18, 297, 770	-17. 8%
平成22年		413, 048, 930	+15. 8%	385, 539, 960		27, 508, 970	+42. 2%
平成23年	4)	417, 234, 450	-2. 7%	398, 818, 760		18, 415, 690	-34. 6%
平成24年	1)	439, 495, 120	+5. 3%	413, 180, 780	+3.6%	26, 314, 340	+42. 9%
平成25年		465, 893, 370	+6.0%	432, 397, 640	+4. 7%	33, 495, 730	+27. 3%
平成26年		473, 501, 950		428, 677, 350		44, 824, 600	+33. 8%
平成27年		504, 078, 370	+6.5%	438, 463, 770		65, 614, 600	+46. 4%
平成28年		492, 485, 160	-2.3%	423, 096, 220	-3.5%	69, 388, 940	+5. 8%
平成29年		509, 596, 860	+3.5%	429, 906, 270		79, 690, 590	+14. 8%
平成30年	J 0/	538, 001, 500	+5. 6%	443, 726, 260	+3. 2%	94, 275, 240	+18.3%
令和元年 .	F2)	543, 235, 880	+1.0%	441, 801, 170	-0. 4%	101, 434, 710	+7. 6%
T + 00 F	5.45	07.004.400	0.0%	04 474 740	0.40/	0 700 000	0.00
平成30年	[1月		+3. 2%	31, 171, 740	+2. 4%	6, 792, 680	+6. 8%
	2月		+6. 1%	31, 560, 990	+2. 8%	7, 338, 660	+23. 0%
	3月		+4. 1%	38, 305, 660		7, 339, 200	+20. 9%
	4月		+6. 4%	33, 630, 370		8, 878, 900	+12. 7%
	5月		+3. 4%	36, 635, 630		7, 809, 530	+20. 0%
	1) - 6月		+8. 0%	33, 587, 280	+4. 7%	7, 818, 990	+24. 9%
	' / Н		+2. 7%	38, 028, 900	-0. 9%	9, 113, 960	+21. 5%
	8月		+5. 1%			8, 456, 930	+25. 7%
	9月		+5. 4%	37, 635, 380	+3. 9%	6, 804, 510	+14. 6%
	10月		+6. 3%	38, 338, 320	+5. 4%	8, 244, 600	+10. 9%
	11月		+7. 5%	37, 673, 580		7, 609, 070	+19. 6%
	L12月		+9. 3%	35, 899, 690		8, 068, 220	+20. 7%
平成31年	[1月		+3. 7%	31, 068, 740	-0. 3%	8, 299, 640	+22. 2%
	2月		+2. 4%	31, 552, 880		8, 267, 390	+12. 7%
	3月		+2. 7%	38, 497, 160	+0. 5%	8, 375, 530	+14. 1%
	4月		+9. 4%	36, 446, 290		10, 055, 850	+13. 3%
令和元年	5月		+6. 5%	38, 700, 710		8, 618, 650	+10. 4%
	2) - 6月		+1. 3%	33, 415, 410		8, 549, 260	+9. 3%
	' ' '		+0. 4%	37, 742, 090		9, 579, 460	+5. 1%
	8月		-2. 4%	49, 968, 200	-2. 5%	8, 315, 870	-1. 7%
	9月		-1. 5%	36, 833, 900		6, 920, 770	+1. 7%
	10月		-2. 5%	36, 431, 830		8, 966, 220	+8. 8%
	11月		-1. 7%	36, 847, 000		7, 684, 830	+1.0%
	L12月	42. 098. 200	-4. 3%	34. 296. 960	-4. 5%	7. 801. 240	-3. 3%

[※] 平成22年4月~6月期調査より、調査対象を従業者数9人以下の宿泊施設に拡充している。 この点を踏まえ、平成20年~平成23年における前年比は、従業者数10人以上の宿泊施設の実績を もとに算出している。

^{※ 1)} 平成19年~平成30年の数値は確定値、2) 令和元年及び平成31年1月~令和元年12月の数値は第2 次速報値である。

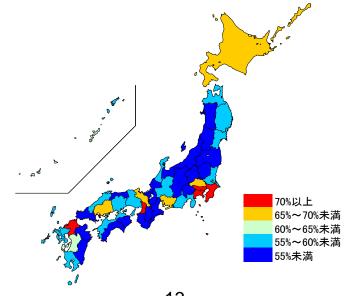
○宿泊施設タイプ別客室稼働率推移表

(単位:%)

_								(単位:%)
			全体	旅館	リゾート ホテル	ビジネス ホテル	シティホテル	簡易宿所
平成19年	ו							_
平成20年								_
平成21年			59. 7	49. 4	53. 3	67. 2	71. 1	_
平成22年			64. 0	52. 9	52. 6	68. 3	75. 7	_
平成23年			51.8	34. 7	46. 8	62. 3	67. 1	_
平成24年	1)		54. 8	35. 5	48. 0	67. 3	72. 5	_
平成25年	Γ		55. 2	33. 4	52. 3	69. 5	75. 7	_
平成26年			57. 4	35. 2	54. 0	72. 1	77. 3	_
平成27年			60. 3	37. 0	56.0	74. 2	79. 2	27. 1
平成28年			59. 7	37. 1	56. 9	74. 4	78. 7	25. 0
平成29年			60. 5	37. 5	57. 5	75. 3	79. 5	28. 0
平成30年 .	J		61. 2	38. 8	58. 3	75. 5	80. 2	30. 2
令和元年	}-2)		62. 1	39. 5	58. 6	75. 4	79. 4	30. 1
平成30年	٢	1月	52. 1	32. 8	51. 7	65. 2	69. 7	22. 7
		2月	60. 2	37. 2	57. 7	75. 6	79. 9	27. 9
		3月	61. 1	37. 8	60. 3	76. 2	80. 6	30. 0
		4月	60. 9	36. 2	55. 7	76. 1	82. 1	29. 8
		5月	60. 6	39. 3	56.8	74. 2	80. 1	29. 7
	1) -	6月	59. 5	35. 9	54. 6	74. 5	80. 4	27. 7
	''	7月	61. 8	38. 0	59. 4	75. 7	80. 9	33. 2
		8月	69. 7	50. 7	72. 9	80. 9	84. 2	44. 0
		9月	61. 6	38. 9	57. 6	76. 1	78. 1	31.8
		10月	64. 0	41. 9	59.8	78. 8	82. 5	29. 4
		11月	64. 4	41.5	57. 8	79. 7	84. 8	29. 2
T + 01 +	Ļ	12月	58. 6	35. 4	54. 7	72. 3	78. 2	27. 1
平成31年		1月	53. 2	33. 5	52. 1	65. 4	69. 7	21. 7
		2月	61.0	38. 2	58.8	75. 3	79. 4	26. 7
		3月	62. 8	40. 0	60. 4 57. 5	76. 9 78. 9	81. 2 82. 8	29. 0 32. 8
今 和二年		4月	64. 7	39. 4				
令和元年		5月	62. 8 60. 3	41. 4 36. 7	59. 8 56. 1	75. 6 74. 0	80. 0 79. 6	31. 0 26. 2
	2) -	6月 7月	62. 9	36. 7 38. 5	60. 3	74. 0 75. 8	79. 6 80. 6	26. 2 34. 9
		8月	62. 9 69. 0	38. 5 50. 8	71. 1	75. 8 79. 3	80. 6 82. 9	34. 9 42. 4
		9月	62. 7	39. 6	59. 6	79. 3 76. 1	79. 1	32. 4
		10月	62. 9	39. 5	57. 4	70. 1 77. 0	80. 4	28. 8
		11月	64. 7	41. 7	57. 4 57. 4	79.8	82. 1	29. 2
		12月	57. 6	34. 9	52. 7	71. 1	75. 6	25. 1
		147	37.0	UT. 9	52. 7	71.1	73.0	20. 1

[※] 平成22年4月~6月期調査より、調査対象を従業者数9人以下の宿泊施設に拡充している。

一都道府県別客室稼働率(平成31年1月~令和元年12月(速報値))一



^{※ 1)} 平成19年~平成30年の数値は確定値、2) 令和元年及び平成31年1月~令和元年12月の数値は第2 次速報値である。

宿泊旅行統計調査の概要

1. 調査対象期間 毎月(1ヶ月間)

2. 調査施設 全国のホテル、旅館、簡易宿所、会社・団体の宿泊所などの

全宿泊施設 : 54,867施設

調査施設数 :

	AL NU	23/ Alle = 1/1/ 4 = 1/1/ 1	737 AHE -1-714 1 -1-344
	総数	従業者数10人以上	従業者数10人未満
平成31年1月	19,503	12,359	7,144
平成31年2月	19,507	12,360	7,147
平成31年3月	19,514	12,365	7,149
平成31年4月	19,358	12,484	6,874
令和元年5月	19,380	12,493	6,887
令和元年6月	19,384	12,495	6,889
令和元年7月	19,206	12,428	6,778
令和元年8月	19,217	12,435	6,782
令和元年9月	19,210	12,436	6,774
令和元年10月	19,052	12,386	6,666
令和元年11月	19,020	12,374	6,646
令和元年12月	18,982	12,348	6,634

有効回収率 :

	総数	従業者数10人以上	従業者数10人未満
平成31年1月	52.5%	60.0%	39.6%
平成31年2月	52.9%	60.0%	40.7%
平成31年3月	51.5%	59.2%	38.2%
平成31年4月	53.1%	61.2%	38.4%
令和元年5月	53.8%	60.8%	41.2%
令和元年6月	51.7%	59.2%	38.2%
令和元年7月	50.9%	58.9%	36.2%
令和元年8月	52.4%	59.7%	39.1%
令和元年9月	51.4%	58.7%	37.8%
令和元年10月	51.4%	58.5%	38.2%
令和元年11月	52.7%	60.1%	39.0%
令和元年12月	52.6%	60.3%	38.2%

宿泊旅行統計調査の活用における留意点

- 〇当資料の数値は暫定値であるため、確定値において数値が変更します。
- 〇平成22年第2四半期(4~6月調査)から、従業者数10人未満の施設も調査対象となり、その際 に母集団数に差異が生じております。調査結果をご活用の際は以下の点にご留意下さい。
 - 母集団施設数について
 - ・平成21年(確定値)第1四半期:従業者数10人以上の施設(約1万施設)
 - 平成22年(確定値)第1四半期以降:従業者数10人以上の施設(約1,2万施設)
 - ※従業者数10人以上の施設でも、平成21年確定値と平成22年確定値の母集団数には差があります。比較する際には、第1表をご確認頂く等、ご注意下さい。

調査対象拡充の概要

- 1. 平成22年第1四半期以前の調査
 - (1)調査対象施設

平成16年度事業所・企業データベース(総務省)を基に、国土交通省観光庁で 補正を加えた名簿から抽出した、全国の従業者数10人以上のホテル、旅館、簡易 宿所の宿泊施設

(2)集計結果

全国の従業者数10人以上の宿泊施設における延べ宿泊者数等の推計値

- 2. 平成22年第2四半期以降の調査 ※下線部は主な追加・変更点
 - (1)調査対象施設

統計法第27条に規定する事業所母集団データベース(総務省)を基に、国土交通省 観光庁で補正を加えた名簿から抽出した、全国のホテル、旅館、簡易宿所、<u>会社・</u> 団体の宿泊所などの宿泊施設

調査施設については、従業者数に応じて以下のとおり

- 従業者数10人以上の事業所 : 全数(悉皆)調査
- 従業者数5人~9人の事業所 : 1/3を無作為に抽出してサンプル調査
- 従業者数0人~4人の事業所 : 1/9を無作為に抽出してサンプル調査
- (2)集計結果

全国のすべての宿泊施設における延べ宿泊者数等の推計値

●宿泊旅行統計調査の詳細データについて

<宿泊旅行統計調査>の詳細データについては、下記ホームページに掲載しています。

国土交通省観光庁ホームページ

http://www.mlit.go.jp/kankocho/



観光庁

統計情報・白書

統計情報

∵ 宿泊旅行統計調査

(宿泊旅行統計ホームページ)

【令和2年】

調査名		対象期間	公表日程				
	速	報	令和2年 1- 3月分	令和2年 5月	長官会見日		
	速	報	ル 4-6月分	ル 8月 長官会見日			
旅行・観光消費動向調査	速	報	ル 7-9月分	<i>II</i> 11,5	長官会見日		
까() 해/아/주화/아이프	速	報	ル 10-12月分	令和3年 2月	長官会見日		
	年次	確報	令和元年分	令和2年 4月	長官会見日		
	年次	確報	令和2年分	令和3年	4月末頃		
	1次	2次	令和元年12月分	済	済		
	1次	2次	令和2年 1月分	済	令和2年 3月31日		
	1次	2次	リ 2月分	令和2年 3月31日	ル 4月30日		
	1次	2次	ル 3月分	ル 4月30日	ル 5月29日		
	1次	2次	リ 4月分	ル 5月29日	ル 6月30日		
	1次	2次	ル 5月分	ル 6月30日	ル 7月31日		
	1次	2次	ル 6月分	ル 7月31日	ル 8月31日		
宿泊旅行統計調査	1次	2次	ル 7月分	ル 8月31日	ル 9月30日		
	1次	2次	ル 8月分	ル 9月30日	ル 10月30日		
	1次	2次	ル 9月分	ル 10月30日	ル 11月30日		
	1次	2次	ル 10月分	ル 11月30日	ル 12月25日		
	1次	2次	ル 11月分	ル 12月25日	令和3年 1月29日		
	1次	2次	ル 12月分	令和3年 1月29日	リノ 2月26日		
	年次	速報	令和元年分	済			
	年次	確報	II.	令和2年 6月30日			
	年次	速報	令和2年分	令和3年	2月26日		
	年次	確報	II .	JJ	6月30日		
	速	報	令和2年 1- 3月分	令和2年 4月	長官会見日		
	速	報	ル 4-6月分	<i>11</i> 7 F	長官会見日		
	速	報	ル 7- 9月分	ル 10月	長官会見日		
訪日外国人消費動向調査	速	報	ル 10-12月分	令和3年 1月	長官会見日		
	年次	確報	令和元年分	令和2年	3月末頃		
	年次	速報	令和2年分	令和3年 1月	長官会見日		
	年次	確報	"	令和3年	3月末頃		





Japan Tourism Agenc

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

観光統計

宿泊旅行統計調査 (令和元年·年間値(確定値))

令和2年6月30日 観 光 庁

~2月28日公表の速報値からの変更点(概要)~

- 〇令和元年の宿泊旅行統計調査については、令和2年2月28日に「年間値(速報値)」を公表したところですが、今般、速報値の公表後に回収した調査票の情報をデータとして取込み、あらためて再集計を行いましたので、その結果を「年間値(確定値)」として公表いたします。
- 〇変更点(概要)は下記のとおりです。詳細については、「宿泊旅行統計調査(令和元年·年間値 (確定値))」をご覧下さい。

◆延べ宿泊者数

<速報値>

(万人泊)

	全 体	日本人	外国人
平成31年1月 ~令和元年12月	54,324	44,180	10,143
(前年比)	+1.0%	-0.4%	+7.6%

<確定値>

(万人泊)

	全 体	日本人	外国人
平成31年1月 ~令和元年12月	59,592	48,027	11,566
(前年比)	+10.8%	+8.2%	+22.7%

◆客室稼働率

<速報値> (%)

	全 体	旅館	リゾート ホテル	ビジネス ホテル	シティ ホテル	簡易宿所
平成31年1月 ~令和元年12月	62.1	39.5	58.6	75.4	79.4	30.1

<確定値>

(%)

	全 体	旅館	リゾート ホテル	ビジネス ホテル	シティ ホテル	簡易宿所
平成31年1月 ~令和元年12月	62.7	39.6	58.5	75.8	79.5	33.4

問い合わせ先

観光庁観光戦略課観光統計調査室 〇〇、〇〇、〇〇

TEL 03-5253-8111(内線 27-214、27-216、27-217)

03-5253-8325(直通)

FAX 03-5253-1691



Japan Tourism Agency Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

観光統計

宿泊旅行統計調査

令 和 2 年 6 月 3 0 日 観 光 庁

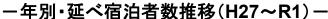
(令和元年·年間値(確定値))

1. 延べ宿泊者数

- ○延べ宿泊者数(全体)は、5億9,592万人泊(前年比+10.8%)であった。
- 〇日本人延べ宿泊者数は、4億8,027万人泊(前年比+8.2%)であった。
- ○外国人延べ宿泊者数は、1億1,566万人泊(前年比+22.7%)となり、調査開始以降最高となった。

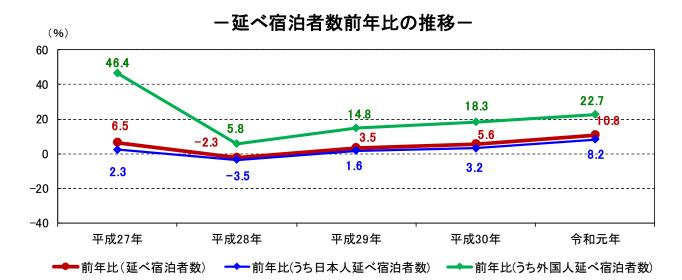
(万人泊)

	全 体	日本人	外国人
平成31年1月 ~令和元年12月	59, 592	48, 027	11,566
(前年比)	+10.8%	+8. 2%	+22. 7%





※上表の青字にした数値は、日本人及び外国人の延べ宿泊者数を合計した全体の数値である。

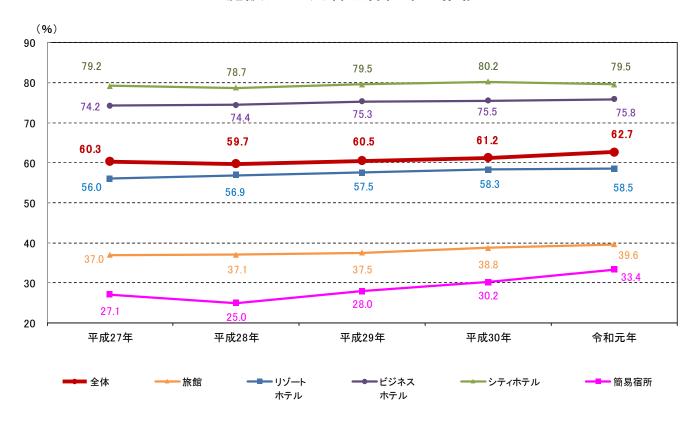


2. 客室稼働率

- 〇<u>客室稼働率は全体で62.7%</u>であった。施設タイプ別では、<u>ビジネスホテル(75.8%)</u>、<u>リゾートホテル(58.5%)</u>、 旅館(39.6%)が、平成22年の調査対象拡充(%1)以降の最高値となった。
- ○<u>客室稼働率が80%を超えた都道府県</u>は、<u>シティホテル6箇所</u>(平成30年:10箇所)、<u>ビジネスホテル4箇所</u> (同:6箇所)、リゾートホテルは2箇所(同:2箇所)であった。
- ○東京都では全体の稼働率が79.5%と全国で最も高く、ビジネスホテル84.0%も全国で最も高い値となった。
- ※1 平成19年の調査開始当初は、従業者数10人以上の宿泊施設のみを調査対象としていたが、平成22年第2四半期調査から調査対象を従業者数9人以下の宿泊施設にも拡充している。 (%)

	全 体	旅館	リゾート ホテル	ビジネス ホテル	シティ ホテル	簡易宿所
平成31年1月 ~令和元年12月	62. 7	39. 6	58. 5	75. 8	79. 5	33. 4
平成30年1月~12月	61.2	38. 8	58. 3	75. 5	80. 2	30. 2

一施設タイプ別客室稼働率の推移一



-都道府県別宿泊施設タイプ別客室稼働率(平成31年1月~令和元年12月(確定値))-

(左、単位:%、右(「全体」は中央):宿泊施設タイプ別の都道府県順位)

全国 62.7 - +1.5 39.6 - 58.5 - 75.8 - 79.5 - 北海道 65.3 10 +2.1 50.2 2 53.2 19 75.8 12 78.0 10 青森県 56.6 22 -2.6 35.8 34 47.5 33 69.5 33 61.8 46 岩手県 55.7 25 +2.0 39.9 24 50.6 25 73.7 20 73.1 23 宮城県 57.5 20 +0.1 41.4 21 50.0 27 65.5 44 62.3 45 秋田県 52.5 35 +2.3 36.8 32 42.3 40 69.2 34 71.9 27 山形県 51.2 39 -0.2 38.4 26 32.4 47 70.6 29 68.5 32 福島県 51.8 38 +5.1 42.7 18 52.6 20 66.6 43 66.7 37 茨城県 59.5 15 +3.4 34.7 36 39.9 44 72.0 27 65.7 39 栃木県 50.7 42 -3.0 41.7 19 51.2 24 69.6 32 65.3 41 群馬県 54.1 32 +2.3 46.3 9 47.2 34 75.2 15 63.0 43 埼玉県 70.2 6 +4.8 49.9 3 41.4 43 74.8 16 75.9 15 千葉県 70.6 4 +2.0 39.9 24 84.1 2 73.8 19 81.3 5 東京都 79.5 1 -0.5 44.7 12 64.3 8 84.0 1 84.2 4 神奈川県 70.4 5 +4.8 51.2 1 66.9 6 84.0 1 84.5 3 新潟県 44.3 45 +2.6 26.2 45 35.9 46 67.0 41 68.4 33 富山県 52.4 36 +2.0 30.7 41 43.4 39 63.0 46 67.2 35 石川県 59.8 14 -3.5 47.3 6 51.4 22 70.3 30 71.7 28 福井県 50.9 41 +2.0 38.0 28 47.6 32 76.5 11 61.6 47 山梨県 47.5 43 +2.8 40.8 22 57.8 15 75.4 14 65.2 42 長野県 39.2 47 +2.1 28.7 43 42.2 41 71.4 28 75.5 18 岐阜県 58.0 18 +5.7 43.5 14 49.4 29 79.6 6 75.6 17 静岡県 59.1 17 +2.1 48.2 4 54.7 18 73.6 21 74.8 19 愛知県 68.8 8 -1.3 30.9 40 51.5 21 75.6 13 76.8 12 三里県 55.0 29 -0.7 41.6 20 50.2 26 72.1 26 72.6 25 28 28 27 28 28 27 28 28	
新年差 10 10 10 10 10 10 10 1	簡易宿所
北海道 65.3 10 +2.1 50.2 2 53.2 19 75.8 12 78.0 10 10 15森県 56.6 22 -2.6 35.8 34 47.5 33 69.5 33 61.8 46 25.5 25 +2.0 39.9 24 50.6 25 73.7 20 73.1 23 23 23 23 24 24 24 24	101 223 10 771
北海道 65.3 10 +2.1 50.2 2 53.2 19 75.8 12 78.0 10 10 14 14 15 15 15 15 15 15	33.4 -
青森県 56.6 22 -2.6 35.8 34 47.5 33 69.5 33 61.8 46 岩手県 55.7 25 +2.0 39.9 24 50.6 25 73.7 20 73.1 23 宮城県 57.5 20 +0.1 41.4 21 50.0 27 65.5 44 62.3 45 秋田県 52.5 35 +2.3 36.8 32 42.3 40 69.2 34 71.9 27 山形県 51.2 39 -0.2 38.4 26 32.4 47 70.6 29 68.5 32 福島県 51.8 38 +5.1 42.7 18 52.6 20 66.6 43 66.7 37 茨城県 59.5 15 +3.4 34.7 36 39.9 44 72.0 27 65.7 39 栃木県 50.7 42 -3.0 41.7 19 51.2 24 69.6 32 65.3 41 54.1 32.3	39.5 8
岩手県 55.7 25 +2.0 39.9 24 50.6 25 73.7 20 73.1 23 宮城県 57.5 20 +0.1 41.4 21 50.0 27 65.5 44 62.3 45 秋田県 52.5 35 +2.3 36.8 32 42.3 40 69.2 34 71.9 27 山形県 51.2 39 -0.2 38.4 26 32.4 47 70.6 29 68.5 32 福島県 51.8 38 +5.1 42.7 18 52.6 20 66.6 43 66.7 37 茨城県 59.5 15 +3.4 34.7 36 39.9 44 72.0 27 65.7 39 栃木県 50.7 42 -3.0 41.7 19 51.2 24 69.6 32 65.3 41 群馬県 54.1 32 +2.3 46.3 9 47.2 34 75.2 15 63.0 43 埼玉県 70.6 4 +2.0 39.9 24 84.1 2 73.8 19 81.3 5 東京都 79.5 1 -0	33.6 14
宮城県 57.5 20 +0.1 41.4 21 50.0 27 65.5 44 62.3 45 秋田県 52.5 35 +2.3 36.8 32 42.3 40 69.2 34 71.9 27 山形県 51.2 39 -0.2 38.4 26 32.4 47 70.6 29 68.5 32 福島県 51.8 38 +5.1 42.7 18 52.6 20 66.6 43 66.7 37 茨城県 59.5 15 +3.4 34.7 36 39.9 44 72.0 27 65.7 39 栃木県 50.7 42 -3.0 41.7 19 51.2 24 69.6 32 65.3 41 群馬県 54.1 32 +2.3 46.3 9 47.2 34 75.2 15 63.0 43 埼玉県 70.2 6 +4.8 49.9 3 41.4 43 74.8 16 75.9 15 千葉県 70.6 4 +2.0 39.9 24 84.1 2 73.8 19 81.3 5 東京都 79.5 1 -0.5	23.6 24
山形県	30.2 16
山形県	18.7 32
茨城県 59.5 15 +3.4 34.7 36 39.9 44 72.0 27 65.7 39 栃木県 50.7 42 -3.0 41.7 19 51.2 24 69.6 32 65.3 41 群馬県 54.1 32 +2.3 46.3 9 47.2 34 75.2 15 63.0 43 埼玉県 70.2 6 +4.8 49.9 3 41.4 43 74.8 16 75.9 15 千葉県 70.6 4 +2.0 39.9 24 84.1 2 73.8 19 81.3 5 東京都 79.5 1 -0.5 44.7 12 64.3 8 84.0 1 84.2 4 神奈川県 70.4 5 +4.8 51.2 1 66.9 6 84.0 1 84.5 3 新潟県 44.3 45 +2.6 26.2 45 35.9 46 67.0 41 68.4 33 富山県 52.4 36 +2.0 30.7 41 43.4 39 63.0 46 67.2 35 石川県 59.8 14 -3.5	11.9 46
茨城県	36.6 11
群馬県 54.1 32 +2.3 46.3 9 47.2 34 75.2 15 63.0 43 埼玉県 70.2 6 +4.8 49.9 3 41.4 43 74.8 16 75.9 15 千葉県 70.6 4 +2.0 39.9 24 84.1 2 73.8 19 81.3 5 東京都 79.5 1 -0.5 44.7 12 64.3 8 84.0 1 84.2 4 神奈川県 70.4 5 +4.8 51.2 1 66.9 6 84.0 1 84.5 3 新潟県 44.3 45 +2.6 26.2 45 35.9 46 67.0 41 68.4 33 富山県 52.4 36 +2.0 30.7 41 43.4 39 63.0 46 67.2 35 石川県 59.8 14 -3.5 47.3 6 51.4 22 70.3 30 71.7 28 福井県 50.9 41 +2.0 38.0 28 47.6 32 76.5 11 61.6 47 山梨県 47.5 43 +2.8 40.8 22 57.8 15 75.4 14 65.2 42 長野県 39.2 47 +2.1 28.7 43 42.2 41 71.4 28 75.5 18 岐阜県 58.0 18 +5.7 43.5 14 49.4 29 79.6 6 75.6 17 静岡県 59.1 17 +2.1 48.2 4 54.7 18 73.6 21 74.8 19 愛知県 68.8 8 -1.3 30.9 40 51.5 21 75.6 13 76.8 12 三重県 55.0 29 -0.7 41.6 20 50.2 26 72.1 26 72.6 25 滋賀県 53.7 33 +2.9 37.7 30 59.5 12 66.8 42 74.8 19 京都府 66.3 9 +1.6 44.1 13 59.3 13 80.1 4 79.9 7	37.4 10
埼玉県	13.7 42
干葉県 70.6 4 +2.0 39.9 24 84.1 2 73.8 19 81.3 5 東京都 79.5 1 -0.5 44.7 12 64.3 8 84.0 1 84.2 4 神奈川県 70.4 5 +4.8 51.2 1 66.9 6 84.0 1 84.5 3 新潟県 44.3 45 +2.6 26.2 45 35.9 46 67.0 41 68.4 33 富山県 52.4 36 +2.0 30.7 41 43.4 39 63.0 46 67.2 35 石川県 59.8 14 -3.5 47.3 6 51.4 22 70.3 30 71.7 28 福井県 50.9 41 +2.0 38.0 28 47.6 32 76.5 11 61.6 47 山梨県 47.5 43 +2.8 40.8 22 57.8 15 75.4 14 65.2 42 長野県 39.2 47 +2.1 28.7 43 42.2 41 71.4 28 75.5 18 岐阜県 58.0 18 +5.7	13.0 45
東京都 79.5 1 -0.5 44.7 12 64.3 8 84.0 1 84.2 4 神奈川県 70.4 5 +4.8 51.2 1 66.9 6 84.0 1 84.5 3 新潟県 44.3 45 +2.6 26.2 45 35.9 46 67.0 41 68.4 33 富山県 52.4 36 +2.0 30.7 41 43.4 39 63.0 46 67.2 35 石川県 59.8 14 -3.5 47.3 6 51.4 22 70.3 30 71.7 28 福井県 50.9 41 +2.0 38.0 28 47.6 32 76.5 11 61.6 47 山梨県 47.5 43 +2.8 40.8 22 57.8 15 75.4 14 65.2 42 長野県 39.2 47 +2.1 28.7 43 42.2 41 71.4 28 75.5 18 岐阜県 58.0 18 +5.7 43.5 14 49.4 29 79.6 6 75.6 17 静岡県 59.1 17 +2.1 <th>45.9 4</th>	45.9 4
神奈川県 70.4 5 +4.8 51.2 1 66.9 6 84.0 1 84.5 3 新潟県 44.3 45 +2.6 26.2 45 35.9 46 67.0 41 68.4 33 富山県 52.4 36 +2.0 30.7 41 43.4 39 63.0 46 67.2 35 石川県 59.8 14 -3.5 47.3 6 51.4 22 70.3 30 71.7 28 福井県 50.9 41 +2.0 38.0 28 47.6 32 76.5 11 61.6 47 山梨県 47.5 43 +2.8 40.8 22 57.8 15 75.4 14 65.2 42 長野県 39.2 47 +2.1 28.7 43 42.2 41 71.4 28 75.5 18 岐阜県 58.0 18 +5.7 43.5 14 49.4 29 79.6 6 75.6 17 静岡県 59.1 17 +2.1 48.2 4 54.7 18 73.6 21 74.8 19 愛知県 68.8 8 -1.3 30.9 40 51.5 21 75.6 13 76.8 12 三重県 55.0 29 -0.7 41.6 20 50.2 26 72.1 26 72.6 25 滋賀県 53.7 33 +2.9 37.7 30 59.5 12 66.8 42 74.8 19 京都府 66.3 9 +1.6 44.1 13 59.3 13 80.1 4 79.9 7	23.1 25
新潟県 44.3 45 +2.6 26.2 45 35.9 46 67.0 41 68.4 33 富山県 52.4 36 +2.0 30.7 41 43.4 39 63.0 46 67.2 35 石川県 59.8 14 -3.5 47.3 6 51.4 22 70.3 30 71.7 28 福井県 50.9 41 +2.0 38.0 28 47.6 32 76.5 11 61.6 47 山梨県 47.5 43 +2.8 40.8 22 57.8 15 75.4 14 65.2 42 長野県 39.2 47 +2.1 28.7 43 42.2 41 71.4 28 75.5 18 岐阜県 58.0 18 +5.7 43.5 14 49.4 29 79.6 6 75.6 17 静岡県 59.1 17 +2.1 48.2 4 54.7 18 73.6 21 74.8 19 愛知県 68.8 8 -1.3 30.9 40 51.5 21 75.6 13 76.8 12 三重県 55.0 29 -0.7 41.6 20 50.2 26 72.1 26 72.6 25 滋賀県 53.7 33 +2.9 37.7 30 59.5 12 66.8 42 74.8 19 京都府 66.3 9 +1.6 44.1 13 59.3 13 80.1 4 79.9 7	52.1 2
富山県 52.4 36 +2.0 30.7 41 43.4 39 63.0 46 67.2 35 石川県 59.8 14 -3.5 47.3 6 51.4 22 70.3 30 71.7 28 福井県 50.9 41 +2.0 38.0 28 47.6 32 76.5 11 61.6 47 山梨県 47.5 43 +2.8 40.8 22 57.8 15 75.4 14 65.2 42 長野県 39.2 47 +2.1 28.7 43 42.2 41 71.4 28 75.5 18 岐阜県 58.0 18 +5.7 43.5 14 49.4 29 79.6 6 75.6 17 静岡県 59.1 17 +2.1 48.2 4 54.7 18 73.6 21 74.8 19 愛知県 68.8 8 -1.3 30.9 40 51.5 21 75.6 13 76.8 12 三重県 55.0 29 -0.7 41.6 20 50.2 26 72.1 26 72.6 25 滋賀県 53.7 33 +	51.2 3
石川県 59.8 14 -3.5 47.3 6 51.4 22 70.3 30 71.7 28 福井県 50.9 41 +2.0 38.0 28 47.6 32 76.5 11 61.6 47 山梨県 47.5 43 +2.8 40.8 22 57.8 15 75.4 14 65.2 42 長野県 39.2 47 +2.1 28.7 43 42.2 41 71.4 28 75.5 18 岐阜県 58.0 18 +5.7 43.5 14 49.4 29 79.6 6 75.6 17 静岡県 59.1 17 +2.1 48.2 4 54.7 18 73.6 21 74.8 19 愛知県 68.8 8 -1.3 30.9 40 51.5 21 75.6 13 76.8 12 三重県 55.0 29 -0.7 41.6 20 50.2 26 72.1 26 72.6 25 滋賀県 53.7 33 +2.9 37.7 30 59.5 12 66.8 42 74.8 19 京都府 66.3 9 +1	14.1 40
福井県 50.9 41 +2.0 38.0 28 47.6 32 76.5 11 61.6 47 山梨県 47.5 43 +2.8 40.8 22 57.8 15 75.4 14 65.2 42 長野県 39.2 47 +2.1 28.7 43 42.2 41 71.4 28 75.5 18 岐阜県 58.0 18 +5.7 43.5 14 49.4 29 79.6 6 75.6 17 静岡県 59.1 17 +2.1 48.2 4 54.7 18 73.6 21 74.8 19 愛知県 68.8 8 -1.3 30.9 40 51.5 21 75.6 13 76.8 12 三重県 55.0 29 -0.7 41.6 20 50.2 26 72.1 26 72.6 25 滋賀県 53.7 33 +2.9 37.7 30 59.5 12 66.8 42 74.8 19 京都府 66.3 9 +1.6 44.1 13 59.3 13 80.1 4 79.9 7	28.5 18
山梨県 47.5 43 +2.8 40.8 22 57.8 15 75.4 14 65.2 42 長野県 39.2 47 +2.1 28.7 43 42.2 41 71.4 28 75.5 18 岐阜県 58.0 18 +5.7 43.5 14 49.4 29 79.6 6 75.6 17 静岡県 59.1 17 +2.1 48.2 4 54.7 18 73.6 21 74.8 19 愛知県 68.8 8 -1.3 30.9 40 51.5 21 75.6 13 76.8 12 三重県 55.0 29 -0.7 41.6 20 50.2 26 72.1 26 72.6 25 滋賀県 53.7 33 +2.9 37.7 30 59.5 12 66.8 42 74.8 19 京都府 66.3 9 +1.6 44.1 13 59.3 13 80.1 4 79.9 7	30.4 15
長野県 39.2 47 +2.1 28.7 43 42.2 41 71.4 28 75.5 18 岐阜県 58.0 18 +5.7 43.5 14 49.4 29 79.6 6 75.6 17 静岡県 59.1 17 +2.1 48.2 4 54.7 18 73.6 21 74.8 19 愛知県 68.8 8 -1.3 30.9 40 51.5 21 75.6 13 76.8 12 三重県 55.0 29 -0.7 41.6 20 50.2 26 72.1 26 72.6 25 滋賀県 53.7 33 +2.9 37.7 30 59.5 12 66.8 42 74.8 19 京都府 66.3 9 +1.6 44.1 13 59.3 13 80.1 4 79.9 7	13.4 44
岐阜県 58.0 18 +5.7 43.5 14 49.4 29 79.6 6 75.6 17 静岡県 59.1 17 +2.1 48.2 4 54.7 18 73.6 21 74.8 19 愛知県 68.8 8 -1.3 30.9 40 51.5 21 75.6 13 76.8 12 三重県 55.0 29 -0.7 41.6 20 50.2 26 72.1 26 72.6 25 滋賀県 53.7 33 +2.9 37.7 30 59.5 12 66.8 42 74.8 19 京都府 66.3 9 +1.6 44.1 13 59.3 13 80.1 4 79.9 7	21.6 27
静岡県 59.1 17 +2.1 48.2 4 54.7 18 73.6 21 74.8 19 愛知県 68.8 8 -1.3 30.9 40 51.5 21 75.6 13 76.8 12 三重県 55.0 29 -0.7 41.6 20 50.2 26 72.1 26 72.6 25 滋賀県 53.7 33 +2.9 37.7 30 59.5 12 66.8 42 74.8 19 京都府 66.3 9 +1.6 44.1 13 59.3 13 80.1 4 79.9 7	13.6 43
愛知県 68.8 8 -1.3 30.9 40 51.5 21 75.6 13 76.8 12 三重県 55.0 29 -0.7 41.6 20 50.2 26 72.1 26 72.6 25 滋賀県 53.7 33 +2.9 37.7 30 59.5 12 66.8 42 74.8 19 京都府 66.3 9 +1.6 44.1 13 59.3 13 80.1 4 79.9 7	28.7 17
三重県 55.0 29 -0.7 41.6 20 50.2 26 72.1 26 72.6 25 滋賀県 53.7 33 +2.9 37.7 30 59.5 12 66.8 42 74.8 19 京都府 66.3 9 +1.6 44.1 13 59.3 13 80.1 4 79.9 7	23.8 23
滋賀県 53.7 33 +2.9 37.7 30 59.5 12 66.8 42 74.8 19 京都府 66.3 9 +1.6 44.1 13 59.3 13 80.1 4 79.9 7	39.3 9
京都府 66.3 9 +1.6 44.1 13 59.3 13 80.1 4 79.9 7	10.4 47
	17.1 33
大阪府 79.0 2 -0.6 36.2 33 <mark> 90.9</mark> 1 79.8 5 85.4 1	43.6 5
	60.6 1
兵庫県 56.7 21 +0.9 38.0 28 56.7 17 74.6 18 75.8 16	16.7 34
奈良県 44.2 46 -4.8 27.3 44 75.6 3 60.8 47 76.8 12	20.8 29
和歌山県 46.5 44 +0.2 34.6 37 51.3 23 72.6 25 74.1 21	25.7 21
鳥取県 52.6 34 -3.6 45.7 11 49.6 28 69.1 35 76.5 14	19.8 31
島根県 55.3 26 +2.1 46.7 7 41.7 42 73.1 23 73.4 22 BRU	16.0 35
岡山県 61.9 12 +2.4 31.4 39 38.1 45 83.8 3 66.6 38 広島県 69.3 7 +3.1 43.5 14 61.9 10 79.1 9 85.2 2	20.6 30 35.3 12
広島県 69.3 7 +3.1 43.5 14 61.9 10 79.1 9 85.2 2 14 154.8 30 -4.0 34.4 38 46.3 36 67.7 38 68.1 34	13.9 41
徳島県	21.9 26
香川県 59.3 16 -1.2 46.2 10 65.5 7 70.0 31 65.6 40 愛媛県 56.1 23 -2.0 48.0 5 62.3 9 65.5 44 72.0 26	34.1 13 15.8 36
 変数宗 	15.0 37
福岡県 71.7 3 -0.5 30.7 41 44.4 38 79.5 7 80.2 6	40.2 7
佐賀県 58.0 18 -4.0 46.6 8 70.5 4 77.3 10 67.1 36	27.3 20
長崎県 55.1 27 -2.8 40.1 23 57.2 16 73.5 22 72.7 24	14.8 38
熊本県 60.7 13 -1.4 43.2 17 48.4 30 79.2 8 78.7 9	27.4 19
大分県 54.4 31 -2.8 43.3 16 59.7 11 69.0 36 69.7 31	21.4 28
宮崎県	14.2 39
鹿児島県 56.0 24 -2.4 38.3 27 46.9 35 73.1 23 71.7 28	24.7 22
沖縄県 64.7 11 +1.0 25.8 47 68.0 5 74.8 16 79.5 8	40.9 6

※宿泊施設タイプ別に見たとき、**客室稼働率が最も大きかった都道府県を<u>朱書き</u>にしている。** また、客室稼働率が80%を超えている都道府県は青色、90%を超えている都道府県は黄色で示している。 ※「全体」の前年差は、前年の客室稼働率との差分を示している(前年比ではない)。

問い合わせ先

観光庁観光戦略課観光統計調査室 〇〇、〇〇、〇〇

TEL 03-5253-8111(内線 27-214、27-216、27-217) 03-5253-8325(直通)

FAX 03-5253-1691

~調査結果概要~

- 〇延べ宿泊者数は、5億9,592万人泊(前年比+10.8%)で、うち外国人延べ 宿泊者数は1億1,566万人泊(前年比+22.7%)。延べ宿泊者全体に占める 外国人宿泊者の割合は19.4%。
- 〇都道府県別に見ると、1位は東京都、2位は大阪府、3位は北海道、4位 は沖縄県、5位は京都府となった。

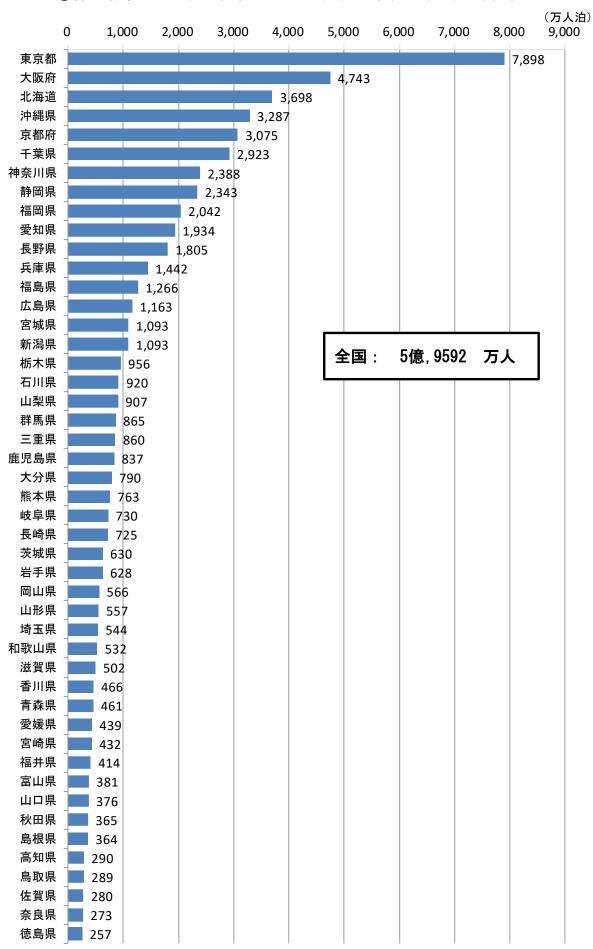
1. 都道府県別延べ宿泊者数

①都道府県別延べ宿泊者数(平成31年1月~令和元年12月(確定値))と前年比

(単位:人泊)

北海道 36,983,420 +4.7%	施設所在地	延べ宿泊者数	前年比
青森県 4,605,770 -9.0% 岩手県 6,276,670 +2.9% 宮城県 10,934,100 +5.19 秋田県 3,653,930 +4.2% 山形県 5,571,860 +2.6% 福島県 12,657,410 +11.1% 茨城県 6,299,850 +6.9% 栃木県 9,559,870 +1.0% 群馬県 8,648,440 +4.19 埼玉県 5,436,560 +10.7% 千葉県 29,229,120 +14.2% 東京都 78,981,720 +19.5% 神奈川県 23,883,890 +3.7% 新潟県 10,930,410 +11.9% 富山県 3,807,890 +0.7% 石川県 9,200,650 +0.8% 福井県 4,144,090 +2.19 山梨県 9,072,350 +5.3% 長野県 18,052,570 -1.5% 岐阜県 7,304,310 +6.6% 静岡県 23,429,440 +7.2% 愛知県 19,337,740 +13.7% 三重県 8,599,890 -3.4% 滋賀県 5,016,150 +3.8% 京都府 30,749,560 +50.4% 大阪府 47,427,510 +18.9% 兵庫県 14,417,170 +7.7% 奈良県 2,726,320 +5.0% 加歌山県 5,324,320 +3.7% 鳥取県 2,887,920 -18.9% 島根県 3,641,650 +22.4% 岡山県 5,660,680 +0.8% 広島県 11,630,710 +17.5% 南島県 1,630,710 +17.5% 南島県 2,568,550 +15.1% 愛媛県 4,385,520 +3.2% 高知県 2,903,110 -3.7% 福岡県 2,903,110 -3.7% 東峰県 7,248,850 -7.7% 東本県 7,633,470 -5.2% 大分県 7,902,700 +1.7% 東峰県 7,248,850 -7.7% 東峰県 7,503,470 -5.2% 大分県 7,902,700 +1.7%	全国	595,921,480	+10.8%
#手県 6,276,670 +2.9% 宮城県 10,934,100 +5.1% 秋田県 3,653,930 +4.2% 山形県 5,571,860 +2.6% 福島県 12,657,410 +11.1% 茨城県 6,299,850 +6.9% 栃木県 9,559,870 +1.0% 群馬県 8,648,440 +4.1% 埼玉県 5,436,560 +10.7% 千葉県 29,229,120 +14.2% 東京都 78,981,720 +19.5% 神奈川県 23,883,890 +3.7% 新潟県 10,930,410 +11.9% 富山県 3,807,890 +0.7% 石川県 9,200,650 +0.8% 福井県 4,144,090 +2.1% 山梨県 9,072,350 +5.3% 長野県 18,052,570 -1.5% 岐阜県 7,304,310 +6.6% 静岡県 23,429,440 +7.2% 愛知県 19,337,740 +13.7% 三重県 8,599,890 -3.4% 滋賀県 5,016,150 +3.8% 京都府 30,749,560 +50.4% 大阪府 47,427,510 +18.9% 兵庫県 14,417,170 +7.7% 奈良県 2,726,320 +6.0% 和歌山県 5,324,320 +3.7% 島根県 3,641,650 +22.4% 岡山県 5,660,680 +0.8% 広島県 11,630,710 +17.5% 山口県 3,761,960 -13.6% 広島県 11,630,710 +17.5% 山口県 3,761,960 -13.6% 広島県 11,630,710 +17.5% 山口県 3,761,960 -13.6% 本島県 2,568,550 +15.1% 愛媛県 4,385,520 +3.2% 高知県 2,903,110 -3.7% 福岡県 20,420,380 +22.0% 佐賀県 2,801,730 +1.8% 長崎県 7,248,850 -7.7% 熊本県 7,248,850 -7.7% 熊本県 7,248,850 -7.7% 熊本県 7,248,850 -7.7% 熊本県 7,248,850 -7.7% 東原県 7,902,700 +1.7% 宮崎県 8,366,340 -5.6%	北海道	36,983,420	+4.7%
宫城県 10,934,100 +5.1% 秋田県 3,653,930 +4.2% 山形県 5,571,860 +2.6% 福島県 12,657,410 +11.1% 茨城県 6,299,850 +6.9% 栃木県 9,559,870 +1.0% 群馬県 8,648,440 +4.19 埼玉県 5,436,560 +10.7% 千葉県 29,229,120 +14.2% 東京都 78,981,720 +19.5% 神奈川県 23,883,890 +3.7% 新潟県 10,930,410 +11.9% 富山県 3,807,890 +0.7% 石川県 9,200,650 +0.8% 福井県 4,144,090 +2.19 山梨県 9,072,350 +5.3% 長野県 18,052,570 -1.5% 岐阜県 7,304,310 +6.6% 静岡県 23,429,440 +7.2% 愛知県 19,337,740 +13.7% 三重県 8,599,890 -3.4% 滋賀県 5,016,150 +3.8% 京都府 30,749,560 +50.4% 大阪府 47,427,510 +18.9% 兵庫県 14,417,170 +7.7% 奈良県 2,726,320 +6.0% 和歌山県 5,324,320 +3.7% 島取県 2,887,920 -18.9% 島成県 11,630,710 +17.5% 山口県 3,761,960 +50.4% 大島県 11,630,710 +17.5% 山口県 3,761,960 -13.6% 徳島県 11,630,710 +17.5% 山口県 3,761,960 -13.6% 徳島県 11,630,710 +17.5% 山口県 3,761,960 -13.6% 徳島県 1,659,250 +15.19 愛媛県 4,385,520 +3.2% 高知県 2,903,110 -3.7% 福岡県 2,903,110 -3.7% 福岡県 2,903,110 -3.7% 龍本県 7,248,850 -7.7% 熊本県 7,248,850 -7.7% 熊本県 7,248,850 -7.7% 熊本県 7,248,850 -7.7% 熊本県 7,633,470 -5.5.6%	青森県	4,605,770	-9.0%
秋田県	岩手県	6,276,670	+2.9%
山形県	宮城県	10,934,100	+5.1%
福島県 12,657,410 +11.1% 茨城県 6,299,850 +6.9% 栃木県 9,559,870 +1.0% 群馬県 8,648,440 +4.1% 埼玉県 5,436,560 +10.7% 千葉県 29,229,120 +14.2% 東京都 78,981,720 +19.5% 神奈川県 23,883,890 +3.7% 新潟県 10,930,410 +11.9% 富山県 3,807,890 +0.7% 「在井県 4,144,090 +2.1% 自身限 7,304,310 +6.6% 静岡県 23,429,440 +7.2% 爱知県 19,337,740 +13.7% 交別県 5,016,150 +3.8% 京都府 30,749,560 +50.4% 大阪府 47,427,510 +18.9% 兵庫県 14,417,170 +7.7% 奈良県 2,726,320 +6.0% 和歌山県 5,324,320 +3.7% 东自県 11,630,710 +17.5% 自身限 2,887,920 -18.9% 自身限 2,568,550 +15.5% 查別県 11,630,710 +17.5% 自身限 2,568,550 +15.5% 查別県 2,568,550 +15.5% 查別県 2,568,550 +15.5% 查別県 2,568,550 +15.5% 查別県 2,903,110 -3.7% 自身限 2,903,110 -3.7% 自身形 2,903,110 -3.7% 自身限 2,903,110 -3.7% 自身R 2,903,000 -3.4% 自身R 2,903,000 -3.4% 自身R 2,903,000	秋田県		+4.2%
茨城県 6,299,850 +6.9% 栃木県 9,559,870 +1.0% 群馬県 8,648,440 +4.1% 埼玉県 5,436,560 +10.7% 千葉県 29,229,120 +14.2% 東京都 78,981,720 +19.5% 神奈川県 23,883,890 +3.7% 新潟県 10,930,410 +11.9% 富山県 3,807,890 +0.7% 石川県 9,200,650 +0.8% 福井県 4,144,090 +2.19 山梨県 9,072,350 +5.3% 長野県 18,052,570 -1.5% 岐阜県 7,304,310 +6.6% 静岡県 23,429,440 +7.2% 愛知県 19,337,740 +13.7% 三重県 8,599,890 -3.4% 滋賀県 5,016,150 +3.8% 京都府 30,749,560 +50.4% 大阪府 47,427,510 +18.9% 兵庫県 14,417,170 +7.7% 奈良県 2,726,320 +6.0% 大阪府 47,427,510 +18.9% 鳥取県 2,887,920 -18.9% </td <td>山形県</td> <td>5,571,860</td> <td>+2.6%</td>	山形県	5,571,860	+2.6%
## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	福島県	12,657,410	+11.1%
群馬県 8,648,440 +4.1% 埼玉県 5,436,560 +10.7% 千葉県 29,229,120 +14.2% 東京都 78,981,720 +19.5% 神奈川県 23,883,890 +3.7% 新潟県 10,930,410 +11.9% 富山県 3,807,890 +0.7% 石川県 9,200,650 +0.8% 福井県 4,144,090 +2.1% 山梨県 9,072,350 +5.3% 長野県 18,052,570 -1.5% 岐阜県 7,304,310 +6.6% 静岡県 23,429,440 +7.2% 愛知県 19,337,740 +13.7% 三重県 8,599,890 -3.4% 滋賀県 5,016,150 +3.8% 京都府 30,749,560 +50.4% 大阪府 47,427,510 +18.9% 兵庫県 14,417,170 +7.7% 奈良県 2,726,320 +6.0% 和歌山県 5,324,320 +3.7% 島取県 2,887,920 -18.9% 島根県 3,641,650 +22.4% 岡山県 5,660,680 +0.8% 広島県 11,630,710 +17.5% 山口県 3,761,960 -13.6% 徳島県 2,887,920 -18.9% 島根県 3,641,650 +22.4% 岡山県 5,660,680 +0.8% 広島県 11,630,710 +17.5% 山口県 3,761,960 -13.6% 徳島県 2,887,920 -18.9% 島根県 3,641,650 +22.4% 岡山県 5,660,680 +0.8% 広島県 11,630,710 +17.5% 山口県 3,761,960 -13.6% 徳島県 2,568,550 +15.5% 香川県 4,659,250 +15.1% 愛媛県 4,385,520 +3.2% 高知県 2,903,110 -3.7% 福岡県 2,903,110 -3.7% 和東京 2,	茨城県	6,299,850	+6.9%
埼玉県	栃木県	9,559,870	+1.0%
千葉県 29,229,120 +14.2% 東京都 78,981,720 +19.5% 神奈川県 23,883,890 +3.7% 新潟県 10,930,410 +11.9% 富山県 3,807,890 +0.7% 石川県 9,200,650 +0.8% 福井県 4,144,090 +2.1% 山梨県 9,072,350 +5.3% 長野県 18,052,570 -1.5% 岐阜県 7,304,310 +6.6% 静岡県 23,429,440 +7.2% 愛知県 19,337,740 +13.7% 三重県 8,599,890 -3.4% 滋賀県 5,016,150 +3.8% 京都府 30,749,560 +50.4% 大阪府 47,427,510 +18.9% 兵庫県 14,417,170 +7.7% 奈良県 2,726,320 +6.0% 和歌山県 5,324,320 +3.7% 鳥取県 2,887,920 -18.9% 島根県 3,641,650 +22.4% 岡山県 5,660,680 +0.8% 広島県 11,630,710 +17.5% 山口県 3,761,960 -13.6%	群馬県	8,648,440	+4.1%
東京都 78,981,720 +19.5% 神奈川県 23,883,890 +3.7% 新潟県 10,930,410 +11.9% 富山県 3,807,890 +0.7% 石川県 9,200,650 +0.8% 福井県 4,144,090 +2.1% 山梨県 9,072,350 +5.3% 長野県 18,052,570 -1.5% 岐阜県 7,304,310 +6.6% 静岡県 23,429,440 +7.2% 愛知県 19,337,740 +13.7% 三重県 8,599,890 -3.4% 滋賀県 5,016,150 +3.8% 京都府 30,749,560 +50.4% 大阪府 47,427,510 +18.9% 兵庫県 14,417,170 +7.7% 奈良県 2,726,320 +6.0% 和歌山県 5,324,320 +3.7% 鳥取県 2,887,920 -18.9% 島根県 3,641,650 +22.4% 岡山県 5,660,680 +0.8% 広島県 11,630,710 +17.5% 山口県 3,761,960 -13.6% 徳島県 2,568,550 +15.5% 香川県 4,659,250 +15.1% 愛媛県 4,385,520 +3.2% 高知県 2,903,110 -3.7% 福岡県 2,903,110 -3.7% 東阜県 7,248,850 -7.7% 熊本県 7,248,850 -7.7% 熊本県 7,633,470 -5.2% 大分県 7,902,700 +1.7% 宮崎県 4,320,060 +3.9% 鹿児島県 4,320,060 +3.9% 鹿児島県 4,320,060 +3.9%	埼玉県	5,436,560	+10.7%
##奈川県 23,883,890 +3.7% 新潟県 10,930,410 +11.9% 富山県 3,807,890 +0.7% 石川県 9,200,650 +0.8% 福井県 4,144,090 +2.1% 山梨県 9,072,350 +5.3% 長野県 18,052,570 -1.5% 岐阜県 7,304,310 +6.6% 静岡県 23,429,440 +7.2% 愛知県 19,337,740 +13.7% 三重県 8,599,890 -3.4% ※ 30,749,560 +50.4% 大阪府 47,427,510 +18.9% 47,427,510 +18.9% 14,417,170 +7.7% 奈良県 2,726,320 +6.0% 和歌山県 5,324,320 +3.7% 島取県 2,887,920 -18.9% 島根県 3,641,650 +22.4% 岡山県 5,660,680 +0.8% 広島県 11,630,710 +17.5% 直場県 2,568,550 +15.5% 香川県 4,659,250 +15.1% 愛媛県 4,385,520 +3.2% 高知県 2,903,110 -3.7% 福岡県 2,903,010 -5.2% 大分県 7,902,700 +1.7% 宮崎県 4,320,060 +3.9% 鹿児島県 8,366,340 -5.6%	千葉県	29,229,120	+14.2%
新潟県 10,930,410 +11.9% 富山県 3,807,890 +0.7% 石川県 9,200,650 +0.8% 福井県 4,144,090 +2.1% 山梨県 9,072,350 +5.3% 長野県 18,052,570 -1.5% 岐阜県 7,304,310 +6.6% 静岡県 23,429,440 +7.2% 愛知県 19,337,740 +13.7% 三重県 8,599,890 -3.4% 滋賀県 5,016,150 +3.8% 京都府 30,749,560 +50.4% 大阪府 47,427,510 +18.9% 兵庫県 14,417,170 +7.7% 奈良県 2,726,320 +6.0% 和歌山県 5,324,320 +3.7% 島取県 2,887,920 -18.9% 島根県 3,641,650 +22.4% 岡山県 5,660,680 +0.8% 広島県 11,630,710 +17.5% 直島県 11,630,710 +17.5% 黄川県 4,659,250 +15.1% 愛媛県 4,385,520 -3.7% 福岡県 2,903,110 -3.7%	東京都	78,981,720	+19.5%
新潟県 10,930,410 +11.9% 富山県 3,807,890 +0.7% 石川県 9,200,650 +0.8% 福井県 4,144,090 +2.1% 山梨県 9,072,350 +5.3% 長野県 18,052,570 -1.5% 岐阜県 7,304,310 +6.6% 静岡県 23,429,440 +7.2% 愛知県 19,337,740 +13.7% 三重県 8,599,890 -3.4% 滋賀県 5,016,150 +3.8% 京都府 30,749,560 +50.4% 大阪府 47,427,510 +18.9% 兵庫県 14,417,170 +7.7% 奈良県 2,726,320 +6.0% 和歌山県 5,324,320 +3.7% 島取県 2,887,920 -18.9% 島根県 3,641,650 +22.4% 岡山県 5,660,680 +0.8% 広島県 11,630,710 +17.5% 山口県 3,761,960 -13.6% 徳島県 2,568,550 +15.5% 香川県 4,659,250 +15.1% 愛媛県 4,385,520 -3.7% 福岡県 2,903,110 -3.7%		23,883,890	+3.7%
富山県 3,807,890 +0.7% 石川県 9,200,650 +0.8% 福井県 4,144,090 +2.1% 山梨県 9,072,350 +5.3% 長野県 18,052,570 -1.5% 岐阜県 7,304,310 +6.6% 静岡県 23,429,440 +7.2% 愛知県 19,337,740 +13.7% 三重県 8,599,890 -3.4% 滋賀県 5,016,150 +3.8% 京都府 30,749,560 +50.4% 大阪府 47,427,510 +18.9% 兵庫県 14,417,170 +7.7% 奈良県 2,726,320 +6.0% 和歌山県 5,324,320 +3.7% 鳥取県 2,887,920 -18.9% 島根県 3,641,650 +22.4% 岡山県 5,660,680 +0.8% 広島県 11,630,710 +17.5% 山口県 3,761,960 -13.6% 徳島県 2,568,550 +15.5% 香川県 4,659,250 +3.2% 高知県 2,903,110 -3.7% 福岡県 2,801,730 +1.8%			+11.9%
福井県 4,144,090 +2.1% 山梨県 9,072,350 +5.3% 長野県 18,052,570 -1.5% 岐阜県 7,304,310 +6.6% 静岡県 23,429,440 +7.2% 愛知県 19,337,740 +13.7% 三重県 8,599,890 -3.4% 滋賀県 5,016,150 +3.8% 京都府 30,749,560 +50.4% 大阪府 47,427,510 +18.9% 兵庫県 14,417,170 +7.7% 奈良県 2,726,320 +6.0% 和歌山県 5,324,320 +3.7% 鳥取県 2,887,920 -18.9% 島根県 3,641,650 +22.4% 岡山県 5,660,680 +0.8% 広島県 11,630,710 +17.5% 山口県 3,761,960 -13.6% 徳島県 2,568,550 +15.5% 香川県 4,659,250 +15.1% 愛媛県 4,385,520 +3.2% 高知県 2,903,110 -3.7% 福岡県 20,420,380 +22.0% 住賀県 2,801,730 +1.8% 長崎県 7,248,850 -7.7% 熊本県 7,633,470 -5.2% 大分県 7,902,700 +1.7% 宮崎県 4,320,060 +3.9% 鹿児島県 4,320,060 +3.9% 鹿児島県 8,366,340 -5.6%	富山県		+0.7%
世典県 9,072,350 +5.3% 長野県 18,052,570 -1.5% 岐阜県 7,304,310 +6.6% 静岡県 23,429,440 +7.2% 愛知県 19,337,740 +13.7% 三重県 8,599,890 -3.4% 滋賀県 5,016,150 +3.8% 京都府 30,749,560 +50.4% 大阪府 47,427,510 +18.9% 兵庫県 14,417,170 +7.7% 奈良県 2,726,320 +6.0% 和歌山県 5,324,320 +3.7% 鳥取県 2,887,920 -18.9% 島根県 3,641,650 +22.4% 岡山県 5,660,680 +0.8% 広島県 11,630,710 +17.5% 山口県 3,761,960 -13.6% 徳島県 2,568,550 +15.5% 香川県 4,659,250 +15.1% 愛媛県 4,385,520 +3.2% 高知県 2,903,110 -3.7% 福岡県 20,420,380 +22.0% 佐賀県 2,801,730 +1.8% 長崎県 7,248,850 -7.7% 熊本県 7,633,470 -5.2% 大分県 7,902,700 +1.7% 宮崎県 4,320,060 +3.9% 鹿児島県 4,320,060 +3.9% 鹿児島県 8,366,340 -5.6%	石川県	9,200,650	+0.8%
長野県 18,052,570 -1.5% 岐阜県 7,304,310 +6.6% 静岡県 23,429,440 +7.2% 愛知県 19,337,740 +13.7% 三重県 8,599,890 -3.4% 滋賀県 5,016,150 +3.8% 京都府 30,749,560 +50.4% 大阪府 47,427,510 +18.9% 兵庫県 14,417,170 +7.7% 奈良県 2,726,320 +6.0% 和歌山県 5,324,320 +3.7% 鳥取県 2,887,920 -18.9% 島根県 3,641,650 +22.4% 岡山県 5,660,680 +0.8% 広島県 11,630,710 +17.5% 山口県 3,761,960 -13.6% 徳島県 2,568,550 +15.5% 香川県 4,659,250 +15.1% 愛媛県 4,385,520 +3.2% 高知県 2,903,110 -3.7% 福岡県 7,248,850 -7.7% 熊本県 7,633,470 -5.2% 大分県 7,902,700 +1.7% 宮崎県 4,320,060 +3.9% 鹿児島県 8,366,340 -5.6%	福井県	4,144,090	+2.1%
長野県 18,052,570 -1.5% 岐阜県 7,304,310 +6.6% 静岡県 23,429,440 +7.2% 愛知県 19,337,740 +13.7% 三重県 8,599,890 -3.4% 滋賀県 5,016,150 +3.8% 京都府 30,749,560 +50.4% 大阪府 47,427,510 +18.9% 兵庫県 14,417,170 +7.7% 奈良県 2,726,320 +6.0% 和歌山県 5,324,320 +3.7% 鳥取県 2,887,920 -18.9% 島根県 3,641,650 +22.4% 岡山県 5,660,680 +0.8% 広島県 11,630,710 +17.5% 山口県 3,761,960 -13.6% 徳島県 2,568,550 +15.5% 香川県 4,659,250 +15.1% 愛媛県 4,385,520 +3.2% 高知県 2,903,110 -3.7% 福岡県 2,903,110 -3.7% 北本県 7,633,470 -5.2% 大分県 7,902,700 +1.7% 宮崎県 4,320,060 +3.9% 鹿児島県 8,366,340 -5.6%	山梨県	9,072,350	+5.3%
静岡県 23,429,440 +7.2% 愛知県 19,337,740 +13.7% 三重県 8,599,890 -3.4% 滋賀県 5,016,150 +3.8% 京都府 30,749,560 +50.4% 大阪府 47,427,510 +18.9% 兵庫県 14,417,170 +7.7% 奈良県 2,726,320 +6.0% 和歌山県 5,324,320 +3.7% 鳥取県 2,887,920 -18.9% 島根県 3,641,650 +22.4% 岡山県 5,660,680 +0.8% 広島県 11,630,710 +17.5% 山口県 3,761,960 -13.6% 徳島県 2,568,550 +15.5% 香川県 4,659,250 +15.1% 愛媛県 4,385,520 +3.2% 高知県 2,903,110 -3.7% 福岡県 2,903,110 -3.7% 福岡県 2,801,730 +1.8% 長崎県 7,248,850 -7.7% 熊本県 7,633,470 -5.2% 大分県 7,902,700 +1.7% 宮崎県 4,320,060 +3.9%	長野県	18,052,570	-1.5%
愛知県 19,337,740 +13.7% 三重県 8,599,890 -3.4% 滋賀県 5,016,150 +3.8% 京都府 30,749,560 +50.4% 大阪府 47,427,510 +18.9% 兵庫県 14,417,170 +7.7% 奈良県 2,726,320 +6.0% 和歌山県 5,324,320 +3.7% 鳥取県 2,887,920 -18.9% 島根県 3,641,650 +22.4% 岡山県 5,660,680 +0.8% 広島県 11,630,710 +17.5% 山口県 3,761,960 -13.6% 徳島県 2,568,550 +15.5% 香川県 4,659,250 +15.1% 愛媛県 4,385,520 +3.2% 高知県 2,903,110 -3.7% 福岡県 2,903,110 -3.7% 東海県 7,248,850 -7.7% 熊本県 7,633,470 -5.2% 大分県 7,902,700 +1.7% 宮崎県 4,320,060 +3.9% 鹿児島県 8,366,340 -5.6%	岐阜県	7,304,310	+6.6%
三重県 8,599,890 -3.4% 滋賀県 5,016,150 +3.8% 京都府 30,749,560 +50.4% 大阪府 47,427,510 +18.9% 兵庫県 14,417,170 +7.7% 奈良県 2,726,320 +6.0% 和歌山県 5,324,320 +3.7% 鳥取県 2,887,920 -18.9% 島根県 3,641,650 +22.4% 岡山県 5,660,680 +0.8% 広島県 11,630,710 +17.5% 山口県 3,761,960 -13.6% 徳島県 2,568,550 +15.5% 香川県 4,659,250 +15.1% 愛媛県 4,385,520 +3.2% 高知県 2,903,110 -3.7% 福岡県 20,420,380 +22.0% 佐賀県 2,801,730 +1.8% 長崎県 7,248,850 -7.7% 熊本県 7,633,470 -5.2% 大分県 7,902,700 +1.7% 宮崎県 4,320,060 +3.9% 鹿児島県 8,366,340 -5.6%	静岡県	23,429,440	+7.2%
滋賀県 5,016,150 +3.8% 京都府 30,749,560 +50.4% 大阪府 47,427,510 +18.9% 兵庫県 14,417,170 +7.7% 奈良県 2,726,320 +6.0% 和歌山県 5,324,320 +3.7% 鳥取県 2,887,920 -18.9% 島根県 3,641,650 +22.4% 岡山県 5,660,680 +0.8% 広島県 11,630,710 +17.5% 山口県 3,761,960 -13.6% 徳島県 2,568,550 +15.5% 香川県 4,659,250 +15.1% 愛媛県 4,385,520 +3.2% 高知県 2,903,110 -3.7% 福岡県 2,903,100 -3.7% 福岡県 2,903,110 -3.7% -3.2	愛知県	19,337,740	+13.7%
京都府 30,749,560 +50.4% 大阪府 47,427,510 +18.9% 兵庫県 14,417,170 +7.7% 奈良県 2,726,320 +6.0% 和歌山県 5,324,320 +3.7% 鳥取県 2,887,920 -18.9% 島根県 3,641,650 +22.4% 岡山県 5,660,680 +0.8% 広島県 11,630,710 +17.5% 山口県 3,761,960 -13.6% 徳島県 2,568,550 +15.5% 香川県 4,659,250 +15.1% 愛媛県 4,385,520 +3.2% 高知県 20,420,380 +22.0% 佐賀県 2,801,730 +1.8% 長崎県 7,248,850 -7.7% 熊本県 7,633,470 -5.2% 大分県 7,902,700 +1.7% 宮崎県 4,320,060 +3.9% 鹿児島県 8,366,340 -5.6%	三重県	8,599,890	-3.4%
大阪府 47,427,510 +18.9% 兵庫県 14,417,170 +7.7% 奈良県 2,726,320 +6.0% 和歌山県 5,324,320 +3.7% 鳥取県 2,887,920 -18.9% 島根県 3,641,650 +22.4% 岡山県 5,660,680 +0.8% 広島県 11,630,710 +17.5% 山口県 3,761,960 -13.6% 徳島県 2,568,550 +15.5% 香川県 4,659,250 +15.1% 愛媛県 4,385,520 +3.2% 高知県 20,420,380 +22.0% 佐賀県 2,801,730 +1.8% 長崎県 7,248,850 -7.7% 熊本県 7,633,470 -5.2% 大分県 7,902,700 +1.7% 宮崎県 4,320,060 +3.9% 鹿児島県 8,366,340 -5.6%	滋賀県	5,016,150	+3.8%
兵庫県 14,417,170 +7.7% 奈良県 2,726,320 +6.0% 和歌山県 5,324,320 +3.7% 鳥取県 2,887,920 -18.9% 島根県 3,641,650 +22.4% 岡山県 5,660,680 +0.8% 広島県 11,630,710 +17.5% 山口県 3,761,960 -13.6% 徳島県 2,568,550 +15.5% 香川県 4,659,250 +15.1% 愛媛県 4,385,520 +3.2% 高知県 2,903,110 -3.7% 福岡県 20,420,380 +22.0% 佐賀県 2,801,730 +1.8% 長崎県 7,248,850 -7.7% 熊本県 7,633,470 -5.2% 大分県 7,902,700 +1.7% 宮崎県 4,320,060 +3.9% 鹿児島県 8,366,340 -5.6%	京都府	30,749,560	+50.4%
奈良県 2,726,320 +6.0% 和歌山県 5,324,320 +3.7% 鳥取県 2,887,920 -18.9% 島根県 3,641,650 +22.4% 岡山県 5,660,680 +0.8% 広島県 11,630,710 +17.5% 山口県 3,761,960 -13.6% 徳島県 2,568,550 +15.5% 香川県 4,659,250 +15.1% 愛媛県 4,385,520 +3.2% 高知県 2,903,110 -3.7% 福岡県 20,420,380 +22.0% 佐賀県 2,801,730 +1.8% 長崎県 7,248,850 -7.7% 熊本県 7,633,470 -5.2% 大分県 7,902,700 +1.7% 宮崎県 4,320,060 +3.9% 鹿児島県 8,366,340 -5.6%	大阪府	47,427,510	+18.9%
和歌山県 5,324,320 +3.7% 鳥取県 2,887,920 -18.9% 島根県 3,641,650 +22.4% 岡山県 5,660,680 +0.8% 広島県 11,630,710 +17.5% 山口県 3,761,960 -13.6% 徳島県 2,568,550 +15.5% 香川県 4,659,250 +15.1% 愛媛県 4,385,520 +3.2% 高知県 2,903,110 -3.7% 福岡県 20,420,380 +22.0% 佐賀県 2,801,730 +1.8% 長崎県 7,248,850 -7.7% 熊本県 7,633,470 -5.2% 大分県 7,902,700 +1.7% 宮崎県 4,320,060 +3.9% 鹿児島県 8,366,340 -5.6%	兵庫県	14,417,170	+7.7%
鳥取県 2,887,920 -18.9% 島根県 3,641,650 +22.4% 岡山県 5,660,680 +0.8% 広島県 11,630,710 +17.5% 山口県 3,761,960 -13.6% 徳島県 2,568,550 +15.5% 香川県 4,659,250 +15.1% 愛媛県 4,385,520 +3.2% 高知県 2,903,110 -3.7% 福岡県 20,420,380 +22.0% 住賀県 2,801,730 +1.8% 長崎県 7,248,850 -7.7% 熊本県 7,633,470 -5.2% 大分県 7,902,700 +1.7% 宮崎県 4,320,060 +3.9% 鹿児島県 8,366,340 -5.6%	奈良県	2,726,320	+6.0%
島根県 3,641,650 +22.4% 岡山県 5,660,680 +0.8% 広島県 11,630,710 +17.5% 山口県 3,761,960 -13.6% 徳島県 2,568,550 +15.5% 香川県 4,659,250 +15.1% 愛媛県 4,385,520 +3.2% 高知県 2,903,110 -3.7% 福岡県 20,420,380 +22.0% 佐賀県 2,801,730 +1.8% 長崎県 7,248,850 -7.7% 熊本県 7,633,470 -5.2% 大分県 7,902,700 +1.7% 宮崎県 4,320,060 +3.9% 鹿児島県 8,366,340 -5.6%	和歌山県	5,324,320	+3.7%
岡山県 5,660,680 +0.8% 広島県 11,630,710 +17.5% 山口県 3,761,960 -13.6% 徳島県 2,568,550 +15.5% 香川県 4,659,250 +15.1% 愛媛県 4,385,520 +3.2% 高知県 2,903,110 -3.7% 福岡県 20,420,380 +22.0% 佐賀県 2,801,730 +1.8% 長崎県 7,248,850 -7.7% 熊本県 7,633,470 -5.2% 大分県 7,902,700 +1.7% 宮崎県 4,320,060 +3.9% 鹿児島県 8,366,340 -5.6%	鳥取県	2,887,920	-18.9%
広島県 11,630,710 +17.5% 山口県 3,761,960 -13.6% 徳島県 2,568,550 +15.5% 香川県 4,659,250 +15.1% 愛媛県 4,385,520 +3.2% 高知県 2,903,110 -3.7% 福岡県 20,420,380 +22.0% 佐賀県 2,801,730 +1.8% 長崎県 7,248,850 -7.7% 熊本県 7,633,470 -5.2% 大分県 7,902,700 +1.7% 宮崎県 4,320,060 +3.9% 鹿児島県 8,366,340 -5.6%	島根県	3,641,650	+22.4%
山口県 3,761,960 -13.6% 徳島県 2,568,550 +15.5% 香川県 4,659,250 +15.1% 愛媛県 4,385,520 +3.2% 高知県 2,903,110 -3.7% 福岡県 20,420,380 +22.0% 佐賀県 2,801,730 +1.8% 長崎県 7,248,850 -7.7% 熊本県 7,633,470 -5.2% 大分県 7,902,700 +1.7% 宮崎県 4,320,060 +3.9% 鹿児島県 8,366,340 -5.6%	岡山県	5,660,680	+0.8%
徳島県		11,630,710	+17.5%
香川県 4,659,250 +15.1% 愛媛県 4,385,520 +3.2% 高知県 2,903,110 -3.7% 福岡県 20,420,380 +22.0% 佐賀県 2,801,730 +1.8% 長崎県 7,248,850 -7.7% 熊本県 7,633,470 -5.2% 大分県 7,902,700 +1.7% 宮崎県 4,320,060 +3.9% 鹿児島県 8,366,340 -5.6%			-13.6%
愛媛県 4,385,520 +3.2% 高知県 2,903,110 -3.7% 福岡県 20,420,380 +22.0% 佐賀県 2,801,730 +1.8% 長崎県 7,248,850 -7.7% 熊本県 7,633,470 -5.2% 大分県 7,902,700 +1.7% 宮崎県 4,320,060 +3.9% 鹿児島県 8,366,340 -5.6%		2,568,550	+15.5%
高知県 2,903,110 -3.7% 福岡県 20,420,380 +22.0% 任賀県 2,801,730 +1.8% 長崎県 7,248,850 -7.7% 熊本県 7,633,470 -5.2% 大分県 7,902,700 +1.7% 宮崎県 4,320,060 +3.9% 鹿児島県 8,366,340 -5.6%		4,659,250	+15.1%
福岡県 20,420,380 +22.0% 佐賀県 2,801,730 +1.8% 長崎県 7,248,850 -7.7% 熊本県 7,633,470 -5.2% 大分県 7,902,700 +1.7% 宮崎県 4,320,060 +3.9% 鹿児島県 8,366,340 -5.6%			+3.2%
佐賀県 2,801,730 +1.8% 長崎県 7,248,850 -7.7% 熊本県 7,633,470 -5.2% 大分県 7,902,700 +1.7% 宮崎県 4,320,060 +3.9% 鹿児島県 8,366,340 -5.6%	高知県		-3.7%
長崎県 7,248,850 -7.7% 熊本県 7,633,470 -5.2% 大分県 7,902,700 +1.7% 宮崎県 4,320,060 +3.9% 鹿児島県 8,366,340 -5.6%		20,420,380	+22.0%
熊本県 7,633,470 -5.2% 大分県 7,902,700 +1.7% 宮崎県 4,320,060 +3.9% 鹿児島県 8,366,340 -5.6%	佐賀県	2,801,730	+1.8%
大分県 7,902,700 +1.7% 宮崎県 4,320,060 +3.9% 鹿児島県 8,366,340 -5.6%	長崎県	7,248,850	-7.7%
宮崎県 4,320,060 +3.9% 鹿児島県 8,366,340 -5.6%		7,633,470	-5.2%
鹿児島県 8,366,340 -5.6%		7,902,700	+1.7%
-	宮崎県	4,320,060	+3.9%
油縄 旦 39 865 670 +99 7%	鹿児島県	8,366,340	-5.6%
17/1电尔 32,000,010 22.17	沖縄県	32,865,670	+22.7%

②都道府県別延べ宿泊者数 (平成31年1月~令和元年12月(確定値))



2. 外国人延べ宿泊者数

(1)都道府県別外国人延べ宿泊者数

- 〇外国人延べ宿泊者数は、1億1.566万人泊で調査開始以降最高となった。
- 〇三大都市圏と地方部(※2)で外国人延べ宿泊者数の対前年比を比較すると、三大都市圏で+30.1%、地方部で+12.0%と、三大都市圏の伸びが地方部の伸びを上回った。
- 〇都道府県別に見ると1位は東京都、2位は大阪府、3位は京都府、4位は北海道、 5位は沖縄県となった。
 - ※2)三大都市圏とは、「東京、神奈川、千葉、埼玉、愛知、大阪、京都、兵庫」の8都府県をいう。地方部とは、三 大都市圏以外の道県をいう。

①都道府県別外国人延べ宿泊者数(平成31年1月~令和元年12月(確定値))と前年比

(単位:人泊)

松乳電光地	延べ宿泊者数	サロ・八石/
施設所在地		前年比
全国	115,656,350	+22.7%
北海道	8,805,160	+5.6%
青森県	356,550	+2.1%
岩手県	343,970	+32.8%
宮城県	563,040	+40.0%
秋田県	139,400	+12.9%
山形県	234,050	+43.2%
福島県	214,690	+21.7%
茨城県	217,410	-14.5%
栃木県	354,830	+9.7%
群馬県	292,490	+1.1%
埼玉県	219,520	-4.8%
千葉県	4,798,250	+16.6%
東京都	29,350,650	+26.5%
神奈川県	3,248,700	+18.0%
新潟県	480,490	+18.7%
富山県	357,830	+16.9%
石川県	984,720	+1.1%
福井県	97,730	+28.8%
山梨県	2,054,960	+4.8%
長野県	1,577,570	+3.3%
岐阜県	1,660,330	+11.9%
静岡県	2,493,790	+39.0%
愛知県	3,633,500	+27.5%
三重県	388,950	+14.2%
滋賀県	423,890	+2.8%
京都府	12,025,050	+91.9%
大阪府	17,926,170	+18.5%
兵庫県	1,366,850	+8.5%
奈良県	535,290	+22.0%
和歌山県	658,480	+12.7%
鳥取県	184,600	-5.2%
島根県	104,090	+43.1%
岡山県	486,600	+3.7%
広島県	1,322,280	+6.9%
山口県	104,360	-14.9%
徳島県	133,560	+14.9%
香川県	771,730	+41.3%
愛媛県	216,270	-5.8%
高知県	95,360	+20.5%
福岡県	4,261,960	+26.6%
佐賀県	359,240	-8.3%
長崎県	753,310	-12.4%
熊本県	934,990	-7.7%
大分県	1,206,780	-16.3%
宮崎県	326,260	-0.1%
鹿児島県	839,900	+1.1%
沖縄県	7,750,760	+25.0%

②都道府県別外国人延べ宿泊者数(平成31年1月~令和元年12月(確定値))



③三大都市圏及び地方部における外国人延べ宿泊者数比較



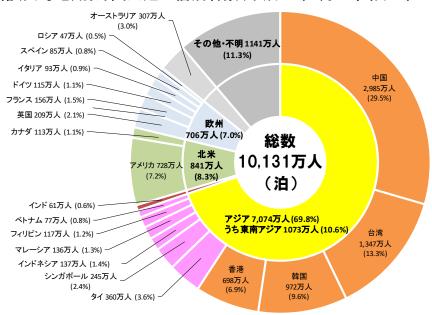


※()内は構成比を表している。

(2) 国籍(出身地)別外国人延べ宿泊者数

- 〇国籍(出身地)別外国人延べ宿泊者数は、第1位が中国、第2位が台湾、第3位 が韓国、第4位がアメリカ、第5位が香港で、上位5ヵ国・地域で全体の約70%を 占めている。
- 〇伸び率でみると、英国(前年比+72.4%)、オーストラリア(同+43.9%)等が、大幅に拡大した。

④国籍(出身地)別外国人延べ宿泊者数(平成31年1月~令和元年12月(確定値))



順位	国籍(出身地)	合	計	前年比	
順位	四相 (山分地)	(万人泊)	シェア	前十九	
第1位	中国	29, 848, 200	29. 5%	+34. 7%	
第2位	台湾	13, 470, 920	13. 3%	+11. 3%	
第3位	韓国	9, 715, 410	9. 6%	-18. 7%	
第4位	アメリカ	7, 278, 440	7. 2%	+30. 5%	
第5位	香港	6, 982, 380	6. 9%	+12. 4%	
第6位	タイ	3, 603, 770	3. 6%	+21.4%	
第7位	オーストラリア	3, 065, 990	3.0%	+43. 9%	
第8位	シンガポール	2, 454, 590	2. 4%	+25. 2%	
第9位	英国	2, 092, 500	2. 1%	+72. 4%	
第10位	フランス	1, 564, 060	1.5%	+35.6%	
第11位	インドネシア	1, 371, 280	1.4%	+15.8%	
第12位	マレーシア	1, 362, 240	1. 3%	+25. 2%	
第13位	フィリピン	1, 166, 360	1. 2%	+39. 7%	
第14位	ドイツ	1, 151, 300	1. 1%	+28. 4%	
第15位	カナダ	1, 134, 290	1. 1%	+43. 4%	
第16位	イタリア	933, 270	0. 9%	+27. 2%	
第17位	スペイン	853, 720	0.8%	+33. 4%	
第18位	ベトナム	769, 290	0.8%	+36. 3%	
第19位	インド	606, 460	0. 6%	+28. 0%	
第20位	ロシア	467, 700	0. 5%	+41. 2%	
	その他	9, 296, 680	9. 2%	+35. 1%	
	合計	101, 306, 450	100.0%	+21. 2%	

[※] 従業者数10人以上の施設に対する調査から作成。

[※] 国籍(出身地)別外国人延べ宿泊者数の調査において、以下のとおり調査対象国を追加している。

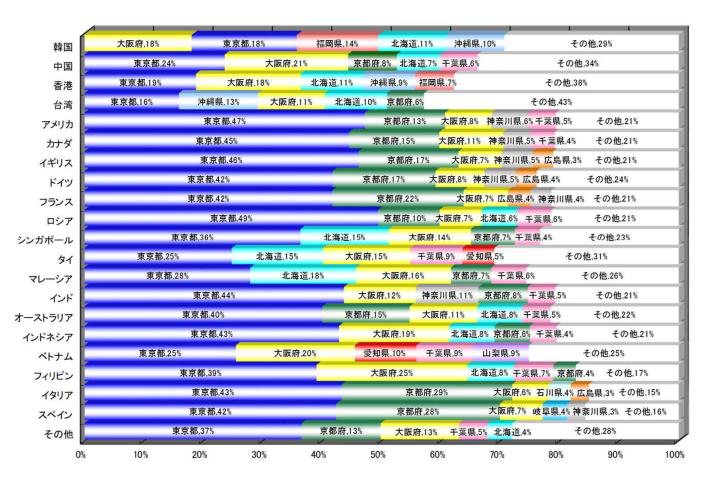
[・]平成25年第1四半期調査よりインドネシア

[・]平成25年第2四半期調査よりベトナム、フィリピン

[・]平成27年4月分調査よりイタリア、スペイン

⑤国籍(出身地)別、都道府県別外国人延べ宿泊者数構成比(上位5都道府県) (平成31年1月~令和元年12月(確定値))

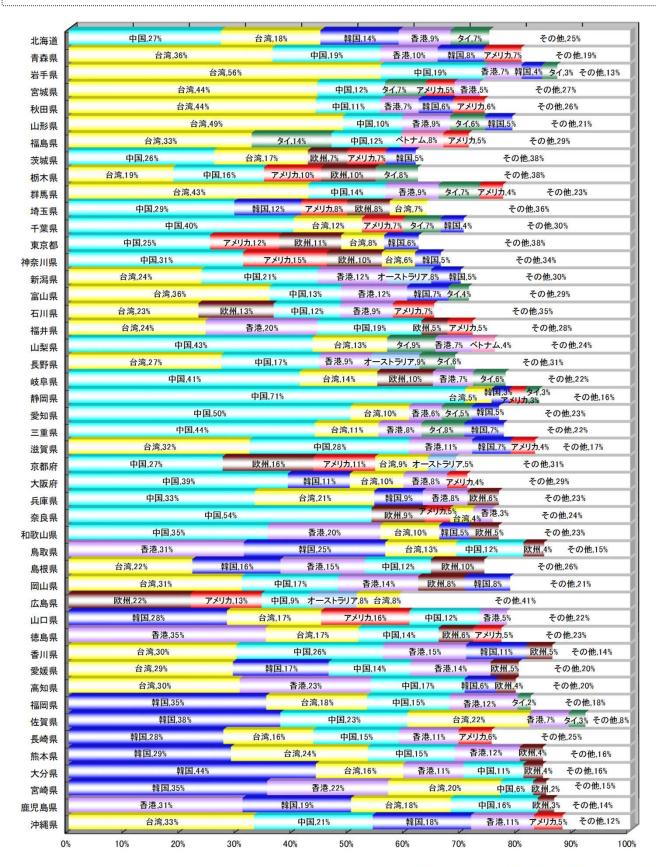
- 〇ほとんどの国籍(出身地)において、東京に宿泊する割合が最も高いが、 韓国では大阪への宿泊がトップとなっている。
- ○アジア圏では、東京・大阪以外では北海道に宿泊するケースが多くみられ、 欧米圏では、東京に次いで京都に宿泊するケースが多くみられた。



※従業者数10人以上の施設に対する調査から作成

⑥都道府県別、国籍(出身地)別外国人延べ宿泊者数構成比(上位5国籍) (平成31年1月~令和元年12月(確定値))

〇都道府県別に国・地域別の構成比を見ると、台湾が地方部を中心に20県で、中国が三大都市圏を中心に16都道府県で、韓国が九州地方を中心に7県でトップとなった。



[※] 欧州はドイツ・英国・フランス・ロシア・イタリア・スペインの6カ国

[※] 従業者数10人以上の施設に対する調査から作成

<参考>延べ宿泊者数・客室稼働率推移表

〇延べ宿泊者数推移表

(単位:人泊、%)

							(単位:人沿、%)
	_	延べ宿泊者数	İ	うち日本人延べ宿	? 泊 孝 粉	うち外国人延べ宿	2. 泊 孝 粉
			前年(同月)比	プラロ本八座へ旧	前年(同月)比	プラが国人建下旧	前年(同月)比
			B1 + (P1717 20				
平成19年		309, 381, 780	_	286, 727, 440		22, 654, 340	
平成20年		309, 698, 710	+0.1%	287, 450, 410		22, 248, 300	
平成21年		301, 303, 940	-2. 7%	283, 006, 170		18, 297, 770	
平成22年		413, 048, 930	+15.8%	385, 539, 960		27, 508, 970	
平成23年		417, 234, 450	-2.7%	398, 818, 760		18, 415, 690	
平成24年		439, 495, 120	+5.3%	413, 180, 780		26, 314, 340	
平成25年		465, 893, 370	+6.0%	432, 397, 640		33, 495, 730	
平成26年		473, 501, 950	+1.6%	428, 677, 350		44, 824, 600	
平成27年		504, 078, 370	+6.5%	438, 463, 770		65, 614, 600	
平成28年		492, 485, 160	-2.3%	423, 096, 220		69, 388, 940	
平成29年		509, 596, 860	+3.5%	429, 906, 270			
平成30年		538, 001, 500	+5.6%	443, 726, 260	+3. 2%	94, 275, 240	+18. 3%
平成31年・	令和元年	595, 921, 480	+10.8%	480, 265, 130	+8. 2%	115, 656, 350	+22. 7%
平成30年	1月	37, 964, 420	+3.2%	31, 171, 740	+2. 4%	6, 792, 680	+6. 8%
十成00年	2月	38, 899, 650	+6.1%	31, 560, 990		7, 338, 660	
	3月	45, 644, 860	+4.1%	38, 305, 660		7, 339, 200	
	4月	42, 509, 270	+6.4%	33, 630, 370		8, 878, 900	
	5月	44, 445, 160	+3.4%	36, 635, 630		7, 809, 530	
	6月	41, 406, 270	+8.0%	33, 587, 280		7, 818, 990	
	7月	47, 142, 860	+2.7%	38, 028, 900		9, 113, 960	
	8月	59, 715, 640	+5.1%	51, 258, 710			
	9月	44, 439, 890	+5.4%	37, 635, 380		6, 804, 510	
	10月	46, 582, 920	+6.3%				
	11月	45, 282, 650	+7. 5%	37, 673, 580			
	12月	43, 967, 910	+9.3%	35, 899, 690		8, 068, 220	
平成31年	1月	42, 684, 710	+12.4%	33, 475, 930			
1 /2.01-	2月	43, 539, 370	+11.9%	34, 263, 100			
	3月	51, 147, 600	+12.1%	41, 632, 530		9, 515, 070	
	4月	50, 718, 730	+19.3%	39, 434, 250		11, 284, 480	
令和元年	5月	51, 402, 690	+15.7%	41, 675, 120		9, 727, 570	
12 14 76 4	6月	45, 810, 390	+10.6%	36, 223, 400		9, 586, 990	
	7月	51, 780, 530	+9.8%	40, 979, 120		10, 801, 410	
	8月	63, 234, 040	+5.9%	53, 747, 580		9, 486, 460	
	9月	48, 761, 240	+9. 7%	40, 500, 840			
	10月	50, 052, 850	+7.4%	39, 790, 830		10, 262, 020	
	11月	49, 659, 370	+9.7%	40, 595, 300		9, 064, 070	
	12月	47, 129, 960	+7. 2%	37, 947, 140	+5. 7%		
					3 , ,		. 2. 0,0

[※] 平成22年4月~6月期調査より、従業者数9人以下の宿泊施設を調査対象に加える拡充をしている。 この点を踏まえ、平成20年~平成23年における前年比は、従業者数10人以上の宿泊施設の実績を もとに算出している。

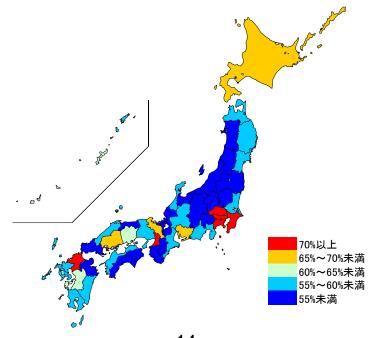
〇宿泊施設タイプ別客室稼働率推移表

(単位:%)

-	-						(単位:%)
		全体	旅館	リゾート ホテル	ビジネス ホテル	シティホテル	簡易宿所
平成19年							_
平成20年							_
平成21年		59.7	49.4	53. 3	67. 2	71.1	_
平成22年		64. 0	52.9	52.6	68. 3	75. 7	_
平成23年		51.8	34. 7	46.8	62. 3	67. 1	_
平成24年		54. 8	35.5	48.0	67. 3	72. 5	_
平成25年		55. 2	33.4	52. 3	69. 5	75. 7	_
平成26年		57. 4	35. 2	54.0	72. 1	77. 3	-
平成27年		60.3	37. 0	56.0	74. 2	79. 2	27. 1
平成28年		59.7	37. 1	56.9	74. 4	78. 7	25.0
平成29年		60. 5	37. 5	57. 5	75. 3	79. 5	28. 0
平成30年		61. 2	38. 8	58. 3	75. 5	80. 2	30. 2
平成31年	・令和元年	62. 7	39. 6	58. 5	75. 8	79. 5	33. 4
平成30年	1月	52. 1	32. 8	51. 7	65. 2	69. 7	22. 7
	2月	60. 2	37. 2	57. 7	75. 6	79. 9	27. 9
	3月	61.1	37.8	60. 3	76. 2	80.6	30. 0
	4月	60.9	36. 2	55. 7	76. 1	82. 1	29. 8
	5月	60.6	39.3	56.8	74. 2	80. 1	29. 7
	6月	59.5	35.9	54. 6	74. 5	80. 4	27. 7
	7月	61.8	38. 0	59. 4	75. 7	80. 9	33. 2
	8月	69.7	50. 7	72. 9	80. 9	84. 2	44. 0
	9月	61.6	38. 9	57. 6	76. 1	78. 1	31.8
	10月	64. 0	41.9	59.8	78. 8	82. 5	29. 4
	11月	64. 4	41.5	57. 8	79. 7	84. 8	29. 2
	12月	58.6	35. 4	54. 7	72. 3	78. 2	27. 1
平成31年	1月	54. 0	33. 9	51.6	66. 3	69. 1	25. 5
	2月	61.9	38. 5	58. 3	75. 9	79.0	29. 9
	3月	63. 4	39.8	60. 7	77. 2	81.0	31. 3
	4月	65.0	39. 7	57. 8	79. 2	83.0	35. 0
令和元年	5月	63. 2	41.5	59. 6	75. 8	79.9	33. 5
	6月	60.6	36. 7	55. 4	74. 3	79.9	29. 2
	7月	63.3	38. 5	59. 6	76. 1	80.6	37. 0
	8月	69.4	50. 4	70. 9	79. 6	83.0	45. 0
	9月	63. 4	39. 4	59. 8	76. 3	79.3	36. 7
	10月	63.6	39. 5	57. 8	77. 3	80.6	32. 7
	11月	65. 6	41.9	57. 5	79. 9	82. 5	34. 3
	12月	58.7	35. 0	52. 6	71. 6	76.0	30. 4
						J.	

※ 平成22年4月~6月期調査より、従業者数9人以下の宿泊施設を調査対象に加える拡充をしている。

一都道府県別客室稼働率(平成31年1月~令和元年12月(確定値))-



宿泊旅行統計調査の概要

1. 調査対象期間 毎月(1ヶ月間)

2. 調査施設 全国のホテル、旅館、簡易宿所、会社・団体の宿泊所などの

全宿泊施設 : 60,065施設

※平成31年確定名簿施設数

調査施設数

	総数	従業者数10人以上	従業者数10人未満
平成31年1月	19,503	12,359	7,144
平成31年2月	19,507	12,360	7,147
平成31年3月	19,514	12,365	7,149
平成31年4月	19,358	12,484	6,874
令和元年5月	19,380	12,493	6,887
令和元年6月	19,384	12,495	6,889
令和元年7月	19,206	12,428	6,778
令和元年8月	19,217	12,435	6,782
令和元年9月	19,210	12,436	6,774
令和元年10月	19,052	12,386	6,666
令和元年11月	19,020	12,374	6,646
令和元年12月	18,982	12,348	6,634

有効回収率 :

	総数	従業者数10人以上	従業者数10人未満
	1100 女文	化未 省数 10 八	化未自数 10 八水 峒
平成31年1月	62.0%	68.6%	50.5%
平成31年2月	60.2%	67.9%	46.9%
平成31年3月	57.0%	64.8%	43.5%
平成31年4月	61.2%	68.6%	47.7%
令和元年5月	59.5%	66.8%	46.3%
令和元年6月	56.9%	64.5%	43.0%
令和元年7月	60.0%	67.8%	45.7%
令和元年8月	58.7%	66.4%	44.6%
令和元年9月	56.2%	63.8%	42.2%
令和元年10月	59.8%	67.6%	45.2%
令和元年11月	58.8%	66.6%	44.2%
令和元年12月	56.8%	65.3%	40.9%

宿泊旅行統計調査の活用における留意点

〇平成22年第2四半期(4~6月調査)から、従業者数10人未満の施設も調査対象となり、その際 に母集団数に差異が生じております。調査結果をご活用の際は以下の点にご留意下さい。

● 母集団施設数について

- ・平成21年(確定値)第1四半期:従業者数10人以上の施設(約1万施設)
- ・平成22年(確定値)第1四半期以降:従業者数10人以上の施設(約1.2万施設)
 - ※従業者数10人以上の施設でも、平成21年確定値と平成22年確定値の母集団数には差があります。比較する際には、第1表をご確認頂く等、ご注意下さい。

調査対象拡充の概要

- 1. 平成22年第1四半期以前の調査
 - (1)調査対象施設

平成16年度事業所・企業データベース(総務省)を基に、国土交通省観光庁で 補正を加えた名簿から抽出した、全国の従業者数10人以上のホテル、旅館、簡易 宿所の宿泊施設

(2)集計結果

全国の従業者数10人以上の宿泊施設における延べ宿泊者数等の推計値

- 2. 平成22年第2四半期以降の調査 ※下線部は主な追加・変更点
 - (1)調査対象施設

統計法第27条に規定する事業所母集団データベース(総務省)を基に、国土交通省観光庁で補正を加えた名簿から抽出した、全国のホテル、旅館、簡易宿所、<u>会社・</u>団体の宿泊所などの宿泊施設

調査施設については、従業者数に応じて以下のとおり

- 従業者数10人以上の事業所 : 全数(悉皆)調査
- 従業者数5人~9人の事業所 : 1/3を無作為に抽出してサンプル調査
- 従業者数0人~4人の事業所 : 1/9を無作為に抽出してサンプル調査
- (2)集計結果

全国のすべての宿泊施設における延べ宿泊者数等の推計値

●宿泊旅行統計調査の詳細データについて

<宿泊旅行統計調査>の詳細データについては、下記ホームページに掲載しています。

国土交通省観光庁ホームページ

http://www.mlit.go.jp/kankocho/



観光庁

統計情報・白書

統計情報

宿泊旅行統計調査

(宿泊旅行統計ホームページ)

【令和2年】

調査名		対象	東期間	公表	日程	
	速	報	令和2年 1	- 3月分	泽	¥
	速報		"	4- 6月分	令和2年 8月	長官会見日
旅行・観光消費動向調査		報	11	7- 9月分	<i>ル</i> 11月	
		報	<i>II</i> 1	0-12月分	令和3年 2月	長官会見日
	年次	確報	令和元年纪	')	済	
	年次確報		令和2年分	•	令和3年	4月末頃
	1次	2次	令和元年	12月分	済	済
	1次	2次	令和2年	1月分	済	済
	1次	2次	11	2月分	済	済
	1次	2次	11	3月分	済	済
	1次	2次	11	4月分	済	済
宿泊旅行統計調査	1次	2次	11	5月分	済	令和2年 7月31日
	1次	2次	11	6月分	令和2年 7月31日	ル 8月31日
	1次	2次	11	7月分	ル 8月31日	ル 9月30日
	1次	2次	11	8月分	ル 9月30日	ル 10月30日
	1次	2次	11	9月分	ル 10月30日	ル 11月30日
	1次	2次	11	10月分	ル 11月30日	ル 12月25日
	1次	2次	11	11月分	ル 12月25日	令和3年 1月29日
	1次	2次	11	12月分	令和3年 1月29日	ル 2月26日
	年次速報		令和元年统	मे	済	
	年次	確報	11		済	
	年次速報		令和2年分	•	令和3年	2月26日
年次確報		11		// 6月30日		
	速報		令和2年 1	- 3月分	沒	¥
	速報		11	4- 6月分	-	
	速報		11	7- 9月分	令和2年 10月 長官会見日	
訪日外国人消費動向調査	速報		<i>II</i> 1	0-14月分	令和3年 1月 長官会見日	
	年次	確報	令和元年纪)	泽	3
	年次	速報	令和2年分	•	令和3年 1月	長官会見日
	年次	確報	11		<i>11</i> 3 <i>1</i>	月末頃

個票データレイアウト

項番	項目名	備考	1号様式	2号様式	3号様式
	宿泊施設コード		Ŏ	00	Ŏ
	自治体コード		0	0	0
	調査票様式		0	0	0
	問3	宿泊施設タイプ	Ŏ	Ŏ	Ŏ
	問4(A)	客室数	Ŏ	Ŏ	Ŏ
	問4(B)	収容人数	Ŏ	Ŏ	Ŏ
	問5	従業者数	Ŏ	0	Ŏ
	問6A	宿泊目的割合(観光レクリエーション)	Ŏ	0	Ŏ
	問6B	宿泊目的(出張・業務)	0	0	0
	問7(A1)	延べ宿泊者数(調査月)	0	0	0
	問7(A2)	実宿泊者数(調査月)	0	0	0
	問7(A3)	外国人延べ宿泊者数(調査月)	Q	0	0
	問7(A4)	外国人実宿泊者数(調査月)	Q	0	0
	問7(A5)	利用客室数(調査月)	Q	0	0
	問8県内(調査月)	1号様式、2号様式のみ	0	0	
	問8県外(調査月)	 	0	0	880
	問9韓国(調査月)	様式で問番号が異なる		問9	問8
	問9中国(調査月)	II .		"	"
	問9香港(調査月)	II .		//	"
	問9台湾(調査月)	II .		11	"
	問9アメリカ(調査月)	"		"	"
	問9カナダ(調査月)	"		"	"
	問9イギリス(調査月)	"		"	"
	問9ドイツ(調査月)	"		"	"
	問9フランス(調査月)	"		"	"
	問9ロシア(調査月)	II	-	"	"
	問9シンガポール(調査月)	"		"	"
	問9タイ(調査月) 問9マレーシア(調査月)	"		"	"
	問9インド(調査月) 問9インド(調査月)			"	"
				"	"
	問9オーストラリア(調査月)			"	"
	<u>問9インドネシア(調査月)</u> 問9ベトナム(調査月)			"	"
				"	"
	<u>問9フィリピン(調査月)</u> 問9イタリア(調査月)			"	"
	問9スペイン(調査月)		-		"
		II II	-	"	"
	問9その他(調査月)		-		0
	②問9北海道(調査月)	3号様式のみ "			0
	②問9青森(調査月)	" "			0
	②問9岩手(調査月)				
	②問9宮城(調査月)				0
	②問9秋田(調査月)				0
	②問9山形(調査月)	"			0
	②問9福島(調査月)	"			0
	②問9茨城(調査月)	"	 		0
	②問9栃木(調査月)	II	 		0
	②問9群馬(調査月)		 		0
	②問9埼玉(調査月) ②問9千葉(調査月)				0
	②問9十葉(調査月) ②問9東京(調査月)				0
	②問9東京(調査月) ②問9神奈川(調査月)	II			0
	②問9仲宗川(調査月) ②問9新潟(調査月)	" "			0
	②問9制為(調査月) ②問9富山(調査月)	" "			Ö
	②問9届川(調査月)	" "			Ö
	②問9福井(調査月)	"			$\stackrel{\sim}{\sim}$
	②問9個升(調査月) ②問9山梨(調査月)	" "			ŏ
	②問9世衆(調査月) ②問9長野(調査月)	II			ŏ
	②問9枝野(調査月) ②問9岐阜(調査月)	II			0
	②問9岐早(調宜月) ②問9静岡(調査月)	" "			Ö
	②問9賢知(調査月)	" "			Ö
	②問9三重(調査月)	" "			ŏ
	②問9溢賀(調査月)	 			ŏ
	②問9京都(調査月)	···			ŏ
	②問9大阪(調査月)	···			ŏ
	②問9兵庫(調査月)	11			ŏ
	②問9奈良(調査月)	 !/			ŏ
	②問9和歌山(調査月)	11			ŏ
	②問9鳥取(調査月)	11			Ŏ
	②問9島根(調査月)	11			Ŏ
	②問9岡山(調査月)	11			Ŏ
	②問9広島(調査月)	11			Ŏ
	②問9山口(調査月)	"			Ŏ
	②問9徳島(調査月)	II .			Ö
	②問9香川(調査月)	11			Ŏ
75	②問9愛媛(調査月)	II			Ö
	②問9高知(調査月)	II			Ö
	②問9福岡(調査月)	11			Ö
78	②問9佐賀(調査月)	11			Ö
	②問9長崎(調査月)	11			Ŏ
	②問9熊本(調査月)	11			Ŏ
	②問9大分(調査月)	11			Ö
	②問9宮崎(調査月)	11			Ŏ
	②問9鹿児島(調査月)	11			Ŏ
	②問9沖縄(調査月)	11			Ŏ
	②問9国外(調査月)	11			Ŏ
	補定FLG	未回収外れ値施設	0	0	Ö
86					
		外れ値施設	\circ	\circ	\circ
87	外れ値FLG	外れ値施設 乗率	0	00	0
87 88		外れ値施設 乗率 1:0~4人、2:5~9人、3:10~29人、4:30~99人、5:100人~	0	000	0

名簿レイアウト(個票データ)

項番	項目名	符号	内容
1	宿泊施設コード		- 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1
2	宿泊施設名	文字列	自由記述
3	JIS		5桁(上2桁=都道府県コード)
4	郵便番号	文字列	XXX-XXXX(7桁、ハイフン付)形式
5	住所	文字列	自由記述
6	宿泊施設タイプ	1	旅館
		2	リゾートホテル
		3	ビジネスホテル
		4	シティホテル
		5	簡易宿所
		6	会社・団体の宿泊所
		(空欄)	不詳
7	客室数	整数	実数
		(空欄)	不詳
8	収容人数	整数	実数
		(空欄)	不詳
9	従業者数	整数	実数
		(空欄)	不詳
10	目的(観光)	整数	不詳 実数 不詳
		(空欄)	不詳
11	目的(業務)	整数	実数
		(空欄)	不詳
12	調査票様式	1	第1号様式
		2	第2号様式
		3	第3号様式
13	回収	1	回答あり
	100 No 11	(空欄)	回答なし、対象外
14	従業者区分	1	0~4人
		2	5~9人
		3	10~29人
		4	30~99人
<u> </u>	11 A LI — - 1°	5	100人以上
15	対象外フラグ	01	対象
		02	対象外(廃業)
		07	対象外(津波・原発)
		08	対象外(被災地のため郵送できず)
1		99	対象外(その他)

特記事項データレイアウト

項番	項番2	項目名	内容	説明
1	Α	宿泊施設コード	コード	6桁(上2桁=都道府県コード)
2	В	宿泊施設名	テキスト	
3	С	住所	テキスト	
4	D	対象外事由	テキスト	
5	Е	変動事情等	テキスト	調査票の変動事情等の欄(自由記載)の記載内容

提供用データレイアウト

項番	項目名	備考	1号様式	2号様式	3号様式
	KCODE	宿泊施設コード(個票用ダミー)	0	0	0
2	CITY	施設所在地(市町村コード)	0	0	0
	FORM	調査票様式	0	0	0
	問6A	宿泊目的割合(観光レクリエーション)	0	<u> </u>	0
	問6B 問7(A1)	宿泊目的(出張・業務) 延べ宿泊者数(6月)	0	0	0
	問7(A2)	実宿泊者数(6月)	ŏ	00	ŏ
	問7(A3)	外国人延べ宿泊者数(6月)	ŏ	ŏ	ŏ
	問7(A4)	外国人実宿泊者数(6月)	0	0	0
10	問7(A5)	利用客室数(6月)	0	0	0
	問8県内6月	1号様式、2号様式のみ	0	<u> </u>	
	問8県外6月 問9韓国6月	" 様式で問番号が異なる	0	〇 問9	問8
	問9中国6月	川		// //	//
15	問9香港6月	11		"	"
	問9台湾6月	II .		"	//
	問9アメリカ6月	11		"	//
	問9カナダ6月	II		"	"
	問9イギリス6月 問9ドイツ6月			"	"
	問9フランス6月	II		"	"
22	問9ロシア6月	11		"	"
	問9シンガポール6月	II .		"	"
	問9タイ6月	11		"	"
	問9マレーシア6月	// ·		"	"
	問9インド6月 問9オーストラリア6月		1	"	"
	問9インドネシア6月			"	"
	問9ベトナム6月	II .		"	"
30	問9フィリピン6月	II .		11	11
31	問9イタリア6月	II .		11	"
	問9スペイン6月	11		"	"
	問9その他6月	// 10 円 # 一		"	″
	②問9北海道6月 ②問9青森6月	3号様式のみ "			0
36	②問9岩手6月	II			ŏ
	②問9宮城6月	11			ŏ
	②問9秋田6月	11			Ö
	②問9山形6月	II .			0
	②問9福島6月	II .			0
41	②問9茨城6月	// // // // // // // // // // // // //			Ŏ
	②問9栃木6月				0
	②問9群馬6月 ②問9埼玉6月	II			0
	②問9千葉6月	II			ŏ
	②問9東京6月	11			Ŏ
47	②問9神奈川6月	11			Ŏ
	②問9新潟6月	II .			0
	②問9富山6月	// 			Ŏ
	②問9石川6月 ②問9福井6月				0
	②問9山梨6月	II			ŏ
	②問9長野6月	II			ŏ
	②問9岐阜6月	11			Ŏ
55	②問9静岡6月	II .			Ö
	②問9愛知6月	// 	ļ		Ŏ
	②問9三重6月	"			0
	②問9滋賀6月 ②問9京都6月		1		0
	②問9大阪6月	II			Ö
	②問9兵庫6月	II			ŏ
62	②問9奈良6月	II .			Ŏ
	②問9和歌山6月	II .			Q
	②問9鳥取6月	"	ļ		Ŏ
	②問9島根6月		1		0
	②問9岡山6月 ②問9広島6月	"	 		0
	②問9山口6月	II			ŏ
	②問9徳島6月	II			ŏ
70	②問9香川6月	II .			0
	②問9愛媛6月	II .			0
72	②問9高知6月	<i>II</i>			Ŏ
	②問9福岡6月	"	 		0
	②問9佐賀6月 ②問9長崎6月		 		0
	②問9長崎6月 ②問9熊本6月	II	 		0
	②問9大分6月	 !!			ŏ
	②問9宮崎6月	II			ŏ
79	②問9鹿児島6月	II .			Ö
	②問9沖縄6月	// // // // // // // // // // // // //			0
	<u>外れ値FLG</u>	外れ値施設	0	<u> </u>	0
	weight 分类表区公	乗率	0	00	0
83	<u>従業者区分</u>	1:0~4人、2:5~9人、3:10~29人、4:30~99人、5:100人~	0	0	0

名簿レイアウト(提供用データ)

項番	項目	符号	内容
1	施設名	文字列	自由記述
2	施設所在地	文字列	自由記述
3	施設タイプ	1	旅館
		2 3	リゾートホテル
		3	ビジネスホテル
		4	シティホテル
		5	簡易宿所
		6	会社・団体の宿泊所
		(空欄)	不詳
4	客室数	整数	実数
		(空欄)	不詳
5	収容人数	整数	実数
	7.V. alle +v alt.	(空欄)	不詳
6	従業者数	整数	実数
<u> </u>		(空欄)	不詳
7	目的(観光)	整数	割合
8	 目的(業務)	(<u>空欄)</u> 整数	<u>不詳</u> 割合
l °	日町(未物 <i>)</i> 	(空欄)	
9	 調査票様式	(<u>生</u> 愧) 1	<u>不詳</u> 第1号様式
]	前旦宗代 八 	2	第2号様式
		3	第3号様式
10	回答有無フラグ	1	回答あり
'		· (空欄)	回答なし、対象外
11	従業者数区分	1	位業者数0人~4人
		2	″ 5人~9人
		2 3	″ 10人~29人
		4	" 30人~99人
		4 5	" 100人以上
12	対象外フラグ	01	対象
		02	対象外(廃業)
		07	対象外(津波・原発)
		08	対象外(被災地のため郵送できず)
		99	対象外(その他)

報告書配布先

【令和2年遡及推計報告書】

観光庁 17部(長官1部、次長1部、審議官2部、部長1部、

総務課(企画官、調整室含む。) 1 部、参事官 3 部、国際観光課(外客誘致室を含む。) 1 部、観光地域振興課 1 部、観光資源課 1 部、

観光戦略課(調査室含む)5部)

国土交通省国会図書館 3部

※各地方運輸局 18部(9局×各2部)

※沖縄総合事務局 2部

※各都道府県 94部(47都道府県×各2部)

※大学・研究機関 24部(24箇所×各1部)

予備 22部

合計 180部×1回

※は受注者より直接発送(82箇所)し、その他の配布分及び予備は監督職員 に納入すること。

観光入込客統計用提供データ作成方法

- ①月別宿泊施設別データから延べ宿泊者の県内県外比率を算出(県内県外比率が不明の施設は拡大前・都道府県平均値)。 ※県外比率に外国人を含む。
- ②県内の算出 ②-1 実宿泊者数の算出:宿泊者実人数×延べ宿泊者の県内比率
 - ②-2 観光・ビジネス別実宿泊者数の算出:実宿泊者数×目的構成率 (宿泊目的構成率が不明の施設は宿泊者実人数の加重平均による都道府 県平均値)
 - ②-3 拡大:観光・ビジネス別実宿泊者数×乗率
- ③県外の算出 ③-1 実宿泊者数の算出: (宿泊者実人数×延べ宿泊者の県外比率) (外国人宿泊者実人数)
 - ③-2 観光・ビジネス別実宿泊者数の算出:実宿泊者数×目的構成率 (宿泊目的構成率が不明の施設は宿泊者実人数の加重平均による都道府 県平均値)
 - ③-3 拡大:観光・ビジネス別実宿泊者数×乗率
- ④外国人の算出 ④-1 実宿泊者数の算出:外国人宿泊者実人数
 - ④-2 観光・ビジネス別実宿泊者数の算出:実宿泊者数×目的構成率 (宿泊目的構成率が不明の施設は宿泊者実人数の加重平均による都道 府県平均値)
 - ④-3 拡大:観光・ビジネス別実宿泊者数×乗率

四半期合計=(2)+(3)+(4)

- 注1) 宿泊施設ごとに乗率を掛けた。
- 注 2) 宿泊目的構成率が不明の施設は宿泊者実人数の加重平均による都道府県平均値と した。
- 注 3) 宿泊施設別実宿泊者数を宿泊施設別延べ宿泊者数の県内/県外比率で按分した。但 し、延べ宿泊者比率が不明な施設は拡大前・都道府県平均とした。
- 注 4)四半期毎(暫定値)及び四半期毎(確定値)に作成する。

マスター名簿レイアウト

百采	西来り	項目名	内容	説明
<u>現留</u> 1		TCI通し番号		マスター名簿整理用ユニーク番号
2	В	宿泊施設コード		数量値6桁(上2桁=都道府県コード)
3		都道府県コード		X主作VIII (工工III 即及形水中 1 /
4	D	出所1 事業所DB		
5	E	出所2_宿泊旅行統計		
6	F	出所3_都道府県		
7	G	事業所名_総務省用		
8	Η	通称名		
9	I	新設		
10	J	中止		
11		宿泊施設名		
12	L	宿泊施設名フリガナ		
13		部署_担当者		
14	N	JIS		
15	O P	JIS_集計用		소호된(VVV VVVV)
16 17	Q	<u>郵便番号</u> 所在地		文字列(XXX-XXXX)
18	R	<u> </u>		
19	S	町丁字番地号		
20	T	ビル名等		
21	Ü	電話番号		文字列(ハイフン付き電話番号)
22	V	FAX番号		文字列(ハイフン付きFAX番号)
				文字列(ハイフン付きFAX番号) 旅館=1、リゾートホテル=2、ビジネスホテル=3、シティホテル=4、簡易
23	W	宿泊施設タイプ		宿所=5、会社・団体の宿泊所=6
24	Χ	客室数		数量值
25	Υ	収容人数		数量値
26	Z	従業者数		数量値、都道府県にて従業者数の規模が判明した場合=k
27		目的_観光		数量值(%)
28	AB	目的_業務		数量值(%)
		114.4	1144	(自治体付与コード)廃業=02、同伴=04
29	AC	対象外	対象外コード	(受注者付与コード)廃業=12、同伴=14、事務所のみ=15、津波・原発
				=17、被災地のため郵送できず=18、観光協会も不通=19、その他=99
30		廃業日		YYYYMMDD
31		新設日		YYYYMMDD
32		休業開始日		YYYYMMDD
33 34	AG	休業終了日 重複コード	 重複で対象外となった施設の相手先	YYYYMMDD 宿泊施設コード、コードが無い場合は通し番号
35		<u>里</u> 核→一ト 発送先郵便番号	里後で対象がとなった肥設の相十元	旧 旧 加
36		光送先1		
37		発送先2		
38		発送先3		
39		従業者数区分		不明=0、0~4人=1、5~9人=2、10~29人=3、30~99人=4、100人以
40		従業者数区分(仮)		0~4人=1、5~9人=2、10~29人=3、30~99人=4、100人以上=5
41		調査票様式		
42	AP	サンプリング結果	発送対象施設	悉皆層=1、標本層(5~9人)=2、標本層(0~4人)=3
43	AQ	サンプリング対象期間	サンプリングされた施設の調査終了年	S10Q4が最終調査=10、S11Q4が最終調査=11、S12Q4が最終調査 =12、S13Q4が最終調査=13、
				S14Q4が最終調査=14、S15Q4が最終調査=15
44	AR	産業分類コード		
45	AS	新産業小分類コード		
46		新産業小分類		
47	AU	事業所コード		
48		企業コード		
49 50		<u> 保健所名</u> 備考1		
51	AY	順		
52		備考3		
53		拒否情報		
54	BB	拒否フラグ		
55	BC	都道府県名		
56	BD	ブロック		
57		KCODE		
58	BF	要回収		
59		客体メモ		
60		最新 客室数		
61	BI	最新_収容人数		
62 63		最新_従業者数 作成者		
64	BL	作成日時		
65		更新者		
66		更新日時		
67	BO	オンライン回答		
68	BP	調査対象フラグ		
69	BQ.	発送施設フラグ	調査票発送対象の施設	YYYY
70	BR	月次集計対象フラグ	速報、月次集計対象施設	YYYY
71	BS	遡及推計対象フラグ	遡及推計対象施設	YYYY
72	BT	事務局備考		
_				

資料09-2图

遡及名簿レイアウト

項番	項番2	項番2 項目名	内容	説明
_	٧	宿泊施設コード		6桁(上2桁-都道府県コード)
2	В	新設	間香対象追加施設	S18Q1より追加=1
3	0	中	2019より発送中止施設	フラグ「1」。20190101時点までに「対象外」となった施設
4	Q	宿泊施設名		
2	Э	JIS(集計用)	市町村コード(東京都は区コード)	5桁 (上2桁=都道府県コード)、政令指定都市は市で集約済
9	ч	住所		
7	9	宿泊施設タイプ		旅館=1、リゾートホテル=2、ビジネスホテル=3、シティホテル=4、簡易宿所=5、会社・団体の宿泊所=6
8	I	客室数		数量值
6	I	収容人数		数量值
10	٦	従業者数		数量值
11	¥	従業者区分		不明=0、0~4人=1、5~9人=2、10~29人=3、30~99人=4、100人以上=5
12	_	目的(観光)		数量值(%)
13	Σ	目的(業務)		数量值(%)
				(自治体付与コード)廃業=02、同伴=04
14	z	对 % 女	対象外コード	(受注者付与コード)廃業=12、同伴=14、事務所のみ=15、津波・原発=17、被災地のため郵送できず │
				=18、観光協会も不通=19、その他=99
12	0	要回収	年間要回収重点施設	フラグ「1」。2020年調査で毎回外れ値となった回収施設
16	Ь	廃業日	対象外(M)=02の場合の廃業日	YYYYMMDD
17	Ø	新設日	新設(B)=1の場合の新設日	YYYYMMDD
18	ж	廃業月	2020年推計対象最終月	0の場合は年間非対象、BLKの場合は12月まで
19	S	新設月	2020年推計対象最初月	13の場合は年間非対象、BLKの場合は1月から

項番	項目	説明
1	TCI通し番号	マスター名簿整理用ユニーク番号
2	宿泊施設コード	都道府県コード2桁+連番4桁
3	事業所名_総務省用	
4	宿泊施設名	宿泊施設の名称
5	部署_担当者	
6	郵便番号	半角数字(7桁:前0有、ハイフン無)
7	所在地	数字及びハイフンは <u>全角</u>
8	電話番号	半角数字(ハイフン付)
9	FAX番号	半角数字(ハイフン付)
10	客室数	
11	収容人数	プロの用人ル「」。
12	従業者数 	不明の場合は「k」 1:従業者数0-4人 2:従業者数5-9人
13	従業者数区分	3:従業者数10-29人 4:従業者数30-99人 5:従業者数100人以上
14	対象外(都道府県入力用)	02:廃業 04:同伴
15	廃業日(都道府県入力用)	YYYYMMDD
16	新設日 (都道府県入力用)	YYYYMMDD
17	申請者郵便番号	旅館業の許可申請者の情報
18	申請者所在地	同上
19	申請者名称	同上
20	申請者電話番号	同上
21	旅館業法上の区分	1:旅館・ホテル 2:簡易宿所
22	都道府県担当者備考	
23	宿泊施設タイプ	1:旅館 2:リゾートホテル 3:ビジネスホテル 4:シティホテル 5:簡易宿所 6:会社・団体の宿泊所
24	対象外	02:廃業 04:同伴 05:事務所のみ 07:津波・原発 08:被災地のため郵送できず 09:観光協会も不通 99:その他
25	廃業日	20990101→廃業日不明 YYYY0000→廃業年まで分かるが月日不明
26	新設日	20990101→新設日不明
27	休業開始日	YYYY0000→新設年まで分かるが月日不明 20990101→休業開始日不明 YYYY0000→休業開始年まで分かるが月日不明
28	休業終了日	20990101→休業終了日不明 YYYY0000→休業終了年まで分かるが月日不明
29	重複コード	集約先施設の宿泊施設コード
30	対象外理由	対象外「99」の理由・詳細
31	重複理由	重複コードが入っている施設の理由・詳細
32	事務局備考	※その他、宿泊旅行統計調査事務局で聴取した参考情報
33	都道府県コード	
34	JIS	
35	名簿年	2021

第1号様式

資料10



一般統計調査

- ●観光庁HPより電子調査票を取得し、電子メールで報告することも可能なため、ぜひ御利用ください。
- ●調査票を郵送される場合は、返信用 封筒を御利用ください。

国土交通省 観光庁

年	月	日ま	でに	·報告		
いただ	きま	きすよ	うま	3願い	します	ţ

宿泊施設 コード			

秘宿泊旅行統計	調査	訓	直	(年	月)	
調査票送付先						
部署名・ご担当者名までご記入ください。 誤り・変更があれば訂正してください。	電話番号	()	FAX 番号	()

問1. 貴宿泊施設名 名称が異なっている場合は、訂正してください。	
問2. 宿泊施設所在地 所在地が異なっている場合は、訂正してください。	
問3. 宿泊施設のタイプ あらかじめプリントされている場合、誤りがあれば訂正してください。 最も当てはまると考えられる番号一つに○を付けてください。	 1. 旅館 2. リゾートホテル 3. ビジネスホテル 4. シティホテル 5. 簡易宿所 6. 会社・団体の宿泊所
問4. 客室数及び収容人数 (年1月1日現在) あらかじめプリントされている場合、誤りがあれば訂正してください。 貴宿泊施設における客室数及び通常の営業時に想定している 収容人数を記入してください。	(A) (B) 客室数 室 (B) (収容人数 名
問5. 従業者数 (年1月1日現在) あらかじめプリントされている場合、誤りがあれば訂正してください。 貴宿泊施設で就業しているすべての人(臨時雇用者、他からの 派遣、出向を含む)を記入してください。	名

問6. 最近1年間(年1月~12月)に訪れた宿泊者の宿泊目的を<u>**延べ人数**で見たおおよその割合</u> (例えば、70%、30%)でお答えください。あらかじめプリントされている場合、誤りがあれば訂正してください。

A. 観光レクリエーション	B. 出張·業務	승 計
%	%	100%

問7. 年 月の宿泊者の<u>延べ人数</u>及び<u>実人数</u>は何人でしたか。 そのうち、外国人宿泊者の<u>延べ人数</u>及び<u>実人数</u>は何人でしたか。 また今月の、宿泊で利用した<u>利用客室数</u>は何室でしたか。

宿泊者数 各日の全宿泊者数 子供や乳幼児も1	ý を月間で足し合わせた数を記入してください。 人としてカウントしてください。	延べ人数	(A1)	人
宿泊手続をした人	数 を月間で足し合わせた数を記入してください。 人としてカウントしてください。	実人数	(A2)	人
うち外国	人宿泊者数 (日本国内に住所を有しない宿泊者を)	延べ人数	(A3)	人
	記入して下さい。日本国内の住所の有無による回答が困難であれば日本国籍を有しない宿泊者を記入してください。	実人数	(A4)	人
利用客室数	各日の宿泊者が利用した客室数を月間で足しる 室数を記入してください。宿泊をしない利用は含る	合わせた延べの客 みません。	(A5)	室
	利用客室数の記入が難しい場合は、おおよそのを記入してください。	②客室稼働率(%)		または %
客室稼働	率(%)でお答えになった場合は	右欄にチェック	クを入れてください	

問8. 問7の延べ宿泊者数について、宿泊者の居住地別内訳(県内か県外か)の人数をご記入ください。

延べ宿泊者数			県内外の合計が問7の(A1)の人数と一致 または 100%		
	県	内 (1)	または 人	%	
	県 (国外	外 (2) を含む)	または 人	%	
県内別の人数の記入が難しい場合は、おおよその割合(例えば、県内 30%,県外 70%)を記入してください。					
%でお答えになった場合は右欄にチェックを入れてください					

調査対象期間中にご回答内容に大きな変動が生じるような事情がある場合は、その旨ご記入ください。
()からのお客様が大きく[増加・減少]した。
[キャンペーン・会議やイベントの開催・天候の変化・天災や事故・その他]による変動と考えられる。
具体的にご記入ください。

調査項目は以上です。ご協力ありがとうございました。



_____ 一 般 統 計 調 査

- ●観光庁HPより電子調査票を取得し、 電子メールで報告することも可能な ため、ぜひ御利用ください。
- ●調査票を郵送される場合は、返信用 封筒を御利用ください。

国土交通省 **観光庁**

年	月	日までに報告
いただ	き	ますようお願いします

宿泊施設 コード			

秘宿泊旅行統計調査 調査票(年月)

調査票送付先						
部署名・ご担当者名までご記入ください。 誤り・変更があれば訂正してください。	電話番号	()	FAX 番号	· ()
問1. 貴宿泊施設名 名称が異なっている場合は、訂正してください	·					
問2. 宿泊施設所在地 市区町村が異なっている場合は、訂正してくた	<i>ごさい</i> 。					
問3. 宿泊施設のタイプ あらかじめプリントされている場合、誤りがあれば訂 最も当てはまると考えられる番号一つに〇を付けて		4. シ		ル 5	トテル 3. . 簡易宿所	ビジネスホテル f
問4.客室数及び収容人数 (年1月1日現在) あらかじめプリントされている場合、誤りがあれば訂正してください。 貴宿泊施設における客室数及び通常の営業時に想定している 収容人数を記入してください。		(A) 客室数		室	(B) 収容人数	名
問5. 従業者数 (年1月1日現れる あらかじめプリントされている場合、誤りがあれば訂	生) 正してください。					

問6. 最近1年間(年1月~12月)に訪れた宿泊者の宿泊目的を**延べ人数**で見たおおよその割合 (例えば、70%,30%)でお答えください。あらかじめプリントされている場合、誤りがあれば訂正してください。

A. 観光レクリエーション	B. 出張・業務	合 計
%	%	100%

問7. 年 月の宿泊者の<u>延べ人数</u>及び<u>実人数</u>は何人でしたか。 そのうち、外国人宿泊者の<u>延べ人数</u>及び<u>実人数</u>は何人でしたか。 また今月の、宿泊で利用した利用客室数は何室でしたか。

貴宿泊施設で就業しているすべての人(臨時雇用者、他からの 派遣、出向を含む)を記入してください。

よたフカツ、伯伯で利用した利用各主奴は門主	C U/2/3%	
宿泊者数 各日の全宿泊者数を月間で足し合わせた数を記入してください。 子供や乳幼児も1人としてカウントしてください。	延べ人数 (A1)	J
宿泊手続をした人数を月間で足し合わせた数を記入してください。 子供や乳幼児も1人としてカウントしてください。	実人数 ^(A2)	7
うち外国人宿泊者数 日本国内に住所を有しない宿泊者を記入し て下さい。日本国内の住所の有無による回答	延べ人数 (A3) →	J
が困難であれば日本国籍を有しない宿泊者を記入してください。	実人数 ^(A4)	J
利用客室数(または客室稼働率) (各日の宿泊で利用した客室数を月間で足し合わせた延べのしてください。宿泊をしない利用は含みません。	(A5) 客室数を記入	室 または
利用客室数の記入が難しい場合は、おおよその客室稼働率を%で記	入してください。	%
利用客室数の記人が難しい場合は、おおよその客室稼働率を%で記 客室稼働率を%でお答えになった場合は右		<u> </u>

問8. 問7の延べ宿泊者数について、宿泊者の居住地別内訳(県内か県外か)の人数をご記入ください。

延べ宿泊者数		県内外の合計が問7の(A1)の人数と一致 または 100%	
	県 内 (1)	人	%
	県 外 (2) (国外を含む)	または 人	%
県内別の人数の記入が難しい場	合は、おおよその割合(例	えば、県内30%,県外70%)を記入してください。	‡
%でお答:	えになった場合は	右欄にチェックを入れてください	

問9. 問7の外国人延べ宿泊者数について、国籍(出身地)を、以下の国及び地域別に人数をご記入ください。該当者なしの場合は空白でも構いません。

- 人たさい。 欧ヨ有	なしの場合は空白でも構いる	
外国人延	べ宿泊者数	国籍別の合計が問7の(A3)の人数と一致 または 100%
	韓 国 (1)	人 ^{または} 人 %
	中 国 (2)	人 大
	香 港 (3)	または 人
	台 湾 (4)	人 表 大 ********************************
	ア メ リ カ (5)	人 または 人
	カ ナ ダ (6)	人 大
	イギリス (7)	人 大 大
	ドイツ(8)	。 人 ***********************************
	フランス (9)	または 人
	ロ シ ア (10)	人 または 人
	シンガポール(11)	人 大
	タ イ(12)	大 または 人 ************************************
	マレーシア(13)	人 大 **********************************
	イ ン ド(14)	または 人
	オーストラリア(15)	人 ************************************
	インドネシア(16)	大 または 人
	ベトナム (17)	人 ************************************
	フィリピン(18)	人 ^{または}
	イタリア(19)	または 人 ************************************
	スペイン(20)	人 または 人
	そ の 他(21)	人 ^{または} %

国籍(出身地)別の人数の記入が難しい場合は、おおよその割合(例えば、韓国 30%, 台湾 50%,アメリカ 10%, その他 10%)を記入してください。

%でお答えになった場合は右欄にチェックを入れてください	

	調査対象期間中にご回答内容に大きな変動が生じるような事情(例えばキャンペーン、会議やイベント	・ の
l	開催、天候の変化、天災・事故等)がある場合は、その旨具体的にご記入ください。	
l		_

調査項目は以上です。ご協力ありがとうございました。



- 般統計調査

- ●観光庁HPより電子調査票を取得し、 電子メールで報告することも可能な ため、ぜひ御利用ください。
- ●調査票を郵送される場合は、返信用 封筒を御利用ください。

国土交通省 観光庁

年	月	日までに報告

いただきますようお願いします

宿泊施設 コード			

秘宿泊旅行統計調査 調査票(年 月)

調査票送付先						
部署名・ご担当者名までご記入ください。 誤り・変更があれば訂正してください。	電話番号	()		FAX 番号	()
問1. 貴宿泊施設名 名称が異なっている場合は、訂正してください	0					
問2. 宿泊施設所在地 市区町村が異なっている場合は、訂正してくた	<i>ご</i> さい。					
問3. 宿泊施設のタイプ あらかじめプリントされている場合、誤りがあれば訂 【最も当てはまると考えられる番号一つに〇を付けて		4. シ		ル 5	トテル 3. . 簡易宿所	ビジネスホテル -
問4. 客室数及び収容人数 (年1月1日現在) あらかじめプリントされている場合、誤りがあれば訂 貴宿泊施設における客室数及び通常の営業時にな 収容人数を記入してください。		(A) 客室数		室	(B) 収容人数	名
問5. 従業者数(年1月1日現存 あらかじめプリントされている場合、誤りがあれば訂丁 貴宿泊施設で就業しているすべての人(臨時雇用 派遣、出向を含む)を記入してください。	正してください。					名
引6. 最近1年間(年1月〜12 (例えば、70%、30%)でお答えくか	月)に訪れた ごさい。あらか	:宿泊者の じめプリン	D宿泊目I 小されて	的を <u>延べ</u> いる場合	人数 で見 <i>†</i> 、誤りがあれ	こおおよその害 いば訂正してく
↑ 網光レクリエーション	R	中建.	业 欢			<u> </u>

A. 観光レクリエーション	B. 出張·業務	合 計
%	%	100%

問7. 年 月の宿泊者の<u>延べ人数</u>及び<u>実人数</u>は何人でしたか。 そのうち、外国人宿泊者の<u>延べ人数</u>及び<u>実人数</u>は何人でしたか。 また今月の、宿泊で利用した利用客室数は何室でしたか。

あた / /) り、 旧石 とが 川 ひたが 川 田 主 妖 は 同 当	E C 0723 °		
宿泊者数 各日の全宿泊者数を月間で足し合わせた数を記入してください。 子供や乳幼児も1人としてカウントしてください。	延べ人数	(A1)	人
宿泊手続をした人数を月間で足し合わせた数を記入してください。 子供や乳幼児も1人としてカウントしてください。	実人数	(A2)	
うち外国人宿泊者数	延べ人数	(A3)	
日本国内に住所を有しない宿泊者を記入して下さい。 日本国内の住所の有無による回答が困難であれば日本 国籍を有しない宿泊者を記入してください。	実人数	(A4)	
利用客室数(または客室稼働率) 各日の宿泊で利用した客室数 を月間で足し合わせた 記入してください。宿泊をしない利用は含みません。	延べの客室数を	(A5)	← 室
利用客室数の記入が難しい場合は、おおよその客室移してください。	パ働率を%で記入	または	%
客室稼働率を%でお答えになった場合はる	右欄にチェック	を入れてください	

問8. 問7の外国人延べ宿泊者数について、国籍(出身地)を、以下の国及び地域別に人数をご記入ください。該当者なしの場合は空白でも構いません。

外国人延べ宿泊者数	A COMPANIENCE OF CONTROL OF CONTR	国籍別の合計が問7	の(A3)の人数と一致 100%
	韓 国 (1)	人	または %
	中 国 (2)	人	または %
	香 港 (3)	人	または %
	台 湾 (4)	人	
	ア メ リ カ (5)	人	または %
	カ ナ ダ (6)	人	
	イギリス (7)	人	または %
	ド イ ツ (8)	人	
	フランス(9)	人	
	ロ シ ア (10)	人	
	シンガポール(11)	人	
	タ イ(12)	人	
	マレーシア(13)	人	
	イ ン ド(14)	人	
	オーストラリア(15)	人	
	インドネシア(16)	人	
	ベトナム(17)	人	
	フィリピン(18)	人	
	イ タ リ ア(19)	人	
	スペイン(20)	人	
	そ の 他(21)	人	または %

国籍(出身地)別の人数の記入が難しい場合は、おおよその割合(例えば、韓国 30%, 台湾 50%,アメリカ 10%, その他 10%)を記入してください。

%でお答えになった場合は右欄にチェックを入れてください

調査対象期間中にご回答内容に大きな変動が生じるような事情がある場合は、その旨ご記入ください。
[月 日~ 月 日の間、休業していた(営業再開日: 月 日)]
[廃業した(廃業日: 月 日)] () からのお客様が大きく [増加・減少] した。
[キャンペーン・会議やイベントの開催・天候の変化・天災や事故・その他] による変動と考えられる。
「具体的にご記入ください。

問9. 問7の延べ宿泊者について、宿泊者の居住地別内訳<u>(都道府県)</u>の人数をご記入ください。 また、同様の内容が分かるものを別紙として添付していただいても構いません。

延べ宿泊者数			7の(A1)の人数と一致 100%
	北海道 (1)	人	または %
	青森県 (2)	人	または %
	岩手県 (3)	人	または
	宮 城 県 (4)	人	または %
	秋田県 (5)	人	または %
	山形県 (6)	人	または %
	福島県 (7)	人	または
	茨 城 県 (8)	人	または %
	栃木県 (9)	人	または %
	群馬県 (10)	人	または %
	埼玉県 (11)	人	または %
	千葉県 (12)	人	または %
	東京都 (13)	人	または %
	神奈川県(14)	人	または %
	新潟県 (15)	人	または %
	富山県 (16)	人	または %
	石川県 (17)	人	J.
	福井県 (18)	人	または %
	山梨県 (19)	人	または %
	長野県 (20)	人	または %
	岐阜県 (21)	人	I .
	静岡県 (22)	人	または %
	愛知県 (23)	人	または %
	三重県 (24)	人	または %

都道府県別の人数の記入が難しい場合は、おおよその割合(例えば、東京 50%, 大阪 20%, ・・・)を記入してください。

調査項目は次ページに続きます。

問9. の調査項目の続き。

滋賀県	(25)	人	または %
京都府	(26)	人	または %
大阪府	(27)	人	または
兵庫県	(28)	人	または %
奈良県	(29)	人	または %
和歌山県	(30)	人	または
鳥取県	(31)	人	または %
島根県	(32)	人	または %
岡山県	(33)	人	または
広島県	(34)	人	または %
山口県	(35)	人	または
徳島県	(36)	人	または %
香川県	(37)	人	または %
愛媛県	(38)	人	または %
高知県	(39)	人	または %
福岡県	(40)	人	または %
佐賀県	(41)	人	または %
長崎県	(42)	人	または %
熊本県	(43)	人	または
大分県	(44)	人	または %
宮崎県	(45)	人	または
鹿児島県	(46)	人	または %
沖縄県	(47)	人	または %
国外(※)	(48)	人	または %

都道府県別の人数の記入が難しい場合は、おおよその割合(例えば、東京 50%, 大阪 20%, ・・・)を記入してください。

%でお答えになった場合は右欄にチェックを入れてください

※延べ宿泊者数の国外の人数は、問7の外国人延べ宿泊者数(A3)に一致します。 調査項目は以上です。ご協力ありがとうございました。

第 4 面 178 / 253

2020年 宿泊旅行統計調査 記入要領 (第1号様式)

宿泊旅行統計調査は、我が国の宿泊旅行の実態を全国規模で把握するもので、2007年より実施しております。この調査は統計法に基づく一般統計調査であり、ご回答いただいた内容は統計以外の目的で使用することや外部に漏らすようなことは一切ありません。

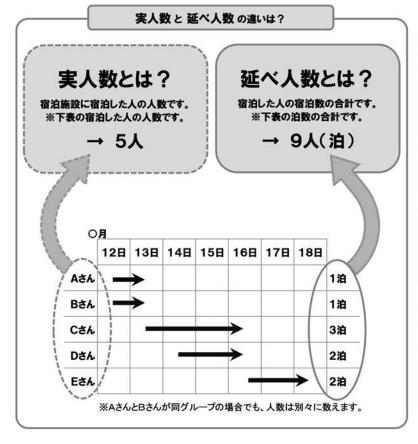
■調査対象の宿泊施設について

- この調査は、全国のホテル、旅館、簡易宿所、保養所等の宿泊施設を対象としています。
- 複数の宿泊施設を経営されている場合は、他の施設は含めないでください。また、経営者に変更があった場合には変更後の経営者においてご記入ください。
- 下記に該当する場合には調査対象とはなりません。調査票の右上に**対象外**である旨を、**対象外となった日、該当する事由**とともに記載の上、同封した返信用封筒にて返信願います。 ①同伴ホテル、②廃業した宿泊施設、③事務所のみで宿泊施設がない事業所

■調査票の記入について

- **2020年1月1日現在**の貴宿泊施設の状況(間 4、間 5)と該当する月の宿泊者数をご記入ください。
- ご記入の負担を少しでも軽減するため、前回調査結果をあらかじめプリントしてある項目があります。誤り、変更がある場合は訂正してください。
- 観光庁のホームページからエクセル形式の調査票を取得し、必要事項を入力のうえ、電子メールにてご送信いただく**オンライン調査**も実施しております。詳細は、同封の「**電子メールによる回答のご案内**」をご覧ください。
- 調査票問7の実人数がご不明な場合の算出方法は以下のとおりです。

実人数(調査票問7)の算出方法



延べ人数しか分からない!!実人数の計算方法は? ① 宿泊者全体(実人数)を、1泊した人、2泊した人、3泊(以上)した人の割合に分けて下さい。(正確な人際は不明のため、おおよその外でお母え下さい) 実人数で 1泊した人の割合 40 % お考え下さい。 ※左の例では 2泊した人の割合 40 % 1泊:2人 2泊:2人 3泊:1人 3泊した人の割合 20 % なので・・・ (2) 泊数に、①で出した割合をかけて下さい。 1(泊)×1泊した人の割合 1(泊)×0.4= 0.4 泊 2(泊)×2泊した人の割合 2(泊)×0.4= 0.8 泊 3(泊)×3泊(以上)した人の割合 3(泊)×0.2= 0.6 ③ ②で計算した数を合計して下さい。一人当たり平均宿泊数が計算できます。 一人当たり平均宿泊数 0.4+0.8+0.6= 1.8 泊 (4) 延べ人数は何人(泊)ですか? 延べ人数 9 人(泊) ※ 延べ人数を③で計算した数字(一人当たり平均宿泊数)で割って下さい。 実人数が算出されます! 実人数 9÷1.8= 5

- 旅館…和式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所以外のものをいいます。
- ホテル…洋式の構造及び設備を主とする 施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊さ せる営業で、簡易宿所以外のものをいいます。

以下の定義により 3 種類に分類しています。

①リゾートホテル…ホテルのうち行楽地 や保養地に建てられた、主に観光客を対象 とするものをいいます。

②ビジネスホテル…ホテルのうち主に出 張ビジネスマンを対象とするものをいい ます。

③シティホテル…ホテルのうちリゾートホテル、ビジネスホテル以外の都市部に立地するものをいいます。

- 簡易宿所…宿泊する場所を多数の人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業のものをいいます(ベッドハウス、山小屋、カプセルホテルなど)。
- 会社・団体の宿泊所…会社・団体の所属員など特定の人を宿泊させる営業のものをいいます(会員宿泊所、共済組合宿泊所、保養所、ユースホステルなど)。
- ※ 民宿、ペンション、青年の家、少年自然 然の家などを運営・管理されている方 は、旅館業法に基づく許可証等を確認い ただき、ホテル、旅館又は簡易宿所に分 類してください。
- 2020年1月1日時点の、客室数及び通常の営業時に想定している収容人数を記入してください。
- 旅館業営業許可申請書に記載するものと 一致しなくても構いません。
- 2020年1月1日時点の、貴宿泊施設に 就業している従業者数を記入してください。
- 個人経営者や家族従業者(無給)、正規雇用者(社員・パートアルバイト)、臨時雇用者、他からの派遣労働者・出向者も含めて、記入してください。
- 最近1年間(2019年1月~12月)の 宿泊者について、「観光レクリエーション 目的」または「業務・出張目的」で分けた 場合のおおよその割合を記入してください。
- 帰省・知人訪問・冠婚葬祭への参加や修学 旅行・部活動の合宿等は観光レクリエーションに含みます。
- 担当者の日常的な感覚(私服なら「観光レクリエーション」、背広なら「出張・業務」)等で記入してください。

あらかじめプリントし てある項目があります。 誤りがある場合は訂正 してください。

第1号様式
- 般 統 計 調 査
- 概が計 調 査
- 概が介付をよって発展を収益した。
東京チールを開発することも可能な
ため、切象料用くださん。
- 養養養養養養養養養養養。選復用
対策を抑制ください。

国土交通省 **観光庁** 年月日までに報告
いただきますようお願いします

秘宿泊旅行統計調査 調査票(年月)

調査票送付先

部署名・ご担当者名までご記入ください。 誤り・変更があれば訂正してください。 電話番号

記入内容について後日確認させていただく場合に利用するためのものです。調査対象施設と回答者が違う場合は、こちらの欄をご修正下さい。

問1. 貴宿泊施設名 名称が異なっている場合は、訂正してください。				
問2. 宿泊施設所在地 所在地が異なっている場合は、訂正してください。				
問3.宿泊施設のタイプ あらかじめプリントされている場合、解りがあれば訂正してください。 最も当てはまると考えられる番号一つに〇を付けてください。	4. シ	館 2. リゾートオ ティホテル 5. 社・団体の宿泊所		ビジネスホテル
問4.客室数及び収容人数 (年1月1日現在) かにめプリントされている場合、親りがあれば訂正してください。 責管高施設における客室数及び通常の営業時に想定している。 収容人数を記入してください。	(A) 客室数	室	(B) 収容人数	名
問5. 従業者数 (年1月1日現在) あらかじめプリントされている場合、制力があれば訂正してください。 脅弱消象形で成実しているすべての人(臨時雇用者、他からの 派遣、出向を含む)を記入してください。				名

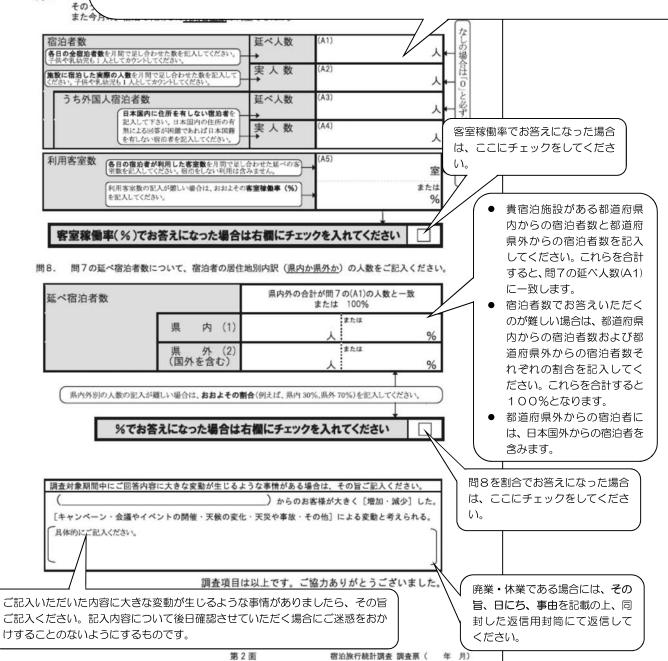
問6. 最近1年間(年1月~12月)に訪れた宿泊者の宿泊目的を<u>延べ人数で見たおおよその割合</u> (例えば、70%、30%)でお答えください。あらかじめプリントされている場合、誤りがあれば訂正してください。

A. 観光レクリエ	ーション	B. 出張・	業務	合 計	
1	%		%	100%	

第1面

- 延べ人数…各日の全宿泊者数を月間で足し合わせた数をいいます。仮に1か月間(30 日間)とも各日とも 2 人だった場合は、30日×2人=60人となります。
- 実人数…宿泊施設に宿泊した実際の人数を月間で足し合わせた数をいいます。例えば1人が2連泊しても、1人とカウントします。実人数が集計できない場合は、実人数=延べ人数÷平均連泊数として算出してください。
- 子供や乳幼児も1人と数えます。飲食のみ等、宿泊をしない利用は数えません。
- **外国人宿泊者**…日本国内に住所を有しない宿泊者をさします。ただし、日本国内の住所の有無による回答が困難な場合は、日本国籍を有しない宿泊者を外国人宿泊者として回答してください。期間中一人もいない場合には、明示的に 〇人とお答え下さい。
- 利用客室数…各日の宿泊で利用した客室数を月間で足し合わせた数をいいます。利用客室数が集計できない場合は、おおよその客室稼働率をご記入下さい。

問7.



■ お問い合わせ先

宿泊旅行統計調査事務局

電話:0120-355-573

受付時間: 土日祝日除く9:00~18:00

国土交通省 観光庁 観光戦略課観光統計調査室

電話:03-5253-8111 (内線 27-214, 27-216, 27-217)

受付時間: 土日祝日を除く9:30~18:15

2020年 宿泊旅行統計調査 記入要領 (第2号様式)

宿泊旅行統計調査は、我が国の宿泊旅行の実態を全国規模で把握するもので、2007年より実施しております。この調査は統計法に基づく一般統計調査であり、ご回答いただいた内容は統計以外の目的で使用することや外部に漏らすようなことは一切ありません。

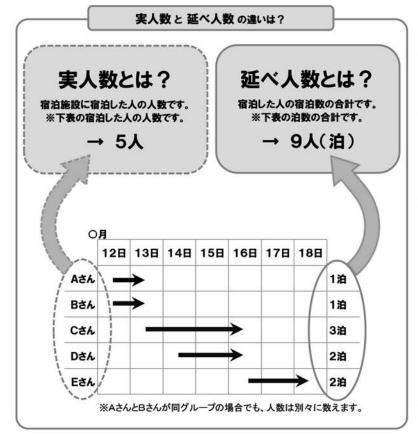
■調査対象の宿泊施設について

- この調査は、全国のホテル、旅館、簡易宿所、保養所等の宿泊施設を対象としています。
- 複数の宿泊施設を経営されている場合は、他の施設は含めないでください。また、経営者に変更があった場合には変更後の経営者においてご記入ください。
- 下記に該当する場合には調査対象とはなりません。調査票の右上に**対象外**である旨を、**対象外となった日、該当する事由**とともに記載の上、同封した返信用封筒にて返信願います。
 - ①同伴ホテル、②廃業した宿泊施設、③事務所のみで宿泊施設がない事業所

■調査票の記入について

- **2020年1月1日現在**の貴宿泊施設の状況(問 4、問 5)と該当する月の宿泊者数をご記入ください。
- ご記入の負担を少しでも軽減するため、前回調査結果をあらかじめプリントしてある項目があります。誤り、変更がある場合は訂正してください。
- 観光庁のホームページからエクセル形式の調査票を取得し、必要事項を入力のうえ、電子メールにてご送信いただく**オンライン調査**も実施しております。詳細は、同封の「**電子メールによる回答のご案内**」をご覧ください。
- 調査票問7の実人数がご不明な場合の算出方法は以下のとおりです。

実人数(調査票問7)の算出方法



延べ人数しか分からない!!実人数の計算方法は? 宿泊者全体(実人数)を、1泊した人、2泊した人、3泊(以上)した人の割 ① 合に分けて下さい。(正確な人数は不明のため、おおよその外でお考え下さい) 実人数で 1泊した人の割合 40 % お考え下さい。 ※左の例では 2泊した人の割合 40 % 1泊:2人 2泊:2人 3泊:1人 3泊した人の割合 20 % なので・・・ (2) 泊数に、①で出した割合をかけて下さい。 1(泊)×1泊した人の割合 1(泊)×0.4= 0.4 泊 2(泊)×2泊した人の割合 2(泊)×0.4= 泊 0.8 3(泊)×3泊(以上)した人の割合 3(泊)×0.2= 0.6 ②で計算した数を合計して下さい。一人当たり平均宿泊数が計算できます。 一人当たり平均宿泊数 0.4+0.8+0.6= 1.8 泊 4) 延べ人数は何人(泊)ですか? 延べ人数 9 人(泊) ⑤ 異べ人数を③で計算した数字(一人当たり平均宿泊数)で割って下さい。 実人数が算出されます! 実人数 9÷1.8= 5

- 旅館…和式の構造及び設備を主とする施設を 設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業 で、簡易宿所以外のものをいいます。
- ホテル…洋式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所以外のものをいいます。

以下の定義により3種類に分類しています。 ①リゾートホテル…ホテルのうち行楽地や 保養地に建てられた、主に観光客を対象とす るものをいいます。

②ビジネスホテル…ホテルのうち主に出張 ビジネスマンを対象とするものをいいます。 ③シティホテル…ホテルのうちリゾートホ テル、ビジネスホテル以外の都市部に立地す るものをいいます。

- 簡易宿所…宿泊する場所を多数の人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業のものをいいます(ベッドハウス、山小屋、カプセルホテルなど)。
- 会社・団体の宿泊所…会社・団体の所属員など特定の人を宿泊させる営業のものをいいます(会員宿泊所、共済組合宿泊所、保養所、ユースホステルなど)。
- ※ 民宿、ペンション、青年の家、少年自然のの家などを運営・管理されている方は、旅館業法に基づく許可証等を確認いただき、ホテル、旅館又は簡易宿所に分類してください。
- 2020 年1月1日時点の、客室数及び通常の 営業時に想定している収容人数を記入してく ださい。
- 旅館業営業許可申請書に記載するものと一致 しなくても構いません。
- 2020年1月1日時点の、貴宿泊施設に就業 している従業者数を記入してください。
- 個人経営者や家族従業者(無給)、正規雇用者 (社員・パートアルバイト)、臨時雇用者、他からの派遣労働者・出向者も含めて、記入してください。
- 最近1年間(2019年1月~12月)の宿泊者について、「観光レクリエーション目的」または「業務・出張目的」で分けた場合のおおよその割合を記入してください。
- 帰省・知人訪問・冠婚葬祭への参加や修学旅行・部活動の合宿等は観光レクリエーションに含みます。
- 担当者の日常的な感覚(私服なら「観光レク リエーション」、背広なら「出張・業務」)等 で記入してください。



合は右欄にチェックを入れてください

延べ人数…各日の全宿泊者数を月間で足し合わせた数をいいます。仮に1か月間(30 日間)とも各日とも 2 人だった場合は、 30日×2人=60人となります。

客室稼働率を%でお答えになっ

- 実人数…宿泊施設に宿泊した実際の人数を月間で足し合わせた数をいいます。例えば1人が2連泊しても、1人とカウントします。 実人数が集計できない場合は、実人数=延べ人数÷平均連泊数として算出してください。
- 子供や乳幼児も1人と数えます。飲食のみ等、宿泊をしない利用は数えません。
- 外国人宿泊者…日本国内に住所を有しない宿泊者をさします。ただし、日本国内の住所の有無による回答が困難な場合は、日本国籍を有しない宿泊者を外国人宿泊者として回答してください。期間中一人もいない場合には、明示的に〇人とお答え下さい。
- **利用客室数**…各日の宿泊で利用した客室数を月間で足し合わせた数をいいます。利用客室数が集計できない場合は、おおよその客室稼働率をご記入下さい。

- 貴宿泊施設がある都道府県内からの宿泊者数と都道府県外からの宿泊者数を記入してください。これらを合計すると、問了の延べ人数(A1) に一致します。
- 宿泊者数でお答えいただくのが難しい場合は、都道府県内からの宿泊者数および都道府県外からの宿泊者数それぞれの割合を記入してください。これらを合計すると100%となります。
- 都道府県外からの宿泊者には、日本国外からの宿泊者を含みます。

問8. 問7の延べ宿泊者数について、宿泊者の居住地別内部 <u>余内か県外か</u>) の人数をご記入ください。 第内外の合計が問7の(A1)の人数と一致

県内外別の人数の記入が難しい場合は、おおよその割合(例えば、 県内30%, 県外70%)を記入してください。

%でお答えになった場合は右欄にチェックを入れてください

問8を割合でお答えになった場合は、 ここにチェックをしてください。

問9. 問7の外国人延べ宿泊者数について、国籍(出身地)を、以下の国及び地域別に人数をご記入

ください。該当者なLの場合は空白でも構いませ 外国人延べ宿泊者数	EA。 国籍別の合計が同7の(A3)の人数と一致 または 100%
韓 国 (1)	または 100% 人: または 人: %
中 国 (2)	人 または 人
香 港 (3)	人 **たは 人
台 湾 (4)	人: ^{または} %
アメリカ (5)	人 ^{**たは} %
カ ナ ダ (6)	人 ^{要先は} %
イギリス (7)	人 ^{または} %
ドイツ(8)	人 ^{または} %
フランス (9)	人 ^{または} %
ロ シ ア (10)	人 ************************************
シンガポール (11)	人: % 人 ^{家たは} %
タ イ (12)	人 %
マレーシア (13)	人 ^{または} %
インド(14)	人 または %
オーストラリア (15)	
インドネシア (16)	A %
ベトナム (17)	A 96
フィリピン (18)	人 %
イタリア (19)	人; %
スペイン (20)	人: %
そ の 他 (21)	A %

- **国籍(出身地)**…当該外国人 宿泊者が所持する旅券を発 行している国または地域を さします。
- これらを合計すると、問7の 外国人延べ宿泊者数(A3) に一致します。
- 宿泊者数でお答えいただく ことが難しい場合は、各国・ 地域からの宿泊者数の割合 を記入してください。これら を合計すると 100%となり ます。

国籍(出身地)別の人数の記入が難しい場合は、**おおよその割合**(例えば、韓国 30%, 台湾 50%,アメリカ 10%, その他 10%)を記入してください。

%でお答えになった場合は右欄にチェックを入れてください

問9を割合でお答えになった場合は、 ここにチェックをしてください。

調査対象期間中にご回答内容に大きな変動が生じるような事情(例えばキャンペーン、会議やイベントの開催、天候の変化、天災・事故等)がある場合は、その旨具体的にご記入ください。

調査項目は以上です。ご協力ありがとうございました

在計調査 調査票(

ご記入いただいた内容に大きな変動が生じるような事情がありましたら、 その旨ご記入ください。記入内容について後日確認させていただく場合に ご迷惑をおかけすることのないようにするものです。 廃業・休業である場合には、その旨、 日にち、事由を記載の上、同封した 返信用封筒にて返信してください。

■ お問い合わせ先

宿泊旅行統計調査事務局

電話:0120-355-573

受付時間: 土日祝日除く9:00~18:00

国土交通省 観光庁 観光戦略課観光統計調査室

電話: 03-5253-8111 (内線 27-214, 27-216, 27-217)

受付時間: 土日祝日を除く9:30~18:15

2020年 宿泊旅行統計調査 記入要領 (第3号様式)

宿泊旅行統計調査は、我が国の宿泊旅行の実態を全国規模で把握するもので、2007年より実施しております。この調査は統計法に基づく一般統計調査であり、ご回答いただいた内容は統計以外の目的で使用することや外部に漏らすようなことは一切ありません。

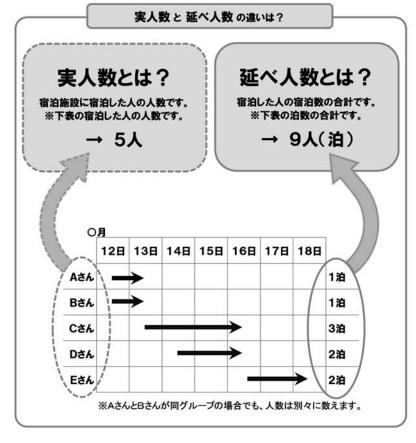
■調査対象の宿泊施設について

- この調査は、全国のホテル、旅館、簡易宿所、保養所等の宿泊施設を対象としています。
- 複数の宿泊施設を経営されている場合は、他の施設は含めないでください。また、経営者に変 更があった場合には変更後の経営者においてご記入ください。
- 下記に該当する場合には調査対象とはなりません。調査票の右上に**対象外**である旨を、**対象外となった日、該当する事由**とともに記載の上、同封した返信用封筒にて返信願います。
 - ①同伴ホテル、②廃業した宿泊施設、③事務所のみで宿泊施設がない事業所

■調査票の記入について

- 2020年1月1日現在の貴宿泊施設の状況(問 4、問 5)と該当する月の宿泊者数をご記入ください。
- ご記入の負担を少しでも軽減するため、前回調査結果をあらかじめプリントしてある項目があります。誤り、変更がある場合は訂正してください。
- 観光庁のホームページからエクセル形式の調査票を取得し、必要事項を入力のうえ、電子メールにてご送信いただく**オンライン調査**も実施しております。詳細は、同封の「**電子メールによる回答のご案内**」をご覧ください。
- 調査票問7の実人数がご不明な場合の算出方法は以下のとおりです。

実人数(調査票問7)の算出方法



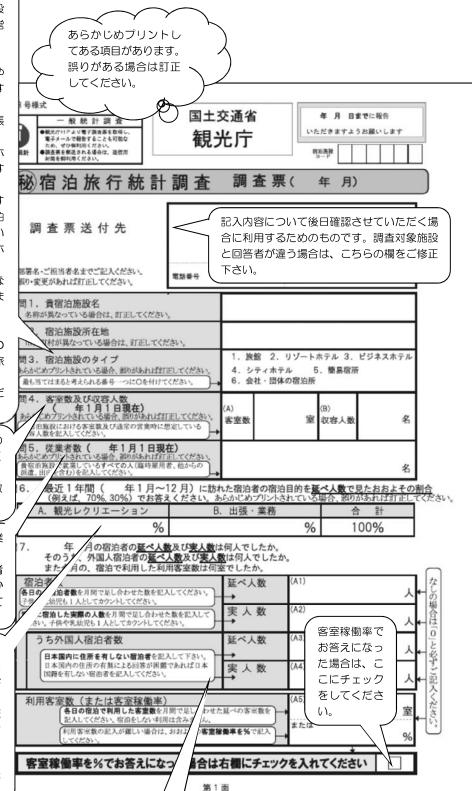
延べ人数しか分からない!!実人数の計算方法は? 宿泊者全体(実人数)を、1泊した人、2泊した人、3泊(以上)した人の割 ① 合に分けて下さい。(正確な人数は不明のため、おおよその外でお考え下さい) 実人数で 1泊した人の割合 40 % お考え下さい。 ※左の例では 2泊した人の割合 40 % 1泊:2人 2泊:2人 3泊:1人 3泊した人の割合 20 % なので・・・ (2) 泊数に、①で出した割合をかけて下さい。 1(泊)×1泊した人の割合 1(泊)×0.4= 0.4 泊 2(泊)×2泊した人の割合 2(泊)×0.4= 泊 0.8 3(泊)×3泊(以上)した人の割合 3(泊)×0.2= 0.6 ②で計算した数を合計して下さい。一人当たり平均宿泊数が計算できます。 一人当たり平均宿泊数 0.4+0.8+0.6= 1.8 泊 4) 延べ人数は何人(泊)ですか? 延べ人数 9 人(泊) ⑤ 異べ人数を③で計算した数字(一人当たり平均宿泊数)で割って下さい。 実人数が算出されます! 実人数 9÷1.8= 5

- 旅館…和式の構造及び設備を主とする施設を 設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業 で、簡易宿所以外のものをいいます。
- ホテル…洋式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所以外のものをいいます。

以下の定義により3種類に分類しています。 ①リゾートホテル…ホテルのうち行楽地や 保養地に建てられた、主に観光客を対象とす るものをいいます。

②ビジネスホテル…ホテルのうち主に出張 ビジネスマンを対象とするものをいいます。 ③シティホテル…ホテルのうちリゾートホ テル、ビジネスホテル以外の都市部に立地す るものをいいます。

- **簡易宿所**…宿泊する場所を多数の人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業のものをいいます(ベッドハウス、山小屋、カプセルホテルなど)。
- 会社・団体の宿泊所…会社・団体の所属員など特定の人を宿泊させる営業のものをいいます(会員宿泊所、共済組合宿泊所、保養所、ユースホステルなど)。
- ※ 民宿、ペンション、青年の家、少年自然の の家などを運営・管理されている方は、旅 館業法に基づく許可証等を確認いただき、 ホテル、旅館又は簡易宿所に分類してくだ さい。
- 2020 年1月1日時点の、客室数及び通常の 営業時に想定している収容人数を記入してく ださい。
- 旅館業営業許可申請書に記載するものと一致 しなくても構いません。
- 2020年1月1日時点の、貴宿泊施設に就業 している従業者数を記入してください。
- 個人経営者や家族従業者(無給)、正規雇用者 (社員・パートアルバイト)、臨時雇用者、他か らの派遣労働者・出向者も含めて、記入して ください。
- 最近1年間(2019年1月~12月)の宿泊者について、「観光レクリエーション目的」または「業務・出張目的」で分けた場合のおおよその割合を記入してください。
- 帰省・知人訪問・冠婚葬祭への参加や修学旅行・部活動の合宿等は観光レクリエーションに含みます。
- 担当者の日常的な感覚(私服なら「観光レク リエーション」、背広なら「出張・業務」)等 で記入してください。



- 延べ人数…各日の全宿泊者数を月間で足し合わせた数をいいます。仮に1か月間(30 日間)とも各日とも 2 人だった場合は、 30日×2人=60人となります。
- 実人数…宿泊施設に宿泊した実際の人数を月間で足し合わせた数をいいます。例えば1人が2連泊しても、1人とカウントします。
 実人数が集計できない場合は、実人数=延べ人数÷平均連泊数として算出してください。
- 子供や乳幼児も1人と数えます。飲食のみ等、宿泊をしない利用は数えません。
- 外国人宿泊者…日本国内に住所を有しない宿泊者をさします。ただし、日本国内の住所の有無による回答が困難な場合は、日本国籍を有しない宿泊者を外国人宿泊者として回答してください。期間中一人もいない場合には、明示的に〇人とお答え下さい。
- 利用客室数…各日の宿泊で利用した客室数を月間で足し合わせた数をいいます。利用客室数が集計できない場合は、おおよその客室稼働率をご記入下さい。

問8. 問7の外国人延べ宿泊者数について、国籍(出身地)を、以下の国及び地域別に人数をご記入 ください。該当者なしの場合は空白でも構いません。

外国人延べ宿泊者数	国籍別の合計が問7の(A3)の人数と一致 または 100%
韓 国 (1)	人 ^{または}
中 国 (2)	人 ^{事たは} %
香 港 (3)	人 ^{または}
台 湾 (4)	人 ^{または}
アメリカ (5)	人 ^{要先は}
カ ナ ダ (6)	人 ^{または} %
イギリス (7)	人 ^{*たは} %
ドイツ(8)	人 ^{または}
フランス (9)	人 ^{または} %
ロ シ ア (10)	人 ^{または}
シンガポール (11)	人 ************************************
タ イ (12)	人 ^{または}
マレーシア (13)	人 ^{**たは}
インド(14)	人 ^{または}
オーストラリア (15)	人 ^{または}
インドネシア (16)	人 ^{*たは} %
ベトナム (17)	人 ^{または} %
フィリピン (18)	人 ************************************
イタリア (19)	人 ^{*たは}
スペイン (20)	人 または 人
その他(21)	人 ^{または}

- 国籍(出身地)…当該外国人 宿泊者が所持する旅券を発 行している国または地域を さします。
- これらを合計すると、問7の 外国人延べ宿泊者数(A3) に一致します。
- 宿泊者数でお答えいただくことが難しい場合は、各国・地域からの宿泊者数の割合を記入してください。これらを合計すると 100%となります。

国路(出身地)別の人数の記入が難しい場合は、**おおよその割合**(例えば、韓国 30%, 台湾 50%,アメリカ 10%, その他 10%)を記入してください。

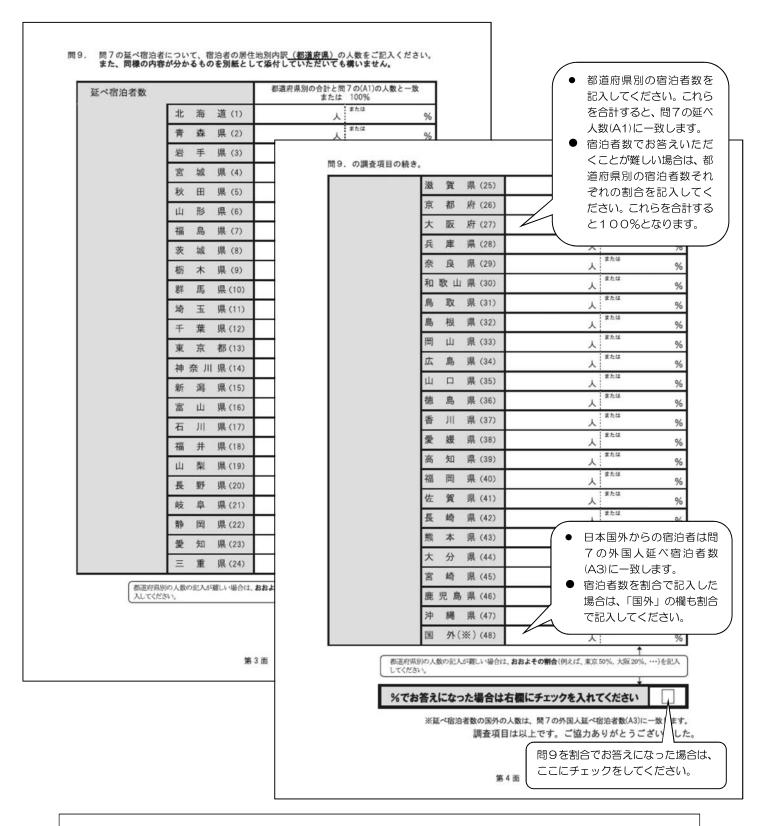
%でお答えになった場合は右欄にチェックを入れてください

問8を割合でお答えになった場合は、 ここにチェックをしてください。

ご記入いただいた内容に大きな変動が生じるような事情がありましたら、 その旨ご記入ください。記入内容について後日確認させていただく場合に ご迷惑をおかけすることのないようにするものです。

| 調査 調査票(

廃業・休業である場合には、その旨、 日にち、事由を記載の上、同封した 返信用封筒にて返信してください。



■ お問い合わせ先

宿泊旅行統計調査事務局

電話:0120-355-573

受付時間: 土日祝日除く9:00~18:00

国土交通省 観光庁 観光戦略課観光統計調査室

電話:03-5253-8111 (内線 27-214, 27-216, 27-217)

受付時間: 土日祝日を除く9:30~18:15

2020年 宿泊旅行統計調査 電子メールによる回答のご案内

宿泊旅行統計調査では、2014年(平成26年)調査より、従来の調査票での郵送提出の ほか、電子ファイル調査票に記入し電子メールで提出頂く方法も実施しております。

設問内容や調査票イメージは、従来の調査票とほぼ同じです。関心のある宿泊施設の皆様には、ぜひ、ご利用をよろしくお願いいたします。

■ 電子メールによる回答に必要な物品・環境

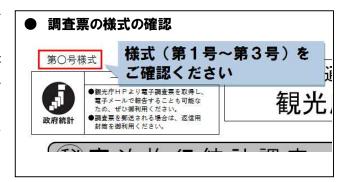
- ① 宿泊旅行統計調査 調査票 ※宿泊施設コードの記載があるもの
- ② 2020年 宿泊旅行統計調査 記入要領
- ③ 表計算ソフト (Microsoft 社 Excel) がインストールされたパソコン
- ④ インターネットに接続し、電子メールを送信できるパソコン

※ ①、②は今回、郵送にてお届けしたものです。

■ 電子メールによる回答の手順

(1)回答用の電子ファイル調査票の入手

- 観光庁ホームページから、回答用の電子 ファイル調査票を入手します。
- お手元の「調査票」の1枚目の左上に書かれている「様式」と同じ電子ファイルをダウンロードしてください。
- ダウンロードする際に、下記のパスワードを入力してください。



● 観光庁ホームページ

https://www.mlit.go.jp/kankocho/siryou/toukei/shukuhakutoukei.html

● ダウンロードのパスワード(すべて半角) ○○○○

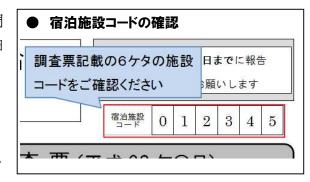
※ パスワードを入力する際は、半角/全角にご注意ください。

(2) 電子ファイル調査票への回答入力

- 電子ファイル調査票を開く際にパスワードの入力を求められます。ダウンロードのときのパスワード(○○○○)を入力してください。
- 回答する際は、郵送された「調査票」と「記入要領」を確認しながら、入力するように してください。

(3)回答の際の注意事項

- 電子ファイル調査票上で「黄色」で示された箇所が、回答が必要な箇所です。
- 同じく「黄色」の吹き出しに、簡単な説明が書かれています。
- 正しい入力だと「黄色」が消えます。回答値に何か誤りがある場合は、「黄色」の吹き 出しに表示されたメッセージを確認し、回答値を訂正してください。
- 回答を進めると、次の設問に「黄色」で示された箇所が増える場合があります。この場合も、次の設問に回答するようにお願いします。
- どのように回答しても「黄色」が消えない場合は、そのままお送りください。
- 「宿泊施設コード」の入力は、お手元の「調査票」の1枚目の右上に書かれている「宿泊施設コード」と同じ6桁の数値を入力してください。
- 「調査票送付先」及び「問1」から「問6」 については、お手元の「調査票」にプリント されている情報をご確認ください。誤りがあ



- り、修正が必要な場合は、電子ファイル調査票の同じ部分に、正しい情報を入力して ください。「調査票」にプリントがない項目についても、正しい情報を入力するよう お願いいたします。
- 全ての記入が終わったら、必ず「保存」をお願いします。
- ファイルのパスワードは変更しないでください(そのままお送りください)。

(4)電子ファイル調査票の送信

- 入力が終わり、保存した電子ファイル調査票を、電子メールに添付して、下記のアドレスまでお送りください。
- 電子ファイル調査票の送付先(宿泊旅行統計調査事務局・オンライン回答受付アドレス)○○○○@○○. ○○. jp

■ お問い合わせ先

宿泊旅行統計調査事務局

電話: 0120-XXX-XXX

受付時間: 十日祝日除く 9:00~18:00

国土交通省 観光庁 観光戦略課観光統計調査室

電話:03-5253-8111 (内線 27-214, 27-216, 27-217)

受付時間: 土日祝日を除く9:30~18:15

関 係 各 位

国土交通省観光庁観光戦略課観光統計調査室

宿泊旅行統計調査(2020年1月・2月・3月分)の実施について(ご協力のお願い)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素より、「宿泊旅行統計調査」へのご協力をはじめ、観光行政に多大なるご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「宿泊旅行統計調査」は、我が国の宿泊旅行の実態を明らかにすることを目的に、統計法(平成19年法律第53号)に基づき実施しており、本調査で得られたデータは、国や地域における観光施策の企画・立案等の際の貴重なデータとして役立てられています。

つきましては、下記の要領で調査を実施させていただきたく、調査票等関係書類一式を送付いたしますので、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解いただき、是非ともご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

- 1. 調査対象期間と提出期限
 - ①2020年1月分調査

·調查対象期間 提出期限

2020年1月(黄)

2020年2月12日(水)

②2020年2月分調査

·調査対象期間 提出期限

2020年2月(黄緑) **2020年3月11日(水)**

③2020年3月分調査

·調査対象期間 提出期限

2020年3月(桃) **2020年4月13日(月)**

2. 調查方法

- ・<u>宿泊旅行統計調査事務局(〇〇〇</u>) から調査対象施設へ調査票を送付します。 (調査票は3ヶ月分をまとめて、四半期に一度お送りします。)
- ・調査対象施設は、1ヶ月分毎に調査票を作成し、上記の提出期限までに宿泊旅行統計調査事務局へ提出して 下さい。(郵送でご提出の場合は、同封の返信用封筒をお使い下さい。また、電子メールでの提出も可能で す。詳しくは、同封の「電子メールによる回答のご案内」をご覧下さい。)
- ※ 調査対象施設は、全国の旅館、ホテル、簡易宿所、保養所など(約5万施設)から標本理論に基づき抽出 した約1万8千施設。
- ※1 従業者数10人以上の宿泊施設(約1万施設)については、全施設が調査対象となります。
- ※2 従業者数<u>9人以下</u>の宿泊施設(約4万施設)については、従業者数や所在地に応じて一定の抽出率で 無作為に抽出し、約8千施設を調査対象としています(調査対象施設は、統計精度や安定性の向上を 図る観点から、原則として2年間継続して調査し、毎年1月に2分の1ずつ交替します)。

従業者数 注)	0~4人 ※2	5~9人 ※2	10 人以上 ※1
母集団数	約3万施設	約1万施設	約1万施設
抽出率	1/9	1/3	全施設

注) 調査期間年内(2020年1月~12月)に 従業者数に変動があった場合においても、当 該期間内においては標本抽出時点の層の調査 対象施設となります。

3. オンライン調査について

調査票の提出は郵送によるほか、宿泊旅行統計調査ホームページからエクセル形式の調査票を取得し、 電子メールによる提出が可能です。

詳細は、同封の「電子メールによる回答のご案内」をご覧下さい。

4. 調査結果について

調査結果は、国土交通省観光庁のホームページにおいて公表します。

観光庁ホームページ (http://www.mlit.go.jp/kankocho/)

宿泊旅行統計調査ホームページ

(http://www.mlit.go.jp/kankocho/siryou/toukei/shukuhakutoukei.html)

5. 送付書類一覧

- ① 調査票(3ヶ月分)
- ② 調査票の記入要領
- ③ 電子メールによる回答のご案内
- ④ 返信用封筒 (3部)

■調査に関するお問い合わせ先

【調査請負先】

000000

住所: 〒 - 0000-0-0

宿泊旅行統計調査事務局 ○○、○○、○○

電話:0120-000-000 (フリーコール) 00-000-000 (直通)

受付時間:9:00~18:00 (ただし、土日祝日を除く)

FAX: 0120-000-000 (フリータ・イヤル)

FAX で調査票をご返送いただくときは、1枚目から最終ページまで、全ページをお送り下さい。

※政府として統計調査の民間委託を推進しており、本年度は上記に委託して本調査を実施しておりますが、 貴施設からの回答内容は、統計法に基づき、統計以外の目的で使用することや外部に漏らすことは一切あり ません。

■観光庁お問い合わせ先

【実施主体】

国土交通省観光庁観光戦略課観光統計調査室 〇〇、〇〇

住所:〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-2

電話:(代表)03-5253-8111 内線27-214、27-216、27-217 (直通)03-5253-8325

受付時間: 土日祝日を除く9:30~18:15

FAX: 03-5253-1691

宿泊旅行統計調査ニュースレター

資料18

第53号)

宿泊旅行統計調査へのご協力ありがとうございます

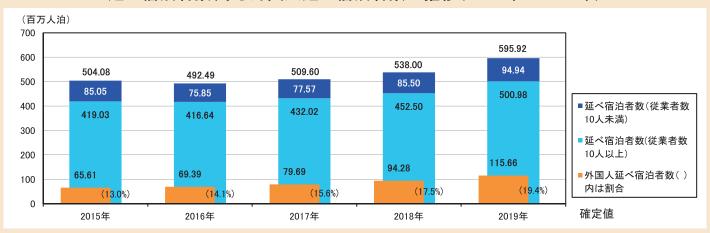
1. 宿泊旅行統計調査は国の重要な統計です

- 日頃より、宿泊旅行統計調査へのご協力をはじめ、観光行政に対してご理解とご協力をいただき、また、我が国 の観光振興にご尽力いただきまして、誠にありがとうございます。
- 宿泊旅行統計調査は、我が国の宿泊旅行の実態を明らかにし、観光産業の振興及び観光政策の立案等に活用されている重要な統計調査ですので、引き続きご協力を賜りますよう、よろしくお願い致します。
- 調査にご協力いただいている宿泊施設の皆様に、調査結果を基に作成したニュースレターをお送りさせていただきますので、ご活用いただければ幸いです。
- また、毎月の調査票の提出は、郵送によるほか、観光庁のホームページからエクセル形式の調査票をダウンロードして、電子メールで送付する方法もあります。詳細は、同封の「<u>電子メールによる回答のご案内</u>」をご覧ください。

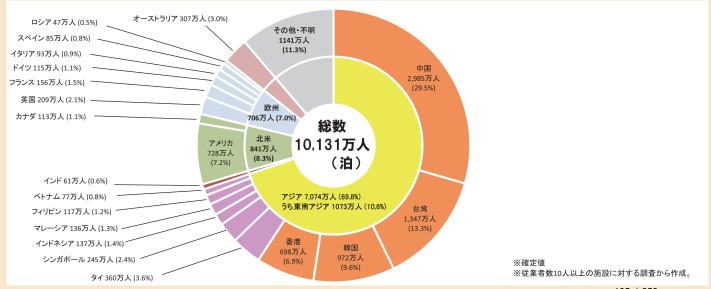
(観光庁ホームページ) https://www.mlit.go.jp/kankocho/siryou/toukei/shukuhakutoukei.html

2. 宿泊旅行統計調査の結果

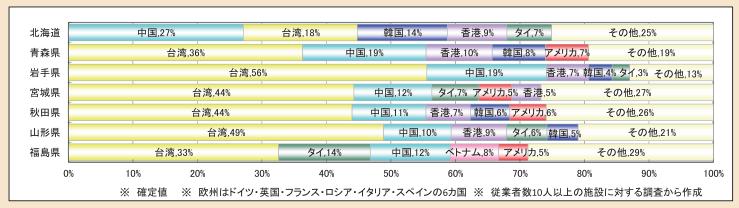
延べ宿泊者数、うち外国人延べ宿泊者数の推移(2015年~2019年)



国籍(出身地)別外国人延べ宿泊者数(2019年)

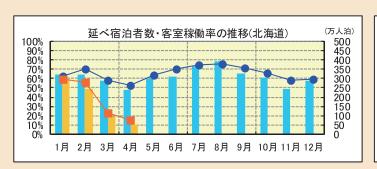


都道府県別、国籍(出身地)別外国人延べ宿泊者数構成比(2019年)

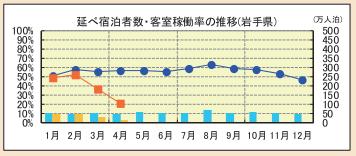


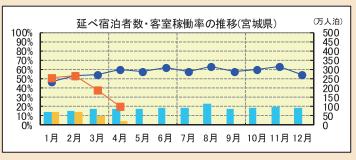
延べ宿泊者数·客室稼働率の推移(2019年1月~2020年4月)※ 2019年は確定値。2020年は速報値。

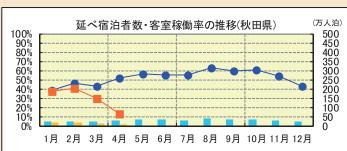
2019年(延べ宿泊者数) 2020年(延べ宿泊者数) - 2019年(客室稼働率) - 2020年(客室稼働率)

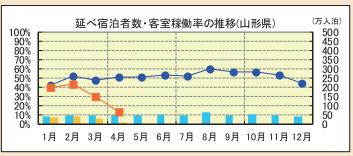


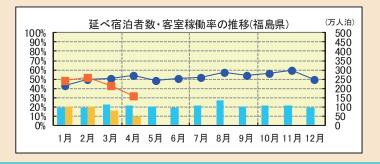












お問い合わせ先



国土交通省観光庁観光戦略課観光統計調査室 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号 電話 代表 03(5253)8111 内線27214、27216、2721 直通 03(5253)8325

※宿泊旅行統計調査の詳細な結果は、観光庁ホームページをご覧ください

国土交通省観光庁トップ http://www.mlit.go.jp/kankocho/

統計情報・白書

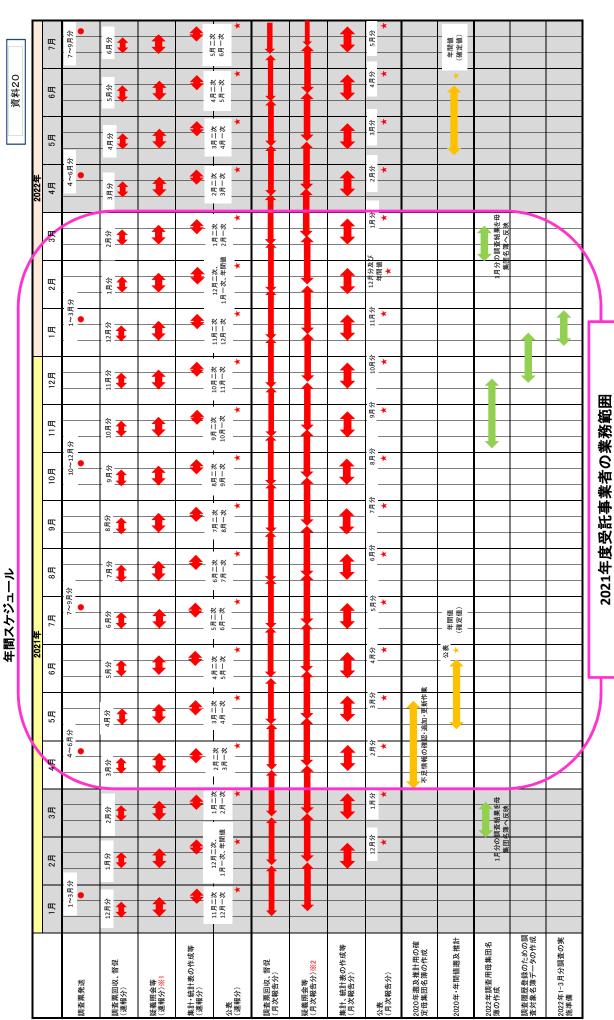


統計情報

—196 / 253——— 宿泊旅行統計調査

料金受取人払郵便 0 0 ○○支店 承 認 0000 0000000株式会社 00000000000 差出有効期間 平成00年0月 00 目まで ○○○ビル○階 観光庁 宿泊旅行統計調査 内 事務局

行



※1:速報分の調査票にかかる疑義照会を行う。 ※2:月次報告分から速報対象施設分を除いた施設の調査票について疑義照会を行う。

調査物品等の仕様・数量等

① 【調査票(資料 10、11、12)】*A3 については、中央折り曲げとすること。 約2.2万枚×12調査分(令和2年4月~令和3年3月の各月調査分)

第1号様式:A4、2頁、両面印刷、白黒印刷約9,000枚第2号様式:A4、2頁、両面印刷、白黒印刷約12,000枚第3号様式:A3、4頁、両面見開き印刷*、白黒印刷約1,100枚

② 【記入要領(資料 13、14、15)】*中央折り曲げとすること。 約2.2万枚×4回分(令和2年4~6月、7~9月、10~12月、令和3年1~3月分) (1回の発送ごとに1部を同封。)

「第1号様式:A3、3頁、両面見開き印刷*、白黒印刷、カラ−用紙 約9,000枚 第2号様式:A3、3頁、両面見開き印刷*、白黒印刷、カラ−用紙 約12,000枚 第3号様式:A3、4頁、両面見開き印刷*、白黒印刷、カラ−用紙 約1,100枚

- ③ 【電子メールによる回答のご案内(資料 16)】 A4、2 頁、両面印刷、白黒印刷 約2.2 万枚×4 回分(令和2年4~6月、7~9月、10~12月、令和3年1~3月分) (1回の発送ごとに1部を同封。)
- ④ 【依頼状(資料 17)】 A4、1 頁、白黒印刷 約2.2 万枚×4 回分(令和2年4~6月、7~9月、10~12月、令和3年1~3月分) (1回の発送ごとに1部を同封。)
- ⑤ 【ニュースレター(資料 18)】 A4、2 頁、両面印刷、カラ-印刷、チラシ用紙 約2.2 万枚×4回分(令和2年4~6月、7~9月、10~12月、令和3年1~3月分) (1回の発送ごとに1部を同封。)

 北海道・東北版
 約3,000 枚
 関東版
 約4,500 枚

 北陸・信越版
 約2,500 枚
 中部版
 約2,500 枚

 近畿版
 約3,000 枚
 中国版
 約1,500 枚

 四国版
 約1,000 枚
 九州・沖縄版
 約4,000 枚

- ⑥ 【調査票発送用封筒】角 2 窓開き 白黒印刷 約 2.2 万枚×4 回分(令和 2 年 4~6 月、7~9 月、10~12 月、令和 3 年 1~3 月分)
- ⑦ 【調査票返送用封筒(資料 19)】 長3 白黒印刷 約2.2万枚×12調査分(令和2年4~6月、7~9月、10~12月、令和3年1~3月の各月調査 分)
- ⑧ 【報告書発送用ラベル】 82 枚×12 回

報告書の仕様・数量等

【令和2年遡及推計分】

- くるみ製本
- ・A 4 360 頁程度(うちカラー 10 頁程度)
- ・表紙(レザック 66 ライトグリーン 46 判 横目 175kg)
- 180 部

調査票情報等の適正な管理のため講じる措置

1 管理体制

- (1)業務管理責任者は、調査票情報等の管理に係る業務を適正に運営するため、当該事務に従事する者の事務の範囲及び責任を明確にすること。
- (2)業務管理責任者は、調査票情報等の管理に係る業務において、災害時等の非常時に おける対策を定めるとともに、その内容を本業務に基づき配置する全ての者に周知す ること。

2 調査票情報等の管理

- (1)業務管理責任者は、調査票情報等を取り扱うことができる者及び取り扱うことができる調査票情報等の範囲を定めること。
- (2)業務管理責任者は、調査票情報等の受払い、保管に関し、必要な事項の台帳等への記録、定期的又は随時の点検を行うこと。
- (3)業務管理責任者は、調査票情報等について、所定の場所に保管し、その重要度に応じ、耐火・耐熱庫への保管、施錠の措置を講ずること。
- (4)業務管理責任者は、保存期間が経過した調査票情報等を廃棄する場合、紙資料については裁断又は溶解、電磁的記録については復元ソフトウェアを用いても復元できないように消去の措置を講ずること。
- (5) 業務管理責任者は、(1) から(4) の他、1 から7 に掲げる適正管理に関する事務の統括を実施すること。

3 作業実施時における調査票情報等の管理

- (1) 作業実施時における調査票情報等の取扱いは、業務管理責任者等の指示又は承認を受けた者が行い、作業が終了した後は、所定の場所に格納すること。また、作業実施時にサーバからクライアントに情報を移行して処理する場合において、作業が終了した後は、クライアントの情報を消去し、サーバの定められた領域に情報が格納されたことを確認すること。
- (2) 作業は、業務計画書に基づいて行い、業務管理責任者等は、作業の内容に応じた実績の記録を行い、業務計画書との照合等の措置を講ずること。
- (3)業務管理責任者は、調査票情報等の作業の実績記録の内容を点検し、その実施状況を確認する措置を講ずること。

4 コンピュータによる作業

- (1) コンピュータによる作業は、業務管理責任者等の指示又は承認を受けた者が行うこと。
- (2)業務管理責任者は、コンピュータによる作業の実施状況を把握するため、作業に応じた実績を記録し、業務計画書との照合等を行うこと。
- (3)業務管理責任者は、コンピュータの使用に関し、パスワード、識別カード等を設けるとともに、その管理方法(登録、発行、更新、変更、末梢、保管等)を定め、定期的に又は随時、これを見直し、パスワードの見読防止、識別カードの不正使用防止等の

- 1 -

措置を講ずること。

- (4)業務管理責任者は、電磁的記録に記録された内容の秘匿性の度合いに応じ、特定の作業を特定のコンピュータに限定する、又は使用者に応じてアクセス可能な領域、機能を限定するなどの措置を講ずること。
- (5) アンチウイルスソフトウェア、セキュリティパッチの導入、スクリーンロックの導入、定期的なデータのバックアップ等適切なセキュリティ対策を講ずるほか、必要に 応じて出力機器又はメールの利用制限、外部ネットワークとの遮断を行うこと。
- (6) 外部と接続しているコンピュータを利用する場合は、ファイアウォール(外部から 不正なアクセスを遮断し、内部から外部にのみアクセスできる仕組み)の設定を行う こと。

5 電磁的記録の管理

- (1)業務管理責任者等は、電磁的記録の障害の有無について、定期的に又は随時、点検 を行い、適切な管理を実施するとともに、その結果を発注者に報告すること。
- (2)業務管理責任者は、電磁的記録のアクセスモニタリング機能(不正が行われていないかを監視するために、電磁的記録へのアクセス記録を採取し、記録する機能)を設け、その記録を定期的に又は随時分析する等の方法により、不正アクセスに対し適切な対応を行うこと。

6 ドキュメントの管理

- (1)業務管理責任者は、発注者から貸与を受けたドキュメントのうち、発注者が外部に知られることを適当としないものと指定したものについては、所定の場所に保管する等の措置を講ずること。
- (2)業務管理責任者は、発注者が指定したドキュメントの外部への持ち出し、複写、廃棄等について、その管理上必要な手続を定めること。
- (3) 発注者が指定したドキュメントの管理は、業務管理責任者等が行い、定期的に又は 随時、点検を行うこと。

7 調査票情報等の保管施設の管理及び保安

- (1) 入退室管理
 - ① 業務管理責任者は、必要に応じ、調査票情報等の保管室等の入室資格者を定める とともに、入室目的の確認、入退室の記録、部外者の識別化及び立会等の措置を講 ずること。
 - ② 業務管理責任者は、必要に応じ、調査票情報等の保管室等の出入口の特定化による入退室の制限などの措置を講ずること。
 - ③ 業務管理責任者は、必要に応じ、機械により入退室管理を行っている場合は、パスワード、識別カード等を設けるとともに、その管理方法(登録、発行、更新、変更、末梢、保管等)を定め、定期的に又は随時、これを見直し、パスワードの見読防止、識別カードの不当使用防止等の措置を講ずること。

(2) 保安設備

- ① 不正・犯罪に備え、必要に応じ、調査票情報等の保管室に防犯ベル、監視設備の 設置等の防犯措置を講ずること。
- ② 災害に備え、必要に応じ、保管する媒体の特性を踏まえ、防火、防煙、防水、耐震等を考慮した調査票情報等の保管室の設置場所を選定するなどの保安措置を講ずること。

宿泊旅行統計調査 調査票審査および集計要領

1. 審査の原則

- ・ 審査は目視審査、電算審査の2段階で行う。
- ・ 宿泊施設への照会は、目視審査および電算審査終了後にまとめて行う。
- ・ 回答欄に「不明」と記入されている設問についての照会は行わない。
- ・ 目視審査は入力前に、不明瞭な部分や入力の判断に困る部分を捕捉・訂正する。
- 目視審査段階の補正・訂正は赤字で行う。
- ・ 宿泊施設がプレプリントされている情報を捕捉・訂正してきた場合は、その変更情報が 明確にわかるように赤字で囲む。

ただし、問 4 の「客室数」と「収容人数」、及び問 5 の「従業者数」は毎年 1 月 1 日現在で数値固定するため、第 2 回調査以降は、プレプリントを訂正してきても変更はしない。第 2 回調査以降でも、プレプリントが空白な部分を捕捉してきた場合は、その情報は反映する。

- ・ 補正・訂正不能な場合は、その部分の回答欄横に大きく「?」マークを記載し、電算審査後に照会する。
- ・ 電算審査は、設問間のチェック等を行い、不整合が生じた場合は、照会を行う。
- ・ 照会により補正・訂正する場合は、青字で行う。
- ・ 記入を訂正する場合は、その箇所を二重線で抹消し、正しい情報を記入する。

2. 目視審査

(1)宿泊施設名(第1号様式、第2号様式、第3号様式とも共通、問1)

審査のポイント	対応
プレプリントの宿泊施設名を訂正してあるが、判読できない。	・ 回答欄横に「?」を付け、電算審査後に 照会する。
 ・プレプリントの施設名を訂正してある。 ・予想される回答パターンは以下のとおり。 一施設名、組織名の追記または抹消ー施設名、組織名の変更による訂正ー施設名、組織名の間違いの訂正 	 組織名、施設名が混在している場合は、原則として、施設名のみを採用し、郵送上組織名が必要な場合は、送付先に付加する。 組織名と施設名の判別が困難な場合、または記入が不完全で判別が困難な場合は、WEB等により施設名を確認する。施設名が確認できず、組織名のみ確認可能な場合は、例外として組織名を採用する。

- ※プレプリントが組織名になっていて、宿泊施設が訂正を行っていない場合は、そのままとする(照会しない)。
- ※英数字、カタカナ、記号、スペース、カンマ等はすべて全角に統一。
- ※法人格の表記は、全角両カッコに統一。(株)、(有)など。

(2)部署名(第1号様式、第2号様式、第3号様式とも共通、調査票送付先)

	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
審査のポイント	対応
・調査票送付先の部署名が訂正されている。	・調査票送付先がプレプリントされた部署 名と異なる場合は、プレプリントの部署 名を二重線で抹消し、訂正された部署名 を○で囲み、これを採用する。
・調査票送付先に部署名が追記されている。	・追記された部署名を○で囲み、これを採用する。
・プレプリントされた部署名が訂正されている。	・訂正された部署名を○で囲み、これを採用 する。プレプリントされた部署名は二重 線で抹消する。

- ※部署名とは「フロント」「経理部」「総務部」等の部署の名称以外に、「代表」「社長」「支配人」等の役職名も含む。また、プレプリントされた部分に部署名のほかに氏名まで記入されている場合は、それも含めて部署名とする。
- ※宛先として使用するため、入力の際に、部署名のみなら「御中」、役職名のみなら「殿」、 氏名が入る場合は「様」の敬称を付加する。

(3)住所(第1号様式、第2号様式、第3号様式とも共通、調査票送付先)

対応 横に「?」を付け、電算審査後に照 。 の住所は、その施設の回答者が調査 け取れる住所を採用する。
の住所は、その施設の回答者が調査
の住所は、その施設の回答者が調査
って問 2 の施設所在地とは異なる ある。 新旧名、組織名と施設名の区別等を やすくするための注記などがある 、宛名として使用できる正しい施 のみ残し、不要な情報を抹消する。 不完全で判別が困難な場合は、 等により確認する。確認できない場 回答欄横に「?」を付け、電算審 照会する。

- ※英数字、カタカナ、記号、スペース、カンマ等はすべて全角に統一。
- ※丁目、番地、号等の住居表示の呼称は、ハイフンであっても統一しない。
- ※階数の表記で、階、Fなどの統一はしない。
- ※ 市町村合併による住所変更については、そのつど総務省の合併情報をもとに修正するが、 発送時と調査時が異なるので、注意を要する。

市町村別集計の際の所在地市町村は、調査時点の最新の情報に基づくものとする。すなわち、たとえば7月~9月調査において、9月1日に合併した市町村であれば、新市町村情報を生かし、逆に発送時の10月以降の合併であれば、旧市町村情報により集計する。

(4)宿泊施設タイプ (第1号様式、第2号様式、第3号様式とも共通、問3)

	700 3 140 12 02 122 114 07
審査のポイント	対応
・複数回答している。	・記入要領にそって、WEB等で確認して、 判断する。
・具体的な事業内容を記入してある。	記入要領にそって、WEB等で確認して、 判断する。
・回答しているが、判読できない。・プレプリント内容を訂正してあるが、判読できない。	・回答欄横に「?」を付け、電算審査後に照会する。
・プレプリント内容の抹消がなく、別のタイプに回答している。	・プレプリントの○を二重線で抹消する。

- ※婚礼用施設は「リゾートホテル」とする。
- ※ ゲストハウスは「簡易宿所」とする。
- ※割烹ホテル、プチホテル、および同伴施設ではないレジャーホテルは、宿泊目的で「観光レクリエーション」の割合が高ければ「リゾートホテル」、「出張・業務」の割合が高ければ「ビジネスホテル」とする。

(5)客室数、収容人数及び従業者数 (第1号様式、第2号様式、第3号様式とも共通、問4及び問5)

審査のポイント	対応
・少数での回答。	・WEB等で判別できる場合は、その値に訂
	正する。判断できない場合は、少数第一
	位四捨五入し、整数とする。
・ 範囲での回答(例:10~15)。	・二重線で抹消し、中間値に訂正する。中間
	値が少数を伴う場合は、少数第一位を四
	捨五入し、整数とする。
・回答しているが、判読できない。	・該当する回答欄横に「?」を付け、電算審
・プレプリント内容を訂正してあるが、判読	査後に照会する。
できない。	
・プレプリント内容の抹消がなく、訂正内容 の回答がある。	・プレプリント内容を二重線で抹消する。

(6)宿泊目的割合(第1号様式、第2号様式、第3号様式とも共通、問6)

\ \
対応
・「なし」等は「0」に訂正、「不明」等は二
重線で抹消する。
・入力不可能な不要な記載は二重線で抹消
する。
・少数第一位を四捨五入し、整数とする。
どちらか適していると思われるほうに加
える。
・スポーツ、合宿、冠婚葬祭、参拝、湯治は
「観光・レクリエーション」とする。
・研修は「出張・業務」とする。
・二重線で抹消し、中間値に訂正する。中間
値が少数を伴う場合は、少数第一位を四
捨五入し、整数とする。 両者の合計が 101
となる場合は、大きいほうの数値から 1
をマイナス、99 の場合は、小さいほうの
数値に1をプラスする。
・明らかに他方を加えて 100%になる値と
判断できる場合は、その値を補記する。
・該当する回答欄横に「?」を付け、電算審
査後に照会する。
・プレプリント内容を二重線で抹消する。

(7)宿泊者数および外国人宿泊者数の人数 (第 1 号様式、第 2 号様式、第 3 号様式とも共通、問 7)

111 17	
審査のポイント	対応
・空欄の場合	・空欄の場合は「?」を付け、電算審査後に
	照会する。
・数値以外の回答。	・「なし」等は「0」に訂正、「不明」等は二
	重線で抹消する。
	・入力不可能な不要な記載は二重線で抹消
	する。
・少数での回答。	・少数第一位を四捨五入し、整数とする。
・範囲での回答(例:10~15)。	・二重線で抹消し、中間値に訂正する。中間
	値が少数を伴う場合は、少数第一位を四
	捨五入し、整数とする。
・期間中休業中または改装中等の記載があ	・「0」を記入。
って、人数が無回答。	
・1日あたりの人数での回答。	・1日あたり人数×営業日数により訂正し、
	1日あたりの人数を二重線で抹消。

[※] 目視審査では、延べ人数≥実人数、宿泊者数≥外国人宿泊者数等のチェックは行わない。

(8)利用客室数または客室稼働率 (第1号様式、第2号様式、第3号様式とも共通、問7) (H21年調査より追加)

審査のポイント	対応
・数値以外の回答。	・「なし」等は「0」に訂正、「不明」等は二
	重線で抹消する。
	・入力不可能な不要な記載は二重線で抹消
	する。
・稼働率での記入でなく(%チェックなし)、	・%記入の間違いでないか確認。少数第一位
少数での回答。	を四捨五入し、整数とする。
・稼働率での記入でなく(%チェックなし)、	・%記入の間違いでないか確認。
100以下。	
・ 範囲での回答(例:10~15)。	・二重線で抹消し、中間値に訂正する。中間
	値が少数を伴う場合は、少数第一位を四
	捨五入し、整数とする。
・期間中休業中または改装中等の記載があ	・「0」を記入。
って、利用客室数が無回答。	

(9)外国人国籍別延べ宿泊者数 (第2号様式問9、第3号様式問8とも同様)

審査のポイント	対応	
・人数と割合の両方の記載が混在する。	・原則人数を採用し、採用しないほうを二重	
	線で抹消する。ただし、各月とも人数か	
	割合のどちらかを統一的に採用する。	
・ 空欄の場合	・空欄の場合は「?」を付け、電算審査後に	
	照会する	
・数値以外の回答。	・「なし」等は「0」に訂正、「不明」等は二	
	重線で抹消する。	
	・入力不可能な不要な記載は二重線で抹消	
	する。	
・構成比の回答でなく(%チェックなし)、	・構成比の間違いでないか確認。人数回答の	
少数での回答。	場合、少数第一位を四捨五入し、整数と	
	する。	
	・構成比回答の場合、少数はそのまま採用	
	し、%回答チェックボックスにチェック	
	を補記する。	
・ 範囲での回答(例:10~15)。	・二重線で抹消し、中間値に訂正する。	
	・中間値が少数を伴う場合、人数回答なら少	
	数第一位を四捨五入し、整数とする。	
・ 国籍 (出身地) 不明分の記載が欄外等にあ	・回答欄上部の余白に不詳欄を設け、その値	
る。	を補記する。回答欄にあるひとくくりの	
・複数の国籍をひとくくりで記入。	値を二重線で抹消する。なお、「その他」	
	は「不詳」とは異なる。	
・割合回答なのに%回答チェックボックス	チェックボックスにチェックを補記。	
にチェックがない。		

- ※目視審査では、国籍別の合計チェックは行わない。
- ※大陸別等にくくっている場合は、不詳欄に補記する。
- ※香港を中国に含めている場合は、その回答を採用する。不詳欄への補記は不要。

(10)都道府県別延べ宿泊者数 (第3号様式のみ、問9)

審査のポイント	対応
・人数と割合の両方の記載が混在する。	・原則人数を採用し、採用しないほうを二重 線で抹消する。ただし、各月とも人数か 割合のどちらかを統一的に採用する。
・数値以外の回答。	・「なし」等は「0」に訂正、「不明」等は二重線で抹消する。・入力不可能な不要な記載は二重線で抹消する。
・構成比の回答でなく (%チェックなし)、 少数での回答。	・構成比の間違いでないか確認。人数回答の場合、少数第一位を四捨五入し、整数とする。 ・構成比回答の場合、少数はそのまま採用し、%回答チェックボックスにチェックを補記する。
・ 範囲での回答(例:10~15)。	・二重線で抹消し、中間値に訂正する。・中間値が少数を伴う場合、人数回答なら少数第一位を四捨五入し、整数とする。
・都道府県不明分の記載が欄外等にある。 ・複数の都道府県をひとくくりで記入。	・回答欄上部の余白に不詳欄を設け、その値 を補記する。回答欄にあるひとくくりの 値を二重線で抹消する。なお、「その他」 は「不詳」とは異なる。
割合回答なのに%回答チェックボックス にチェックがない。	チェックボックスにチェックを補記。

[※]目視審査では、都道府県別の合計チェックは行わない。

[※] 市外局番で都道府県を判別している場合、携帯電話は国外ではなく不詳欄に補記する。

(11)県内外別延べ宿泊者数 (第1号様式、第2号様式とも共通、問8)

審査のポイント	対応
・人数と割合の両方の記載が混在する。	・原則人数を採用し、採用しないほうを二重
	線で抹消する。ただし、各月とも人数か
	割合のどちらかを統一的に採用する。
・数値以外の回答。	・「なし」等は「0」に訂正、「不明」等は二
	重線で抹消する。
	・入力不可能な不要な記載は二重線で抹消
	する。
・構成比の回答でなく(%チェックなし)、	・構成比の間違いでないか確認。人数回答の
少数での回答。	場合、少数第一位を四捨五入し、整数と
	する。
	・構成比回答の場合、少数はそのまま採用
	し、%回答チェックボックスにチェック
	を補記する。
・範囲での回答(例:10~15)。	・二重線で抹消し、中間値に訂正する。
	・中間値が少数を伴う場合、人数回答なら少
	数第一位を四捨五入し、整数とする。
・割合回答なのに%回答チェックボックス	チェックボックスにチェックを補記。
にチェックがない。	

[※]目視審査では、県内外別の合計チェックは行わない。

3. 電算審査

(電話照会による修正は入力ファイルに、電算自動修正は集計ファイルに行う)

	論理チェック	電話照会後不明の場合の処理 (※印は電算自動修正)
1		
a.		
2	未記入のある施設	
b.	問7全体延べ人数が未記入(各月)	無効票(無回答)扱い
c.	問7外国人延べ人数が未記入(各月)	0とする (※)
	(全体延べ人数が0の場合を除く)	
d.	問7全体延べ人数が5,000人以上または前回までに外れ値	県別不詳とする(各県を0とす
	施設または前回内訳が記入されていた施設で、かつ県別が	る。※)
	すべて未記入(各月)	
e.	問7外国人延べ人数が1,000人以上または前回までに外れ	国籍別不詳とする(各国籍を0
	値施設または前回内訳が記入されていた施設で、かつ国籍	とする。※)
	別がすべて未記入(各月)(外国人延べ人数が0またはブ	
	ランクは除く)	000000000000000000000000000000000000000
f.	問7実人数(または外国人実人数)が未記入または0の施	入力データの実人数を一度ブ
	設(各月)	ランクにし、層別に補正(※)
	(延べ人数が0またはブランクの場合を除く)	所在地都道府県別×従業者数
		3 区分別の層別に実人数と延
		べ人数の記入がある施設の連
		泊数の平均を求め、延べ人数を
		この値で割る(少数以下は四捨
		五入し整数に。ただし四捨五入
		後に0となる場合は1)。
t2.	問7利用客室数(または客室稼働率)が未記入または0	入力データの利用客室数を一
	の施設(各月)(H21調査より)	度ブランクにし、定員稼働率よりない。
	(延べ人数が0またはブランクの場合を除く)	り補正(※)
		客室稼働率を定員稼働率で代
		用し、客室数×月間日数にかける(少数以下は四捨五入して整
		数に。ただし四捨五入後に 0
		数に。たたし四倍五八後に 0 となる場合は 1)。
o	問3宿泊施設のタイプが未記入	こなる場合は 17。 不詳のまま
g. h.	問3個石地段のグイクが木記八 問4客室数または収容人数が未記入	
i.	問う従業者数が未記入	
j.	問6宿泊目的の両方の比率が未記入	
J.	HJ V 日1日日HJ*/ 門/J*/火に干/V*/小に/へ	コーサックのの

③項目間の整合性	
k. 問 6 宿泊目的の合計が 100%にならない	記入値から補正 (※)
	例:50と30の場合、50/80と
	30/80のパーセントを整数に四
	捨五入(ただし足して 101 の
	場合は大きいほうをマイナス
	1、99 の場合は小さいほうをプ
	ラス 1)
1. 問7外国人延べ人数>全体延べ人数(各月)	必ず解決
m. 問7外国人延べ人数> (様式1) 問8県外宿泊者数(各月)	必ず解決
n. 問7外国人実人数>全体実人数(各月)	必ず解決
o. 問7全体実人数>全体延べ人数(各月)	必ず解決
o2.延べ人数÷実人数>35(外国人も含む)(各月)	必ず解決
p. 問7外国人実人数>0かつ	必ず解決
外国人延べ人数=0またはブランク(各月)	
p2.問7外国人実人数>外国人延べ人数(各月)	必ず解決
q. 問7延べ人数>1.2×収容人数×営業日数(各月)	そのまま(疑わしさがない場合
(修学旅行等で定員以上に詰め込む場合や、夏休み等の子供	のみ=必ずしもありえないと
を含む家族旅行などは、考えられること)	はいえない場合のみ)
q2.問7利用客室数>2×客室数×営業日数(各月)	そのまま(疑わしさがない場合
(H21 年調査より)	のみ)。
→ 記入ミスまたは客室数変更の可能性あり	
(一般的にはありえないが、年間途中で客室数を増設した場	
合は、計算上は旧客室数を用いるので、ありうる)	
q3.問7定員稼働率>2×客室稼働率(各月)	そのまま(疑わしさがない場合
(H21 年調査より)	のみ)。
→ 記入ミスまたは客室数変更の可能性あり	
(一般的には定員稼働率より客室稼働率が多いが、満室の場	
合などは例外もある)	
m q4.問 7 利用客室数 $>2 imes$ 延べ人数(各月)	そのまま(疑わしさがない場合
(H21 年調査より)	のみ)。
→ 記入ミスまたは客室数変更の可能性あり	
(一般的には利用客室数は延べ人数より少ないが、複数の部	
屋を利用する場合などは例外)	
r. 問7外国人延べ人数≧ (様式2) 問9国外宿泊者数×2、	問7を優先し、問9を置き換え
または≦国外宿泊者数×0.5(各月)	る (※)
s. 問 8、9 県別の内訳合計≧問 7 宿泊者数延べ人数×2、ま	問7を優先し、内訳を同比率で
たは≦宿泊者数延べ人数×0.5(各月)	按分する(※)

調査票審査・集計要領 (宿泊旅行統計調査)

t. 問8、9国籍別の内訳合計≥問7外国人宿泊者数延べ人数	問7を優先し、内訳を同比率で
×5、または≦外国人宿泊者数延べ人数×0.2(各月)	按分する (※)
④前回調査との乖離	
u1.問 7 宿泊者数延べ人数(3 ヶ月合計)≧300、	そのまま
かつ≧前回調査×5	
(前回調査の月別延べ人数のうち、ある月が0の場合を除く)	
u2.問 7 宿泊者数延べ人数(3 ヶ月合計)≧300、	そのまま
かつ≦前回調査×0.2	
(今回調査の月別延べ人数のうち、ある月が 0 またはブラン	
クの場合を除く)	
v1.問7外国人宿泊者数延べ人数(3ヶ月合計)≧100、	そのまま
かつ≧前回調査×4	
(前回調査の月別の全体延べ人数のうち、ある月が 0 の場合	
を除く)	
v2.問7外国人宿泊者数延べ人数(3ヶ月合計)≧100、	そのまま
かつ≦前回調査×0.25	
(今回調査の月別の全体延べ人数のうち、ある月が 0 または	
ブランクの場合を除く)	

4. 推計前の補正

電話による疑義照会が完了したら、すべての有効票について補正する。

以下の補正は、電算審査によってエラーにならなかった施設も含めた全施設に対して行う。

- - (同一比率で合計が100%になるようにする)
 - なお、四捨五入して整数化するが、合計が99%にしかならない場合は、少ないほうに1 を加え、合計が101%になる場合は、多いほうから1を減ずる。
- ・ 2号様式において、各月について、問9国外宿泊者数を問7外国人延べ人数で置き換える。
 - その後、問9の「北海道」から「沖縄県」までの宿泊者数及び「不詳」の合計が、問7の「延べ宿泊者数」- 「外国人延べ宿泊者数」に一致するように按分補正する。
- ・ 1 号様式において、問 8 の県内外別宿泊者数及び「不詳」の合計が、問 7 の延べ人数に 一致するように按分補正する。
 - (延べ人数が0の場合は、按分した内訳は全て0となる)
- ・ 各月について、国籍別宿泊者数 (1 号様式は問 9、2 号様式は問 8) 及び「不詳」の合計 が問 7 の外国人延べ人数に一致するように按分補正する
 - (外国人延べ人数が0の場合は、按分した内訳は全て0となる)

それ以外の特殊補正は以下のとおり。

※ 前回までの外れ値施設が未回収の場合の補正方法

原則として、前回までの外れ値施設については、最大限回収できるように督促・要請を 行うが、やむを得ず回収できなかった場合は、当該施設の前年同月比を仮定し、これを 当該施設の前年の調査結果に乗じて補正を行う。

間6までのデータは、前回のデータを使用する。

問7の延べ人数は、当該施設を除く同一都道府県内の全施設の延べ人数の合計について、 前年と当年の同月比を用いる。

県内外別(都道府県別)の宿泊者数は、当該施設を除く同一都道府県内の全施設の県内外別宿泊者数の合計について、前年と当年の同月比を用いる。

国籍別の宿泊者数は、当該施設を除く同一運輸局等(地方ブロック)内の全施設の国籍 別宿泊者数の合計について、前年と当年の同月比を用いる。

具体的には、補正が必要なh県(またはブロック)ii番目の当該施設の宿泊人数 x_{hii} は、

前年同月の宿泊人数を $X_{h,ii}$ ^{*1}とすると、

$$x_{h,i} = X_{h,i} \underbrace{\sum_{i \neq ii} x_{h,i}}_{i \neq ii} X_{h,i}$$

ここで、 $x_{h,i}$ はh県(またはブロック)i番目の施設の当月の宿泊人数、 $X_{h,i}$ はh県(ま

たはブロック)i番目の施設の前年同月の宿泊人数 *_1 。総和の対象となるi(施設)の数は、県(またはブロック)内で当月及び前年同月の宿泊人数が両方とも有効である全施設数で、今年と前年とでは異なる。

実人数は、前年データがないので、別途、他の施設と同様の実人数の補正方法を用いる。

(※1) 当該施設の前年同期の調査票が未回収のため前年同月の宿泊人数が不明の場合は、 当該施設の過去1年間の回収済みの調査票をもとに月平均宿泊人数を算出し、それ を代用する。 調査票審査・集計要領 (宿泊旅行統計調査)

※ 実人数が不明の場合の処理方法

(1) 実人数に関する電話照会基準

各月ごとに、実人数が未記入、または明らかに記入間違いのもの(たとえば、実人数が延べ人数より大きいなど)については、すでに施設より回答不能等の補記がある場合を除き、すべて電話照会を行う。

(2) 電話照会の方法

電話照会では、なるべく実人数の回答率を高めるために、直接実人数を回答できない場合には、平均連泊数の概算値等を聞き取り、その値から延べ人数を割って算出する。

(例)「 \bigcirc 月の平均連泊数はどれくらいでしょうか。・・・では、1 泊する方は 8 割くらい、残り 2 割の方はほぼ 2 泊程度ということですね。」この例では、平均連泊数は 1.2 となる。

(3) 電話照会後の処理

電話照会を行っても、実人数の不明や矛盾が解消されない場合は、層別に補正を行う。 都道府県別×従業者数区分別(10~29 人/30~99 人/100 人以上)に層化し、それぞれ の層ごとに実人数および延べ人数が有効である施設のデータをもとに、その層内の施設 の連泊数の平均を求め、その値で当該施設の延べ人数を割った値を実人数として補正す る(層化は外れ値施設も含む)。

具体的な補正は以下の式で表される。

補正が必要な第h層ii番目の施設の実人数 y_{hii} は、当該施設の延べ人数を x_{hii} とすると、

$$y_{h,ii} = \frac{x_{h,ii}}{p_h}$$
、 p_h は第 h 層の有効データの平均連泊数で $p_h = \frac{1}{n_h} \sum_i \frac{x_{h,i}}{y_{h,i}}$

ここで、 $y_{h,i}$ は第h 層i 番目の施設の実人数、 $x_{h,i}$ は第h 層i 番目の施設の延べ人数、総和の対象となるi (施設) は、 $y_{h,i}$ (実人数)、 $x_{h,i}$ (延べ人数) とも有効な施設のみで、 n_h は有効施設の件数。

補正後は四捨五入して整数にするが、四捨五入後に0となる場合は1とする。

以上の方法で実人数を補定するが、稀に、補定後の外国人実人数が全体の実人数を上回ることがある。

この場合は、全体の実人数を優先し、全体の1人あたりの宿泊数で外国人の延べ人数を割って、それを外国人実人数に置き換える。

調査票審査・集計要領 (宿泊旅行統計調査)

(平成26年度追記)

「実宿泊者数」は有効な「延べ宿泊者数」及び「実宿泊者数」、「外国人実宿泊者数」は 有効な「外国人延べ宿泊者数」及び「外国人実宿泊者数」を用いて平均連泊数を算出し、 補正する。

5. 集計(推計)方法

未回収分を含めた母集団の宿泊者数の推計は以下のように行う。

都道府県別の集計表では母集団を所在地都道府県別×従業者数区分別(10~29 人/30~99 人/100 人以上)に層化、市区町村別の集計表では母集団を所在地市区町村別に層化し、それぞれの層ごとに回収分のデータをもとに拡大推計する。(H21 年より市区町村別集計は別途変更)

各層ごとの推計値は以下の式で表される。

$$G_h = \frac{N_h}{n_h} \sum_{i \square} x_{h,i}$$

 G_h : 第h層の推計値(宿泊人数等)、 x_{hi} : 第h層i番目の施設の調査結果

 N_h : 第h層の母集団施設数、 n_h : 第h層の回収施設数

 $\frac{N_h}{n_h}$: 第h層の各施設の推計の重み係数 (乗率)

ただし、以下の外れ値を持つ施設に関しては、推計値に与える影響が大きいため、拡大 推計から除いて単純合計する。

外れ値を持つ施設をその層からはずして、外れ値施設を独立した層として考え、乗率を1 として合計する。

はずされた層の母集団施設数 (N_h) と回収施設数 (n_h) が減ることに注意。

外れ値とする施設は以下のとおり。

- ・ クロス集計表の各セルにおいて、回収施設の総和が 1,000 人泊以上のセルで、1 施設でセル内の半分以上を占める施設
- 1 つのセルにおいて外れ値となった施設については、他のセルの集計の際にも外れ値として扱う

全体値(総計)の推計値 Gは、以上の層別推計値の総和となる。

$$G \! \equiv \! \sum_{h \square} \! G_{h \square}$$

標準誤差率eは以下のとおり。

$$e$$
量 $\frac{\sqrt{V}}{G}$ 、 V 量 $\sum_h \frac{N_h(N_h - n_h)}{n_{h\square}} s_{h\square}^2$ 、 s_h^2 は第 h 層の分散

6. 年間遡及推計について

毎年、前年末時点での母集団名簿の更改作業、及び 3 月時点の調査結果を反映させて、 前年 1~12 月分についての遡及推計を行う。

推計方法は、毎回の調査時と同じく、母集団を所在地都道府県別×従業者数区分別(10 \sim 29 人/30 \sim 99 人/100 人以上)に層化し、それぞれの層ごとに回収分のデータをもとに拡大推計する。ただし、母集団は月ごとに確定し、これらの推計も月ごとに行う。

各月の母集団施設は、月初の宿泊施設とし、各月の施設情報(新設、廃業情報)は、以下のとおりとする(以下、令和元年の遡及推計について説明)。

① ベースとなる名簿

平成31年3月31日時点で確定した名簿及び令和元年末時点に更改した名簿(特に新設施設について)の情報をベースとする。

② 平成31年・令和元年中の廃業施設

平成31年・令和元年調査時及び令和2年第1回調査時において、平成31年・令和元年中の廃業が判明した施設は、その廃業日を特定し、廃業月以降の母集団には含めない(毎月2日以降の廃業及び廃業月の日付を特定できない場合は、翌月から母集団に含めない)。

③ 平成31年・令和元年中に対象外事由が判明した施設

平成31年・令和元年調査時及び令和2年第1回調査時において、平成31年・令和元年中に廃業以外の事由で対象外(従業者数9人以下または同伴施設)であることが判明した施設は、平成31年・令和元年中(全12ヶ月)の母集団には含めない。

ただし、平成 31 年・令和元年調査時に従業者数が 10 人以上であることが把握できていて、令和 2 年第 1 回調査時に 9 人以下になった施設は、平成 31 年・令和元年の遡及推計の母集団には含める。

④ 平成31年・令和元年中の新設施設

令和元年末時点に名簿を更改した際に把握した新設施設について、都道府県また宿泊施設への照会によって新設日を確定し、新設月以降の母集団に含める(毎月 2 日以降の開業及び開業月の日付を特定できない場合は、翌月から母集団に含める)。

なお、これらの新設施設について、都道府県または宿泊施設への照会によって、当該施設が対象外(従業者数 9 人以下または同伴施設)であることが判明した場合は、平成 31 年・令和元年及び令和 2 年の母集団施設に含めない。

令和2年以降の年遡及推計も上記に準ずる。

ただし、平成31年・令和元年、令和2年年遡及推計の際の外れ値施設の設定(乗率を1とする施設)は、各年の最終調査時に設定された外れ値施設を用いる。令和3年以降の年遡及推計の際には、年間を通じた要回収重点施設を用いる。

調査票審査・集計要領(平成21年宿泊旅行統計調査での追加・変更点)

- ※ 平成 21 年調査での外れ値施設(要回収重点施設)の取扱い方法 平成 20 年の「宿泊旅行統計分科会」において、平成 21 年調査での外れ値施設の取扱い 方針は、以下のように決定された(確認)。
- ・ 平成 21 年調査では、四半期調査毎に外れ値施設を設定し、前回調査分の外れ値施設を 引き継がないようにする。
- ・ 年間を通じて継続的に外れ値となる大規模施設については、「要回収重点施設」として、 回収管理を徹底するが、どうしても協力が得られない場合は、引き続き前年同月比によ る補定を行う。

ここでいう「要回収重点施設」を以下のように規定する。 『平成20年調査で、四半期調査毎に毎回独立して外れ値となる施設』 このような施設は、全国で60施設あった。

これらの施設については回収管理を徹底するが、やむを得ず回収できなかった場合は、 昨年と同様に、当該施設の前年同月比を仮定し、これを当該施設の平成 20 年調査結果に 乗じて補正を行う。

問6までのデータは、前回のデータを使用する。

問 7 の宿泊者数(延べ人数と実人数)は、当該施設を除く同一都道府県内の全施設の宿泊者数の合計について、平成 20 年と平成 21 年の同月比を用いる。

県内外別(都道府県別)の宿泊者数は、当該施設を除く同一都道府県内の全施設の県内外別宿泊者数の合計について、平成20年と平成21年の同月比を用いる。

国籍別の宿泊者数は、当該施設を除く同一運輸局等(地方ブロック)内の全施設の国籍別宿泊者数の合計について、平成20年と平成21年の同月比を用いる。

具体的には、補正が必要なh県(またはブロック)ii番目の当該施設の宿泊者数 x_{hii} は、

前年同月の宿泊者数を $X_{h,ii}$ ^{*1}とすると、

$$x_{h,i} = X_{h,i} \sum_{\substack{i \neq ii \cup \\ \sum_{i \neq ii}}} x_{h,i}$$

ここで、 $x_{h,i}$ はh県(またはブロック)i番目の施設の当月の宿泊者数、 $X_{h,i}$ はh県(またはブロック)i番目の施設の前年同月の宿泊者数 *_1 。総和の対象となるi(施設)の数は、県(またはブロック)内で当月及び前年同月の宿泊者数が両方とも有効である全施設数で、今年と前年とでは異なる。

以上の方法で宿泊者数を補定するが、稀に、補定後の外国人宿泊者数が全体の宿泊者数を上回ることや、実宿泊者数が延べ宿泊者数を上回ることがある。

外国人が全体の宿泊者数を上回る場合は、全体の宿泊者数を優先し、当該施設の前年同月 の宿泊者数*1に占める外国人宿泊者数の比率を求め、その比率を上で補定した宿泊者数に 乗じて、それを外国人宿泊者数に置き換える。

実宿泊者数が延べ宿泊者数を上回る場合は、延べ宿泊者数を優先し、上で補定した延べ宿泊者数を当該施設の前年同月の1人当たり平均宿泊数(延べ宿泊者数÷実宿泊者数)**1で除して、それを実宿泊者数に置き換える。

なお、利用客室数は、前年データがないので、別途、他の施設と同様の利用客室数の補 正方法を用いる。

- (※1) 当該施設の前年同期の調査票が未回収のため前年同月の宿泊者数が不明の場合は、 当該施設の過去1年間の回収済みの調査票をもとに月平均宿泊者数を算出し、それ を代用する。
- ※ 平成 21 年以降の調査での外れ値施設の設定方法

平成 21 年以降の調査では、以上の「要回収重点施設」のほかに四半期毎に外れ値施設を設定するが、前年までと同様に、調査毎に各集計表で回収施設の総和が 1,000 人泊 (人)以上になるセルにおいて、50%以上のシェアを占める施設とする。

ただし、客室稼働率(利用客室数を含む)及び定員稼働率の集計表については除外する。

- ※ 平成 21 年以降の調査での利用客室数の把握方法
- (1) 利用客室数に関する電話照会基準

月毎に利用客室数が未記入、または明らかに記入間違いのもの(たとえば、客室稼働率が 100%を大きく超える場合)については、すでに施設より回答不能等の補記がある場合を除き、すべて電話照会を行う。

(2) 電話照会の方法

電話照会では、なるべく回答率を高めるために、直接利用客室数を回答できない場合に は、月毎におおよその客室稼働率を聞き取る。

(3) 電話照会後の処理

電話照会を行っても、利用客室数の不明や矛盾が解消されない場合は、月毎に客室稼働率 を定員稼働率で代用し、利用客室数を補正する(未回収外れ値施設の利用客室数の補定も 同様に行う)。

具体的な補正は以下の式で表される。

客室稼働率を定員稼働率で置き換えると、

となる。

補正後は四捨五入して整数にするが、四捨五入後に0となる場合は1とする。

しかし、稀に、客室数または収容人数が不明の場合は、これらの補定は不可能となるので、利用客室数も不明となる(利用客室数の集計をする際には、便宜的にゼロとして扱う)。

なお、回収施設に関しては、客室数および収容人数が不明の場合は、原則として電話照 会により確認をし、極力、これらの不明を排除できるようにする。

※ 平成 21 年以降の調査での統計表の算出方法(追加及び変更点)

(1) 利用客室数

客室稼働率を回答した施設は、月毎に客室数×月間日数×客室稼働率を利用客室数とする。 各施設の利用客室数に施設所在地(47 区分)×従業者数(3 区分)の層ごとの回収率の 逆数の乗率(ただし外れ値施設は1)をかけて合算する。

ただし、参考表では乗率をかけず、生数字を合算する。

なお、補定後の利用客室数が不明の場合は、ゼロとして合算する。

(2) 客室稼働率

セルごとに合算した利用客室数を、セルごとに合算した客室数×月間日数で除した値を算出する。

ただし、利用客室数または客室数が不明の施設は、これらの合算には含めない(定員稼動率と同様に、有効回答データのみを算出する)。

(3) 市区町村別の集計と表章(参考第4表~参考第11表)

平成 21 年調査では、市区町村別の集計の際には、層ごとの乗率をかけずに、生数字を合算する。

表章する市区町村については、回収施設数が10施設以上とする。

参考第4表の市区町村別の回収率は、<u>実際に回収した施設数を母集団施設数で除して算出し、</u>未回収外れ値として補定した施設のデータは含めない(参考1の回収施設数と同じ)。 したがって、参考第5表以降の集計にも補定した施設のデータは含めない。

(4) 従業者数 100 人以上の大規模施設の集計(参考第1表~参考第3表)

参考表において、市区町村別集計と同様に生数字を合算するが、昨年までと同様に、<u>未回収外れ値として補定した施設のデータも含めて合算する(要注意</u>)。

調査票審査・集計要領(平成22年4-6月調査以降の追加・変更点)

(1) 宿泊施設タイプ

宿泊施設タイプに「会社・団体の宿泊施設」を追加する。

(2) 従業者数

調査対象施設に従業者数 10 人未満の施設も追加されたことに伴い、当該資料に記載されている「従業者別に層化」を実施する際は、3 区分($10\sim29$ 人/30 人 ~99 人/100 人以上)を 5 区分($0\sim4$ 人 $/5\sim9$ 人 $/10\sim29$ 人/30 人 ~99 人/100 人以上)に全て読み替えて処理する。

(3) 市区町村別の集計と表章(参考第5表~参考第12表)

従業者数3区分(0~4人/5~9人/10人以上)に分けて表章する。

表章の対象となる市区町村については、上記 3 区分別に回収施設数が 10 施設以上あるものとする。

尚、参考第 5 表の母集団施設数については、表章の対象となった市区町村は従業者数 3 区分全て掲載する。

調査票審査・集計要領(平成27年4月以降の月次集計)

(1) 1次速報及び2次速報

月次集計では、調査対象月の翌月末公表の1次速報集計、翌々月公表の2次速報集計の2 種の集計を行う。

(例) 4月分調査結果 → 1次速報集計:5月末公表、2次速報集計:6月末公表

(2)集計

①1次速報集計

1 次速報集計は、回収開始後 $10\sim15$ 日程度で回収された有効票を用いて集計を行うことになる(おおよそ、2 次集計の $50\sim60\%$ の有効票)。そのため、2 次速報集計で行う「外れ値処理」、「未回収施設の補填処理」は行わない。それ以外は、2 次速報集計と同じ集計手順で行う。

②2次速報集計

従来の集計と同じ集計手順で行う。

宿泊旅行統計調査 名簿整備マニュアル

1 名簿の種類

● マスター名簿

調査対象外となった施設も含め、全ての施設情報を履歴として保持し、次年度調査 対象施設を整理する際に各都道府県へ配布し、更新(新設および、廃業などの対象 外情報の提供)を依頼する。

全ての名簿の元となる名簿。

● 宿泊旅行統計調査名簿

マスター名簿から、その年の調査対象となる施設のみを抜粋した名簿。 後述の「確定名簿」「遡及名簿」の元となる名簿。

● 確定名簿

毎月の集計を行う際に使用する名簿。

● 遡及名簿

遡及推計に使用する名簿。

遡及推計の対象となる翌年の1-3月調査結果を反映してから推計を行う。

2 名簿整備手順(調査開始前)

以下の手順は当年調査(1-12月)が完了し、翌年調査準備時点を例に示す。

2.1 マスター名簿

当年調査までの全ての情報を反映したマスター名簿を元に、各都道府県から送られた新設、対象外(廃業等)情報を盛り込み、以下の手順で翌年の名簿を作成する。

- ▶ 元名簿において、すでに対象外(廃業等)が判明している施設は、その旨及 び廃業日等を記録し、翌年1月調査時には調査票を発送しない。
- ➤ 元名簿の対象外情報は当年調査の集計時に確定したもののほかに、翌年1月 調査の調査票発送前までに判明したもの、及び都道府県からの照会情報を追加する。
- ▶ 現時点で休業中の判明している施設は、翌年中に再開する予定のある施設は「休業中」として残すが、翌々年以降の再開または再開時期が全く不明な施設については、「廃業」として記録する。
- ▶ 現時点で判明している休業情報は、休業開始日、休業終了日を記録する。
- ▶ 翌年 1 月調査の期間中において休業が判明している施設にも、確認のために 翌年 1 調査時に調査票を発送する。
- ▶ 翌年名簿は翌年1月付けの母集団になるが、翌年2月以降に廃業が確定(または予定)している施設は、翌年の名簿には含まれる。 その場合、対象外コードは入れずに、廃業日のみを記録する。
- ▶ 都道府県からの報告で、新設施設であって新設日の記録がないもの、または 廃業施設であって廃業日の記録がないものも含む。
- ▶ 都道府県からの照会情報は、都道府県別に元名簿に新設・対象外情報を加え、 市区町村別及び施設名称別に名寄せ作業を繰り返して、重複情報を精査する。
- ▶ 都道府県からの照会情報のうち、新規追加施設に関しては、施設名、所在地等についてはそのままの情報を記載する(半角、全角の統一、番地確認等は行わない)。
- ▶ 新たに追加される施設には、都道府県ごとに新たな 6 桁の施設コードを発番するが、上 2 桁は都道府県コードとし、下 4 桁は元名簿の最終番号から 1 番加えた番号とする。
- ▶ 標本層の再サンプリングを行う。 再サンプリングの際は、当年 12 月を以って調査票発送対象期間を終了になる 施設は予めサンプリング対象外とし連続してサンプリングされないようにする。

そのうえで従業者数 $0\sim4$ 人規模の施設は 1/9、 $5\sim9$ 人規模の施設は 1/3 の件数を確保できるようにする。

新しくサンプリングされた施設は翌々年まで2年間調査を継続する。

2.2 宿泊旅行統計調查名簿

▶ 前述のマスター名簿から調査対象となる施設のみを抜粋して作成する。

2.3 遡及名簿

▶ 当年の調査対象施設に加え、翌年から調査対象となる施設をマスター名簿より抜粋して作成する。

3 名簿整備手順(調査開始後)

3.1 確定名簿

- ▶ 「宿泊旅行統計調査名簿」に各月の調査結果を反映して作成する。
- ▶ 調査票のプレプリント項目は全て変更を反映する。
- ▶ また、問4の「客室数」と「収容人数」、及び問5の「従業者数」は調査年の 1月1日現在での統計のため、4-6月調査以降はプレプリントを訂正してきて も「誤解」と判断し、変更はしない。但し、プレプリントが空白な部分を補 足してきた場合は、その情報を活かす。
- ➤ これらの更新は「マスター名簿」および「宿泊旅行統計調査名簿」にも反映する。

3.2 遡及名簿

- ▶ 調査開始前に作成した遡及名簿に、確定集計作業までの調査結果を反映する。
- ▶ 遡及推計時は月別に推計対象を判別するため、新規に名簿に掲載された施設 については新設日を調べ、母集団として扱う期間を特定する。

4 その他 注意事項

- 名簿に同一施設が重複して登録されていた場合は、その他の理由にて対象外とする。
- 重複の理由として、経営者が変わった場合が想定されるが、経営が変わり別施設として営業されていることが確認できた場合は、新たに営業している施設を活かし、元の施設は廃業処理をする。

宿泊旅行統計調查 母集団名簿整理要領

旅館業法の規定に基づき、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の許可を受けた宿泊施設を対象に、以下の要領により宿泊旅行統計調査で用いる母集団名簿(以下「母集団名簿」という。)の更新作業を行って下さい。

I 新規開業、廃業施設

令和元年11月1日(前回更新時点)以降、令和2年10月1日現在までの新規開業施設及び廃業施設について、作業をお願いします。

1. 新規開業施設等の追加

母集団名簿に記載されていない新規開業施設について追加で入力して下さい。

- (1) 新規開業施設は<u>最後の行に追加</u>して下さい。また、その際、施設を<u>重複して追加しないよう</u>、十分に確認して下さい。
- (2) 入力する項目については、別紙の「母集団名簿レイアウト」を参照して下さい。
- (3) <u>廃業後間もなく同一の施設で新規開業している場合</u>、本母集団名簿の更新作業においては、同一の施設が継続しているものとみなし、<u>廃業及び新規追加の処理は行わずに、既存の施設情報の修正処理として下さい</u>。
- (4) 移転等で、施設の所在地が変更となった場合は、既存の施設を廃業"02"とし(以下、「2. 廃業施設の整理」と同じ手順)、新しい所在地で開設した施設を新規に追加して下さい。(既存の施設所在地を変更しないで下さい。)
- (5) 従業者数が不明で従業者区分を入力する際は、実態に沿った区分を入力して下さい。
 - (例) 1 室・収容人数 5 名の施設で、「従業者区分」に"5"が入力されている場合がございます。
- (6) 上記のほか、「Ⅲ 記入要領・注意事項」に従って入力して下さい。

2. 廃業施設の整理

母集団名簿に記載されている施設のうち、<u>営業を廃止している施設</u>について、次の作業を行って下さい。

- ・「対象外(都道府県入力用)」欄に"02"を入力。
- ・「廃業日(都道府県入力用)」欄に廃業日を入力。(半角数字で年月日(YYYYMMDD)を入力。)
- ※ 行削除は絶対に行わないで下さい。

3. 同伴施設の整理

母集団名簿に記載されている施設(新規追加分も含めます。)のうち、<u>専ら異性を同伴する客の宿泊</u>の用に供する施設については、「対象外(都道府県入力用)」欄に"04"を入力して下さい。

※ 風俗営業法の許可の有無に関係なく実態に応じて判断して下さい。

Ⅱ 既存の施設情報の更新等

上記の「I 新規開業、廃業施設」以外の施設の情報について、次の作業を行って下さい。

1. 客室数、収容人数、従業者数の入力

<u>客室数、収容人数及び従業者数が未入力のもの</u>については、<mark>客室数、収容人数及び従業者数を入力</mark>し <u>て下さい</u>。

※<u>従業者数が不明な場合は、「従業者数」欄に"k"</u>を入力し、<u>「従業者数区分」欄に</u>"1"(0~4人)、 "2"(5~9人)、"3"(10~29人)、"4"(30~99人)、"5"(100人以上)の<u>5区分のうち、最も近いと思われる区分の番号を入力</u>して下さい。(なお、<u>従業者数区分が不明の場合は、宿泊旅行統計調</u>査を実施する際の母集団として取り込めず、対象外施設となりますのでご留意願います。)

2. その他

その他、照会時に入力されている情報から変更が必要な個所があれば、修正して下さい。

- ※担当者名が違っている場合、前回更新時点(令和元年11月1日)以降の変更があった場合のみ、 担当者名を変更してください。それ以外は変更しないで下さい。
- ※所在地(町丁名・番地)に間違いが無い場合は、表記変更をしないで下さい。
 - (例) 1-15-6 →1丁目15番地6号
- ※施設名の誤記・変更が無い場合は、表記変更をしないで下さい。
 - (例) ホテルullet →HOTELullet, ホテル ullet 等

Ⅲ 記入要領・注意事項

- (1) 名簿の整理時点は令和2年10月1日現在とします。
- (2) 各項目の入力規則については、別紙「母集団名簿レイアウト」をご参照下さい。また、<u>「都道府</u> 県入力」が「**不可**」となっている項目については、変更・削除等は行わないで下さい。
- (3) セル内の改行は行わないで下さい。
- (4) データの並べ替えは極力行わないで下さい。やむを得ず並べ替えを行う場合は、必ず行全体を選択して下さい。(選択範囲に漏れが生じないよう注意して下さい。)

- (5) 修正は上書き (取り消し線等は使用しない) で入力して下さい。また、修正、追加したセルは赤字にして下さい。
- (6) <u>所在地に用いる数字及びハイフンは全角</u>で入力して下さい。<u>それ以外の数字(郵便番号、電話番号、フラグ等)は、すべて半角</u>で入力して下さい。(郵便番号、市外局番の入力で一桁目の"0"の入力にご注意下さい。)
- (7) 所在地は都道府県から入力して下さい。
- (8) 電話番号は"-" (半角ハイフン) を用いて下さい。また、電話番号は市外局番から入力して下さい。
- (9) 合併により市区町村名が変更されている場合、施設の所在地については、整理時点(令和2年10月1日)における市区町村名で入力して下さい。
- (10) 本名簿における従業者の範囲は、常勤雇用、パート・アルバイト等の臨時雇用、他からの派遣労働者・出向者等にかかわらず、専ら当該施設内の業務に従事している者として下さい。
- (11) 申請者の情報(所在地・名称・電話番号)は、施設の情報ではなく、施設の運営会社(または個人)の所在地・名称・電話番号を入力して下さい。

Ⅳ 提出期限•提出方法

更新した母集団名簿(エクセルファイル)を $\frac{6\pi 2 + 10 + 30 + 18 + 10}{18 + 10}$ にメールにて下記提出先までご提出下さい。

問合せ・提出先:

国土交通省観光庁観光戦略課観光統計調査室 ○○、○○、○○

住所:〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎 2 号館

電話:03-5253-8111(代表) 内線 27-214、27-216、27-217□

03-5253-8325 (直通)

FAX: 03-5253-1691□

e-mail: $\square \times \times \bigcirc$ mlit.go.jp \square

レイアウト(宿泊旅行統計調査 母集団名簿(都道府県照会用))

			都道府県等に
列	項目	説明	おける入力、
A	TCI通し番号	マスター名簿整理用ユニーク番号	修正等 不可
В	宿泊施設コード	都道府県コード2桁+連番4桁	不可
C	事業所名_総務省用	部進的水平 四十 建田 四	11
D	宿泊施設名	宿泊施設の名称	必須
Е	部署_担当者		
F	郵便番号	半角数字(7桁:前0有、ハイフン無)	
G	所在地	数字及びハイフンは全角	必須
H	電話番号	半角数字(ハイフン付)	必須
I	FAX番号	半角数字(ハイフン付)	沙海
J	客室数 収容人数		<u>必須</u> 必須
K L	収谷八剱 従業者数	 不明の場合は「k」	必須
L	() () () () () () () () () () () () () (1:従業者数0-4人	必須
		2:従業者数5-9人	
M	従業者数区分	3:従業者数10-29人	必須
141	(大百 <u></u>	4:從業者数30-99人	2000
		5:従業者数100人以上	
N	おおり (切)苦穴目 1 も 円)	02:廃業	まれて サラル・ハ 谷
N	対象外(都道府県入力用)	04:同伴	該当施設は必須
0	廃業日(都道府県入力用)	YYYYMMDD	廃業施設は必須
P	新設日(都道府県入力用)	YYYYMMDD	新設施設は必須
Q	申請者郵便番号	旅館業の許可申請者の情報	新設施設は必須
R	申請者所在地	<u>同上</u>	新設施設は必須
S	申請者名称	同上	新設施設は必須
T	申請者電話番号	同上	新設施設は必須
U	旅館業法上の区分	1:旅館・ホテル	新設施設は必須
V	都道府県担当者備考	2:簡易宿所	
V	即坦州 乐坦 当 有 拥 与	1:旅館	
		2:リゾートホテル	
	7 1/2 1/2 = 11	3: ビジネスホテル	
W	宿泊施設タイプ	4:シティホテル	不可
		5:簡易宿所	
		6:会社・団体の宿泊所	
		02:廃業	
		04:同伴	
	1.1 Fr. El	05:事務所のみ	
X	対象外	107:津波・原発	不可
		08:被災地のため郵送できず	
		09:観光協会も不通	
		99:その他 20990101→廃業日不明	
Y	廃業日	YYYY0000→廃業年まで分かるが月日不明	不可
_	*** = 11. F	20990101→新設日不明	
Z	新設日	YYYY0000→新設年まで分かるが月日不明	不可
Λ Λ	/+·₩.Ⅲ -/-	20990101→休業開始日不明	₹ ₽
AA	休業開始日	YYYY0000→休業開始年まで分かるが月日不明	不可
AB	休業終了日	20990101→休業終了日不明	不可
		YYYY0000→休業終了年まで分かるが月日不明	
AC	重複コード	集約先施設の宿泊施設コード	不可
AD	対象外理由	対象外「99」の理由・詳細	不可
AE	重複理由 事務局備考	重複コードが入っている施設の理由・詳細 ※その他事務局で聴取した参考情報	不可不可
AF AG	事務向佣名 都道府県コード	※でい他事伤向で心以した参与情報	不可不可
AG AH	が現内保コート JIS		不可
AI		2021	不可
***	H M I	PVBI	1 1

営業形態別宿泊施設分類

古光三口	· 마 라 사 녹도	完 为 ## = 11 / 10 二	宿泊旅行統計	旅館業法の営業分類	
争美所L	B中分類	宿泊施設例示	調査対象	ホテル 旅館	簡易宿所
		旅館	•	0	
		ホテル	•	0	
		観光旅館	•	0	
		観光ホテル	•	0	
		宿屋	•	0	
	旅	温泉旅館	•	0	
	馆 •	駅前旅館	•	0	
	た テ	割烹旅館	•	0	
	レ	国民宿舎	•	0	
		民宿	•	()
		ペンション	•	()
		モーテル	•	0	
		ビジネスホテル	•	0	
		国民旅館	•	0	
		簡易宿泊所	•		0
		ゲストハウス	•		0
	易	ベッドハウス	•		0
	听	山小屋	•		0
		カプセルホテル	•		0
	会 社 •	会員宿泊所	•	0	
		共済組合宿泊所	•	0	
	団 体	共済組合会館	•	0	
	の	保養所	•	0	
	宿泊	ユースホステル	•		0
その	泊 所	会社の宿泊所	•	0	
他	他	リゾートクラブ	X (※1)	0	
他 宿 泊 業	に	合宿所	×		0
業	分 類	会社の寄宿舎	×	0	
	分 類 さ れ	会社の独身寮	×	0	
	な	学生寮	×	0	
	い 宿	キャンプ場	X (※1)		0
	宿 泊 業	バンガロー	X (※1)		0
	美	ウィークリーマンション	X (※1)	()

- ●宿泊旅行統計調査における調査対象施設
- 〇旅館業法における営業分類
- (※1)現在は調査対象外だが引き続き把握方法を検討する施設

別添4

						[別添4]
No	区分	票種別 宿泊		設問内容 問1 宿泊施設名	確認内容 宿泊施設名とは	対応方法 登録のある宿泊施設名
2		宿泊		問2 宿泊施設所在地	宿泊施設所在地とは	登録のある宿泊施設の所在地
2		宿泊	3	問3 宿泊施設のタイプ	旅館とは	和式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所以外のものをいいます。
,		宿泊	3	問3 宿泊施設のタイプ	ホテルとは	・洋式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿
4 5		宿泊	3	問3 宿泊施設のタイプ	リゾートホテルとは	所以外のものをいいます。 ホテルのうち行楽地や保養地に建てられた、主に観光客を対象とするものをいいます。
6		宿泊	3	問3 宿泊施設のタイプ	ビジネスホテルとは	ホテルのうち主に出張ビジネスマンを対象とするものをいいます。
7		宿泊	3	問3 宿泊施設のタイプ	シティホテルとは	③シティホテル・・・ホテルのうちリゾートホテル、ビジネスホテル以外の都市部に立地するものをいいます。
8		宿泊	3	問3 宿泊施設のタイプ	簡易宿所とは	・簡易宿所・・・宿泊する場所を多数の人で共有する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業のものをいいます(ベッドハウス、山小屋、カブセルホテルなど)。
9		宿泊	3	問3 宿泊施設のタイプ	会社・団体の宿泊所とは	会社・団体の所属員など特定の人を宿泊させる営業のものをいいます (会員宿泊所、共済組合宿 泊所、保養所、ユースホテルなど)。
10		宿泊	3	問3 宿泊施設のタイプ	民宿、ペンション、青年の 家、少年自然の家などは	運営、管理されている方は、旅館業法に基づく許可証等を確認いただき、ホテル、旅館又は簡易 宿所に分類してください。
11		宿泊	4	問4 客室数・収容人数	調査日	H●年1月1日時点の、客室数及び通常の営業時に想定している収容人数を記入。※旅館業営業 許可申請書に記載するものと一致しなくても構わない
12		宿泊	5	問5 従業者数	調査日	H●年1月1日時点の、貴宿泊施設に就業している従業者数を記入。※個人経営者や家族従事者 (無給)、正規雇用者(社員、パートアルバイト)、臨時雇用者、他からの派遣労働者・出向も 含めて記入
13		宿泊	6	問6 宿泊目的	宿泊目的とは	最近1年間の宿泊者について、「観光レクリエーション目的」または「業務・出張目的」で分けたおおよその割合を記入。 ※帰省・知人訪問・冠婚葬祭への参加は観光レクリエーションに含みます。 ※担当者の日常的な感覚(私服なら「観光レクリエーション」、背広なら「出張・業務」等で記入。
14		宿泊	7	問7 宿泊者数・利用客室数	延べ人数とは	各日の全宿泊者数を月間で足し合わせた数をいいます。仮に1か月間(30日間)とも各日とも2人だった場合は、30日×2人=60人 となります。
15		宿泊	7	問7 宿泊者数・利用客室数	実人数とは	宿泊施設に宿泊した実際の人数を月間で足し合わせた数をいいます。例えば1人が2連泊しても、1人とカウントします。実人数が集計できない場合は、実人数=延べ人数÷平均連泊数として算出してください。
16		宿泊	7	問7 宿泊者数・利用客室数	外国人宿泊者とは	日本国内に住所を有しない宿泊者をさします。ただし、日本国内の住所の有無による回答が困難 な場合は、日本国籍を有しない宿泊者を回答してください。
17		宿泊	7	問7 宿泊者数・利用客室数	子供や乳幼児	1人として数えます。飲食のみ等、宿泊をしない利用は数えません。
18		宿泊	7	問7 宿泊者数・利用客室数	利用客室数とは	各日の宿泊で利用した客室数を月間で足し合わせた数をいいます。利用客室数が集計できない場合は、おおよその客室稼働率をご記入下さい。
19		宿泊	8	①②問8 延べ宿泊者数	人数	貴宿泊施設がある都道府県内からの宿泊者数と都道府県外からの宿泊者数を記入してください。 これらを合計すると、問7の延べ人数(A1)に一致します。
20		宿泊		①②問8 延べ宿泊者数	割合	・宿泊者数でお答えいただくのが難しい場合は、都道府県内からの宿泊者数および都道府県外からの宿泊者数それぞれの割合を記入してください。
21		宿泊 宿泊		①②問8 延べ宿泊者数 ②問9③問8 外国人延べ宿泊者数	日本国外からの宿泊者 国籍(出身地)	- 都道府県外からの宿泊者には、日本国外からの宿泊者を含みます。 当該外国人宿泊者が所持する旅券を発行している国または地域をさします。
23		宿泊		②問9③問8 外国人延べ宿泊者数	人数	・これらを合計すると、問ての外国人延べ宿泊者数(A3)に一致します。
24		宿泊	9	②問9③問8 外国人延べ宿泊者数	割合	・宿泊者数でお答えいただくことが難しい場合は、各国・地域からの宿泊者数の割合を記入してください。これらを合計すると100%となります。
25		宿泊	10	③問9 都道府県延べ宿泊数	人数	・都道府県別の宿泊者数を記入してください。これらを合計すると、問7の延べ人数(A1)に一致します。
26		宿泊		③問9 都道府県延べ宿泊数	割合	 ・宿泊者数でお答えいただくことが難しい場合は、都道府県別の宿泊者数をそれぞれの割合を記入してください。これらを合計すると100%となります。 ご記入いただいた内容に大きな変動が生じるような事情がありましたら、その旨ご記入くださ
27		宿泊		OA欄		LV _o
28		宿泊		OA欄 B 等	克达特尔纳利亚本山	・廃業・休業である場合には、その旨、日にち、事由を記載してください。 統計法に基づく一般統計調査であり、我が国の宿泊旅行の実態を全国規模で把握するもので、平
29	用語	宿泊一般		用語	宿泊旅行統計調査とは	成19年3月より実施しております。
30	質問	宿泊一般	13	電話	調査の目的は?	我が国の宿泊旅行の実態を全国規模で把握し、観光行政の基礎資料とします。
31	質問	宿泊一般	13	電話	調査実施主体は?	国土交通省観光庁観光戦略課調査室 電話:03-5253-8111 (内線27-214.27-217) 受付時間:土日祝日を除く9:30~18:15)
32	質問	宿泊一般	13	電話	調査方法は?	毎月実施されます。 調査票を四半期ごとに3ヶ月分お送りし、1ヶ月分毎に宿泊者数等をご記入いただいたうえでご返 送いただくものです。
33	質問	宿泊一般	13	電話	調査対象施設とは?	統計法27条に規定する事業所母集団データベースを基に、標本理論に基づき抽出された全国のホーテル、旅館、簡易宿所、保養所などとしています。
	質問	宿泊一般	13	電話	対象施設とは?	従業者数 1 0 人以上の宿泊施設 (約 1 万施設) については、全施設について調査にご協力お願い します。
	質問	宿泊一般	13	電話	対象施設とは?	※2 従業者数9人以下の宿泊施設(約4万施設)については、従業者数や所在地に応じて一定 の抽出率で無作為に抽出し、約1万施設を調査の対象としています。(調査対象施設は、調査結 果の安定性及び前年同月比結果等の精度向上を図る観点から、原則として2年間継続して調査 し、毎年1月に2分の1ずつ交替します。)
	質問	宿泊一般	13	電話	この調査は義務か?	この調査は、国の観光政策を検討する際の重要なもので、統計法に基づく一般統計調査です。回答の義務はありませんが、調査の趣旨をご理解いただき、ぜひご協力ください。
	質問	宿泊一般	13	電話	回答したくないが?	ひとりでも多くの方からご回答をいただくことが、調査全体の信頼性につながるためご協力をいただきたいと思います。
38	質問	宿泊一般	13	電話	回答したくないが?	もし、責任者または観光庁から依頼すれば回答してもらえる可能性のある場合は、のちほど責任者から連絡する旨を伝え、記録を残す。強い拒否の場合は、その旨記録を残す(強い拒否の場合は、以降督促を行わない)。
39	質問	宿泊一般	13	電話	結果をどう使うのか?	「〇〇とお答えの施設が△%」というように統計的に処理をし、今後の旅行・観光施策の基礎資料として使わせていただきます。
40	質問	宿泊一般	13	電話	事務局は観光庁にあるのか?	事務局は観光庁から委託を請けて弊社(○○(受託事業者))に設置してございます。
41	質問	宿泊一般	13	電話	この調査は本当に観光庁の調査なのか?	本調査は観光庁より委託を請けて〇〇(受託事業者)が実施しております。調査に対する問合せなどは、こちらの事務局で対応させていただきます。
	質問	宿泊一般	13	電話	観光庁の担当者と話がしたい?	観光庁担当者の名前は調査票に記載してございますので、ご希望であればそちらにご連絡ください。
	質問	宿泊一般	13	電話	アンケートの回答が締切日に 間に合わないが?	アンケート回答は締切後も受け付けておりますが、なるべくお早目にご返信いただければ幸いに 存じます。
		宿泊一般	13	電話	アンケート用紙を紛失してし まったが?	再発送させていただきますので、施設名・ご住所をお聞かせください。
	質問質問	宿泊一般	13	電話	返信用封筒を紛失してしまったが?	再発送させていただきますので、施設名・ご住所をお聞かせください。
	質問	宿泊一般	13	電話	だか! 従業者にはパートも含めるのか?	パート・アルバイト等の臨時雇用者や派遣労働者・出向者も含めてください。
		宿泊一般	13	電話	廃業 (閉館) したのだが?	廃業日を確認させてください。(調査期間前の廃業であれば調査対象外となります。)調査票に
47	質問	.u.u MX	13		CONTRACT OF COLUMNIES	廃業日等を2面下の枠内に記入して返送お願いします。

I						休業期間、再開日を確認させてください。
48	質問	宿泊一般	13	電話	現在、休業中なのだが?	が未物間、行前はと1000ととしていたが、 体業期間等)を2面下の枠内に記載のうえ、返送を お願いします。
49	質問	宿泊一般	13	電話	私どものホテルは同伴ホテル (ラブホテル)なのだが?	同伴施設は、一般的に「宿泊旅行」者ではないので、今回の調査では調査対象外になります。そ の旨(同伴施設等)を欄外に記載のうえ、返送お願いします。
50	質問	宿泊一般	13	電話	答えたくないから、調査票を 送ってくるな	「調査の趣旨をご理解いただき、ぜひご協力ください」と伝える。それでも強い拒否の場合は、「廃業以外は送付するように。と観光庁より指示されていますので、お止めしますとお約束はできませんが、名簿を修正させていただきます」と伝える。トラブルに進展しそうな場合は、のちほど責任者から連絡する旨を伝え、記録を残す。
51	質問	宿泊一般	13	電話	調査票に記入するのは大変な ので、PCからの印刷(または 台帳のコピー)で回答したい のだが	コンピュータからの印刷や台帳のコピーでの回答でも構わないが、調査票と同じフォーマットに なるように回答を依頼する。調査票にその旨を記載して、調査票とともに同封して返送をお願い する。
		宿泊一般	13	電話	忙しいので対応できない。締 切までに間に合わない。	この調査は、統計法に基づく一般統計調査で、一応期限までに調査票を提出するようご協力いた だいておりますが、少し遅れてもいいので、ぜひご協力をお願いします。
53	質問	宿泊一般	13	電話	手元にある資料だけでは記入 できない	記入できる部分だけでも回答をお願いいたします。はっきりしない場合は、おおよその数字でも良いのでご協力をお願いいたします。
		宿泊一般	13	電話	すでに調査票を提出したの に、はがき(または督促電話)が来た	回収済かどうかを確認し、行き違いになった旨をお伝えしてお詫びをする
		宿泊一般	13	電話		変更箇所を二重線で消したうえで、正しい情報のご記入をお願いします。(その情報は次回以降 の印刷に反映されるが問4(客室数、収容人数)と問5(従業者数)については、年初のデータで1 年間固定するので変更されない。ただし、調査票に印刷する内容としては、修正された数値に変 更される。)
		宿泊一般	13	電話	実人数・延べ人数とは?	例えば100人のお客様がみなさん2泊すると、実人数は100人、延べ人数は200人になります。もし 延べ人数だけ把握していて実人数の統計を取っていない場合は、月毎にお客様一人あたりのおお よその平均宿泊者数で延べ人数を割ると。実人数になります。延べ人数が600人の場合、一人あた り平均宿泊数が1.5日だと、600÷1.5=400で、実人数は400人になります。
57	質問	宿泊一般	13	電話	従業者はどのように数えるの か?	従業者とは、働いているすべての人で、パート・アルバイト等の臨時雇用者、派遣労働者、出向者も含めます。今年の1月1日現在での数字でご記入をお願いいたします。
58	質問	宿泊一般	13	電話	宿泊施設とリゾート施設(スキー場、ゴルフ場、遊園地等)が隣接しているが、従業者はどのように数えるのか?	宿泊施設に従事している人を教えてください。ただし分けて教えることが出来ない場合は、全体 の従業者数をご記入いただき、欄外にその旨(併設リゾート施設従業者含む)ご記入お願いしま す。
59	質問	宿泊一般	13	電話	宿泊者が外国人であることを どのように判断するのか?	宿泊者カードに日本以外の住所を記載した宿泊者を、その国・地域の外国人とします。その把握 が困難な場合は、日本以外のパスポートを提示した宿泊者、または宿泊者カードの国籍欄に日本 以外の国籍を記載した宿泊者です。
60	質問	宿泊一般	13	電話	日本国籍でも日本以外に居住 しているが?	日本国籍でも居住地が海外の場合は、その国・地域の外国人とし、逆に、外国籍でも日本に居住 地がある宿泊者は、外国人とせずにその居住地から宿泊しにきた日本人と同様に扱います。
		宿泊一般	16	依頼はがき	はがきが来たが何?(新規)	国土交通省 観光庁が行っている調査で「我が国の宿泊旅行の実態を明らかにし、その結果を今後の観光政策の立案に活用することを目的に実施するものです。」ぜひご協力をお願いします。
		宿泊一般	16	依頼はがき	今年だけ?(新規)	従業者数が10人未満の施設様は2年継続してお願いしています。10人以上の施設様は全施設様にお願いしているので、毎年になります。
63	質問	宿泊一般	16	依頼はがき	なぜ、当施設が調査対象に選 ばれたのか? (新規)	国が整備している事業所名簿に、毎年、各都道府県庁に宿泊施設の確認依頼を行って名簿を整備 しています。そこから従業者数10人以上の全施設、従業者数10人未満の施設は無作為に抽出して 調査対象を選んでいます。
		宿泊一般	16	依頼はがき	昨年1年間、調査に協力した のにまだするのか?(継続)	従業者数が10人未満の施設様は調査期間が2年間なので、今年1年もご協力お願いいたします。
65	質問	宿泊一般	16	依頼はがき	調査は2年と聞いていたが、 また依頼葉書が届いた(継 続)	従業者数10人未満の施設様は、2年継続でお願いをしているのですが、その地域で従業者数など 調査対象となる施設が少ない場合には、同じ施設様に何度もお願いすることがあります。 どうしても納得いただけない場合「申し訳ございません。調査対象の名簿から外すことは事務局 ではできませんので、調査票は送られてしまいますが、ご連絡は差し上げないように致します」 と話す。支援システムには「督促不可」と記録。リマインド・督促停止にフラグを立てること。
		宿泊一般	16	依頼はがき	2年間したのにまだするの? (継続)	従業者数10人未満の施設様には調査対象施設を抽出で選び、2年継続してお願いしています。その 2年間の調査期間中に従業者数が10人以上になった場合には、抽出ではなく全ての施設様が対象と なるので、毎年になります。
		宿泊一般	16	依頼はがき	以前、調査に協力できないと 伝えてあるが?	新しい年の調査を開始するに当たり、各都道府県庁に宿泊施設の所在確認を取っており、その際に登録されました。ご協力いただけるよう、ご検討いただけないでしょうか。 調査票だけでもお送りさせていただき、ご協力いただける時に回ご回答いただけないでしょうか。
	質問用語	宿泊一般	16	依頼はがき	依頼はがき(①礼状)	支援システムには「督促不可」と記録。リマインド・督促停止にフラグを立てること。 従業者数10人未満施設で、2ヵ年の調査が終了した施設宛です。 発送用コード A-00001~
		宿泊一般	16	依頼はがき	依頼はがき(②挨拶状)	新しく調査対象となった施設。従業者数10人未満で新しく抽出された施設や、今まで10人未満だった施設が10人以上になり全対象となった場合の施設宛です。 発送用コード B-00001~
		宿泊一般	16	依頼はがき	依頼はがき(③継続サンプ ル)	従業者数10人未満施設で、調査2年目の施設宛です。 発送用コード C-00001~
71		宿泊一般	16	依頼はがき	依頼はがき(④継続悉皆)	従業者数10人以上の施設で調査2年目以上の施設宛です。 発送用コード D-00001~ 観光庁のHPよりダウンロードできます。 (調査票に同封されている「調査電子ファイル調査票に
	質問	宿泊一般	14	オンライン	か?	観光元JONFよりブランコートできます。(調査系に向封されている・調査電子ファイル調査系による回答のご案内」に記載されていますのでご覧ください。)
73	質問	宿泊一般		オンライン	どこからダウンロードするの か?	https://www.mlit.go.jp/kankocho/siryou/toukei/shukuhakutoukei.html
74	質問	宿泊一般		オンライン オンライン	ダウンロードができない 黄色が消えない	送付された紙の調査票に記入し、返信用封筒にてご返送ください。 入力内容に間違いがあると黄色が消えません。調査票の右側にメッセージが出ているので、内容
75	質問	宿泊一般宿泊一般		オンライン	PDFにしなくて良いのか?	を確認してください。どうしても黄色が消えない場合は、そのままご提出ください。 エクセルのまま添付してください。
		宿泊一般		オンライン	入力方法が分からない	<u> </u>
		宿泊一般		オンライン	宿泊コード	調査票右上の6桁の数字を入力してください。
79	質問	宿泊一般	14	オンライン	送付先住所、問1~問6(プレ プリント情報)	紙の調査票に記載されている情報に間違いが無ければ、入力の必要はありません
80	質問	宿泊一般	14	オンライン	問7	延べ人数>実人数になるので、逆に記入されると黄色が消えません。利用客室数は、「室数」か 「%」での入力で構いません。両方の入力でも大丈夫です。
81	質問	宿泊一般	14	オンライン	問8、問9	調査票左側、数値の種類を必ず入力お願いします。リストボックスが表示されるので「人数」か「%」を選択してください。
82	質問	宿泊一般	14	オンライン	欄下「調査対象期間中 に・・・」	ブルー部分への入力は、リストボックス以外の項目は入力できないので、最下欄の「具体的にご 記入ください」に入力をお願いします。
02	質問	宿泊一般	14	オンライン	入力できる部分以外への入力	入力箇所は決まっているので、入力できない箇所への入力をするとエラーが出ます。

宿泊旅行統計調査 問い合わせ対応マニュアル

1. 問い合わせを受けるにあたって

- ・ 問い合わせを受けた際には、まず、宿泊施設コード(調査票右上の6桁コード)を必ず 聞く。
- ・ 宿泊施設名、所在地を聞き取り、「宿泊旅行統計調査」フォルダ中の「問い合わせ管理」 ファイルを開き、宿泊施設コードで検索し、宿泊施設名、所在地等を確認する。
- ・ 宿泊施設名、所在地、担当者、担当部署等に変更がある場合には、「問い合わせ管理」 ファイルの「備考」欄に修正内容を記録する。
- 問い合わせた内容は、内容を整理して全て「問い合わせ管理」ファイルの「備考」欄に 記録する。

2. 調査対象について

(1) 私どもの宿泊施設は、パートも含めて10人しかいないが、調査対象なのか?

「この調査は、パートや派遣を含めた従業者数が 10 名以上の、全国全ての宿泊施設を 対象としています。ぜひ調査にご協力をお願いいたします」

(2) 最近、従業者が9人以下となったのだが、回答しなくていいか?

一「この調査は、今年の1月1日現在で従業者数が10人以上である宿泊施設を対象として、今年1年間調査を行うことになっております。ぜひ調査にご協力をお願いいたします」

(3) 従業者が 10 人もいないのだが?

一パート・アルバイト等の臨時雇用者や派遣労働者・出向者も含めて 10 人未満かを確認 する。それでも 10 人に満たない場合は、調査対象施設の管理上、調査票の問 3 (宿泊 施設タイプ)、問 4 (客室数、収容人数)、問 5 (従業者数) だけでも回答して、返送してもらうよう依頼する。

(4) 私どもの宿泊施設は、廃業 (閉館) したのだが?

一廃業日を確認する。調査期間前の廃業であれば、調査対象外となり、調査票にその旨 (廃業日等)を欄外に記載の上、返送してもらう。調査期間中の廃業であれば、廃業 日前日までの実績を回答してもらい、その旨(廃業日等)を欄外に記載の上、返送し てもらう。

(5) 現在、休業中なのだが?

一休業期間、再開日を確認する。休業期間中の実績を「ゼロ」と回答し、その旨(休業期間等)を欄外に記載の上、返送してもらう。

(6) 私どもの宿泊施設は、同伴ホテル(ラブホテル)なのだが?

一同伴施設は、一般的に「宿泊旅行」者ではないので、今回の調査では調査対象外である旨を伝え、その旨(同伴施設等)を欄外に記載の上、返送してもらう。

(7) 調査に協力したくないのだが。答える義務があるのか?

一「この調査は、国の観光政策を検討する際の重要なもので、統計法に基づく一般統計 調査です。(回答の義務はありませんが)調査の趣旨をご理解いただき、ぜひご協力 下さい」と伝える。もし責任者または観光庁から依頼すれば、回答してもらえる可 能性のある場合は、のちほど責任者から連絡する旨を伝え、記録を残す。強い拒否 の場合は、その旨記録を残す(強い拒否の場合は、以降督促を行わない)。

(8) 答えたくないから、この先、調査票を送ってくるな!

一「調査の趣旨をご理解いただき、ぜひご協力ください」と伝える。それでも強い拒否の場合は、「この調査は統計法に基づく一般統計調査で、重要な調査ではありますが、回答しないことに対する法的な罰則はありません。しかし、統計法により、全国のほかの施設と同じように、次回以降も調査票をお送りし、ご協力をお願いする必要がありますので、何卒ご理解ください」と伝える。トラブルに進展しそうな場合は、のちほど責任者から連絡する旨を伝え、記録を残す。

3. 調査票の提出について

(1) 調査票に記入するは大変なので、コンピュータからの印刷(または台帳のコピー)で回答したいのだが?

一コンピュータからの印刷や台帳のコピーでの回答でも構わないが、調査票と同じフォーマットになるように回答を依頼する。調査票にその旨を記載して、調査票とともに同封して返送してもらうように依頼する。

(2) 忙しいので対応できない。締め切りまでに間に合わない。

一この調査は、統計法に基づく一般統計調査で、一応、期限までに調査票を提出するようにご協力をお願いするが、集計に間に合う期間であれば、少し遅れてもいいので、 ぜひご協力してもらうようお願いする。

(3) 手元にある資料だけでは記入できない

一記入できる部分だけでも回答してもらうよう依頼する。はっきりしない場合は、おおよその数字でもいいので、ご協力をお願いする。

(4) すでに調査票を提出したのに、督促はがき(または督促電話)が来た

一「問い合わせ管理ファイル」にて回収済みかどうかを確認し、行き違いになった旨を お伝えして、お詫びをする。

(5) 調査票を失くした (汚してしまった) ので、再度送ってくれないか?

一調査票、記入要領、返信用封筒のうち、請求されているものを確認して送付する。締め切りが過ぎている場合は、調査票のみ FAX でお送りしていいかどうか確認し、回答後も FAX で返送してもらうよう依頼する。

4. 調査内容について

(1) 調査の趣旨や記入方法全般についてよくわからない

一質問番号等を確認し、「記入要領」に基づいて説明する。

(2) 調査票にプリントされた内容(問1~問6)に誤りがある

一前回までに回答いただいた内容、または都道府県からの資料のデータをもとに、事前に印刷している旨を説明し、変更がある場合は、二重線で消した上で、訂正してもらうよう依頼する。その情報は、次回以降の印刷に反映されるが、問4(客室数、収容人数)と問5(従業者数)については、年初のデータで1年間固定するので変更されない。

(3) 実人数とは?

一「100人のお客様がみなさん 2 泊すると、実人数は 100人、延べ人数は 200人となります。もし、延べ人数だけ把握していて、実人数の統計を取っていない場合は、月毎にお客様 1 人あたりのおおよその平均宿泊数で、延べ人数を割ると、実人数になります。延べ人数が 600人の場合、1人あたり平均宿泊数が 1.5 日だと、600÷1.5=400で、実人数は 400人になります」

(4) 1人あたりの平均宿泊数とは?

一「お客様が平均で何泊するかの数字です。仮にお客様の9割が1泊、残りの1割が2泊する場合は、1泊×0.9+2泊×0.1=1.1泊となります」。この計算方法については、同封の「記入要領(別紙)」に詳しく説明している。

(5) 従業者とはどのように数えるのか?

- 一従業者とは、働いているすべての人で、パート・アルバイト等の臨時雇用者、派遣労働者、出向者も含める。今年の1月1日現在での数字。
- (6) 宿泊施設とリゾート施設(スキー場、ゴルフ場、遊園地等)が併設しているが、従業者 はどのように数えるのか?
 - 一宿泊施設以外の施設(スキー場、ゴルフ場、遊園地等)を併設している場合は、宿泊 施設に従事している人を数える。ただし、分けて数えることができない場合は、全体 の従業者数でも構わない。

(7) 宿泊者が外国人であることをどのように判断するのか?

一宿泊者カードに日本以外の住所を記載した宿泊者を、その国・地域の外国人とする。 その把握が困難な場合は、日本以外のパスポートを提示した宿泊者、または宿泊者カードの国籍欄に日本以外の国籍を記載した宿泊者をいう。

日本国籍でも居住地が海外の場合は、その国・地域の外国人とし、逆に、外国籍でも 日本に居住地がある宿泊者は、外国人とせずに、その居住地から宿泊しにきた日本人 と同様に扱う。

宿泊旅行統計調査 電話督促マニュアル

1. 電話督促を行う前に

電話督促にあたっては、督促電話台帳をもとに施設に電話を架け、督促を行う。督促電話台帳に印字されている内容、記入すべき内容は以下の通り。

- ・ 「通番」: 督促対象として抽出された施設に対して通し番号を付与する。付与する通し番号は、1 号様式 (10001~)、2 号様式 (20001~) などとして管理を行う。
- ・ 「宿泊施設コード」:事務局で設定している宿泊施設ごとの固有のコード。
- ・ 「送付先施設名」: 調査票送付先の施設名称を印字している。訂正の申し出があった場合、二重線で抹消の上、正しい宿泊施設名を記入する。なお、この項目は「調査票送付先の名称」を示しているので、調査対象となっている宿泊施設の名称とは必ずしも一致しない。
- ・ 「郵便番号」:調査票送付先の郵便番号を印字している。訂正の申し出があった場合、 二重線で抹消の上、正しい郵便番号を記入する。
- ・ 「住所」: 調査票送付先の住所を印字している。訂正の申し出があった場合、二重線で 抹消の上、正しい住所を記入する。なお、この項目は「調査票送付先の住所」を示して いるので、調査対象となっている宿泊施設の所在地とは必ずしも一致しない。
- ・ 「部署・担当者」: 前回以前の調査で記入された担当者の所属部署名、役職名あるいは 氏名を把握している場合のみ、印字している。記入を行う部署名、役職名、氏名の訂正 の申し出があった場合、二重線で抹消の上、正しい部署名、役職名を記入する。
- ・ 「宿泊施設名」: 調査対象となる宿泊施設の名称を印字している。訂正の申し出があった場合、二重線で抹消の上、正しい宿泊施設名を記入する。
- ・ 「電話番号」:調査票送付先の電話番号を印字している。印字がない場合は、ホームページ、104 等で電話番号を調べ、記入する。また、電話番号が誤りであった場合にも、印字されている電話番号を二重線で抹消の上、正しい電話番号を記入する。
- ・ 「FAX 番号」: 調査票送付先の FAX 番号を印字している。調査票を FAX で再送する場合、FAX 番号を聞き、訂正があった場合、二重線で抹消の上、正しい FAX 番号を記入する。
- ・ 「発信結果」: 電話督促が完了した場合、該当項目に○をつける。
 - ▶ 「1返送済み」:電話督促の結果、当該宿泊施設の担当者から「既に返送した」との返答を受けた場合。別の調査ではないこと、いつ頃投函されたかを確認し、備考欄に記入。
 - ▶ 「2 返送予定」:調査票の到着が確認でき、かつ、「まだ返送していないものの、

返送する予定」であるとの返答を受けた場合。いつ頃返送の予定かを確認し、備 考欄に記入。

- ▶ 「3検討中」:調査票の到着は確認できたが、返送予定の確認を取れなかった場合。
- ▶ 「4 拒否」:調査に協力できない、したくない旨の申し出があった場合。
- ➤ 「5 再送、FAX、伝言再送」:調査票再送の依頼があった場合。また、担当者が不在などの理由で接触できず、電話対応者に伝言を依頼の上、調査票を再送する場合。
- ▶ 「6 伝言のみ」: 担当者が不在などの理由で接触できず、電話対応者に伝言を依頼 した場合。
- ▶ 「7対象者不在」:担当者が不在などの理由で接触できず、伝言も依頼できなかった場合。
- ► 「8 非接触不在」: 数度の電話にも係わらず、呼び出し音のみ、話中音、留守番電話につながるなどの理由で接触できなかった場合。
- ▶ 「9対象外」:対象外である旨の申し出があった場合。
- ▶ 「10 その他」: 上記、1~9 の発信結果に当てはまらない場合。内容を詳しく備考欄に記入する。
- ・ 「備考」: 発信日時、対話内容などを記入する。

2. 電話督促の実施

丁寧かつ穏やかに対応する。10 分以内で話が終わらず、話が複雑化又は高度化してきた場合には一旦電話を切り、担当職員に電話を交代する。

(1) 担当者 (調査票記入者) の特定

まず、宿泊旅行統計調査事務局であることを告げ、国土交通省観光庁実施の「宿泊旅行統計調査」の事につき電話したことを告げる。

一「宿泊旅行統計調査事務局の○○ (オペレータの名前) と申しますが、国土交通省観 光庁実施の宿泊旅行統計調査の件でお電話しました。恐れ入りますが、調査のこと がお分かりになる方はいらっしゃいますか?」

部署・担当者が督促台帳に印字されている場合は、当該部署名で調査票を送付している ことを伝える。

「△△(部署・担当者名)様宛てで、調査票を送付させていただいております。△△ 様はいらっしゃいますでしょうか?」

(2) 調査票収受の確認

担当者に確認がとれた場合、再度、宿泊旅行統計調査事務局より、国土交通省観光庁実施の「宿泊旅行統計調査」の事につき電話したことを告げ、調査票収受の確認を行う。

一「宿泊旅行統計調査事務局の○○と申します。先日、△△様宛てに宿泊旅行統計調査 の調査票を送付させていただきましたが、お手元に届いておりますでしょうか?」

(3) 調査票が既に提出したと返答を受けた場合

督促が行き違いになった旨を伝え、お詫びを申し上げる。

一「調査票の到着と行き違いになったものと思われます。申し訳ございませんでした。 念のため、いつ頃ご返送いただいたか伺えますでしょうか?この度は、本調査にご協力いただき、誠にありがとうございました。」

(4) 調査票が収受されていて提出されていない場合

調査目的及び調査内容については秘密が保護されること等を簡単に説明し、調査に対する協力を求める。また、返信用封筒等の調査用品類が不足している場合は、適宜、送付する。

- 「ご提出いただいた調査票は統計処理され、集計値だけが公表されます。したがって、 個々の宿泊施設の内容が公になることはありません(法律で禁じられています)。」
- ─「宿泊旅行統計調査事務局の○○と申します。先日宿泊旅行統計調査の調査票をお送りいたしましたが、まだご提出いただけていないようですので、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。」

調査票は可能な限り速やかに提出してもらうよう依頼するが、最終〆切まで粘り強く依頼する。

- 一「この調査は、皆様のご協力により正確なデータを把握することにより、今後の観光 政策に反映される重要な調査ですので、お忙しいところ大変お手数とは存じますが、 ご協力をお願いいたします。」
- 一「この調査は、観光白書、観光産業振興政策のための基礎資料として用いることとなっており、大変重要な調査ですのでご協力をお願いいたします。」
- 「この調査は、『ご提出いただけない』ことによる罰則はありませんが、国の統計として、今後の観光分野の発展のために大変重要な調査ですのでご協力をお願いいたします。」
- ─ 「提出期限は□月□日でしたが、まだ間に合いますので是非ご協力をお願いいたします。もし、よろしければ FAX でご回答いただいても結構です。」

(5) 調査票が収受されていない場合

調査票が収受されていない場合は、調査関係書類を再送する旨を告げ、調査への協力を 求める。なお、送付先等(郵便番号、所在地、担当部署名、担当者名)を再度、確認する。 FAXによる送付、回答を希望する場合、FAX番号を聞き取り、送付を行う。

- 「お手元に調査票がございませんでしたら再送いたします。失礼ですがご担当の方のお名前と、部署名・役職名がございましたらお教えください。」
- 「ご送付先は、▽▽▽▽▽よろしいでしょうか。お宛名とする部署名、役職名等ございましたらお教えいただいてもよろしいでしょうか。」
- ─ 「FAX 番号をお教えください。お宛名とする部署名、役職名等ございましたらお教えいただいてもよろしいでしょうか。」

(6) 私どもの宿泊施設は、同伴ホテル(ラブホテル)なのだが?

一同伴施設は、一般的に「宿泊旅行」者ではないので、今回の調査では調査対象外である旨を伝え、その旨(同伴施設等)を欄外に記載の上、返送してもらう。

(7) 調査に協力したくないのだが。答える義務があるのか?

一「この調査は、国の観光政策を検討する際の重要なもので、統計法に基づく一般統計 調査です。(回答の義務はありませんが)調査の趣旨をご理解いただき、ぜひご協力 下さい」と伝える。もし責任者または観光庁から依頼すれば、回答してもらえる可 能性のある場合は、のちほど責任者から連絡する旨を伝え、記録を残す。強い拒否 の場合は、その旨記録を残す(強い拒否の場合は、以降督促を行わない)。

(8) 答えたくないから、この先、調査票を送ってくるな!

一「調査の趣旨をご理解いただき、ぜひご協力ください」と伝える。それでも強い拒否の場合は、「この調査は統計法に基づく一般統計調査で、重要な調査ではありますが、回答しないことに対する法的な罰則はありません。しかし、統計法により、全国のほかの施設と同じように、次回以降も調査票をお送りし、ご協力をお願いする必要がありますので、何卒ご理解ください」と伝える。トラブルに進展しそうな場合は、のちほど責任者から連絡する旨を伝え、記録を残す。

調査票の提出について

- (1) 調査票に記入するは大変なので、コンピュータからの印刷(または台帳のコピー)で回答したいのだが?
 - 一コンピュータからの印刷や台帳のコピーでの回答でも構わないが、調査票と同じフォーマットになるように回答を依頼する。調査票にその旨を記載して、調査票とともに同封して返送してもらうように依頼する。

(2) 忙しいので対応できない。締め切りまでに間に合わない。

一この調査は、統計法に基づく一般統計調査で、一応、期限までに調査票を提出するようにご協力をお願いするが、集計に間に合う期間であれば、少し遅れてもいいので、 ぜひご協力してもらうようお願いする。

(3) 手元にある資料だけでは記入できない

一記入できる部分だけでも回答してもらうよう依頼する。はっきりしない場合は、おおよその数字でもいいので、ご協力をお願いする。

(4) すでに調査票を提出したのに、督促はがき(または督促電話)が来た

一「問い合わせ管理ファイル」にて回収済みかどうかを確認し、行き違いになった旨を お伝えして、お詫びをする。

(5) 調査票を失くした (汚してしまった) ので、再度送ってくれないか?

一調査票、記入要領、返信用封筒のうち、請求されているものを確認して送付する。締め切りが過ぎている場合は、調査票のみ FAX でお送りしていいかどうか確認し、回答後も FAX で返送してもらうよう依頼する。

4. 調査内容について

(1) 調査の趣旨や記入方法全般についてよくわからない

一質問番号等を確認し、「記入要領」に基づいて説明する。

(2) 調査票にプリントされた内容(問1~問6)に誤りがある

一前回までに回答いただいた内容、または都道府県からの資料のデータをもとに、事前に印刷している旨を説明し、変更がある場合は、二重線で消した上で、訂正してもらうよう依頼する。その情報は、次回以降の印刷に反映されるが、問4(客室数、収容人数)と問5(従業者数)については、年初のデータで1年間固定するので変更されない。

(3) 実人数とは?

一「100人のお客様がみなさん 2 泊すると、実人数は 100人、延べ人数は 200人となります。もし、延べ人数だけ把握していて、実人数の統計を取っていない場合は、月毎にお客様 1 人あたりのおおよその平均宿泊数で、延べ人数を割ると、実人数になります。延べ人数が 600人の場合、1人あたり平均宿泊数が 1.5 日だと、600÷1.5=400で、実人数は 400人になります」

(4) 1人あたりの平均宿泊数とは?

一「お客様が平均で何泊するかの数字です。仮にお客様の9割が1泊、残りの1割が2泊する場合は、1泊×0.9+2泊×0.1=1.1泊となります」。この計算方法については、同封の「記入要領(別紙)」に詳しく説明している。

(5) 従業者とはどのように数えるのか?

一従業者とは、働いているすべての人で、パート・アルバイト等の臨時雇用者、派遣労働者、出向者も含める。今年の1月1日現在での数字。

(6) 宿泊施設とリゾート施設(スキー場、ゴルフ場、遊園地等)が併設しているが、従業者 はどのように数えるのか?

一宿泊施設以外の施設(スキー場、ゴルフ場、遊園地等)を併設している場合は、宿泊 施設に従事している人を数える。ただし、分けて数えることができない場合は、全体 の従業者数でも構わない。

(7) 宿泊者が外国人であることをどのように判断するのか?

一宿泊者カードに日本以外の住所を記載した宿泊者を、その国・地域の外国人とする。 その把握が困難な場合は、日本以外のパスポートを提示した宿泊者、または宿泊者カードの国籍欄に日本以外の国籍を記載した宿泊者をいう。

日本国籍でも居住地が海外の場合は、その国・地域の外国人とし、逆に、外国籍でも 日本に居住地がある宿泊者は、外国人とせずに、その居住地から宿泊しにきた日本人 と同様に扱う。

宿泊旅行統計調査 疑義照会マニュアル

1. 調査票の記載内容の確認

疑義照会整理票に記載のある疑義項目に目を通し、調査票記載内容の疑義が発生している箇所を確認する。なお、事務局側で訂正可能な疑義に関してはその場で青ペンを用いて 訂正を行い、宿泊施設への照会は行わない(具体例については後述)。

2. 宿泊施設への疑義内容の照会

(1) 担当者 (調査票記入者) の特定

まず、宿泊旅行統計調査事務局であることを告げ、国土交通省観光庁実施の「宿泊旅行統計調査」の事につき電話したことを告げる。

一「宿泊旅行統計調査事務局の○○(オペレータの名前)と申しますが、国土交通省観光庁実施の宿泊旅行統計調査の件でお電話しました。恐れ入りますが、△△様(調査票記入者)はいらっしゃいますか?」

担当者が不在の場合は、必ず担当者の氏名と連絡可能日時を確認し、再度照会を行う。

─「△△様はいつお戻りになりますでしょうか?」

担当者が調査票に記入した覚えがない場合は、実際の調査票記入者を確認してもらい、 電話で疑義照会に応じてもらえるよう依頼する。

「ご提出いただいた調査票には△△様と書いていただいているのですが、実際にご記入いただいた方をご確認いただき、お話させていただきたいのですが。」

担当者名が不明の場合は、調査票記入者を確認してもらい、電話で疑義照会に応じてもらえるよう依頼する。

一「先日、調査票をご提出いただいたのですが、ご記入いただいた方とお話させていただきたいのですが。」

担当者に確認がとれた場合、再度、国土交通省実施の「宿泊旅行統計調査」の事につき電話したことを告げ、調査票提出のお礼を述べた上で、疑義の照会を行う。

─「宿泊旅行統計調査事務局です。先日は宿泊旅行統計調査にご協力いただきありがと うございました。恐れ入りますが、ご回答いただいた内容を確認させていただきた く、お電話差し上げました。問○のご回答は○でよろしいのでしょうか?」

(2) 疑義内容の照会

疑義照会整理票に記載のある疑義項目に従い、調査票とセットで疑義照会を行う。

- ・ 宿泊者数が特異値の場合
- ─「○ですが、○とお答えいただいており、同県の同規模の宿泊施設と比べましても宿泊者数が大変多くなっております。団体のお客様がお泊りになられた、何かキャンペーンをされていらっしゃる等、事情がお分かりでしたら、お教えいただけますでしょうか。」

・ 問7全体延べ人数が未記入

- 一当該月は休業である旨、改装中であった旨等、調査票および添え状に記載があり、 宿泊者数が0であると判断できる際は0と補記する(疑義照会は行わない)。
- 一内訳(県内外別、都道府県別)に実数による回答がある場合は、内訳の合計を補 記する(疑義照会は行わない)。
- 一「延べ宿泊者数に関しまして、○月のご記入がございませんでしたが、0人ということでしょうか。それとも不明ということでしょうか。」
- 一(不明の場合)「延べ宿泊者数に関しまして、月平均で○人くらいお泊りですとか、 ○人~○人くらいお泊りですとかでもお分かりになりませんでしょうか。・・・・・・。 でしたら、○人ということで理解させていただければと思いますが、よろしいで しょうか。」

・ 問7外国人延べ人数が未記入

- 一当該月は休業である旨、改装中であった旨等、調査票および添え状に記載があり、 宿泊者数が0であると判断できる際は0と補記する(疑義照会は行わない)。
- 一内訳(国籍別)に実数による回答がある場合は、内訳の合計を補記する(疑義照会は行わない)。
- 一同月の延べ宿泊者数が0人であれば、0と補記する(疑義照会は行わない)。
- 一「外国人延べ宿泊者数に関しまして、○月のご記入がございませんでしたが、0 人ということでしょうか。それとも不明ということでしょうか。」
- 一(不明の場合)「外国人延べ宿泊者数に関しまして、月平均で○人くらいお泊りですとか、○人~○人くらいお泊りですとか、全体の何割くらいが外国人の宿泊者の方ですとかでもお分かりになりませんでしょうか。・・・・・・。でしたら、○人ということで理解させていただければと思いますが、よろしいでしょうか。」
- ・ 県内外別、都道府県別がすべて未記入
- 一「貴宿泊施設には前回調査において県内外別(都道府県別)のお答えをいただい

ております。(おおよその割合でも結構ですので、) 今回もお答えいただくことは できませんでしょうか。」

一(延べ宿泊者数が5000人以上の施設の場合)「貴宿泊施設は宿泊者数が大変多く、 お答えいただけない場合、結果数値に影響を及ぼす可能性があります。ぜひとも 県内外別についてもお教えいただけませんでしょうか。」

・ 国籍別がすべて未記入

- ─「貴宿泊施設には前回調査において国籍別のお答えをいただいております。(おおよその割合でも結構ですので、)今回もお答えいただくことはできませんでしょうか。」
- 一(外国人延べ宿泊者数が 1000 人以上の施設の場合)「貴宿泊施設は宿泊者数が大変多く、お答えいただけない場合、結果数値に影響を及ぼす可能性があります。 ぜひとも国籍別についてもお教えいただけませんでしょうか。」

・ 実人数が未記入

- 一記入要領別紙に実数、もしくは、宿泊者の内訳で記入があり、実人数を算出できる場合、記入のある数字を転記し、照会は行わない。
- ─(○月だけブランクの場合)「宿泊者実人数に関しまして、○月のご記入がございませんでしたが、○月は何名様でしたでしょうか。」
- 一(3ヶ月ともブランクの場合)「宿泊者実人数のご記入がございませんでしたが、 宿泊者実人数の統計はとられておりますでしょうか。」(必要に応じて実人数の概 念を説明する)
- 一(実人数の統計をとっていない場合)「それでは、宿泊された方の中で、1泊の方、 2泊の方、3泊以上の方のおおよその割合をお教えいただけませんでしょうか。」

・ 利用客室数(客室稼働率)が未記入

─「利用客室数(客室稼働率)に関しまして、○月のご記入がございませんでしたが、○月は何室(%)でしたでしょうか。」

• 問 3~問 6 属性情報未記入

- ─「○についてお答えいただいておりませんでしたので、お教えいただいてもよろしいでしょうか。」
- ・ 宿泊目的割合の合計が 100%にならない
- 一事務局で100%となるよう訂正可能であれば、訂正を行い、照会は行わない。

- 一「宿泊目的に関しまして、貴宿泊施設を利用された方の観光レクリエーション目的の割合が○%、出張・業務目的の割合が○%とありますが、足して 100%となりません。おおよその感覚で結構ですので、お答えいただけますでしょうか。」
- ・ 外国人のほうが全体より多い
- ─「お答えいただきました○月の延べ宿泊者数ですが、外国人延べ宿泊者数の方が 外国人延べ宿泊者数を含んだ延べ宿泊者数よりも多くなっておりますが、今一度 数値をご確認いただけますでしょうか。」
- ・ 外国人が県外より多い
- ─「お答えいただきました○月の宿泊者数ですが、外国人延べ宿泊者数の方が外国人延べ宿泊者数を含んだ県外からの宿泊者数よりも多くなっておりますが、今一度数値をご確認いただけますでしょうか。」
- ・ 外国人実人数のほうが全体より多い
- ─「お答えいただきました○月の実宿泊者数ですが、外国人実宿泊者数の方が外国 人実宿泊者数を含んだ実宿泊者数よりも多くなっておりますが、今一度数値をご 確認いただけますでしょうか。」
- ・ 実人数が延べ人数より多い
- ─「お答えいただきました○月の宿泊者数ですが、実宿泊者数の方が延べ宿泊者数よりも多くなっておりますが、今一度数値をご確認いただけますでしょうか。」
- ・ 延べ人数÷実人数>35
- ─「お答えいただきました○月の宿泊者数ですが、延べ人数を実人数で割って平均 連泊数を計算しますと、ひと月に平均35泊以上されていることになります。今一 度数値をご確認いただけますでしょうか。」
- ・ 間7外国人実人数>0かつ外国人延人数が0か未記入
- 一(外国人延人数が0の場合)「お答えいただきました○月の外国人宿泊者数が0 人となっておりますが、外国人実宿泊者数は△人とご記入いただいております。今一度数値をご確認いただけますでしょうか。」
- 一(外国人延人数が未記入の場合)「○月の外国人宿泊者数が未記入となっておりますが、外国人実宿泊者数は△人とご記入いただいております。今一度数値をご確認いただけますでしょうか。」

- ・ 外国人実人数が外国人延べ人数より多い
- ─「お答えいただきました○月の外国人宿泊者数ですが、外国人実宿泊者数の方が 延べ宿泊者数よりも多くなっておりますが、今一度数値をご確認いただけますで しょうか。」
- ・ 延べ人数が収容客数より多い
- ─「お答えいただきました○月の全宿泊者数ですが、収容人数に日数をかけた値よりも多くなっております。臨時で多くの宿泊者の方が利用された等のご事情がおありでしょうか。」
- ・ 利用客室数が延べ収容客室数より多い
- ─「お答えいただきました○月の利用客室数ですが、客室数に日数をかけた値より も多くなっております。今一度数値をご確認いただけますでしょうか。」
- ・ 定員稼働率が客室稼働率を大きく上回る
- ─「お答えいただきました○月の宿泊者数ですが、定員稼働率を計算しますと、客室稼働率を大きく上回っております。臨時で定員より多くの宿泊者の方が利用された等のご事情がおありでしょうか。」
- ・ 利用客室数が延べ人数を上回る
- ─「お答えいただきました○月の利用客室数ですが、延べ宿泊者数を上回っております。臨時で多くの部屋を利用された等のご事情がおありでしょうか。」
- ・ 問7の外国人が県別表の国外の客数と合わない
- 一「都道府県別にお答えいただいた箇所の国外からの宿泊者数が外国人の宿泊者数 と一致しませんが、どちらが正しいものになりますでしょうか。」
- ・ 県別合計が問7の客数と合わない
- 一県外宿泊者数に外国人延べ宿泊者数を含んでいない、延べ宿泊者数に外国人延べ 宿泊者数を含んでいない等の理由により一致しないことが判明した場合は、事務 局側で訂正を行い、照会は行わない。
- 一「(県内外別・都道府県別)の宿泊者数の合計が延べ宿泊者数と一致しませんが、 今一度数値をご確認いただけますでしょうか。」
- ・ 国籍別合計が問7の外国人客数と合わない
- 一「国籍別の宿泊者数の合計が外国人延べ宿泊者数と一致しませんが、今一度数値

をご確認いただけますでしょうか。」

- ・ 延べ人数が前回から大きく変化
- 一延べ宿泊者数の3ヶ月合計が前回調査の同宿泊者数の平均から極端に増加、あるいは減少した場合。
- 一「前回調査(〇~〇月)の延べ宿泊者数に対して、今回調査の延べ宿泊者数が 5 倍以上と多く(1/5 以下と少なく)なっておりますが、何かご事情がおありでしたでしょうか。」
- ・ 外国人が前回から大きく変化
- 一外国人延べ宿泊者数の3ヶ月合計が前回調査の同宿泊者数の平均から極端に増加、 あるいは減少した場合。
- 一「前回調査(○~○月)の外国人延べ宿泊者数に対して、今回調査の外国人延べ 宿泊者数が4倍以上と多く(1/4以下と少なく)なっておりますが、何かご事情が おありでしたでしょうか。」

(3) 照会結果の反映

宿泊施設に問い合わせた結果をもとに、調査票の該当箇所を、青ペンを用いて訂正する。

(4) 照会結果の入力

照会の結果、訂正が行われた調査票をもとに入力を行う。

(5) 注意点

ある月の宿泊者数の記入が 誤っていることが判明した場合、他の月についても同様の原因による誤りの可能性があるので、誤りがないかも併せて聞く。